

IDE-JETRO
アジア経済研究所編



アジア動向年報
1990▶1999
ネパール編

Yearbook of Asian Affairs :
1990 - 1999
Nepal



IDE-JETRO

バンドル版
アジア動向年報
1990▶1999
ネパール編

アジア経済研究所編

Yearbook of Asian Affairs : 1990-1999 Nepal

はしがき

アジア経済研究所では、アジア各国の政治、経済、対外関係に関する動向を的確に伝えることを目的に、1970年以降毎年『アジア動向年報』を発行してきました。時代とともに対象国・地域も変化し、現在は23のアジアの国・地域およびアメリカの対アジア関係をカバーしています。事業開始から50年以上経ちましたが、アジア各国・地域を長年観察してきた所内外の研究者が現地の一次資料や現地調査に基づき、その年に起きた重要な出来事や変化を解説するというスタイルは現在でも変わっていません。執筆者が交代しても、同じフォーマットで50年以上にわたりアジア各国・地域の動向を伝える書は、世界をみても類似のものはないといってよいでしょう。

『アジア動向年報』には2つの役割があります。ひとつは、アジア各国・地域で起きた事象の時事的な解説を行うとともに、その歴史的背景や意味についても明らかにし、アジア各国を理解するうえで有用な情報を提供することです。もうひとつは、歴史を振り返る資料としての役割です。とはいえ、現在の『アジア動向年報』は各年単位で読む仕様となっており、各国の動向を時系列で追うには不便との声が寄せられてきました。

そこで50年分の蓄積を生かし、既刊の年報から各国の章を抽出して10年ごとに1冊に束ね、各国の動向を10年単位で把握できるよう、『アジア動向年報（バンドル版）』を作成することになりました。既刊のものをまとめるだけでなく、冒頭には第一線の研究者が新たに執筆した各国の10年間を理解するための解説を付しています。これにより、各国の長期の動向をより理解しやすくなり、多くの方にご利用いただけるのではないかと思います。2021年の第1巻（2010～2019年）、2022年の第2巻（2000～2009年）に続き、今回は1990～1999年までの10年分を第3巻として公刊します。今後は1970年までさかのぼり計5巻作成する予定です。

なお、本バンドル版はこれまでのA5判と異なり、B5判で制作しています。これは『アジア動向年報』の判型が1990年代の途中でB5判からA5判に変更されており、判型をどちらかに統一する必要があったためです。また判型の変更とともに本文の体裁も2段組みから1段組みとなったため、既存部分のレイアウトが1994年前後で異なっています。あらかじめご承知おきください。

今回のバンドル版もまた価値ある資料として、アジア各国・地域を理解する一助となることを願っています。

2024年2月

日本貿易振興機構アジア経済研究所所長

深尾京司

目 次

解説

p. 001

1990-1999年のネパール：
パンチャヤット制から複数政党制への移行

佐野麻由子

1990

p. 009

パンチャヤット制廃止，新憲法発布と歴史的変革の年

吉村文成

1991

p. 041

総選挙とコイララ内閣の成立

井上恭子

1992

p. 061

政治体制整備が進展

井上恭子

1993

p. 083

続投に強い意欲のコイララ政権

伊藤ゆき

1994

p. 105

共産党政権の誕生

伊藤ゆき

1995

p. 125

共産党内閣から連立内閣へ

伊藤ゆき

1996

p. 147

苦悩する民主主義

内川秀二

1997

p. 169

継続する短命政権

内川秀二

1998

p. 189

G・P・コイララの復権

内川秀二

1999

p. 209

安定政権の誕生

内川秀二

* 1990年代の本文の一部で「パンチャヤト」となっていた表記は「パンチャーヤット」に改めている。

*本書の既刊部分のデータは当時のスキャン画像をそのまま利用しています。一部汚れや文字のかすれなどがありますが、ご了承くださいませよう願いたします。

本書に掲載されている論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、独立行政法人日本貿易振興機構あるいはアジア経済研究所の公式見解を示すものではありません。

1990-1999年の ネパール

■ パンチャーヤット制から複数政党制への移行

佐野麻由子

概 況

1990年代はネパールにとって、2000年代の国家体制の転換に先立つ変動の時期だった。まず1990年に、国王が政治の実権を握るパンチャーヤット制が廃止され、複数政党制が復活した。1991年の国会選挙でネパール会議派（NC）政権が発足したが、1994年11月の総選挙以降は、党内の派閥争いなどにより短命政権が続いた。1996年には、ネパール共産党毛沢東主義派（以下、毛派）が「人民戦争」を開始した。

経済面では、パンチャーヤット制の廃止が経済政策の転換につながり、自由化の下で成長が実現した。ネパール経済は、1989年3月以来約1年半にわたり続いたインドによる経済封鎖の打撃を受けていたが、1990年代前半から民営化の推進、民間部門に対する規制緩和、外国投資の呼び込み、観光業振興などにより持ち直した。1990年代の年平均実質GDP成長率は4.84%で、1980年代（4.09%）を上回った。

対外関係においては、インドによる経済封鎖が解消され、両国の関係改善が進められた。また、インドへの外交、貿易面での偏りを修正し

均衡を保つべく、中国との関係構築が積極的になされた。くわえて1990年以降、隣国ブータンから多数のネパール系住民が難民としてネパールに流入し問題となった。

国内政治

パンチャーヤット制の廃止と民主化

1960年以來30年続いたネパール独自の政治体制であるパンチャーヤット制が1990年に廃止された。パンチャーヤット制は、政党活動を禁じ、国王が首相や閣僚の任命を行って政治の実権を握る親政体制である。

パンチャーヤット制の廃止につながった民主化要求運動の出発点は、1990年1月18日から20日にカトマンドゥで開かれたNC代表者会議であった。この会議で、ネパールの政党政治が廃止されて30年にあたる2月18日からパンチャーヤット制を廃止し、政党政治復活に向けて大衆運動を開始するという決議が採択された。くわえて左翼政党や学生団体も同様の運動を開始した。こうした運動に対して、政府は弾圧や取り締まりを行ったが、アメリカを中心と

する西側援助国は、デモ隊に対する弾圧行為を続けるのであれば援助の継続はないと表明するなどし、民主化運動を間接的に支援した。4月6日には、民主化を求め全土でゼネストが実施され、カトマンドゥだけでも20万～30万人がデモに参加した。4月8日にビレンドラ国王は、パンチャーヤット制の廃止と政党活動禁止解除の声明を発表し、4月19日には新憲法制定に向けた暫定政権が発足した。暫定政権は、NC4人、統一左翼戦線3人、無所属2人、国王任命2人の計11人で構成され、NCのクリシュナ・プラサド・バッタライが首相に就任した。同年11月9日には民主的な新憲法が発布され、立憲君主制のもとで法の下での平等、言論、表現、平和的集会の自由、結社の自由、移動の自由、職業選択の自由などが保障されたほか、単一の政治組織による支配を防ぐための条文も設けられた。また、国家の統合をはかるため、多民族・多言語国家であることも明記された。

1991年5月、32年ぶりに複数政党制に基づく国会選挙が実施され、下院議席の過半数を占めたNCが政権を樹立した。新首相にはギリジャ・プラサド・コイララが就任した。翌年には地方にも民主化の波が及ぶ。1992年4月に地方自治体法が公布され、この法律に従い5月から6月にかけて地方自治体委員選挙が行われて地方自治制度が構築された。

しかし、民主化後の政権は安定しなかった。NC政権下での物価高騰、汚職、身内びいき、格差の拡大への不満や1994年3月の国境侵犯事件による反インド感情の高まりにより、「NCは民主主義であり、民主主義はNCである」という国民の期待は失望へと変わった。議会制民主主義確立以降2回目となる1994年11月の総

選挙では、いずれの政党も下院205議席の過半数103議席を獲得することができず、憲法42条2項「首相となるために下院で過半数の票を獲得できる議員がいない場合、国王は下院で最大の議席を有する政党の党首を首相に任命するものとする」に基づき、最多議席政党のネパール共産党統一マルクス・レーニン主義（CPN-UML）のマン・モハン・アディカリ党首が国王から首相に任命され、CPN-UML政権（1994年11月30日～1995年9月12日）が発足した。

だがこの政権も短命に終わる。与党内の抗争に起因する大臣の解任などによって政権は不安定化し、1995年9月に内閣不信任決議案が可決され、かわってNC、国民民主党（RPP）、ネパール友愛党（NSP）によるシェール・バハドゥール・デウバを首相とする連立政権（1995年9月12日～1997年3月12日）が発足した。その後も、NCとCPN-UMLの2大政党が交互に連立政権を組む展開が繰り返される。1997年3月にはCPN-UML、RPP、NSPによるロケンドラ・バハドゥール・チャンドを首相とする連立政権（1997年3月12日～10月7日）が発足し、同年10月にはNC、RPP、NSPによるスリヤ・バハドゥール・タパを首相とする連立政権（1997年10月7日～1998年4月15日）が組まれた。

1998年になると、下院第1党のNC党首コイララがCPN-UMLから閣外協力を取り付け、憲法42条2項に基づき首相に任命されて、NC単独政権（1998年4月15日～1999年5月31日）が発足した。だが閣外協力撤回を示唆したCPN-UMLの揺さぶりなどがあり、1999年5月には総選挙が実施されることになった。この選挙ではNCが過半数議席を獲得し、クリシュナ・プラサド・バッタライ政権（1999年5月

31日～2000年3月22日)が誕生した。

このようにパンチャーヤット制廃止後は議会制民主主義に則って政党政治が行われたが、その一方で、院外政治により権力奪取をもくろむ党派が1994年に生まれた。君主制の打倒、人民共和国の設立を掲げたプシュパ・カマル・ダハル(プラチャンダ)が率いる毛派である。1996年2月、毛派は40カ条の要求をデウバ首相に提出し、要求をのまなければ反政府活動を開始すると警告した。それを拒否されると、ロールパ郡、ルクム郡、シンドゥリ郡の警察詰所を襲撃し、反政府テロ活動を開始した。政府は1997年に「マオイストの活動と解決策の模索」を調査するための特別委員会を設立したが、毛派との話し合いは進まなかった。1999年、政府は対応策を協議するために、デウバ元首相を議長とする「毛沢東主義者問題を解決するための提案を検討するハイレベル委員会」を設置したが、1990年代中には交渉は進まなかった。

経 済

経済自由化の進展

パンチャーヤット制の廃止は経済政策の転換にもつながり、1990年代には経済自由化が進んだ。1991年に発足したNC政権は民間部門に対する規制緩和を行うとともに、経済成長に必要な投資の資金源を獲得するために積極的に外国投資の導入をはかった。この政策はIMF・世銀の路線に沿うもので、援助を引き出す目的もあった。

外資規制緩和としては、まず1992年に外国直接投資導入の法的整備として工業企業法(IEA)および外国投資・技術移転法(FITTA)

が施行された。1996/97年度予算では証券市場が部分的に開放され、外国投資家が払込資本の25%までネパール企業の株を取得することができるようになった。また、FITTAが改正され、固定資本に2000万ルピー以上を投資しなければならないという条件が撤廃された。1996年には金融部門で外国企業とネパールの金融機関との合弁企業の設立が進められた。

財政赤字削減のため、政府は国营企業の民営化にも着手した。1993年には民営化法が制定され、1996年にはネパール通信公社に独占されていた通信部門が民間に開放された。

為替取引の自由化も進められ、1992年には通貨ルピーの交換性の部分的自由化が決定された。さらに、1994年には経常取引における自由化の達成によりIMF14条国から8条国へと格上げされた。

外貨獲得手段として、政府は観光業振興、電力輸出を打ち出した。1993年には、ロイヤルネパール航空が、フランクフルト便、ロンドン便にくわえパリ便を、1994年には大阪までの直行便を就航させた。1992年に30万人程度であった外国人観光客は、1998/99年度には46万4000人に達した。観光による外貨収入は、1994/95年度には90億ルピー、1995/96年度には95億ルピーとなった。1998年にはネパールで最初の「観光年」キャンペーンが実施された。電力輸出については、1996年にインドとマハカリ川総合開発条約を締結し、堰、ダム、水力発電の統合開発における相互協力について取り決めがなされた。

こうした経済自由化の進展を受けて、1990年代の年平均実質GDP成長率は1980年代(4.09%)を上回る4.84%に達した。とくに観

光業および銀行、輸送、電気通信分野におけるサービス部門は平均して年7.5%で成長した。また、産業構造の転換も進んだ。ネパールの産業は第一次産業に依存しているが、GDP構成比は徐々に低下し、1991/92年度の約5割だったものが、1997/98年度には約4割となった。食品、たばこ、繊維等の製造業がGDPに占める割合も、1980年代は5~6%で推移していたが、1990年代に入ると徐々に増加し、90年代後半は9%台で推移した。

対外関係

インド、中国との関係改善

民主化は隣国インドとの関係改善にもつながった。インドとの間では、1988年3月のネパール・インド通商・通過条約の更新が順調に進まず、1989年3月に同条約が失効し、約1年半にわたり経済封鎖の状態におかれた。この間、石油製品等の輸入物資の不足や価格の高騰に苦しめられた。しかし、1990年6月にバッタライ首相がインドのV・P・シン首相と会談し、失効していたネパール・インド通商・通過条約を復活させ、関係正常化がはかられた。その背景には、1989年末のインドの政権交代のほか、インドの国民会議派と深いつながりがあり、民主化を要求し続けたNCの立場が、議会制民主主義を国是とするインド政界から歓迎されたことがあった。

ところが、両国政府の蜜月は長くは続かなかった。1994年3月、カトマンドゥで銃器をもって家宅侵入したインド警官が、ネパール警官の手を借りて逃走する事件が発生した。またネパールガンジでは、インド警官による強盗事

件も発生した。インド警官の国境侵犯事件により、ネパールでは反インド感情が高まった。インドはこの2件の事件について謝罪したが、ネパール国民の反インド感情はおさまらず、NCの選挙敗退の一因となった。

1990年代半ばになると、両国関係は再び改善に向かう。1991年に了解覚書が手交されたものの不平等を理由にネパール国内の批判にあい破棄されたマカハリ川総合開発条約に関して、政府はタナクプル・ダムからの水および電力の配分についてインド側の譲歩を引き出すことに成功し、1996年2月に調印、9月に議会で批准された。また、同年12月に相互貿易・協力条約の更新がなされ、原産地証明書に基づいて、ネパールで製造されたすべての製品が関税と数量制限なしでインド市場にアクセスできるようになったほか、インドの輸入ネガティブ・リストがビールを除く工業用以外のアルコール類、香水・化粧品、たばこの3品目に緩和された。さらに、インドはフルバリを經由したバングラデシュへの通過ルートを開設した。1997年9月1日にネパールはバングラデシュのモングラ港の使用を許可され、カーカルピッタからフルバリ、バングラデシュのバングラバンダを經由してモングラ港に至るルートが開通し、陸封状態が改善に向かった。

1990年代には、中国との関係改善もはかられた。政府はインド寄りだった過去の外交を見直し、インド・中国両国とのバランスをとるために、中国との関係構築に積極的に取り組んだ。1993年に国王夫妻の中国訪問が実現したほか、コイララ首相（1992年、1993年）、アディカリ首相（1995年）、デウバ首相（1996年）が相次いで訪中した。1992年にコイララ首相は、

中国の李鵬首相と会談を行い、相互信頼の構築と経済、貿易、文化、教育の分野での協力の強化に合意した。1996年にデウバ首相は、李鵬首相と共同声明を発表し、チベット、台湾は中国の一部であるとの見解を確認した。他方、1996年に中国の江沢民国家主席が来訪し、ビレンドラ国王との間で次世代に向けて中国とネパールの善隣パートナーシップを確立することで合意に達した。

もう一つの隣国であるブータンとの間では軋轢が生じた。1990年の半ば以降、ブータンでは民主化を求める動きが活発化するのに伴い政治的活動への規制が強化された。民主化要求グ

ループのなかにネパール系ブータン人が含まれていたことから、ネパール系ブータン人に対し活動を抑え込む目的で「ブータン化」政策が推し進められ、ネパール系住民が難民としてネパール南東部のインドとの国境近くに定住を始めた。これを受け、ネパール政府はブータン政府に難民の帰国を求めたが、ブータン政府はそれを拒否した。1992年、ネパール政府と国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、難民キャンプを設営し難民を受け入れた。1993年の時点で難民数は8万5400人に上った。

(福岡県立大学人間社会学部教授)

Yearbook of Asian Affairs:

1990 - 1999

Nepal

1990

1990年のネパール

パンチャヤト制廃止，新憲法発布と歴史的変革の年

吉村文成

1990年は、ネパールにとって、60年以来30年続いてきたこの国独自の政治体制であるパンチャヤト制の廃止，ネパール会議派（NC）を中心に統一左翼戦線（ULF）と組んだ政党政府の成立，そして、主権在民，複数政党制の議会制民主主義などを定めた，立憲君主制度に基づく新憲法の発布と，まさに歴史的変革の年であった。

そして，こうした変革をもたらしたのは，ネパール会議派を中心とする国民の民主化要求運動の高まりである。1年を通して，民主化を求める大衆運動が各地で昂揚し，それなりの犠牲を払いながらも，その要求を次々に実現してゆく様子は，まさしく，歴史的な「疾風怒濤の1年」というにふさわしい。

また対外関係では，前年いらいの懸案であるインドとの通商・通過条約の更新が，新政府の成立を待って，ようやく実現した。これにより，1989年3月以来続いてきた実質的なインドによる「経済封鎖」は約1年半ぶりに解消したが，この間にネパールが払った経済的犠牲は大きい。インドとの関係改善が成立した背景には，基本的には，ネパールに新しく成立したネパール会議派を中心とする新政府が，議会制民主主義をベースとし，インドの政治体制と価値を等しくすることとなった点を指摘しえよう。

しかし，インドとの関係改善，実質的な「経済封鎖」の解消も，一直線にネパールの経済状況を改善するものではなかった。もともと弱体な経済であるだけに，具体的な計量は困難であるが，民主化要求運動に伴う社会混乱が経済に与えた影響もまた大きかったからである。民主化の結果，労働者，農民の権利意識がたかまったことがネパールの経済にどのような影響を与えるか，これは今後の問題でもある。

民主化要求運動の展開

歴史的な変革を実現した1990年のネパール民主化要求運動の直接の出発点は，1月18日から20日までカトマンドゥで開かれたネパール会議派代表者会議である。この会議で，ネパールの政党制度が廃止されて30年にあたる1カ月後の2月18日からパンチャヤト制廃止，政党政治復活に向けて大衆運動を開始する，という決議が採択された。そして，この決議の実行を先取りするようにして，その他に左翼政党や学生団体が散発的ながら活動を開始した。他方，政府はこれに対して，指導者や活動家の大量逮捕，関係雑誌の発行禁止処分，さらに予防的措置としてネパール会議派最高指導者のガネシュ・マン・シン氏，パタライ総裁代理，コイララ書記長らトップクラスの指導者の自宅軟禁などで対抗しようとした。

しかし，1951年2月にラナ家の専制支配を打倒し，立憲君主制を復活させたことを祝う18日「王政復古記念日」には，政府の祝賀行事をよそに，全国的に民主化要求運動が本格的に開始され，各地で警官隊と衝突した。

こうした運動はその後政府の弾圧，逮捕にもかかわらず，集会，デモ，スト，喪章デモ，灯火ストなど多様なかたちを取りながら，波状的に全国各地で続いた。他方，アメリカを中心に西側援助国のネパール駐在大使らが，ウパダヤ外相に対し「デモ隊に対する強圧の弾圧を続けるなら，援助の継続はない」と申し入れるなど，外国からの圧力も加えられた。こうしたなかで，ついに4月6日，シュレスタ内閣は「法と秩序を維持できなかった」としてビレンドラ国王から解任された。

後を継いだチャンド内閣の当面の最大の任務は，治安の回復である。全国的に民主化要求デモが燃

え広がるなかで、就任早々、ネパール会議派の指導者らとの接触をはかった。

しかし、ネパール会議派の最高指導者ガネシュ・マン・シン氏らは、複数政党制が認められるまでは会えない、として対話そのものを拒否した。ついに国王が乗り出して「パンチャヤト制の廃止と政党活動の禁止解除」を声明（4月8日）。これで、政局の焦点は、新憲法制定に向けて暫定政権の構成に移った。

暫定政権の組閣作業は、パンチャヤト財産の国有化、全政治犯の釈放、民主化運動犠牲者に対する補償などさまざまな要求を突きつける、ネパール会議派の主導の下に進められ、4月19日、ようやくネパール会議派のバタライ総裁を首班とする新政権が発足した。新政権の構成は、ネパール会議派4人、統一左翼戦線3人、無所属2人、国王任命2人の計11人である。

2月の民主化運動の始まりからこの暫定政府成立までの間、首都カトマンドゥをはじめネパール各地はほとんど騒乱状態といえる状況が続いた。その頂点は、ビレンドラ国王がパンチャヤト制廃止を宣言する直前の4月6日の全土ゼネストであろう。カトマンドゥだけで20万～30万人がデモ行進し、その一部は王宮に向かい警官隊と衝突、相当数の死傷者が出た。なお、年末に発表された「民主化運動に伴う生命・財産被害に関する政府調査委員会」の報告では、2月12日から17日までにボカラの民主化運動で約95人が負傷、2月12日から4月13日までに全国で45人が犠牲になり、約2300人が負傷した。

新憲法発布への確執

バタライ新暫定政権の最大の課題は、総選挙実施に向けて、新憲法を制定することである。しかし、それなりに影響力を残そうとする王宮勢力と、完全な主権在民を求める政党勢力との確執で、作業は必ずしも順調には進まなかった。

まず、5月11日、ビレンドラ国王はテレビ、ラジオで、憲法改正のため「憲法諮問委員会」を設置した、と一方的に発表した。これに対し、政府やその他の政党勢力は、王宮が一方的に委員を決め、委員会を設置した手続き面に問題がある、と

著作権の関係により、
この写真は掲載できません

して反発した。国王の指名した憲法諮問委員会の委員長をはじめ一部委員が辞職するにおよび、国王は、いったんは、この委員会の解散を余儀なくされた（15日）。結局5月30日、憲法諮問委員会は政府の推薦を得て新規発足し、新憲法草案を練ることになった。

9月10日、憲法諮問委員会は、国王を内閣の助言で行動する「名目上の君主」とした、新憲法草案を国王に提出した。今度は、この草案の早期発布を求める政党勢力と、勢力維持のため、それなりの改正をはかる王宮、旧パンチャヤト・グループとの間で確執が続いた。

その後、王宮側は、国王に対する政府にかわる助言機関として「国家評議会運営委員会」を設置することや、国王が「主権と非常大権を持つ」とするなどの改正案を政府に示し、これに対して左翼政党、労組などが一斉に反発して抗議の街頭行動を各地で展開した。また、バタライ政権も一時は辞任の構えをみせるなど紛糾した。こうしたなかで、ビレンドラ国王とバタライ首相のぎりぎりの話し合いが繰り返された結果、政府と王宮との間の妥協が成立し、新憲法は当初の予定より大幅に遅れたものの、11月9日ようやく発布された。

新憲法の主な内容は「ネパールは多民族、多言語、民主、独立、不可分であり、主権を有するヒンドゥー立憲君主国である」「国王はネパール国民の象徴であり、ネパール国民の統一体である」「平等、言論、表現、平和的集会の自由、結社の自

由、移動の自由、職業選択の自由を保障する。死刑は廃止する」「立法院は250人よりなる衆議院と、定員60人の国家評議会で構成する。衆議院は18歳以上の普通選挙で選出し、国家評議会委員は国王の任命による10人、単式移譲投票による比例代表制で衆議院から選出される35人、一開発地域から3人ずつ単式移譲投票で選ばれた計15人——の計50人で構成される」——などである。

また、前のパンチャヤト制に類する単一組織による支配を防ぐために「単一の政治組織もしくは政党、あるいは同じ政治イデオロギーを持つ人々による、国家の政治制度もしくは選挙への参加を規定する法律、取り決め、決定は、本憲法に合致せず、無効である」の一項もいれられた。また、「特定政治組織・政党がネパール国民をその宗教、カースト、種族、言語、性を理由に参加させない場合、あるいは、政治組織・政党の名称、目的、記章、旗が特定の宗教、コミュニティーを示唆し、かつ、国家の分裂を促す傾向がある場合、その登録を拒否する」こともうたわれている。これは、多民族国家として、分裂への動きを避けるねらいとみることができる。

なお、国王の非常大権として「深刻なる非常事態が、戦争・外国からの侵略・武装反乱・極度の経済不況などから発生し、王国の主権と統一もしくは国土の一部の安全を脅かす場合、陛下は王国の全域もしくはその一部に非常事態を宣言することができる」の項目もあるが、これも「3カ月以内に衆議院にかけて承認を得なければならない」と制限がつけられている。

この新憲法に対しては、仏教徒グループやキリスト教徒グループから、「ヒンドゥ立憲君主国家」と規定している点について、「非宗教国家とすべきだ」として強い抗議が寄せられた。

ともあれ、新憲法が制定された後、政界の課題は、1991年4月ないし5月と予想される総選挙に移った。政党活動の自由化が発表されると、すでに5月末の段階で、タペ元首相、チャンド前首相をそれぞれ中心とするふたつの民族民主党が結成されるなど、旧パンチャヤト勢力による新政党設立の動きが相次いだ。一方、左翼勢力の間でも新党設立や離合集散が続いた。なかでも焦点は、連立で新政府を構成することになったネパール会議

派と統一左翼戦線の動向である。旧パンチャヤト勢力からの新規加入が相次ぎ、自信を深めているネパール会議派は、総選挙は自党だけで戦い、過半数を獲得できるとしている。これに対し、統一左翼戦線側は、ネパール会議派と共闘すべきかどうかで揉め、12月には構成する7党のうち4党が脱退する羽目になっている。

対外関係

1990年の対外関係の最大課題は、88年来、緊張しきっていた対インド関係の修復である。

対インド関係の緊張は、もともと1988年3月のネパール・インド通商・通過条約の更新が順調にゆかず、暫定延長と交渉が続いたあげく、89年3月、ついに失効に至ったことによる。北の中国国境はヒマラヤの天険であり、南の出口はインドを経由するしかない内陸国ネパールは、この対インド通商・通過条約の失効で約1年半にわたり実質的に「経済封鎖」の状態に置かれた。このため、石油製品など輸入物資の不足や価格の騰貴、そして、産物の輸出の不調に苦しんだ。石油製品の不足は、燃料として薪炭に頼ることにもなり、もともと枯渇しかけていた森林資源にも深刻な影響を与えた。

対インド関係修復の動きが具体化してきたのは、ネパールに対し強硬姿勢をとってきた、インド国民会議派のラジブ・ガンディ内閣にかわって、1989年12月にV・P・シン内閣が成立してからである。1月早々、ネパールのウパダヤ外相とインドのグジュラル外相がニューデリーで会談。続いて2月にはニューデリーで、また、4月にはカスマンドゥで外務次官級会談が開かれた。しかし、ネパールの国情が民主化要求運動をめぐって激しく揺れるなかで、進展があるはずもない。

なお、4月にインドのS・K・シン外務次官がカトマンドゥを訪れたさいに用意したインド・ネパール通商・通過条約改正案は、インド外交の一側面を示すものとして注目に値する。シン外務次官は、ネパールの政治混乱に乗じるかのように、「国防および経済援助に関連した条約ないし合意を外国と締結するさいは、まえもってインドの承認を受けなければならない」という条項を忍び込

ませようとしたのである。

結局、対インド関係が本格的に修復されるのは、ネパール会議派を中心とする新政権がネパールに発足してからになる。6月10日、パタライ首相がニューデリーを訪れ、インドのV・P・シン首相と会談、1989年3月に失効していた通商・通過条約を復活し、関係正常化を図ることになった。これによって、インドは国境の物資通過点15カ所のうち閉鎖されていた13カ所を再開し、また、ネパールは国内のインド人に対する労働許可制の廃止などを決めた。

なお、このインド・ネパール首脳会談の合意については、左翼政党から「インド人に対する労働許可制度の廃止とネパールの河川に対する共通の権利の受け入れは、ネパールの国家主権と利益に反する」とする抗議が発表されている。

ともあれ続いて8月5日、インドのグジュラル外相がカトマンドゥに來訪、ネパール・インド間の通過点として新しく3地点を開放すること、3本の鉄道をインドの援助で建設することなどを約束し、さらに、ネパールに対する包括的援助計画を発表した。これに対し、ネパール側は、外国投資受け入れのため開放経済政策をとる方針を明らかにし、インド資本を歓迎する意向を示した。

前年来、完全な行き詰まり状態にあった対インド関係は、ネパールに新政府が成立するのを待つようにして解決をみた。これは、1989年末のインドの政権交替もあるが、議会制民主主義を主張し続けてきたネパール会議派の立場が、やはり、議院制民主主義を国是とするインドの政界から歓迎されたことが大きい、と見ることができる。ネパール会議派は、もともとインドの国民会議派とは深いつながりがある。

なお、この対インド関係が紛糾した理由の一つに、ネパールが中国からの武器輸入に着手した問題がある。しかし、新政権になって、この武器輸入は実質的に取り消され、問題自体が解消したかたちになった。

また、この年、ブータンでも民主化を求める運動があり、政府から弾圧を受けたが、ネパール系住民を中心とするブータンの反体制派グループはカトマンドゥに避難し、事務所を開設した。そして、ネパールの新政権首脳はこれら反政府派のブ

ータン代表と会見するなど、これを保護する姿勢を明確に示した。その結果ブータン政府との従来との緊密な関係に緊張をもたらした。

なお、この年の世界的事件にイラクによるクウェート侵攻(8月2日)がある。遠い中東のできごとだったが、ヒマラヤの小国ネパールにも影響は及んだ。政府は、イラクの侵攻当日、イラク非難を行ったが、8月末には、出稼ぎに出ているネパール人保護のため、ネパール航空機をチャーターし、約130人をヨルダンの首都アンマンからカトマンドゥに空輸した。クウェートで働いていたネパール人は公式には248人。しかし、非公式には約800人と推定され、その他の湾岸諸国全体では約2800人が働いていた、と推計されている。

経 済

前年からの対インド関係の緊張に伴う実質的な「経済封鎖」、それに加えて、この年前半、全国に燃え上った民主化運動に伴う社会混乱で、ネパール経済は大きな打撃を受けた。1989-90年の経済成長率(GDP)は2%と推定されているが、これは推定人口増加率2.6%を下まわり、1人当たり成長率ではかえってマイナス成長だった。

インドとの確執で、最も打撃の大きかったのは、伝統的にインドから輸入されてきた原材料と中間財および資本財の不足である。1989年3月、インドとの確執が始まってから多くの中小工場が生産を停止し、建設関係の事業も、石炭の不足からレンガ工場、セメント工場が生産を停止したことで、実質的に止まってしまった。

そして、6月10日、対インド関係はようやく正常化されたが、これも期待されたほどの経済状況の改善をもたらすのではなかった。

7月13日、パンディ蔵相は総額199億^{ルピー}からなる1990年度予算案を閣議に提出した。このうち123億^{ルピー}は、開発関連、約75億^{ルピー}は経常支出である。国防と警察関連には18億6000万^{ルピー}、債務支払いには23億^{ルピー}が割り当てられた。また、収入面では、税収入が101億6000万^{ルピー}とされている。なお、10月にパリで開かれたネパール援助国会議では、90、91の2年度分援助額としてネパールが年間3億5400万^{ドル}の援助を要請したのに対して、計10億

「の援助供与が決定され、パンディ蔵相は「予算に計上された以上の援助をうけとることになった」と奇妙な感想を述べている。

予算案では、また、国内生産活動の活性化をねらって石炭などの燃料や原材料の関税が50%から33%に、また、基本的物資の関税が15%から9%に引き下げられた。また、運送費などの低減のためとして、灯油およびディーゼル油の価格も引き下げる、とされた。こうした関税引き下げのねらいは、言うまでもなく、この国の主要輸出品である木綿織製品やカーペットなどの生産の拡大とインドその他の諸外国への輸出の拡大であるが、実業家らの言葉をかりれば、労賃および運送費の高騰もあり、ネパールの製品がインド製品と競争するのは極めて困難だ、としている。

新政府の成立、そして、産業復興をねらう政府の施策にもかかわらず、経済の回復は思わしくない。8月、暫定政府のある経済閣僚は、「インフレの抑制も、雇用の促進も、湾岸危機で石油製品の価格がこう上がっては、どうにもならない」と語り、経済運営の困難の責任を湾岸危機におしつけようとしたほどである。

8月はじめ、マヘル・ラル・プラダン商工会議所会頭は、社会不安のためネパール全土で生産活動が危機に瀕しており、政府が早急に適切な処置を講じなければ、閉鎖される工場が増え、政府も危機に陥ろう、と警告した。それによると、民主化実現後の労働運動自由化で、組織関係の55工場がすでに閉鎖され、また、それまでのわずか1週間で、100を越す食品関係の工場が閉鎖された。政府が季節労働者の最低賃金を50%以上引き上げたことも、諸産業に影響を与えている、という。

経済はいっこうに回復しない。7月から8月にかけて全国的にコレラが流行し、数百人の犠牲者が出た。民主化要求運動の余波ともいえるかたちで、砂糖、食塩、食料油などの生活必需物資の物価上昇や政府のサービス低下に抗議するデモが続いた。なお、ネパール中央銀行によると、1989年度の物価上昇率は約9%とされる。しかし、世界銀行やその他のカトマンドゥの外国関係金融機関

は一樣に二桁には達していよう、とする見方が有力だ。

こうしたなかで、政府は10月13日、湾岸危機による石油価格高騰のためとして、ガソリン5.3%、ジーゼル油11.11%、灯油41.7%、航空燃料油11%の値上げを発表。さらに、10月末には灯油の消費自粛を呼びかける声明を発表した。これは、湾岸危機に加えて、インドのビハール州およびアンドラプラデシュ州でヒンドゥー教とイスラム教の寺院建設をめぐる争いの余波で灯油の供給が極端に減少したためである。11月11日には、灯油はついに配給制になった。一方、ネパール材木協会は、この冬、カトマンドゥの供給できる燃料用木材はない、と発表するなど暗い報道が続いた。

しかしながら、こうした人為的悪条件とは別に、1989年度のネパールは天候には恵まれた。このため、穀類生産高は、史上最高の580万トンを記録、今後も好天が続けば、90年には600万トンが望める、という。

また日本、ドイツ、クウェート、サウジアラビア、世界銀行、アジア開発銀行の資金援助を得て2月に完成した出力69メガワットのマルジャンディ水力発電所の送電の開始は、電力不足、エネルギー不足に悩むこの国にとって大きな朗報だ。

さらに、この年、民主化要求運動に伴う社会混乱や、6月の対インド関係正常化まで続いたインドとの国境通過点の大半の閉鎖という事態に、観光客は激減したが、同時に、ソ連のアエロフロート航空、ブータンのドルック航空、香港のドラゴンエアがカトマンドゥ定期便の就航を開始したのは、この国の主要外貨獲得源である観光業の未来に明るい展望を開くものであろう。おりから、10月には、エベレストのふもとにあるエベレストビューホテルが10年ぶりに再開した。ネパール在住の日本人実業家が1971年に建設したが、チャーター便が十分取れず、81年から閉鎖していたものである。世界で最も高いところにあるこのホテルの再開もまた、明るい将来の見通しを示唆する、といえるかもしれない。

重要日誌 ネパール 1990年

1月

3日 ▶ニューデリーでウパダヤ外相とインドのグジュラル外相が出席してインド・ネパール外相会談(～5日)。双方が互いの問題で関心と協力と理解の精神で前向きに検討すること、次回会談は2月上旬とすること、などで合意。インド側はネパールの中国武器購入や在ネパール・インド人の市民権の問題に、またネパール側は内陸国としての緊急輸入をめぐる、貿易と中継に関する条約の実行に関心を示した。89年3月の両国貿易条約および期限満了以前の中継条約の失効は、石油製品の輸入完全ストップによる輸送網への打撃、火力発電の低下からくる農業、工業への影響、灯油不足による森林伐採などネパールに大きな影響を与えた。しかし、89年12月6日にインドにV・P・シン内閣が成立してから和解の方向に動きだし、今回の外相会談の開催となった。

▶89年6月27日に18歳となったディベンドラ皇太子に対し、ビレンドラ国王が陸軍大佐および王国の全勲位支配者(Grandmaster of All Orders)の位を授与。

▶17年前、ナクサライト運動に加わったとして逮捕された12人の政治犯に恩赦。タバ内相によると、この釈放でネパール治安法による拘禁者はいなくなった。

9日 ▶ビルガンジで政府の汚職防止取り組みに対する抗議デモ。1万人以上が参加。

▶政府、88/89会計年度に麻薬所持などでネパール人440人(うち女性15人)、外国人99人(うち女性9人)の計539人を逮捕、と発表。

10日 ▶ビレンドラ国王夫妻がボカラに到着。今後2カ月間で予定されている西部ネパール開発地区の非公式視察旅行の最初の訪問地。

11日 ▶アジア開発銀行が、電力プロジェクト借款5100万ドルと技術援助78万ドルを供与することで合意。

12日 ▶東部で地震、M4.8。

▶18日に予定されているネパール会議派代表者会議にインドの政治家らがオブザーバーとして出席すると伝えられることについて、ニューデリーのネパール大使館が「国内問題に対する直接的介入である」と強く抗議。

18日 ▶ネパール会議派が代表者会議を開き(～20日)、2月18日から民主化要求の大衆運動開始、全政党で構成する暫定政府の樹立要求、などを決議。全国75地区のうち73地区の代表約3500人が出席し、過去29年で最大の野党勢力の集会となった。当局の介入はなく、インド国会議員団もオブザーバーとして出席。

19日 ▶パンチャヤト政策・評価委員会が、外国から強

制された政治システムは受け入れられず、内政干渉は認められないとする声明を発表。

▶県、町パンチャヤト議長、副議長会議で反政府活動に対する処罰要請の手紙を首相に提出。

20日 ▶陳俊生国務委員ら 中国政府代表団11人が来訪(～25日)。中国援助で建設されたルンビニ砂糖工場の操業式などに出席。

24日 ▶ヤクブ・カーン・パキスタン大統領が来訪(～25日)。

▶7年計画の最初の3年で工業生産は14.7%増加、とバラット・バハドール・ブラダン蔵相兼工業相が発表。

28日 ▶カトマンドゥでパンチャヤト制支持の5万人集会。国王万歳、内政干渉反対を叫んだ。来訪中のインド国会議員団がネパール会議派の会議に出席したのに抗議したものの。

▶政府、週刊誌『デシャンタル』(国内のニュース)を「不穏当な記事」を理由に没収。

31日 ▶カトマンドゥ大学で開かれた複数政党政支持運動の会議に警察が介入し、活動家多数を逮捕。

▶国営ネパール・テレビ近代化スタジオ番組製作センター一定礎式。2年後完成の予定。

2月

1日 ▶アイシュワリア皇后、スコットランドのエジンバラ王立外科大学から名誉卒業生の称号を受ける。

7日 ▶ネパール会議派筋の情報では、6、7両日で全国で200人以上が逮捕され、このなかにはネパール会議派のヨガ・ブラサド・ウパドヤヤ、パス・リサル両副書記長が含まれる。

9日 ▶モック・オーストラリア外相が来訪。計1000万ドルの開発借款(無利子)の供与で合意。

▶駐カトマンドゥ米大使館、ケロシン300万ドル相当、1万2000ドルの供与を発表。89年に着手した「森林資源保護プロジェクト」の一環。計800万ドルの予定。

10日 ▶内務省当局はこの1週間に反政府活動で275人を逮捕、と発表、ネパール会議派および共産党筋は500人以上が逮捕されたと発表。

▶週刊誌『ブナルジャガラン』(再覚醒)と『ジャナジャグリテイ』(人民の知覚)が発行禁止処分。他の6誌が没収。

11日 ▶ネパール・ジャーナリスト協会(分派)が、政府による検閲、新聞・雑誌の没収、ジャーナリストの逮捕に抗議して、新聞・雑誌の自主的発行停止を決議。

12日 ▶ソ連派共産党の指導者ビジュス・バハドール・

ネパール

マンダン、バダリ・カティワダを逮捕。

▶ポカラのトリブバン大学の学生集会が警官隊の襲撃を受け、学生多数が逮捕(内務省発表では100人余、反政府勢力によると、約300人)。

13日 ▶左翼統一戦線議長サバナ・ブラダンを逮捕。

▶人権擁護フォーラムが先週33地区で計677人の左翼および民主化運動活動家が逮捕された、と発表。内務省は、親共産党分子475人を逮捕した、と発表。

14日 ▶ポカラの商店が、12日の学生集会弾圧に抗議してストライキ。

▶トリブバン大学が、民主化要求運動に加担したとして、講師1人、助講師2人を解任。

▶ビルグンジで政府支持の学生らが反政府派の学生らを襲撃。

▶カトマンドゥの7紙が自主的発行停止。

▶ネパール会議派スポークスマンが、カトマンドゥでこれまでに2500人が逮捕された、と発表。

▶インドのチャンドラ・シェカールら4人の長老政治家が、ネパール政府に対し全逮捕者の即時釈放を要求。

17日 ▶内務省が、ネパール会議派の最長老ガネシュ・マン・シン、クリシュナ・ブラサド・バタライ総裁、グリジャ・ブラサド・コイララ書記長の3人を自宅監禁にした、と発表。

▶政府、学生約200人を含め活動政治家計539人を逮捕した、と発表し、1300人が逮捕された、とする一部報道を否定。ネパール会議派は、この2週間で逮捕者は2000人以上に及ぶ、と発表。

▶ネパール法律家協会が、政府の民主化運動弾圧に抗議して20日の法廷ボイコット、および25日を「暗黒の日」として喪章をつけて法廷活動をすることなど、抗議行動を呼びかけ。

18日 ▶51年2月の王政復古記念日。ピレンドラ国王が、テレビ、ラジオを通じ「パンチャヤト制度は国民の同意を得ている」とする声明を発表。政府は祝賀行事を展開。これに対し、ネパール会議派とネパール共産党など7党で構成する統一左翼戦線などが、全国的に民主化要求デモを展開。カトマンドゥではトリブバン大学に対する未明の襲撃で学生約500人を逮捕。インドラチョークなどで約1万5000人がデモ、警官隊と衝突、警官側は警棒、催涙ガスを使用。ポカラでも約150人を逮捕。

19日 ▶ネパール会議派、統一左翼戦線が、全国に完全なストを呼びかけ。カトマンドゥでは、商店、市場はほぼ閉まり、交通機関は途絶、ポカラでもまみ状態。

▶バクタプールのデモ隊に対する警官隊の発砲で、当局側発表では3人死亡、25人負傷。デモ隊側発表では、5人死亡、29人負傷。

▶ネパール人権組織(HURON)が民主化要求デモに対する政府の実力行使を非難する声明を発表。

20日 ▶当局発表によると、ジャナクプールでデモ隊が警察署を襲撃、警官側の発砲で3人死亡、7人重傷。ジャドクワでも、警察署襲撃のデモ隊に対する警官隊の発砲で3人死亡。

▶ネパール法律家協会が、民主化要求運動に連帯して、全国で約2000人が法廷ボイコットをした、と発表。また、会員の逮捕者は38人におよぶ、という。

▶ニューデリーで「貿易、中断」両条約に関するインド、ネパール次官級会議(～22日)。

22日 ▶ログendra・バハドール・チャンド前首相を含む国家パンチャヤト議員40人(国家パンチャヤト議員のほぼ3分の1に相当)が、複数政党制度を求めるデモに対する政府の対応を非難する声明を発表。

▶アメリカ国務省が、18、19両日の民主化要求デモに対しネパール政府が暴力を使ったことに対し遺憾の意を表明、これに対しネパール政府は、暴力の行使は最大限に規制している、と保証。

▶ニューデリーのインド・ネパール次官級会議「すべての重要な問題について解決に向けて進展であった」とする共同声明を発表して終結。3月のグジュラル・インド外相のネパール訪問も決まった。

24日 ▶ネパール法律家協会と人権擁護フォーラムなどの代表がシュレスタ首相と会見し、トリブバン大のドルガ・ブラサド・バンドリ教授など4氏の釈放を要求。

25日 ▶ネパール会議派、統一左翼戦線などが、「ブラック・フラッグ・デー」として、黒い喪章をつけてデモ行進することなど全国規模の大衆行動を呼びかけ、各地でデモ。全国で約700人が逮捕された。政府は、先週からの民主化要求デモは共産党過激派の陰謀だ、と非難。また、政府スポークスマンの発表では、この2週間で警官2人を含む12人が死亡、1094人を釈放した。ネパール会議派の情報では、死者は32人に及ぶ。カトマンドゥでネパール会議派系のハリボル・バタライ元市長、共産党系のP・トラダル国会議員ら約20人が逮捕された。

27日 ▶ネパール大学教員協会所属のカトマンドゥ・トリブバン大学など2大学の教員約1000人が民主化要求で集会、全国の大学教員のうちこれまでに24人が逮捕され、3人が政党活動参加を理由に解雇された、という。

▶ネパール会議派など政党グループと学生団体が3月2日のゼネスト実施を呼びかけ。

28日 ▶アジア開発銀行(ADB)から電力プロジェクトに5100万\$の借款供与が決まる。

3月

1日 ▶ネパール学生組合、トリブバン大学当局に3月12日の試験延期を要求。学生多数が逮捕されているため。

▶カトマンドゥ市内では学生ら250~750人が散発的にデモ。

▶パングラデシュのダッカで留学生ら約60人が、政府の人権侵害に抗議してネパール大使館にデモ。

2日 ▶ネパール会議派など非合法政党の呼びかけによるゼネスト実施。カトマンドゥを初め南部の多くの都市で交通機関が途絶。商店も扉を閉ざし、経済活動が麻痺。

▶米国 *Time* 誌3月5日号を発売禁止処分。

3日 ▶パキスタンのヤクブカーン外相が来訪。

5日 ▶ケマル・マン・ビシット元内相ら学者、芸術家、ジャーナリスト約40人が声明を発表し、民主化要求運動弾圧の停止を政府に呼びかけ。

▶カトマンドゥの最高裁の法律家ら約500人が、黒のリボンをつけるなどして政府に抗議。

▶政党グループなどが、9日にゼネストを実施し、23日まで政府抗議運動を続けることを呼びかけ。

6 ▶*Far Eastern Economic Review* 誌3月1日号、8日号を発売禁止処分。

8日 ▶国王任命による国家パンチャヤト議員D・P・アディカリ議員が辞任。

▶ケジャブ・クマール・ブダトキ水資源相を解任。

9日 ▶全国で大規模デモ。活動家ら13人逮捕。

▶インド共産党(左右)が、ネパールの民主化運動を支持して、インド、ネパール国境のラクソール検問所を午前10時から午後4時まで封鎖。

11日 ▶ネパール会議派の青年部活動家、ブラカシュ・コイララ(故B・P・コイララ首相の長男)が、全国の民主化要求運動指導者らに共産党との共闘中止を要請。

14日 ▶民主化要求ゼネスト、ほぼ全国の主要都市で実施。交通機関は停まり、ほとんどの商店、市場が店を閉め、学校も休校になった。カトマンドゥでは、主要街路に警官隊が配備され、警戒体制。バス襲撃事件が数件あったが、鎮圧された。

▶インドの活動家らが、ネパールの運動に連帯して国境のジャナガールでネパール方面に向かう列車を止める。

15日 ▶ジャナクプールで国家パンチャヤト議員がデモ隊に発砲、1人負傷。

▶週刊誌『ベマルジャ』(対論)の編集者兼発行人ケジャブ・ラジ・ピンダリら2人を逮捕。

16日 ▶ボカラでビレンドラ国王が「変化は憲法で定められた方法でのみ可能だ」と演説。

▶知識人、学者、著作者など約200人を釈放。

17日 ▶ビレンドラ国王がボカラを出発し、2週間ぶりにカトマンドゥへ。

▶ビレンドラ国王がパンチャヤト制と憲法の改正を示唆。

19日 ▶チタラン、ボカラ、バクタプールで反政府デモ。

20日 ▶カトマンドゥのトリブバン大学で「現在の状況と我々の責任」と題し知識人集会。警官隊の襲撃で約600人逮捕。

21日 ▶週刊誌『シバ・カドカ』の編集長と『デジャンタル』(知られざる土地)の編集長兼発行人を逮捕。

▶民主化運動の高まりでカトマンドゥの小、中学校の8割が休校。

▶民主化、賃上げ、組合組織化の承認などを要求して、ヘタウダ、ビルカンジなどの工場労働者約5000人がストライキに突入。

22日 ▶ボカラで学生など300人を逮捕。23日の「全国連帯の日」の非合法政党による民主化活動の拡大を予防するねらい。

▶政府関係機関「公務員保険基金公社」の約800人が1時間の時限スト。

▶政府、「民主化運動弾圧に中国製武器が使われている」とする一部報道を否定。

23日 ▶「全国連帯の日」、各地でデモ。全国で約50人逮捕。カトマンドゥの集会は警官の大量配備で失敗。

25日 ▶カトマンドゥのトリブバン大学でデモ、警官隊が出動し催涙ガスを使用、15人逮捕。パドス女子大などでもデモ。

▶ネパール医学協会が、20日のトリブバン大学での知識人大量逮捕に抗議して「28日までに会員の釈放がなければ28日に緊急業務を除き全業務を休止する」と声明。

26日 ▶週間誌『ネパリー・アワジ』(ネパールの声)のバダム・タクラティ主幹、および『デジャンタル』(見知らぬ土地)のコラムニスト、ジャヤプラカシ・アナンダが反政府記事を書いたとして、逮捕された。

27日 ▶カトマンドゥで学生デモ、警官は介入せず。

28日 ▶カトマンドゥ地区の医師400人以上がスト。しかし、サチュイ・クマール・パハディ会長が「会員4人が昨夜解放され、残る14人も近く釈放される」と発表し、2時間で中止。

▶バナスタリ・ビドドラヤ中学、バナスタリ科学専門学校の生徒らが警官隊と衝突。

▶トリブバン大で反政府学生らとマンダル(政府系民間人)が衝突、学生1人が死亡。

▶ネパール学生組合が4月1日にカトマンドゥおよび周辺地域の教育機関のゼネストを呼びかけ。

29日 ▶ラリットプールでデモ隊と警官隊が衝突。

ネパール

▶カトマンドゥで「灯火を消すデモ」。

30日 ▶パタン市で約1万人が民主化を要求してデモ。市役所放火、警察署襲撃など。これに対し警官隊が発砲し、当局の発表では2人が死亡、警官30人を含む33人が怪我をした。デモ隊側の発表では、死者は3人。

▶ウパダヤ外相が、政府の強硬な民主化運動弾圧政策に抗議して辞表を提出。

▶政府、カトマンドゥの大学の一部を閉鎖し、寮生の48時間以内の退去を指示。

▶学生らカトマンドゥの王宮広場に集結。警官隊が催涙弾で対抗。

▶ラリットプールでデモ隊と警官隊が衝突、2人死亡。市役所が放火されたが、ただちに消火。

31日 ▶カトマンドゥとチベットのラサを結ぶ定期航空路再開が決定。この航空路は87年に開設。89年3月にチベットで反政府暴動が発生し、中断。4月25日以後、中国民航機が土曜日に、またネパール航空機が水曜日に運行する。

4月

1日 ▶ビレンドラ国王、民主化要求運動に対する穏健派閣僚9人を解任。うちウパダヤ外相は3月30日に辞表を提出。後任外相はモスクワ大卒のハリ・バハドール・バスマヤット。その他、マンダル法相、ロハニ住宅相、ビスタ労働・社会福祉相など解任さる。

▶カトマンドゥで全面スト発生、パタンの反政府デモは4日目、バクタブル、キルチブルでも反政府デモ。医師、看護婦ら医療関係者が、逮捕された同僚の釈放を求めて全土でゼネスト。

▶教育省、カトマンドゥ、ラリットプール、バクタブルで全教育機関の無期限封鎖を発表。

▶カトマンドゥでインド・ネパール外務次官会談開始。

2日 ▶カトマンドゥ郊外のラリットプールで5万人以上がデモ、警察の介入はなかった。カトマンドゥ、ラリットプール、バクタブルは商店、交通機関がほぼ全面的に停止。カトマンドゥで午後7時から8時まで灯火を消す抗議デモ。カトマンドゥでこの日夜から3日朝までに警官隊の発砲などで11人が死亡、41人が重軽傷。

3日 ▶カトマンドゥ近郊のキルティプールで約5万人が参加して、警官隊との衝突で死亡した学生らの追悼デモ。カトマンドゥでは警官隊の発砲で6人死亡、市内は商店などが扉を閉じマヒ状態。

▶インド・ネパール外務次官会談、両国間問題解決に向けて努力を続けることを合意し、閉会。

▶カトマンドゥで民主化運動弾圧の経費として2月18日くらい計10億ルピーが主要銀行から政府により引き出され

た、とするビラが撒かれた。

▶政府、過去2日間でデモ隊の5人が死亡、24人が負傷したことを確認。逮捕者は128人という。反政府側によると、2日くらいの死者は12人。この5週間では、政府発表では21人、反政府側によると37人が死亡。

▶ネパール会議派と統一左翼戦線が、民主化運動犠牲者の追悼集会。パシュパティナスの黄金寺院でも、7000人以上がパンチャヤト制の廃止祈願集会。

▶ネパール航空のパイロットらがスト。内外全路線に影響。

5日 ▶閣議でシュレスタ首相が辞任の意向を表明。

▶政府の銀行預金引き出しの情報に抗議して、計715万ルピー相当の預金引き出された。

▶道路、民間航空、林産、保険関係などの政府職員がスト。カトマンドゥ市内は終日混乱。

6日 ▶ビレンドラ国王が「法と秩序を維持できなかった」としてシュレスタ内閣の解任を発表、チャンド元首相に組閣を命じるとともに、憲法見直し委員会の設置を発表。チャンド元首相は、4人で構成される新内閣を組織（「参考資料」参照）。

▶ネパール会議派の長老ガネッシュ・マン・シンが、複数政党制以外は受け入れられないとして、チャンド新首相の対話申し入れを拒否。

▶ほぼ全土でゼネスト。カトマンドゥでは約20万人がデモ、一部は王宮に向かい警官隊と衝突、病院筋によると、イギリス人2人、オランダ人1人を含む10人が死亡。政府発表では死者は6人、負傷者107人、反政府筋の情報では、60~90人死亡、少なくとも250人負傷。デモ隊は報復に車両、住宅などに放火。軍が出動し、外出禁止令が発令された。ポカラ、チトワン、ビルキナガルなどでデモ、プトワルでは少なくとも2人死亡。

▶政府、2月18日以来治安法違反で拘束されていた反政府運動家全員の釈放、人権侵害や民主化要求デモ参加者らの殺害などについての犯罪を捜査する特別調査委員会の設置、および「人権侵害および無実の人々の殺害」に関する報告書を30日以内にとりまとめることを声明。

7日 ▶内務省が早朝、カトマンドゥとラリットプールで午後4時から6時までの間を除く無期限外出禁止令を発令、各地に軍が配置された。しかし、無視され、各地でデモ。後に夕刻2時間の外出禁止解除期間は取り消された。カトマンドゥの消灯デモは5夜目。

8日 ▶チャンド首相がネパール会議派の長老ガネッシュ・マン・シンおよび統一左翼戦線のマナ・モハン・アディカリとそれぞれ病院で接触。シンは、複数政党制を求めて、対話を拒否。

▶カトマンドゥの外出禁止令をバクタブルに拡大。

▶ビレンドラ国王がネパール会議派のバタライ総裁、コイララ幹事長、統一左翼戦線のサハナ・プラハン議長、ネパール共産党のラダ・クリシュナ・マイナリ議長の野党幹部4人と会見し、パンチャヤト制廃止に同意。

▶ビレンドラ国王がネパール・テレビを通して特別布告を発表し、パンチャヤト制の廃止と政党活動の禁止解除を声明。これにともない、カトマンドゥ市内に出動していた軍は引き揚げを開始。夜にはいと、灯火を掲げた市民数万人による民主化闘争勝利祝賀デモが続いた。

▶反政府勢力は、国王の発表を受けて、2月以来の民主化要求行動を中止する、と発表。

9日 ▶カトマンドゥなど各地とも急速に正常化。一部で自然発生的な民主化実現祝賀デモが続いた。

▶ワトタイラ米国務省スポークスマンが、ビレンドラ国王の政党活動合法化の決定を歓迎する、と発表。

▶中国政府がネパールの政治的混乱に関心を表明。全くの内政問題だとしながら、隣国として平和と安定を望む、との声明を発表。

10日 ▶極左グループの「統一民族人民運動」がカトマンドゥで4000~5000人を集めて集会。「真の民主主義達成までデモを続けよう」と呼びかけ。

11日 ▶政府、民主化要求運動関連の全逮捕者に対する告発を取り下げ。

▶政府、新聞発行についてのあらゆる規制解除を決定。これまでの一部外国出版物に対する規制も即時解除。

▶ネパール会議派および統一左翼戦線が、ビレンドラ国王がパンチャヤト制の即時廃止、チャンド内閣の即時解任など8条件を認めない限り、暫定政権へは参加しない、と声明。その他の条件は、すべてのパンチャヤト財産の国有化、民主化運動に関係する全政治犯の釈放、民主化運動犠牲者の家族に対する補償と負傷者の救済、弾圧についての調査と責任者の処罰など。

13日 ▶ビレンドラ国王、ネパール会議派の長老ガネシュ・マン・シンと王宮で会見。会議派および統一左翼戦線の8項目要求を15日から実現してゆくことで合意。

▶政府、民主化運動犠牲者に補償を発表。死亡者の家族には1万5000ルピー(約500万円)、負傷者には2000から5000ルピーが支払われることになった。

15日 ▶ネパール会議派および統一左翼戦線が、新政府の構成などについてチャンド首相と公式会談を開始。会談場の王立ネパールアカデミーの建物周辺は約5000人のデモ隊に囲まれた。

16日 ▶昨夜からの会談は約14時間続き、午前3時20分ごろようやく終了。

▶ビレンドラ国王がネパール放送で声明を発表、チャンド首相の辞任と、各レベルのパンチャヤトの即時解散

を発表。チャンド首相には新内閣成立まで日常的行政を担当するよう改めて指示が出された。

▶ビレンドラ国王がガネシュ・マン・シンと会見し、ネパール会議派を中心に連立政権を樹立するよう要請。ネパール会議派と統一左翼戦線の話し合いで、ネパール会議派のクリシュナ・ブラサド・バタライ総裁代行の首班指名が決まった。

17日 ▶ビレンドラ国王、新政府の構成などで、ネパール会議派のバタライおよびガネシュ・マン・シンと会見。

19日 ▶バタライ新政権発足。ネパール会議派から4人、統一左翼戦線から3人、無所属2人、国王任命2人の計11人(「参考資料」参照)。

20日 ▶カトマンドゥ地区の労働者5000人以上が、独立組合結成の自由、賃上げ、住宅補助、保健援助などを要求してスト。

21日 ▶政府、独立労組の結成承認に同意。

23日 ▶カトマンドゥで警官の制服を着た「マンデル」21人と住民らが衝突、現場視察に来た内相と警察庁長官が抗議の住民らに6時間にわたって拘禁された。「マンデル」は、反政府運動弾圧のため警察などパンチャヤト勢力が養成した武装暴力集団。このグループによる襲撃からの防衛のための自警団が各地に組織された。

▶カトマンドゥでデモ隊が警察署を襲撃。警官側も発砲し、少なくとも6人が死亡。政府は午後8時から明朝6時までの外出禁止令を発令し、軍が配置についた。

▶バタライ首相がビレンドラ国王と会見し、反革命分子処罰に向けて軍、警察、王宮の協力が得られないのなら辞職したい、と申し入れ。

24日 ▶軍、警察首脳が新政府へ全面協力を約束。

26日 ▶カトマンドゥの夜間外出禁止令を一日延長。午後8時から午前5時まで。

▶ビレンドラ国王が演説で、国民に新政権への協力を呼びかけ。

27日 ▶政府、全パンチャヤトの即時廃止を発表。廃止されたのは、4022町村パンチャヤト、33都市パンチャヤト、75県パンチャヤトおよび国家パンチャヤト。計約28万人が解雇された。

29日 ▶総理府、内務省、林野庁、地方開発省の次官をそれぞれ解任。

▶午後9時45分ごろ、ポカラ近郊カシの地区事務所およびポカラのパンチャヤト事務所が放火され炎上。内相が消火活動も妨害された、と発表。

30日 ▶昨夜の火災について差別的文書の焼却をねらった地区主任官が関係しているのではないかという疑いから、ポカラの地区主任官官舎前に地区住民らが集結し、真相究明を要求。これに対し警官隊が発砲し、ネパール

会議派によると2人死亡、18人負傷。午後になって軍が出動し、さらにヨグ・プラサド・ウパダヤ内相が現地に急行。放火犯人とみられる3人が住民らに捕まり、軍に引き渡された。

5月

1日 ▶30年ぶりにメーデーの集会在復活。カトマンドゥ・ラトナ公園の集会には約5000人が参加。

▶左翼政党で構成する「統一民族人民運動」(UNPM)代表らがバタライ首相と会見し、10項目の要求を提出。内容は、全政党内閣の開催、憲法草案作成のための議会の選挙、政治家についての告訴の撤回や恩赦など。

3日 ▶ネパール法律協会主催の「新憲法準備会議」でバタライ首相が「新憲法では国王の権力は制限され、18歳以上の選挙権を保証することになる」と発言。

6日 ▶ネパール会議派のコイララ書記長がビレンドラ国王と会見し、三権が国王に属するとされる現憲法の下では、新政権は無効だとして、権力の移譲を要求、コイララ書記長によると、国王は新政権に全面的に協力して権力を移譲することに合意。

7日 ▶全国14県の知事制度廃止を発表。

9日 ▶ジャカ生誕2534年記念式典でバタライ首相が、新憲法では信教の自由が認められよう、と宣言。これまでの現行憲法で、ネパールは世界唯一のヒンドゥー教王国とされている。

▶エベレスト越えをめざした日本人の熱気球が飛行に失敗。

10日 ▶カトマンドゥにある大学の25キャンパスで教官らがストに突入。民主化運動に際して副学長ら幹部職員が警官隊を構内に導入した、として辞任を要求。ただし、国王が学長の地位から退くことは求めないとしている。

▶カトマンドゥ、キリプールの夜間外出禁止令を解除。

▶ビレンドラ国王が「全国スポーツ評議会」(MSC)を解散。

11日 ▶ビレンドラ国王が国営ネパール・テレビを通して、「立憲君主制と複数政党制民主主義」を制度化する憲法改正のため、憲法諮問委員会を設置した、と声明。同委員会は、ウパジャ最高裁判事を座長とする7人で構成し、旧体制派、左翼、民主化勢力の各代表を含む。

▶アイジュワリヤ皇后が「社会サービス全国調整評議会」会長から退任。退任演説で、「この地位を利用して莫大な富を集めた」という非難を涙ながらに否定した。

12日 ▶ネパール会議派が、国王の憲法諮問委員会のメンバーについて、政府と相談のうえ改めて指名するよう国王に要請。統一左翼戦線も国王非難の声明を発表。

▶国王指名の憲法諮問委員会メンバー7人のうち2人

が辞任を発表。

▶トリットプールの夜間外出禁止令を解除。

13日 ▶軍および警官隊が王宮周辺に出動。

15日 ▶国王の任命による憲法諮問委員会のウパジャ議長が辞任。ビレンドラ国王はバタライ首相と会見し、憲法諮問委員会の解散を決定、改めて諮問委員会の構成およびメンバーについて首相に助言を要請。

17日 ▶ビレンドラ国王が政治犯の恩赦を発表。

21日 ▶ビレンドラ国王が立法権を新政権に移譲。

23日 ▶バタライ首相、2月18日から4月13日までの民主化要求運動で生命を失った活動家についての報告書を作成するための司法委員会を設置。

26日 ▶バンディ蔵相、「経済情勢」を報告。ネパールの国内総生産(GDP)は760億^{ルピー}、86年に103億3000万^{ルピー}だった対外債務は、90年4月までで536億5000万^{ルピー}に増加。また、過去15年間にネパールが受け取った外国からの借款および贈与は139億^{ルピー}(約4億8800万^{ドル})に及ぶが、その効果はゼロに近い、と指摘。外国援助依存率は過去17年で40%から73.5%に増加したという。外貨準備は、84億5000万^{ルピー}など。

28日 ▶前政権が差し押さえていた政治活動家らの財産の譲渡規制解除を発表。これにより、約1000人の活動家の動産、不動産が自由に動かせるようになった。

29日 ▶スルヤ・バハドール・タパ元首相、ロケンドラ・バハドール・チャンド前首相が、それぞれ別個に民族民主党(NDP)を設立。チャンド党首によると、立党の目的は、国民的統一、立憲君主制、多数政党制民主主義、人権の確立、バランスのとれた地域開発、社会的弱者の経済的向上など。

30日 ▶ネパール共産党(NCP)政治局中央委が声明を発表。現憲法の即時廃止を要求し、独自の憲法草案を公開し、次の選挙による国会で可決することを要求。

▶ビレンドラ国王が、新しい憲法諮問委員会の委員9人を任命。委員長は前と同じビスワトナ・ウパジャ最高裁判事。

6月

4日 ▶チャンド前首相ら王党派が民族民主党を設立。新政権への支持と監視を表明。

6日 ▶バタライ首相が、ネパール政府は中国に対し購入した武器の引き渡しを無期限延長するよう求めた、と声明。

8日 ▶バタライ首相がネパール・インド首脳会談に向けてニューデリーに出発。

▶ネパール・ジャナタ・ダル党が設立(党首ハリ・プラサド・ボカレル)。

10日 ▶ネパール・インド首脳会談共同声明を発表。1987年3月に失効した貿易・中継条約を復活し、関係正常化を図ることになった。これによって、インドは国境の物資通過点15カ所のうち閉鎖されていた13カ所を再開することになった。また、ネパールは国内のインド人に対する労働許可制の解除などを決めた。パタライ首相がカトマンドゥに帰任。

12日 ▶キリスト教布教の罪で投獄されていたキリスト教徒62人に恩赦。5月末に国際キリスト教会の代表団5人がカトマンドゥを訪れ、パタライ首相に投獄されているキリスト教徒の釈放を求めている。

13日 ▶ビレンドラ国王が、パンチャヤトに代わる村、町、地区開発評議会からなる新しい地方行政システム案を承認。各開発評議会が税の徴収、福祉事業の推進などあらゆる点で責任を持つ、とされる。村開発評議会は計4000、町、地区開発評議会は35。

14日 ▶インド商品78品目への追加関税を廃止。

21日 ▶新政党「ジャナタ・ダル(社会民主党=SDP)」が設立(党首、ケジャル・ジュング・ラヤマジ前教育文化相)。

25日 ▶極左政党「ネパール共産党(燃える松明派)」、ネパール・インド首脳会談の合意の廃棄を要求する声明を発表。「インド人に対する労働許可制の廃止やネパールの河川に対する共通の権利の受け入れは、ネパールの国家主権と利益に反する」としている。

30日 ▶10万人以上の仏僧や仏教徒が「ネパールの非宗教国家化」を要求してカトマンドゥで沈黙のデモ。

▶ネパール、インド石油製品供給に関する協定にカトマンドゥで調印。ネパールは年間25万トンの石油製品輸入の必要があるとしている。

7月

5日 ▶ネパール会議派中央運営委員会が新憲法についての要望書を提出。軍司令官や最高裁判事の任命は内閣の助言に基づいて国王が行なうべきだ、など。

10日 ▶マルクス・レーニン主義派共産党が、国王は名目上の国家元首とし、行政、立法の権限は削除すべきだ、とする新憲法についての要望を発表。

▶ビレンドラ国王が、現行憲法のうちの42条項の廃棄を発表。これにより、国王は命令発令権を放棄し、非常時の大権と一部の司法権の他は全権限が新政権に譲渡されることになった。

13日 ▶ビレンドラ国王が「法廃止法」を承認。報道規制や結社を規制する法律、反破壊活動法など24法が廃棄された。

▶バンディ蔵相が90/91年度の予算を閣議に提出。総

額は199億ルピー(約6億8150万ドル)。このうち約123億ルピーは開発関連、約75億ルピーは経常支出である。また、政府職員の給与は、不平等是正のためとして上級公務員は9.2%、下級公務員は39%のアップ。石炭の関税は廃止、基本的物資の関税は33から50%削減。予算の52%は国内の歳入で、39%は外国援助で、また、9%は開発債券の売却、銀行ローンなどで充てる予定。

15日 ▶「人権のためのブータン人民フォーラム」のゴパール・ジミレ副会長がパタライ首相と会見し、ブータンにおけるネパール人の人権擁護への協力を要請。ジミレ副会長によると、ブータンでは憲法も司法の独立もなく、学校や政府内ではネパール語やネパールの民族衣装をまとうことなどが禁止されている、という。

16日 ▶ビレンドラ国王が、国王の裁判介入権を放棄。王宮の特別嘆願部を廃止し、裁判所判決見直しの権利を放棄した。

22日 ▶インド・ベンガル州の州首相ジョティ・バスがインド共産党代表団を率いてカトマンドゥを訪れ、ビレンドラ国王およびパタライ首相と会見。

24日 ▶91年の総選挙監督のため、シャム・K・パタライ元国家パンチャヤト次官とダルパバル・シン・タパ元法務次官の二人を国王が選挙管理委員会委員に任命。

25日 ▶ネパール放送が、25年前に廃止されたヒンディ語、ネワール語による放送を再開する、と発表。

27日 ▶マルクス・レーニン主義派共産党、国王によるパンチャヤト制時代の官吏登用は間違いだ、と非難。

30日 ▶司法省が、死刑の廃止、新聞や結社の自由の承認などを発表。

31日 ▶ネパール人権擁護フォーラムが、ブータン政府のネパール人に対する処遇は人権侵犯である、と抗議。

8月

1日 ▶保健省発表によると、過去5週間にコレラ、腸炎などで全国で355人が死亡。

2日 ▶政府、イラクのクウェート侵攻に抗議し、イラク政府にクウェートからの即時撤退を要求。

▶シュレスタ選挙管理委員長が、91年4月に予定されている総選挙の有権者数は約1050万人になる、と発表。21歳以上の有権者964万394人に今回選挙権を獲得する18~20歳の人数を加えたもの。

3日 ▶統一左翼戦線が、国王が選挙管理委員会委員にパンチャヤト制時代の官吏らを任命したことなどについて、国王は民主化運動で失った権力の奪回を図っている、とする声明を発表。

▶マヘシュ・ラル・プラダン商工会議所会頭が、社会不安のため生産活動が危機にひんし、政府が早急に適切

ネパール

な処置を講じなければ、閉鎖される工場が増え、政府も危機に陥ろう、と警告。それによると、民主化後の労働運動自由化で繊維関係55工場がすでに閉鎖、またこの1週間で100を超す食品加工工場が閉鎖された、という。また、政府が季節労働者の最低賃金を50%以上引き上げたため、生産業に影響を与えている、と政府を非難。

4日 ▶ネパール・サドバパナ党のナラヤン・シン党首がニューデリーで、テライ高原の住民約800万人のうち約100万人はまだネパール市民権を与えられていない。新憲法について不安を抱いている、とインド系のテライ住民の不安を代弁。

5日 ▶グジュラル・インド外相が来訪、ただちにバタライ首相兼外相と会見。インドは、第三国の外国人らのネパールからインドへの通過点として3地点を新たに開放すること、3本の鉄道をインドの援助で建設することなどで合意。これらの鉄道路線は、北インドのラクソールーカトマンドゥ線(200*), ダンケバルーバネバ線(170*), ゴラクプルーナウタンワ線(80*)の3本。また、グジュラル外相は、民主化運動中に弾圧の犠牲になった人々の救援資金として100万*の小切手を手交。グジュラル外相はネパール商工会議所で演説し、包括的援助計画を発表。ネパールのウパダヤ内相が、ネパール政府は外国投資を受け入れるため開放政策をとる計画だ、と発表。

7日 ▶グジュラル・インド外相が記者会見で、インドは中国がネパールへの武器売却を放棄したと理解している、と発言。

13日 ▶計2万4000人以上の女性がカトマンドゥとバクタブルでデモ。急激な物価上昇と政府のサービス低下に抗議。食塩、食用油、砂糖などの基本的物資の値下げを政府に要求。また、革命的女性協会の組織したバクタブルのデモでは、非衛生的な給水事情に抗議。非衛生的な水のために、この2カ月にネパール全土で370人以上が死亡した、とされる。

14日 ▶日本が水力発電プロジェクト支援のため27億円の借款供与に同意。

23日 ▶カトマンドゥで行なわれた「婦人の祭典」で、バジュパティ寺院に参詣したアイシュワリア皇后の乗用車に群衆が投石。男性21人を逮捕。

25日 ▶ソ連のアエロフロート機、モスクワ・カトマンドゥ直行便の第一便がカトマンドゥに到着。ネパール航空側も92年から、同航路に就航の予定。

26日 ▶ブータン人、ネパール人約300人が、ブータンの国王親政に抗議してカトマンドゥでデモ。

27日 ▶外務省がネパール航空機をチャーター、ヨルダンのアンマンからネパール人難民約130人をカトマ

ンドに空輸。クウェートで働いていたネパール人は公式には248人、非公式には約800人と推定されている。また、その他の湾岸諸国には約2800人が働いている、と推定。

28日 ▶カトマンドゥ南方約190*のプトワル地区で豪雨。民間団体の報告では71人が死亡、政府は死者31人を確認。

31日 ▶ネパール共産党がカトマンドゥで1万人以上を集めて反政府、反インド・デモ。

9月

2日 ▶憲法諮問委員会のウパダヤ議長が、新憲法草案は完成した、と声明。

▶今会計年度中に12万5000*の石炭を輸入することでインドと鉱物資源・金属貿易公社とが合意。

6日 ▶ウパダヤ憲法諮問委員会議長が、新憲法草案提出の日取りについて、国王および内閣に手紙で問い合わせ。憲法諮問委員会は6日夜で任期を終了する。

10日 ▶憲法諮問委員会のウパダヤ議長が王宮で新憲法草案をビレンドラ国王に提出。式典には、バタライ首相と閣僚、憲法諮問委員会のメンバーらが出席。国王は受け取るとすぐ、検討のためバタライ首相に手渡した。この新憲法草案においては、国王は内閣の助言で行動する「名目上の国家元首」とされる。

12日 ▶政府チャーターのネパール機が、クウェートから脱出してきたネパール人86人を、ヨルダンの首都アンマンから救出。

15日 ▶左翼グループの「労働者・農民組織(ロヒト・グループ)」のメンバー55人が、ネパール会議派に加入。

17日 ▶約1万人が新憲法早期発布を要求してカトマンドゥでデモ。共産党など左翼グループが組織。

19日 ▶政府に参加している、マルクス・レーニン主義派共産党中央委員会で、国王は変更や遅滞なく新憲法を発布すべきだ、と決議。政府内の左翼グループの間で、ネパール会議派は王宮の一派と組んで新憲法の発布を意図的に遅らせている、とする非難がかたまっているといわれる。また、新憲法草案で外国人による資源の開発や探索の許可は、下院で3分の2の多数決を必要とする、と規定されている点について、インド・ロビーの間の非難が高まっている模様。

22日 ▶ソ連派共産党の約5000人が、新憲法の早期発布と物価抑制を要求してカトマンドゥでデモ。

23日 ▶ネパール中国友好協会の会合でバタライ首相が「中国との友好は太平洋よりも深く、エベレストよりも高い」と述べ、中国との友好関係を強調。

24日 ▶内閣は新憲法草案の基本条項に関し合意し、ビレンドラ国王に近日中に新憲法を発布するよう要請する

ことになった、と声明を発表。

25日 ▶ネパール会議派が声明を発表し、人民とビレンドラ国王との関係を損なおうとする勢力がある、と警告を呼びかけ。一部の王族や旧パンチャヤト勢力に対する警告と見られる。

29日 ▶ビレンドラ国王がヒンドゥー教の祭典に際してメッセージを発表し、10月17日までに新憲法を發布すると約束。

10月

2日 ▶内務省、先月29日ジュラム地区で13人の兵士による発砲事件があり、少なくとも村人2人が死亡、13人が負傷した、と発表。地元情報では、ヒンドゥー教の祭り「ドルガ・プージャ」で酒に酔った兵士らが村の女性にいたずらをしようとしたのが、騒ぎの原因。

11日 ▶内閣の新憲法小委員会が72時間の討論の末、新憲法草案に合意。同会は、国王の任命によるラヤマジ教育相、統一左翼戦線のアチャルヤ法相、ネパール会議派のウパダヤ内務相の3人で構成。内閣もまた、この草案に満場一致で合意し、パタライ首相がビレンドラ国王に提出。この草案では基本4項目として、立憲君主制、主権在民、基本的人権、2院制による複数政党制が挙げられている。また、下院の定員は250人としている。

13日 ▶供給省、沿岸危機による石油価格高騰のため、ガソリン5.3%、ディーゼル油11.11%、灯油41.7%、航空燃料油11%以上などを14日から値上げすると発表。これにより、遠距離バス、ミニバス料金は10%値上げ。

14日 ▶10日からカトマンドゥ訪問中のドイツ議会代表団のベルナット団長が、統一ドイツは旧西ドイツと同様に、発展途上国に対する援助を続ける、と発表。

15日 ▶王宮新聞係秘書官が、新憲法草案についてビレンドラ国王とパタライ首相の間で話し合いが難行し、発布が10月20日以降にずれ込もう、と発表。

▶エベレストビューホテルが10年ぶりに再開。同ホテルは、世界最高所にあるホテルとしてエベレストのふもとに1971年に日本人実業家の努力で建設されたが、交通手段の不備から閉鎖されていた。ロイヤルネパール航空が、航空路再開を約束したもの。

21日 ▶ネパール会議派のコイララ書記長が声明を発表し、ビレンドラ国王に対し、新憲法の早期発布を要求。

▶王宮が、新憲法草案の一部改正案を政府に呈示し、承認を要求。

22日 ▶政府筋によると、パタライ首相が、今の新憲法草案をめぐる騒ぎが早期に解決されなければ辞任したい、と表明。これは、王宮側から逆提案された新憲法の一部改正案に抗議するもの。王宮側の改正案では、国王に対

する内閣に代わる助言機関として「国家評議会運営委員会」を組織し、国王が「主権と非常大権を持つ」とされる、という。政府スポークスマンによると、パタライ首相は国王と会見し、王宮からの憲法草案改正要求は受け入れられない、と表明。

23日 ▶政府筋によると、政府は新憲法草案の基本的条項は維持しつつも、王宮側の改正案を一部受け入れることで合意。パタライ首相が国王と会い、国王の任命した者を議長とする「国家評議会運営委員会」設立に同意したことを伝えた。構成は、国王の任命する8人と首相、外相、国防相、最高裁長官、陸軍参謀長を含むその他7人の計15人。パタライ首相によると、この運営委員会は内閣と並立するものではなく、したがって新憲法の民主主義的性格を損なうものではない、という。

▶学生や左翼団体1万人以上が、主権在民を認める憲法を要求してカトマンドゥをデモ。

▶パリで第9回ネパール援助国会議開催。パンデイ蔵相が出席し、90年度、91年度分として、年間3億5400万\$の援助を要請。会議では計10億\$の援助が決定。「予算に計上された以上の援助を受け取るようになった」(パンデイ蔵相)。

24日 ▶ネパール法律家協会などの法律家が「王室の陰謀」に抗議してカトマンドゥ市内デモ。

▶新憲法草案について、ネパール会議派長老のガネシュ・マン・シン、コイララ書記長、それにパタライ首相が約2時間半にわたり国王と会談。

25日 ▶王宮新聞係秘書官が、新憲法発布は11月9日になろう、と発表。

▶ビレンドラ国王が、マルクス・レーニン主義派ネパール共産党代表と会見。

▶パネバ、ボカラ、バクタプール、カトマンドゥなどで、王宮側の憲法草案改正案に抗議するデモ。カトマンドゥでは警官隊が出動。

26日 ▶国境貿易についてチベット(中国)とネパール代表がタトパニで会談。

27日 ▶内務省が、最近の民主化要求運動の犠牲者暫定リストを発表。

▶チベット観光局のダウ・ゲンワ局長がカトマンドゥに来訪。

30日 ▶供給省が灯油消費自粛を呼びかける声明を発表。沿岸危機に加えて、インド・ビハール州、アンドラプラデシュ州のヒンドゥー教とイスラム教をめぐる騒ぎで灯油の供給が極端に減ったのが原因。一方、ネパール材木協会によると、この冬、カトマンドゥに供給される燃料用木材はなくなる、とのこと。

▶日本政府が肥料関係事業に5億円を贈与。

11月

5日 ▶内閣、新憲法草案を国王に提出。

6日 ▶モンゴル民族組織がデモ・集会。ヒンドゥー教の国教化と新憲法に反対し、「ネパールにモンゴル人国家を建設する」と主張。

7日 ▶統一左翼戦線が計画していたゼネストを取り消し。しかし、一部グループが強行し、カトマンドゥの商店、学校、大学などは事実上閉鎖。

9日 ▶新憲法発布。「ネパールは複数民族、複数言語、民主主義、独立、不可分にして主権ヒンドゥー立憲王国である」「国王はネパールのナショナルリズムと人民統合の象徴である」「平等、言論、表現、平和的集会の自由、結社の自由、移動の自由、職業選択の自由を保障する。死刑を廃止する」などの内容。

11日 ▶灯油の配給制を開始。

16日 ▶カトマンドゥの中央刑務所の一部囚人が待遇改善を要求してゼネストに突入。

17日 ▶カトマンドゥで開かれたネパール会議派の会合でバタライ首相が「来るべき総選挙には、他党と連合を組まず単独で臨み、3分の2の多数を獲得する」と演説。

▶ネパール・チベット経済貿易関係第4回合同会議が開催され、輸送、観光、工業の各分野でとくに協力をすすめることで一致。

▶ピラットナガールで、ブータンの民主化運動支援のため、ブータン人民援助フォーラムを結成。20日に行われた記者会見でブータン人民党のプダトキ総裁が、ブータンでは民主化運動弾圧で513人が殺され、遺体は194体しかみつかっていない。200人以上負傷し、4115人が逮捕された、と発表。

21日 ▶南アジア地域協力機構(SAARC)第5回首脳会議がモルディブで開催。バタライ首相出席。同相は、後にブータンのワンチュク国王とバングラデシュのエルシャド大統領に民主的憲法の発布と、複数政党制の導入をアドバイスした、と発表。

30日 ▶ネパール会議派中央執行委員会がカトマンドゥで開かれ、新憲法に関する声明を発表。「地方でネパール会議派と左翼戦線の間に衝突がある」と連立与党内の軋轢の現実を認める内容となった。

12月

7日 ▶第4回大会派共産党、プロレタリア労働者組織、マッシャル派共産党でネパール共産党を結成。「新人民運動」に向けてカトマンドゥで集会を開催。

9日 ▶未納税金徴収委員会が発足。「コンサルタント料、顧問料、訓練、医療、会計、研究などで収入を得ながら

届けていないものについての徴税を図るのが狙い。

10日 ▶統一左翼戦線を構成する7党のうち、アマチャ派ネパール共産党、ネパール労働者農民組織、第4回大会派共産党、ヴァルマ派共産党の4党が共同声明を発表し、統一左翼戦線から脱退。

▶貿易推進センターが中国貿易についてのデータを発表。88年度の輸出は9260万^千、輸入は9億4098万^千。

▶カトマンドゥで日本海外青年協力隊が20周年記念パーティを開催。1970年以来485人ネパールで活動。

11日 ▶カトマンドゥで全民主党連合結成のための委員会が発足。委員会はマトリカP・コイララ元首相。

13日 ▶ピオン約2万7000人を含む公務員約10万700人が、賃上げなどを要求して抗議運動を開始。この日1時間ストを行い、毎日1時間ずつストライキ時間を増やし、さらにカトマンドゥから全国に拡大。政府は14日、「無責任かつ意欲の欠如」とする声明を発表。

▶民族民主党(タバ派)がバネパで開いた集会が何者かに襲撃され、タバ前首相ら9人が負傷。

16日 ▶ネパール水供給公社が水道料金を値上げ。

17日 ▶ネパール会議派によると、グルミ地区デガム村で会議派とネパール学生連合のメンバーらが、マルクス・レーニン主義派共産党の活動家に襲われ、12人が負傷。一方、野党側の人民文化フォーラムによると、翌18日の会議中に、ナイフや棒などで武装したネパール会議派の活動家約200人に襲われ、数人が負傷。

19日 ▶パドログル刑務所の囚人らが政府代表との話し合いを要求、政府がこれを拒否したため翌20日朝から刑務所の門を内側から閉鎖。

▶政府がストライキ中のネパール公務員組織と話し合いを開始。

21日 ▶ネパール公務員組織と政府との合意が成立。前者はストライキを中止。合意内容は、政府は公務員の手当て増額を認める、公務員組織代表を含む高位の委員会を設置し、公務員組織の要求について検討する、など。

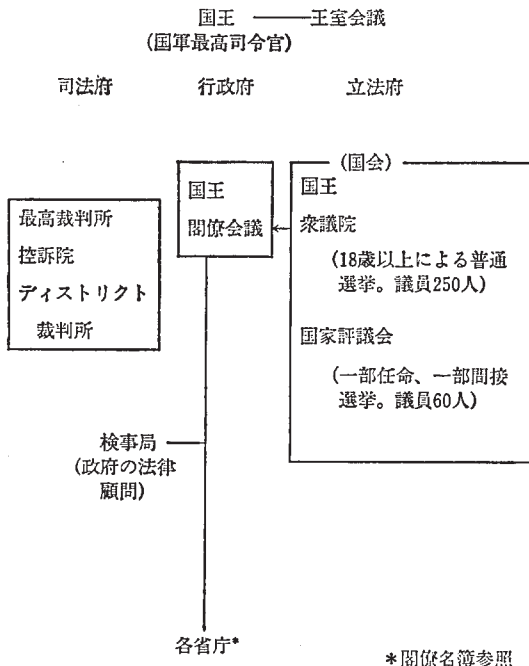
25日 ▶3人からなる選挙管理委員会が発足。同委員会は来るべき総選挙に候補者を立てる予定のある政党ないし政治組織は30日以内に届け出るよう布告。

26日 ▶毛沢東生誕97周年を祝って、カトマンドゥでデモおよび集会。

31日 ▶民主化運動に伴う生命、財産被害に関する政府調査委員会が報告書を提出。主な内容は、2月12日から17日までボカラの民主化運動で約95人が負傷、2月18日から4月13日までの民主化運動中では、全国で45人が殺され、約2300人が負傷した、など。

参考資料 ネパール 1990年

1 ネパール国家機構図(1990年末現在)



*閣僚名簿参照

2 ネパール政府閣僚名簿

1990年4月1日成立, 同5日総辞職

| | |
|--------------|------------------------|
| 首相(国防, 王室兼務) | Marich M. S. Shrestha |
| 外相(水資源兼務) | Hari Bahadur Basnyett |
| 蔵相 | Bharat Bahadur Pradhan |
| 教育・文化相 | Parash N. Chaudhary |
| 労働・福祉相 | Sushila Thapa |
| 農業相 | Krishna Ch. Shrestha |
| 工業相 | Ramesh Nath Pandey |
| 建設・運輸相 | Gunjeswari P. Singh |
| 体育・開発相 | Fatya Singh Thapa |
| パンチャヤト・地方開発相 | Prakash Bahadur Singh |
| 観光相 | Mohammed Moshin |

1990年4月6日成立, 同16日総辞職

| | |
|-------------------------------|--------------------|
| 首相(国防, 王室, 一般行政, 住宅計画兼任) | Chand |
| 外相(大蔵, 水資源, 通信兼務) | Pashupati Ran |
| 内相(法務, 工業, 商業, 供給, パンチャヤト問題等) | Nain Bahadur Swanr |

教育相(農業, 労働, 保健, 土地改革, 文化等兼務)
Achut Raj Regmi

1990年4月19日成立, 同年末現在

| | |
|---------------------|---------------------------------------|
| 首相(国防, 王室兼務) | Krishna P. Bhattarai ¹⁾ |
| 商工相 | Shahana Prathan ²⁾ |
| 水資源・灌漑, 一般行政相 | Mahendra N. Nidhi ¹⁾ |
| 住宅建設・開発相 | Achut Raj Regmi ²⁾⁴⁾ |
| 内務・通信相 | Yog P. Upadhyaya ¹⁾ |
| 蔵相 | Devendra Raj Pandey ³⁾ |
| 保健相 | Mathura P. Shrestha ³⁾ |
| 運輸・公共事業・供給相 | Marshal Julum Shakya ¹⁾ |
| 観光・労働・社会福祉・司法相 | Nilambar Acharya ²⁾ |
| 森林・土壌保全・食糧・農業・土地改革相 | Jhala Nath Khanal ²⁾ |
| 教育・文化・スポーツ相 | Keshar Jung Rayamajhi ¹⁾⁴⁾ |
| 国軍参謀総長(総司令官) | Sachit Shumshere J. B. Rana |
| 警察庁長官 | Ratna Shamshere J. B. R. |
| 最高裁判所長官 | Dhanendra B. Singh |

(注) 1) Nepali Congress 4人, 2) United Left Front 3人, 3) 人権運動家 2人, 4) 国王任命 2人。

3 ネパール王国憲法 2047年(1990年)

前文

独立宗主国ネパールの主権の源は、国民にあり、したがって、余は、国家行政を行なうにあたり国民の意志に従うものであることをかねがね表明してきた。

憲法を改革せんとする最近の運動を通して示めされたネパール国民の希望に沿い、余は将来長期にわたって社会、政治・経済上の正義を国民のために確保するという目的に燃えている。

本憲法は、可能なかぎり多くのネパール国民が参加して制定・施行されるものであり、また全国民に基本的人権を保障するものである。また、自由・平等を基礎にした友愛心・団結心を国民の間に促進することにより、成人参政権、議会制度、立憲君主制、複数政党制を確立しようとするものである。さらにまた、法の支配を現実のものとするため独立した有能な司法制度を打ち立てるものである。

かくして、国民は、本憲法施行後、国家の主権・諸権限が、本憲法の規定に従い行使されるものであることを

ネパール

希望している。私, King Birendra Bir Bikram Shah Deva は, 余が行使すべき国家主権により, 閣僚会議の助言と同意に従いこのネパール王国憲法をここに制定・公布する。

第1部 序文

第1条 基本法としての憲法

- (1) 本憲法はネパールの基本的法であり, これに合致しないすべての法は, その限りにおいて無効とする。
- (2) 本憲法の諸規定を守るとはすべての国民の義務である。

第2条 国民

ネパール国民は, 宗教・人種・カースト・種族のいずれを問わず, 国民の独立と統一に対する共通の願望と信念により団結し, 一致してこの国を構成する。

第3条 主権

ネパールの主権はネパール国民にあり, 本憲法の諸規定に従い行使されるものとする。

第4条 王国

- (1) ネパールは, 多民族, 多言語, 民主, 独立, 不可分の, 主権を有するヒンドゥー立憲君主国である。
- (2) ネパールの領土は次よりなる。
(a)本憲法発効時において領有する土地, (b)本憲法発効時に降に獲得した土地。

第5条 国旗(省略)

第6条 国語

- (1) ネパールの国語はデワナガリ字体によるネパリーとし, ネパリー語を公用語とする。
- (2) ネパール各地で母語として使用されるすべての言語はこの国の言語である。

第7条 国歌等(省略)

第2部 市民権

第8条 憲法発効時における市民権

ネパールに永住する下記の者はネパール国民とみなされる。

- (a)1962年憲法第7条, もしくは1964年ネパール市民権法第3項のいずれかの規定に基づきネパール国民であるもの, (b)1964年市民権法第6項の規定に従い帰化したネパール国民。

第9条 市民権の取得と停止

(1)~(3) (省略)

- (4) 本憲法発効後, 外国人による市民権取得を規定することができる。この場合下記の諸条件を充たすことを原則とする。

- (a)ネパールの国語を読み書きできること, (b)ネ

ールで職業に従事していること, (c)旧来の市民権を放棄していること, (d)少なくとも15年間ネパールに居住していること。

(5)~(7) (省略)

第10条 名誉市民権の付与(省略)

第3部 基本的権利

第11条 平等

- (1) 全ての国民は法の前に平等である。何人も法の平等な保護を否定されない。
- (2) 何人への法の適用においても, 宗教, 人種, 性, カースト, 種族, イデオロギーなどを理由に差別をしない。
- (3) 国家は, 宗教, 人種, 性, カースト, 種族, イデオロギーなどの理由で何人をも差別しない。
ただし, 婦女子, 老人, 心身不遇者, もしくは経済的・社会的・教育的に遅れたカーストに属する人々の利益を保護・促進するため, 法により規定を定めることができる。

第12条 自由

- (1) 何人も, 法によらざれば, 人間としての自由を奪われない。またいかなる法も死刑を定めない。
- (2) 全ての国民は, 以下の自由を享受する。
(a)思想と表現の自由, (b)平和的非武装の集会の自由, (c)結社の自由, (d)国内における移動・居住の自由, (e)職業, 商工業実施の自由。

(i) 上記(a)は, ネパール王国の主権・統一を破壊し, もしくは諸カースト・コミュニティ間に存在する調和を乱す行為, もしくは扇動, 名誉毀損, 法廷侮辱, 犯罪教唆, 公序・道徳に反する行為等に合理的な制限を加えるための法の制定を妨げるものとはみなさない。

(ii) 上記(b)は, ネパール王国の主権・統一を破壊し, もしくは国内の法・秩序に混乱を及ぼす行為等に合理的な制限を加えるための法の制定を妨げるものとはみなさない。

(iii) 上記(c)は, ネパール王国の主権・統一を破壊し, もしくは諸カースト, コミュニティ間に存在する調和を乱す行為等に合理的な制限を加えるための法の制定を妨げるものとはみなさない。

(iv) 上記(d)は, 公序に資する法, もしくはカースト, コミュニティ間に存在する調和を乱す行為に制限を加えるための法, の制定を妨げるものとはみなさない。

(v) 上記(e)は, 公序・道徳に反する行為に制限を加え, もしくは国家に特定の産業, ビジネス, サービスを接収する独占権をあたえ, もしくは産業, ビジネス, 職業実施に条件, 資格をかすための法の制定を妨げるものとは

みなさない。

第13条 報道・出版の自由

(1) いかなるニュース、論文、読み物も検閲に付きさない。ただしこれは、ネパール王国の主権・統一を破壊し、もしくは諸カースト・コミュニティ間に存在する調和を乱す行為、もしくは扇動、名誉毀損、法廷侮辱、犯罪教唆、公序・道徳に反する行為等に合理的な制限を加えるための法の制定を妨げるものとはみなさない。

(2), (3) (省略)

第14条 刑法に関する権利(省略)

第15条 予防拘禁

(1) 何人も、ネパール王国の主権、平静、不可分性、公共の平和・秩序を脅かしたという十分な証拠なしには予防拘禁に付きされない。

(2) 不法な拘禁を課されているものは、法に定める補償を受ける権利を有する。

第16条 情報

何人も、公的重要事項に関する情報を要求し、受け取る権利を有する。本条の規定にもかかわらず、何人も守秘性を法により保護された事項に関する情報の提供を強制されない。

第17条 財産

(1) 現行法の規定に基づき、全国民は、自己の財産を取得、享受、処理する権利を有する。

(2) 国家は、公的目的にあらざれば、特定個人の財産を徴用、押収せず、またいかなる抵当権をも設定しないものとする。

(3) 国家が公共の目的のために徴用・押収し、もしくは抵当権を設定した財産に対する補償、および補償の手続きは、法により定める。

第18条 文化・教育(省略)

第19条 宗教

(1) 何人も子々孫々伝えられてきた自らの宗教を、伝統的行事を守りつつ信仰する自由をもつ。ただし何人も他人を別の宗教に改宗させることは認められない。

(2) (省略)

第20条 搾取(省略)

第21条 国外追放(省略)

第22条 プライバシー(省略)

人格、特定人に帰属する住宅、不動産、文書、通信書簡、情報は、法で定める場合を除き、不可侵とする。

第23条 憲法による権利保証

本部により認められた諸権利の実施を求める第88条にもとづく訴訟の権利は、保証される。

第4部 国家の基本原則と基本政策

第24条 基本原則と政策の適用

(1) この第4部に盛られた基本原則と政策はいかなる法廷においても強制されないものとする。

(2) この第4部に盛られた基本原則と政策は国家の活動・運営に基本的なものであり、国家に存する資源・手段を考慮しつつ、段階的に実施されるものとする。

第25条 国家の基本原則

(1) 社会福祉(省略)

(2) 国家の経済目標は、国家経済を独立・自立のシステムに変革することである。その手段は、国家の得られる資源・手段を社会の限定された部分にのみ集中させず、経済利得を社会正義を基礎に平等に分配し、階級や個人の経済的搾取を妨げる手立てをほどこし、個人・公営事業を優先的に待遇・奨励することである。

(3) 社会目標(省略)

(4) 民主主義の成果の享受(省略)

(5) 国際関係(省略)

第26条 国家政策

(1)~(6) (省略)

第5部 国王陛下

第27条 国王陛下

(1) 本憲法において、陛下とは、Prithvi Narayan Shah 大王の子孫であり、アール文化・ヒンドゥー教に従うところの現在治世中の国王陛下を意味する。

(2) 陛下はネパール国民の象徴であり、ネパール国民の統一体である。

(3) 陛下は、ネパール国民の利益と進歩に留意しつつ本憲法を育成・守護する。

第28条 王位継承規定

(1) 本憲法のいかなる規定も、陛下の子孫による王位継承順位に関する習慣・慣行・伝統には関わらないものとする。

(2) 陛下は、陛下の子孫による継承の法を策定、改正、破棄する独占的権利を有する。

第29条 王室の経費と特権(省略)

第30条 国王陛下の所得・財産の課税免除(省略)

第31条 法訴追の停止

陛下の行動はいかなる法廷においても不問に付される。ただし本条の規定は、陛下の政府・その雇人に対する法的訴追の権利を妨げるものではない。

第32条 王の代理人・代理人会議、摂政・摂政会議

(省略)

第33条 王旗・王歌(省略)

第6部 Raj Parishad (王室会議)

第34条 Raj Parishad (省略)

第7部 行政府

第35条 行政権

- (1) ネパール王国の行政権は本憲法および他の諸法に基づき陛下と閣僚会議にある。
- (2) 本憲法に基づく陛下の権限は、閣僚会議により、またその助言と同意を得て行使される。この助言と同意は首相を通して行なわれる。ただし、陛下により、もしくは陛下の裁量により、もしくはいずれかの機関・個人の勧告に基づくものを除く。
- (3) 本憲法に従い、一般的政策方向を出し、ネパール王国の行政を管理する責任は、閣僚会議にある。
- (4) 陛下の名において事をなす場合を除き、全ての事業は閣僚会議の名において行なわれる。
- (5) 陛下の名においてだされる決定、命令、実施令は、陛下が自己の裁量において定めた諸規則に従い権威を認められる。その他、上項(4)に従い閣僚会議の名において出されるすべての決定、命令、実施令は、陛下により下された諸規則のとおりに権威を認められる。
- (6) 陛下が本憲法に従いいずれかの公職者・公的機関と行なう協議、あるいはいずれかの公職者・公的機関が陛下に対して奏した提言・助言、についてはいかなる法廷でも疑問を付さないものとする。

第36条 閣僚会議の基本法

- (1) 陛下は、衆議院で多数を制する政党の指導者を首相に任命する。
- (2) 閣僚会議は首相、副首相、その他必要とされる閣僚によって構成される。
- (3) 陛下は、首相の推挙に基づき、副首相および必要とされる閣僚を、国会議員の中から任命する。
- (4) 首相、その他の閣僚は衆議院に対して集団的に責任を追うものとする。閣僚は、自己のそれぞれの業務について個別に首相と衆議院に対して責任を追うものとする。
- (5) 首相は次の場合、その任を解かれる。
 - (a)陛下に対して自筆の辞表を提出し、受理された場合、
 - (b)本憲法第59条の規定に基づき衆議院が多数で可決した不信任決議に従い、陛下がその任を解くとき、
 - (c)首相が、衆議院議員でなくなった場合、
 - (d)首相が、死去した場合。
- (6) 副首相とその他の閣僚は、次の場合その任を解かれる。(a)~(d)(省略)
- (7) 上項(5)に従い、首相がその任を解かれた場合、閣

僚会議は新しい閣僚会議が成立するまでその機能を継続する。首相が死去した場合、新しい首相が任命されるまでの間、陛下は副首相もしくは最上位の閣僚をその代行者に指名する。

第37条 国務大臣・副大臣(省略)

第38条 非国会議員の閣僚への任命(省略)

第39条 報酬・その他の特権(省略)

第40条 誓言(省略)

第41条 政府行政(省略)

第42条 閣僚会議に関する特別規定

- (1) 衆議院における議決に大きな票差が見られない場合、陛下は衆議院における他党の協力を得て多数を制することのできるものを首相に任命できる。
- (2) 上項(1)に従っても、衆議院の多数を制するものがない場合は、衆議院で最多議席を有する政党の国会指導者を首相に任命することができる。
- (3) 上項(1)に従い任命された首相は30日以内に衆議院の信任投票を受けねばならない。
- (4) 上項(2)の規定に従い任命された首相が信任を得られない場合、陛下は衆議院を解散し、6カ月以内の選挙実施を布告する。

第43条 国王陛下への情報提供と国王陛下による勧告(省略)

第8部 立法府

第44条 立法府の構成

立法府は国王陛下、および衆議院と国家評議会からなる国会により構成される。

第45条 衆議院の構成

- (1) 衆議院は、250人で構成される。
- (2) 衆議院選挙については、行政区 (administrative district) を選挙区域とし、各選挙区域への議席配分率は、選挙前に実施されるセンサスに基づく当該区域の人口にしたがって決定される。配分される議席数は、選挙区域の人口に基づくものとするが、その配分率は全選挙区域に共通とする。各選挙区の議席は1議席とする。1選挙区域には、人口にかかわらず最低1選挙区をおく。
- (3) 衆議院の任期は本憲法の規定に従い、未了解除の場合を除き、5年とする。ただし、非常事態時には、法により最大1年延期することができる。
- (4) 衆議院の任期は、上項(3)に従い延期された場合でも、非常事態が撤回された日から6カ月後には自動的に停止される。
- (5) 本憲法の規定に基づく衆議院議員の選出は、法の規定に従い、1人1票によって行なう。

(6) 18歳に達したネパール国民は、いずれかの選挙区で1票を投ずる資格を有する。

(7) 衆議院選挙に投票権を有する者は、第47条および他の現行法の規定に基づき、いずれかの選挙区で立候補することができる。

(8) 衆議院の任期中、空席が生じた場合は補欠選挙を行なう。

(9) 本条の規定に基づく衆議院選挙、およびこれに伴う諸事項は、法の定めるところにより実施される。

第46条 国家評議会の構成、国家評議会議員の任期

(1) 国家評議会は次のとおり60人とする。

(a)国家事業に著しく貢献したもののうち、陛下が任命する10人、(b)単式移譲投票の制度による比例代表制に従い衆議院が選出する35人。うち少なくとも3人は女性とする、(c)一開発地域3名の率による15人。その選出の部落・町レベル地方委員会の委員長・副委員長、およびディストリクト・レベル地方委員会の委員長、副委員長、委員で構成される選挙団が単式移譲投票に従い行なう。ただし地方委員会による選出が実施されるまでは、当該開発地域を代表する衆議院議員が選挙団を構成する。

(2) 国家評議会は、解散がなく、2年ごとに3分の1を交替させる。

(3) 国家評議会議員の任期は6年とする。ただし本憲法発効後の最初の議員の交替は各2年ごとに籤引きで行なう。

(4) 議員の任期は、会期開始日に始まる。

(5) 国家評議会議員の空席補充は、前議員の就任方法と同じ選挙もしくは任命によって行なう。

(6) 議席が任期未了で空席となる場合、後任者の任期は前者の任期に従う。

第47条 議員の資格

(1) 国会議員の資格は以下のとおり。

(a)ネパール市民、(b)衆議院議員については25歳以上、国家評議会議員については35歳以上、(c)いかなる法においても欠格していないこと、(d)利益の職を保持していないこと。利益の職とは、政府から俸給・報酬の支払われる選挙・任命等による政治的役職以外のものを意味する。

(2) 何人も同時に両議会の議員を務めることはできない。

第48条 議員の欠格に関する決定(省略)

第49条 空席(省略)

第50条 誓言(省略)

第51条 衆議院の議長・副議長

(1) 議長・副議長は衆議院議員の中より選出する。

(2)~(5) (省略)

第52条 国家評議会の議長・副議長

(1) 議長・副議長は国家評議会委員の中から選出する。

(2)~(5) (省略)

第53条 衆議院の召集、会期、解散

(1) 陛下は、衆議院会期の召集を選挙後1カ月以内に行なう。二つの会期の間は6カ月以上とはしない。

(2) 陛下は、国会の両議会もしくは、そのいずれかの会期を停会にすることができる。

(3) 衆議院の停会もしくは休会期間中に、衆議院議員の4分の1が院の召集を要求する場合、陛下はその会期・会合の日時を特定する。衆議院はその日時に開催する。

(4) 陛下は、首相の提言により衆議院を解散することができる。陛下は衆議院を解散させる場合、総選挙を6カ月以内に行なう命令をだすものとする。

第54条 国王陛下の国会演説(省略)

第55条 定員

国会は、いずれの議会とも総議員数の4分の1が出席しない場合、いかなる決議も行なわない。

第56条 議論の制限

(1) 国王陛下、皇后陛下、王位継承者に関しては国会の議論の対象とはしない。ただし本条は、陛下の政府に対する批判を妨げるものではない。

(2) ネパールのいずれかの法廷で審理中の事項については、国会ではいかなる議論も行なわない。

(3) 任務を遂行中の判事の行動については、国会ではいかなる議論も行なわない。ただし本憲法第87条(7)に基づく事項については、本条は判事の行動に対する意見表明を妨げるものではない。

第57条 国会議員欠席の際の議事(省略)

第58条 議決方法

本憲法で他に規定する場合を除き、国会の両議会いずれにおいても、全ての議決は出席・投票者の多数票によって決定される。通常議長は投票権を有さず、賛否同数の時のみ投票する。

第59条 信任投票

(1) 首相は、衆議院の信任を得ることが必要もしくは適切とみなした場合はいつでも、衆議院にその旨の決議をかけることができる。

(2) 衆議員総数の4分の1が希望すれば、首相に対する不信任動議をかけることができる。ただしかかる不信任動議は1会期中1回のみとする。

(3) 上項(1)、(2)に基づく決議は、議員総数の多数によって決定される。

第60条 閣僚の国会出席権(省略)

ネパール

第61条 出席・投票に関する罰則(省略)

第62条 特権

(1) 国会の両議会では、本憲法の規定に従い、完全な発言の自由が認められる。国会での発言もしくは投票に関して、いずれの議員も逮捕、拘留されず、いかなる法廷においても訴追されない。

(2)~(9) (省略)

第63条 議事に関する手続き(省略)

第64条 小委員会(省略)

第65条 合同委員会

(1) 両議会間の業務処理に関する手続き作成、法案に対する見解の差異の解決などのため、合同委員会を設置する。

(2) 合同委員会は衆議院2、国家評議会1の割合で15人を超えない委員により構成される。

第66条 国会事務局(省略)

第67条 報酬(省略)

第9部 立法の手続き

第68条 法案提出手続き

(1) 法案は国会のいずれの議会においても提出することができる。

(2) 財政法案、国軍・警察に関する法案は政府法案としてのみ提出される。これらの法案に対する改正案の提出は、陛下の事前承認を必要とする。この承認は議会議事長を通じて得るものとする。

(3) 財政法案は、次の全ての事項を示す。

(a)税の賦課、徴収、廃止、変更、(b)統合基金・その他政府基金の維持、これら基金への預金などに関する事項、これら基金からの支出・支出の増減、停止など、(c)起債と起債への保障に関する事項、(a)~(e)(省略)

第69条 法案可決の手続き

(1) 法案はいずれの議会が可決しても他方の議会に回付、承認のうえ、陛下に上奏して裁可をおおぐ。

(2) 財政法案は、衆議院がまず可決し国家評議会へ回付させる。国家評議会は、15日以内に討議のうえ、提言の有無にかかわらず衆議院へ返送する。

(3) 上項(2)に従い衆議院に戻された財政法案は、再度討議のうえ陛下に上奏し、裁可をおおぐ。

(4) 国家評議会が上項(2)に従い受領した財政法案を衆議院へ15日以内に返送しない場合、衆議院は同法案をそのまま陛下に上奏し、裁可をおおぐ。

(5) 国家評議会は、衆議院から送られた金銭法案以外の全ての法案については2カ月以内に送り返すものとする。(以下省略)

(6)~(10) (省略)

第70条 法案の撤回

第71条 法案に対する国王の裁可

(1) 第69条に基づき裁可を求めて国王に上奏される法案は、当該法案を上程した衆議院の議長もしくは国家評議会議長が自ら内容を確認し、捺印したうえで国王に提出される。財政法案については衆議院の議長が内容を確認する。

(2) 陛下は、本条に従い、法案に裁可を与えた場合、直ちに両議会にこれを通告する。

(3) 金銭法案を除き、陛下は、自らがさらなる討議を必要と認めた法案については、上奏を受けた日から1カ月以内に、自己のメッセージを添え、提出側の議会に返送する。

(4) 陛下がメッセージを添付して返送した法案は両議会の合同会議に提出される。合同会議が、修正の有無にかかわらず、可決した法案は陛下に上奏される。陛下は30日以内にこの法案に裁可を与えるものとする。

(5) 法案は、陛下が裁可を与えたのち法となる。かかる裁可は御璽が押捺された後、与えられたものと看做される、ものとする。

第72条 勅令

(1) 陛下は、国会の両議会がともに会期中でない場合を除き、すみやかな行動を取る必要のあるような状況が生まれていると判断すれば、憲法の諸規定を妨げないような勅令を公布することができる。

(2) 上項(1)により公布される勅令は、国会法と同等の効力を持つものとする。ただしかかる勅令は、

(a)国会の両議会に提出され、いずれかの議会が承認しない場合、効力を失うものとする、(b)陛下により、いかなる時でも廃止される、(c)上項(a)および(b)により無効とされ、また廃止される場合を除き、いずれにしても公布6カ月後、もしくは両議会開催後60日後、には失効する。

両議会の開催日が異なる場合、いずれかの議会の最後の開催日が、本条による開催日と見なされる。

第10部 財政手続き

第73条 税・借入(省略)

第74条 統合基金(省略)

第75条 統合基金もしくはその他公的基金からの支出
統合基金・その他公的基金からは以下の支出以外は行なわない。

(a)統合基金にかかる費用、(b)支出法に基づく支出に必要な額、(c)支出法可決を前提とした法に基づく

前払い金, (d)(省略)

第76条 既定費

統合基金から支出される以下の項目は国会の承認を必要としない。

(a)法が定める王家の支出, (b)最高裁判所長官, 同判事の報酬・年金, (c)~(g)(省略)

第77条 歳入・歳出見積もり(省略)

第78条 支出法(省略)

第79条 補正見積もり(省略)

第80条 前払い支出(省略)

第81条 信任支出(省略)

第82条 予備費(省略)

第83条 財政手続きに関する法(省略)

第11部 司法

第84条 司法権を執行する法廷

ネパール王国における司法権限は, 本憲法, 現行法, その他法廷・法的機関が確立した司法原則に従って行使される。

第85条 ネパール王国法廷

(1) ネパール王国の法廷は次の三つからなる。

(a)最高裁判所, (b)控訴院, (c)地区裁判所。

(2) 上項(1)の諸法廷に加え, 特定のタイプの事件を調べる目的でその他の法廷を作ることができる。ただし特定の事件のみを調べる法廷は設置されない。

第86条 最高裁判所

(1) 最高裁判所は, 司法階層の最上に位置し, 軍事法廷を除く国内全ての法廷は, その下に位置する。この法廷は, 下級裁判所および司法権限を行使する他の法的機関を監督し, 指令を与える権限を有する。

(2)~(3) (省略)

第87条 最高裁判所判事の任命, 資格, 条件

(1) 陛下は, 憲法会議の推挙に従い長官を, また司法会議の推挙に従って, 最高裁のその他の判事を任命する。長官の任期は任命日より7年とする。

(2)~(3) (省略)

第88条 最高裁判所の司法権(省略)

第89条 控訴院の設置と組織(省略)

第90条 控訴院と地裁判事の資格(省略)

第91条 控訴院と地裁判事の任命, 服務規定(省略)

第92条 判事の判事以外の職への移動・従事の禁止(省略)

第93条 司法会議

(1) 司法会議は, 本憲法の規定に従い, 判事の任命・移動・規律問題, および司法行政に関するその他の事項に関して提言・助言を行なう。会議の構成は次

のとおりとする。(以下省略)

(2)~(5) (省略)

第94条 司法服務委員会(省略)

第95条 政府の司法への協力義務(省略)

第96条 司法廷の命令・決定の拘束性(省略)

第12部 権威乱用調査委員会

第97条 権威乱用調査委員会(省略)

第98条 権威乱用調査委員会の機能, 義務, 権限

(1) 本委員会は, 不適切もしくは不正な行為により公務職にあるものがその権威を乱用しているケースを, 自ら得た情報もしくは訴えにより, 調査する。

(2)~(6) (省略)

第13部 監査

第99条 監査(省略)

第100条 監査長官の機能, 義務, 権限(省略)

第14部 公務員委員会

第101条 公務員委員会(省略)

第102条 公務員委員会の機能, 義務, 権限(省略)

第15部 選挙委員会

第103条 選挙委員会(省略)

第104条 選挙委員会の機能, 義務, 権限(省略)

第105条 選挙区確定委員会(省略)

第106条 選挙裁判(省略)

第107条 法廷による選挙干渉の制限(省略)

第108条 選挙運営への動員(省略)

第16部 検事総長

第109条 検事総長の任命

(1) 検事総長は首相の推挙により陛下が任命し, その任期は, 陛下が決定する。

(2)~(3) (省略)

第110条 検事総長の機能, 義務, 権利

(1) 検事総長は, 陛下の政府の主任法律顧問とする。

陛下の政府およびその特定する他機関に対して憲法, 司法事項について助言することを任務とする。

(2) 検事総長もしくはその配下は, 陛下の政府の利益に関わる訴訟事件, あるいは陛下の政府に関する訴訟事件において政府を代表する。(以下省略)

第111条 検事総長の国会出席権(省略)

第17部 政治組織

第112条 政党に対する規制の禁止

- (1) 民主主義の発展に共通の政治的目的・綱領を有する全ての人々は、本憲法第12条(2)の3に基づき制定された法の下に、自らの選択する機関もしくは政党を結成し、自らの目的・綱領に対する大衆の支持と協力を獲得する目的で出版・放送を行ない、もしくは行なわしめ、かつまたこれらの目的を達成するためその他の全てのことを実施することができる。上記の活動のいずれかを制限しようとする法律、取り決め、決定は、本憲法に合致しないものであり、無効である。
- (2) 単一の政治組織もしくは政党、あるいは同じ政治イデオロギーを持つ人々による、国家の政治制度もしくは選挙への参加を規定する法律、取り決め、決定は、本憲法に合致せず、無効である。
- (3) 選挙委員会は、上項(2)に言及された目的、あるいは宗教、コミュニティ、カースト、種族、地域を基盤として、結成された政治組織もしくは政党の承認を留保する。

第113条 政治組織・政党単位の選挙参加登録

- (1) 選挙参加の目的で選挙委員会から承認を得ようとする全ての政治組織・政党は、同委員会の定める手続きに従い同事務所に登録する。登録を求める請願には、当該政治組織・政党の名称、同執行委員会その他の委員の氏名・住所を明記する。同請願には、組織・政党の規則・綱領を添えるものとする。
- (2) 政治組織・政党は、上項(1)による登録を行なうため、次の条件を満たさねばならない。

(a)政治組織・政党の規約・規則は、民主主義の規範を守ること、(b)政治組織・政党の規約・規則は、組織・党の役職保持者を5年ごとに選出する規定を作ること、(c)第114条の規定に合致していること、(d)政治組織・政党は、衆議院の最後の総選挙で投じられた総投票数の最低3%を獲得していること。

上記の規定は、本憲法の下に行なわれる衆議院の第1回選挙に参加する組織・党を妨げるものではない。投票総数の3%以下であった政党の候補者が、衆議院に選出された場合、当人は、無所属と見なされる。

- (3) 選挙委員会は、特定政治組織・政党がネパール国民をその宗教、カースト、種族、言語、性を理由に参加させない場合、あるいは、政治組織・政党の名称、目的、記章、旗が特定の宗教、コミュニティを示唆し、かつ国家の分裂を促す傾向がある場合、その登録を拒否するものとする。

第114条 女性立候補者

衆議院選挙では、いずれの政治組織・政党も候補者の

少なくとも5%を女性とせねばならない。

第18部 非常事態権限

第115条 非常事態権限

- (1) 深刻なる非常事態が、戦争・外国からの侵略・武装反乱・極度の経済不振などから発生し、王国の主権と統一もしくは国土の一部の安全を脅かす場合、陛下は王国の全域もしくはその一部に非常事態を宣言することができる。
- (2) 上項(1)に基づく宣言もしくは命令は、3カ月以内に衆議院にかけて承認を得ねばならない。
- (3) この宣言・命令は、衆議院が3分の2の多数で承認すれば、発布時から6カ月間効力を有する。
- (4) この宣言・命令は、衆議院が承認しない場合、直ちに失効する。
- (5) 衆議院は、(3)にある期間の満了前に決議すれば、当初の宣言・命令の期間を決議に特定した期間につき1回のみ延長することができる。ただし6カ月を超えないものとする。この決議は出席議員の3分の2により可決するものとする。
- (6) 上項(2)(3)(4)(5)により衆議院に付与された権限は、同院が解散される場合、国家評議会により行使される。
- (7) 陛下は、(1)に従い非常事態を宣言した後、事態に対応する必要な命令を出すことができる。これらの命令は、非常事態宣言が効力を有するかぎり有効である。
- (8) 陛下は、非常事態宣言・命令を出す際、本憲法の第12条(2)の(a), (b), (d), (e), 第13条, 第15, 16, 17, 22, 23条を停止することができる。これらの条項の停止は、非常事態が存するかぎり、有効とする。ただし人身保護条令に基づき救済をうける権利は停止されない。
- (9) 非常事態宣言の施行中にあっては、憲法の上記の諸条項に述べられた諸権利の回復を求める訴状は、いかなる法廷も受け付けず、またいかなる法廷でもかかる宣言は疑問に付されないものとする。
- (10), (11) (省略)

第19部 憲法改正

第116条 憲法改正

- (1) 憲法のいずれかの条を改正・廃止しようとする法案は、両議会のいずれにも提出することができる。かかる法案は、憲法の前文の精神を損なうものであってはならない。本条は改正の対象とはしない。
- (2) 上項(1)による法案は、両議会ともそれぞれ総数の

3分の2が出席し、かつ出席議員の3分の2の多数が支持した場合、陛下に上奏され、裁可をおおぐ。陛下は30日以内に裁可を与えるか、再考を求めるメッセージを付して差し戻す。

- (3) 上項(2)に基づき陛下が差し戻す法案は、国会の両議院が再討議する。上項(2)の手続きは、法案の再討議に適用される。もし両議院が、原案・修正案いずれにしても可決すれば、再度陛下に上奏され、裁可をおおぐ。陛下は、30日以内にこの法案に対して、裁可を与えるものとする。

第20部 その他

第117条 憲法会議

- (1) 憲法会議は、本憲法に定めた憲法上の役職への任命のため推挙を行なう。この会議は次の構成とする
(a)首相、委員長、(b)最高裁長官、委員、(c)衆議院議長、委員、(d)国家評議会委員長、委員、(e)衆議院内の野党指導者、委員
- (2) (省略)
- (3) 上項(1)に基づき設置される同会議の機能、義務、権限は、法により定める。
- (4) (省略)

第118条 国軍に関する規定

- (1) ネパール国家防衛会議の構成は次のとおり。
(a)首相、委員長、(b)国防相、委員、(c)最高司令官、委員。
- (2) 陛下は、国防会議の勧告にもとづき王立ネパール軍の運営・展開を行なう。
- (3) 国軍の人員、規制、およびその他の事項に関する規定は、法により定める。
- (4) 国家防衛会議は、自らの事業手続きを定める。

第119条 国軍の指揮権と最高司令官の任命

- (1) 国軍の最高指揮権は、陛下に所属する。
- (2) 陛下は、首相の推挙により最高司令官を任命する。

第120条 外交使節の任命(省略)

第121条 王宮使用人に関する規定(省略)

第122条 特赦(省略)

第123条 叙勲(省略)

第124条 公務規定(省略)

第125条 国家的職務への任命(省略)

第126条 条約、協定の批准、承認(省略)

第127条 憲法条項実施に伴う障害の除去(省略)

第21部 経過規定

第128条 閣僚会議規定

- (1) 本憲法発効以前に組織された閣僚会議は、本憲法に基づき組織されたものと見なされる。
- (2) 上項(1)に基づく閣僚会議が解散する場合、陛下は、主要政党の代表からなる別個の閣僚会議を組織する。
- (3) 上項(2)に基づく閣僚会議は、首相、および首相の推挙による必要とされる数の大臣、国務大臣、副大臣によって構成される。

第129条 国会開催以前の立法(省略)

第130条 1962年憲法による組織・地位に関する規定

- (1) (省略)
- (2) 憲法会議の機能、義務、権限は、総選挙後の最初の国会会期が始まるまでの間、閣僚会議によって行使される。
- (3)~(8) (省略)

第131条 現行法の適用

本憲法発効前のすべての現行法は、廃止・改正までの間、効力を維持する。ただし、本憲法と合致しない法律は、本憲法発効1年後に効力を失う。

第22部 定義・解釈

第132条 定義・解釈——(省略)

第23部 略称・憲法の発効

第133条 略称・憲法の発効

- (1) 本憲法の略称は2047年(1990年)ネパール王国憲法とよばれる。
- (2) 本憲法は Bikram Sambat 2047 年 Kartik 月 23 日金曜日に発効する。

付則1 国旗(省略)

付則2 国歌(省略)

付則3 国章(省略)

主要統計 ネパール 1990年

- | | | |
|--------------|------------------|-----------|
| 第1表 国内総生産 | 第5表 対外貿易 | 第9表 外貨準備 |
| 第2表 主要農産物生産高 | 第6表 主要輸出入品目および金額 | 第10表 財政 |
| 第3表 消費者物価指数 | 第7表 外国援助の部門別使用額 | 第11表 通貨供給 |
| 第4表 主要工業生産高 | 第8表 国際収支 | |

(使用記号：— 該当なし, … 不明, 0 ゼロ・極少)

対米為替レート (1米ドル=ルピー, 年平均)

| 年 | 1970 | 1980 | 1983 | 1984 | 1985 | 1986 | 1997 | 1988 | 1989 | 1990 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ルピー | 10.125 | 12.000 | 14.545 | 16.459 | 18.246 | 21.230 | 21.819 | 23.289 | 27.189 | 29.369 |

第1表 国内総生産 (名目) (会計年度 7月16日～翌年 7月15日)

(単位：100万ルピー)

| | | 1983/84 | 1984/85 | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 ¹⁾ | 1988/89 ²⁾ | 1989/90 ³⁾ |
|-------------------|------|---------|---------|---------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 農 | 業 | 22,570 | 23,927 | 26,555 | 30,276 | 35,708 | 41,343 | 45,848 |
| 鉱 | 業 | 111 | 140 | 120 | 132 | 108 | 105 | 107 |
| 製 | 業 | 1,816 | 1,998 | 2,622 | 3,559 | 3,646 | 3,909 | 4,200 |
| { | 家内工業 | 1,342 | 1,446 | 2,026 | 2,900 | 2,962 | 3,185 | 3,422 |
| | 家内工業 | 474 | 502 | 596 | 659 | 684 | 724 | 778 |
| 電 | 業 | 158 | 196 | 342 | 412 | 530 | 514 | 657 |
| 建 | 業 | 2,576 | 3,583 | 3,989 | 5,040 | 5,972 | 5,384 | 5,680 |
| 商 | 業 | 1,520 | 1,837 | 2,207 | 2,905 | 3,325 | 3,705 | 4,059 |
| 運 | 業 | 2,468 | 2,764 | 3,123 | 3,594 | 4,272 | 4,012 | 4,413 |
| 金 | 業 | 2,937 | 3,420 | 3,942 | 4,715 | 5,447 | 6,034 | 6,524 |
| 民 | 業 | 2,848 | 3,691 | 4,164 | 5,076 | 5,323 | 6,242 | 6,787 |
| G D P (要素費用) | | 37,004 | 41,556 | 47,064 | 55,358 | 64,331 | 71,248 | 78,275 |
| 間接税 (純) | | 2,386 | 2,861 | 3,364 | 3,888 | 5,182 | 6,166 | 6,636 |
| { | 農業 | 201 | 244 | 264 | 311 | 324 | 315 | 328 |
| | 非農業 | 2,185 | 2,617 | 3,100 | 3,577 | 4,858 | 5,851 | 6,308 |
| G D P (市場価格) | | 39,390 | 44,417 | 50,428 | 59,246 | 69,513 | 77,414 | 84,911 |
| G D P (74/75年度価格) | | 22,262 | 23,630 | 24,645 | 25,617 | 27,624 | 28,263 | 28,831 |
| { | 農業 | 13,668 | 13,990 | 14,705 | 14,789 | 15,993 | 17,013 | 17,563 |
| | 非農業 | 8,592 | 9,640 | 9,940 | 10,828 | 11,631 | 11,250 | 11,268 |
| G D P デフレクター | | 176.9 | 187.9 | 204.6 | 231.47 | 251.64 | 273.91 | 294.51 |

(注) 1) 暫定修正。2) 暫定推計。3) 一次推計。

(出所) HMG, Ministry of Finance, *Economic Survey*, 1989-90.

第2表 主要農産物生産高 (単位：1,000トン)

| | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90* |
|--------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 穀物 | | | | | |
| 米 (もみ) | 2,804 | 2,372 | 2,981 | 3,283 | 3,390 |
| とうもろこし | 874 | 868 | 901 | 1,072 | 1,201 |
| 小麦 | 598 | 701 | 744 | 830 | 850 |
| 大麦 | 23 | 25 | 24 | 27 | 27 |
| きび | 138 | 137 | 150 | 183 | 225 |
| 商品作物 | | | | | |
| 砂糖きび | 558 | 616 | 814 | 903 | 980 |
| 油料種子 | 79 | 83 | 94 | 99 | 100 |
| タバコ | 5 | 5 | 4 | 5 | 7 |
| ジュート | 61 | 23 | 15 | 18 | 16 |
| 馬鈴薯 | 357 | 395 | 567 | 641 | 658 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ。

第3表 消費者物価指数 (全国主要都市)

(1983/84=100)

| | 1984/85 | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 食糧 | 101.3 | 120.1 | 138.3 | 155.1 | 164.2 | 179.1 |
| 衣料 | 106.2 | 114.4 | 122.3 | 128.2 | 137.1 | 175.1 |
| 住宅 | 113.6 | 125.8 | 135.4 | 149.5 | 175.7 | 200.5 |
| 光熱・水 | 116.5 | 126.5 | 130.8 | 143.1 | 176.6 | 207.3 |
| 運輸 | 108.8 | 119.2 | 133.8 | 149.2 | 168.6 | 182.2 |
| 医療 | 109.4 | 125.1 | 140.2 | 154.5 | 169.5 | 167.8 |
| 教育 | 105.1 | 115.9 | 132.2 | 141.8 | 153.3 | 179.9 |
| 合計 | 104.1 | 120.6 | 136.6 | 151.7 | 164.0 | 179.8 |

(出所) 第1表に同じ。

第4表 主要工業生産高

| | 単 位 | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 当 初 2 カ 月 | |
|-----------------|-------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | | | | | 1988/89 | 1989/90 (暫 定) |
| ジュート製品 | 1トン | 16,389 | 18,289 | 17,198 | 16,950 | 13,561 | 5,532 |
| 砂糖 | 1トン | 15,190 | 24,565 | 30,040 | 27,455 | 27,598 | 32,030 |
| タバコ | 10万本 | 47,410 | 56,000 | 60,460 | 56,644 | 44,045 | 48,370 |
| マッチ | 1,000グロス | 1,144 | 1,314 | 1,215 | 1,272 | 1,063 | 1,021 |
| 酒 ¹⁾ | 1,000リットル | 1,264 | 1,283 | 2,118 | 2,092 | 1,779 | 1,812 |
| 石けん | 1トン | 9,182 | 11,460 | 12,303 | 17,076 | 12,089 | 10,410 |
| 靴 | 1 足 | 112,000 | 121,000 | 214,444 ³⁾ | 332,000 ³⁾ | 239,000 ³⁾ | 441,516 ³⁾ |
| 皮革 | 1,000枚 | 2,001 | 2,877 | 1,014 | 1,655 | 1,040 | 1,540 |
| 農具 | 1トン | 391 | 363 | 297 | 264 | 250 | 152 |
| 茶 | 1トン | 1,052 | 1,112 | 1,290 | 1,184 | 975 | 898 |
| ステンレス台所用品 | 1トン | 425 | 421 | 389 | 237 | 166 | 150 |
| レンガ・タイル | 1,000個 | 28,451 ²⁾ | 33,876 ⁴⁾ | 34,629 | 33,440 | 24,000 | 14,023 |
| ビール | 1,000リットル | 3,016 | 3,699 | 5,276 | 6,281 | 4,445 | 5,029 |
| 綿織維 | 1,000メートル | 14,118 | 17,822 | 9,914 | 7,057 | 5,850 | 4,095 |
| セメント | 1トン | 96,043 | 151,631 | 215,010 | 217,666 | 175,503 | 55,943 |
| ビスケット | 1トン | 4,698 | 4,536 | 4,674 | 4,458 | 3,458 | 3,620 |
| 合板 | 1,000平方フィート | 2,038 | 2,488 | 1,314 | 1,315 | 971 | — |
| 合成織維 | 1,000メートル | 6,424 | 11,561 | 13,363 | 11,848 | 10,558 | 9,133 |

(注) 1) 蒸溜酒のみ。2) 政府部門のみ。3) 含キャンパス・シューズ。4) 民間部門を含む。

(出所) 第1表に同じ。

第5表 対外貿易

(単位：100万ルピー)

| | 対 イ ン ド | | | 対 イ ン ド 以 外 | | | 総 額 | | |
|--------------------|---------|---------|----------|-------------|----------|----------|---------|----------|-----------|
| | 輸 出 | 輸 入 | 収 支 | 輸 出 | 輸 入 | 収 支 | 輸 出 | 輸 入 | 収 支 |
| 1985/86 | 1,241.1 | 3,970.9 | -2,729.8 | 1,836.9 | 5,370.3 | -3,533.4 | 3,078.0 | 9,341.2 | -6,263.2 |
| 1986/87 | 1,302.6 | 4,262.0 | -2,959.4 | 1,688.8 | 6,643.2 | -4,954.4 | 2,991.4 | 10,905.2 | -7,913.8 |
| 1987/88 | 1,567.8 | 4,598.8 | -3,028.0 | 2,546.8 | 9,273.8 | -6,727.0 | 4,114.6 | 13,869.6 | -9,755.0 |
| 1988/89 | 1,034.9 | 4,238.7 | -3,203.8 | 3,160.4 | 12,025.0 | -8,864.6 | 4,195.3 | 16,263.7 | -12,068.4 |
| 1988/89 (当初9カ月) | 984.5 | 3,328.3 | -2,343.8 | 2,423.4 | 9,007.7 | -6,584.3 | 3,407.9 | 12,336.0 | -8,928.4 |
| 1989/90* | 221.8 | 3,476.7 | -3,254.8 | 3,419.2 | 9,698.0 | -6,278.8 | 3,641.0 | 13,174.0 | -9,533.7 |

(注) 輸出はF. O. B., 輸入はC. I. F.。* 暫定。

(出所) 第1表に同じ。

ネパール

第6表 主要輸出入品目および金額 (通関統計)

(単位: 100万ルピー)

| | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 当初9カ月 | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | 1988/89 | 1989/90* |
| 輸 入 | 10,905.2 | 13,869.6 | 16,263.7 | 12,336.0 | 13,174.0 |
| 食料品・動物 | 1,028.9 | 1,523.7 | 1,322.6 | 996.2 | 1,162.1 |
| タバコ・飲料 | 144.0 | 172.2 | 197.1 | 123.4 | 214.8 |
| 鉱物 | 657.2 | 1,036.8 | 1,182.7 | 727.5 | 1,061.3 |
| 鉱物性燃料 | 929.5 | 1,049.9 | 1,116.6 | 952.0 | 1,158.6 |
| 動植物油脂 | 175.9 | 352.6 | 342.7 | 251.0 | 265.1 |
| 化学品・薬品 | 1,287.6 | 1,495.1 | 1,532.6 | 1,139.1 | 2,445.9 |
| 製造業製品 | 3,226.9 | 3,359.2 | 4,671.0 | 3,518.1 | 3,698.3 |
| 機械・輸送機器 | 2,784.1 | 4,143.7 | 4,847.0 | 3,889.9 | 2,258.6 |
| その他製造業製品 | 664.0 | 729.1 | 1,036.6 | 734.4 | 909.4 |
| その他 | 7.3 | 7.0 | 4.8 | 4.4 | 0.6 |
| 輸 出 | 2,991.4 | 4,114.6 | 4,195.3 | 3,407.8 | 3,641.0 |
| 食料品・動物 | 703.7 | 804.4 | 577.6 | 532.5 | 305.7 |
| タバコ・飲料 | 3.5 | 10.1 | 6.6 | 4.9 | 11.2 |
| 鉱物 | 491.1 | 513.7 | 249.9 | 238.3 | 67.5 |
| 鉱物性燃料 | 0.2 | 0.8 | — | — | — |
| 動植物油脂 | 117.1 | 171.5 | 100.3 | 98.1 | 10.0 |
| 化学品・薬品 | 2.0 | 12.6 | 0.3 | 23.9 | 8.1 |
| 製造業製品 | 1,009.6 | 1,601.6 | 1,982.6 | 1,451.6 | 2,041.9 |
| 機械・輸送機器 | 2.6 | 0.5 | 5.8 | 5.8 | 0.1 |
| その他製造業製品 | 661.5 | 996.9 | 1,346.5 | 1,052.8 | 1,196.5 |
| その他 | 0.2 | 2.5 | — | — | — |

(注) *暫定。
(出所) 第1表に同じ。

第7表 外国援助の部門別使用額

(単位: 100万ルピー)

| | 1986/87 | | | 1987/88 | | | 1988/89 | | |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 贈与 | 借 款 | 合 計 | 贈与 | 借 款 | 合 計 | 贈与 | 借 款 | 合 計 |
| 農業, 灌漑, 林業 | 203.1 | 834.5 | 1,037.6 | 169.3 | 1,067.0 | 1,236.3 | 211.4 | 1,255.4 | 1,466.8 |
| 農 業 | 61.1 | 287.2 | 348.3 | 70.6 | 482.7 | 553.3 | 82.6 | 446.9 | 529.5 |
| 灌 漑 | 59.7 | 455.0 | 514.7 | 23.0 | 453.3 | 476.3 | 71.1 | 720.8 | 791.9 |
| 林 業 | 75.5 | 91.6 | 167.1 | 75.6 | 130.9 | 206.5 | 57.4 | 87.7 | 145.1 |
| そ の 他 ¹⁾ | 6.8 | 0.7 | 7.5 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0 | 0.3 |
| 運輸, 電力, 通貨 | 376.2 | 1,097.5 | 1,473.7 | 1,196.0 | 1,598.6 | 2,794.6 | 672.3 | 2,447.9 | 3,120.1 |
| 運 輸 | 145.0 | 259.6 | 404.6 | 257.6 | 349.7 | 607.3 | 334.5 | 683.5 | 1,017.9 |
| 電 力 | 99.4 | 831.9 | 931.3 | 536.4 | 1,135.1 | 1,671.5 | 296.1 | 1,439.3 | 1,735.4 |
| 通 信 | 131.8 | 6.0 | 137.8 | 402.0 | 113.8 | 515.8 | 41.6 | 325.1 | 366.7 |
| 工 業, 商 業 | 63.1 | 120.3 | 183.4 | 252.1 | 193.6 | 445.7 | 46.2 | 145.0 | 191.2 |
| 社会サービス | 296.1 | 289.3 | 585.4 | 293.9 | 228.4 | 522.3 | 510.2 | 334.7 | 845.0 |
| 教 育 | 47.5 | 122.4 | 169.6 | 44.8 | 135.6 | 180.4 | 34.5 | 234.4 | 268.9 |
| 保 健 | 148.2 | 0.2 | 148.4 | 138.1 | 1.6 | 139.7 | 288.0 | 0.8 | 288.8 |
| 飲 料 水 | 7.4 | 162.2 | 169.6 | 11.9 | 64.6 | 76.5 | 62.2 | 55.4 | 117.7 |
| そ の 他 ²⁾ | 93.0 | 4.5 | 97.5 | 99.1 | 26.6 | 125.7 | 125.6 | 44.1 | 169.6 |
| そ の 他 | 14.0 | 20.3 | 34.3 | 82.9 | 6.7 | 89.6 | 38.1 | 5.7 | 43.9 |
| 総 計 | 952.5 | 2,361.9 | 3,314.4 | 1,994.2 | 3,094.3 | 5,088.5 | 1,478.2 | 4,188.7 | 5,666.9 |

(注) 1) 測量, 土地改革。2) パンチャヤトほか社会サービス。
(出所) 第1表に同じ。

第8表 国際収支

(単位：100万ルピー)

| | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 当初8ヵ月 | |
|----------------|----------|----------|-----------|----------|----------|
| | | | | 1988/89 | 1989/90* |
| 1. 貿易収支 | -7,924.1 | -9,765.5 | -12,086.0 | -8,199.7 | -8,529.3 |
| 輸出(F.O.B) | 3,003.0 | 4,127.3 | 4,210.7 | 3,066.0 | 3,113.8 |
| 輸入(C.I.F) | 10,927.1 | 13,892.8 | 16,296.7 | 11,265.7 | 11,643.1 |
| 2. サービス(純) | 2,327.4 | 2,211.7 | 3,047.9 | 2,322.3 | 1,721.5 |
| 旅行(受取) | 1,740.5 | 1,675.7 | 2,735.3 | 1,843.8 | 1,977.8 |
| 投資収入(受取) | 100.7 | 196.0 | 50.3 | 215.8 | 327.1 |
| その他(受取) | 2,811.5 | 2,913.7 | 2,857.5 | 210.4 | 1,703.6 |
| 3. 移転(純) | 2,692.3 | 2,931.0 | 2,717.9 | 1,721.4 | 1,765.2 |
| 民間(受取) | 1,292.6 | 1,608.4 | 1,608.4 | 1,014.6 | 1,090.5 |
| 政府グラント | 1,303.4 | 1,278.7 | 1,246.7 | 748.1 | 657.4 |
| インド消費税返還 | 116.1 | 112.8 | 87.2 | 87.2 | 0.2 |
| その他 | 49.5 | 43.3 | 31.6 | 21.7 | 160.7 |
| 4. 経常収支 | -2,904.4 | -4,622.8 | -6,320.2 | -4,156.0 | -5,042.6 |
| 5. 外国借款(純) | 1,888.3 | 4,368.0 | 5,921.9 | 3,770.4 | 3,243.3 |
| ローン | 2,097.9 | 4,675.4 | 6,302.0 | 3,934.0 | 3,522.5 |
| 償還 | -209.6 | -307.4 | 380.1 | 163.6 | 379.2 |
| 6. その他資本収支 | 1,392.6 | 2,527.8 | 474.2 | 1,797.7 | 3,408.8 |
| 7. 外貨準備増減(-は増) | -376.4 | -2,273.0 | 75.9 | 1,412.1 | 1,609.5 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ。

第9表 外貨準備

(単位：100万ルピー)

| 月 央 | ネパール・ラストラ銀行の準備 | | | | | | 民間銀行 保有 | 総 計 |
|---------|----------------|-------|----------------------|-------|---------|---------------------|------------|----------|
| | 合 計 | 金 | IMFゴ ールドト ランシュ | S D R | 外 貸 | (うちコン バーチブ ル) | | |
| 1984.7 | 2,006.7 | 104.1 | 93.7 | 2.1 | 1,806.1 | (1,113.8) | 1,207.7 | 3,213.4 |
| 1985.7 | 1,346.9 | 112.4 | 104.0 | 0.9 | 1,129.6 | (920.8) | 1,253.8 | 2,600.7 |
| 1986.7 | 2,128.6 | 134.8 | 143.2 | 2.0 | 1,848.6 | (1,500.7) | 1,614.7 | 3,743.3 |
| 1987.7 | 2,795.8 | 139.2 | 159.2 | 2.6 | 2,494.8 | (1,936.8) | 1,681.4 | 4,477.2 |
| 1988.7 | 5,594.1 | 150.7 | 175.7 | 4.2 | 5,263.5 | (455.3) | 1,801.3 | 7,395.4 |
| 1989.4 | 7,104.7 | 168.7 | 194.3 | 18.7 | 6,723.0 | (535.7) | 2,435.4 | 9,540.1 |
| 1989.7 | 6,837.1 | 176.7 | 200.2 | 3.3 | 6,456.9 | (249.5) | 1,853.9 | 8,691.0 |
| 1990.4* | 7,705.0 | 186.4 | 215.1 | 6.9 | 7,296.6 | (687.3) | 3,169.9 | 10,874.9 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ。

ネパール

第10表 財政

(単位：100万ルピー)

| | 1986/87 (実績) | 1987/88 (実績) | 1988/89 (実績) | 1989/90 (中間実績) | 1990/91 (予算案) |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|------------------|
| 総支出 | 11,513.2 | 14,104.9 | 18,005.0 | 18,665.3 | 19,791.7 |
| 經常支出 | 4,135.2 | 4,676.9 | 5,676.2 | 6,768.9 | 7,465.0 |
| 開発支出 | 7,378.0 | 9,428.0 | 12,328.8 | 11,864.9 | 12,326.8 |
| { 経済サービス | 5,168.6 | | | | |
| { 社会サービス | 2,036.3 | | | | |
| { 経済行政・計画その他 | 150.7 | | | | |
| 総収入 | 7,260.2 | 9,427.2 | 9,457.5 | 10,864.9 | 12,637.6 |
| 歳入 | 5,975.1 | 7,350.4 | 7,776.9 | 9,036.2 | 10,128.2 |
| { 税収 | 4,372.4 | | | | 8,111.9 |
| { 非税収 | 1,602.7 | | | | 2,016.3 |
| 外国無償援助 | 1,285.0 | 2,076.8 | 1,680.6 | 1,828.6 | 2,509.4 |
| 財政収支 | -4,253.0 | -4,677.8 | -8,547.5 | -7,800.5 | -7,154.1 |
| 財政赤字補填 | | | | | |
| 外国借入 | 2,705.8 | 3,815.8 | 5,666.4 | 6,050.5 | 5,512.1 |
| 国内借入 | 1,644.5 | 1,130.0 | 1,330.0 | 1,750.0 | 1,642.0 |
| 現金残高 | -97.5 | -268.0 | 1,551.1 | — | — |

(出所) 第1表, および HMG, *Budget Speech of the Fiscal Year*.

第11表 通貨供給

(単位：100万ルピー)

| 月 央 | 流通通貨 | | | | 要求払預金 | | | | 通貨供給 (4 + 8) |
|---------|---------|------|-------|-----------------|---------|-------|---------|-----------------|-----------------|
| | 総額 | 政府保有 | 銀行保有 | 民間保有 (1-2-3) | 総額 | 政府保有 | 銀行保有 | 民間保有 (5-6-7) | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| 1982.7 | 2,617.9 | — | 180.8 | 2,436.7 | 1,736.3 | — | 561.5 | 1,174.8 | 3,611.5 |
| 1983.7 | 2,963.2 | — | 211.2 | 2,752.0 | 2,324.4 | — | 727.5 | 1,596.9 | 4,348.9 |
| 1984.7 | 3,554.3 | — | 280.9 | 3,273.4 | 2,427.0 | — | 768.9 | 1,658.1 | 4,931.5 |
| 1985.7 | 4,035.6 | — | 298.3 | 3,737.3 | 2,600.4 | — | 857.7 | 1,742.7 | 5,480.0 |
| 1986.7 | 5,234.5 | — | 391.6 | 4,842.9 | 3,184.2 | — | 997.8 | 2,186.4 | 7,029.3 |
| 1987.7 | 6,183.8 | — | 437.7 | 5,746.1 | 3,466.5 | — | 1,092.4 | 2,374.1 | 8,120.2 |
| 1988.7 | 6,962.1 | — | 587.5 | 6,374.6 | 4,897.5 | 266.9 | 1,408.6 | 3,222.0 | 9,596.6 |
| 1989.7 | | | | 7,946.6 | | | | 3,828.8 | 11,775.4 |
| 1990.4* | | | | | | | | | |

(注) *暫定。

(出所) *Main Economic Indicators*, Jan/Feb 1990.

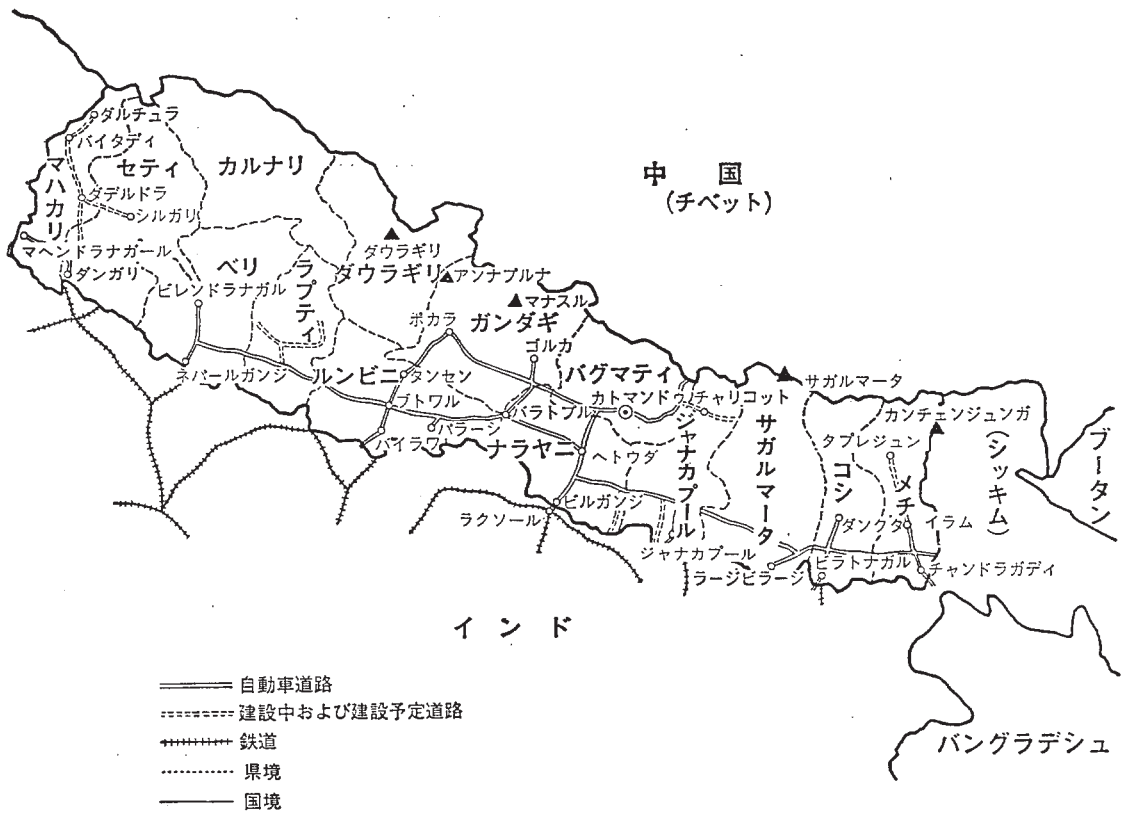
Yearbook of Asian Affairs:
1990 - 1999
Nepal

1991

ネパール

ネパール王国

- 面積 14万1000km²
- 人口 1892万人 (1990年央, IMF推計)
- 首都 カトマンドゥ
- 言語 ネパール語
- 宗教 ヒンドゥー教および仏教
- 政体 立憲君主制
- 元首 ビレンドラ国王
- 通貨 ルピー(1米ドル=37.255ルピー, 1991年平均)
- 会計年度 7月16日~7月15日



1991年のネパール

総選挙とコイララ内閣の成立

いの うえ きょう こ
井 上 恭 子

1991年5月に32年ぶりに複数政党制にもとづく国会選挙が実施された。この選挙は90年の民主化運動の成果である。この民主化運動は、国王から政治体制の改革を引き出し、同年11月には、体制の変革、複数政党制の復活などを盛り込んだ新憲法が公布された。91年の総選挙は新憲法の下での最初の総選挙である。選挙の結果、下院議席過半数を確保したネパリー・ कांग्रेस (NC) が政権を樹立した。

新政権に課せられた責務は多い。政治的には、複数政党制による議会政治を軌道に乗せることがある。政権党となった現在NCは、地下政党時代と異なった政治運営・組織運営への移行、また、政権党としての野党との対応など、新たな状況に直面している。さらに、経済面で緊急に取り組みねばならないことは、過去、とくにこの数年深刻な問題となってきた物価騰貴と生活物資の供給不足である。生活に密着した経済問題への対応が政府への評価を決定する。したがって政権の安定のためにも、経済問題は緊急の課題である。しかしこれらの問題は、生産力に乏しく、基盤が脆弱なネパールの経済の生み出している問題である。構造的に発生する困難な状況に対処することは容易ではない。

●政治改革の概要 1990年1月18日にNCがカトマンドゥで大衆集会を組織し、反体制・民主化運動推進の決意を表明した。国王の権限を制限した立憲君主制、政党活動禁止の撤回、複数政党制、新憲法、新憲法にもとづく国会選挙などが要求の中心であった。続いてNCは2月に大衆蜂起を呼びかけた。これに左派が応じ、運動は急速に激化・拡大した。運動は最終的には、流血の惨事となった警察との正面衝突のあと、国王から大幅な政治改革を約束する宣言が出されて終結した。

国王が発した政治改革案は、強力な王権の下で翼賛的な政治体制として機能してきた「パンチャーヤット制度」と呼ばれる行政制度の廃止と政党活動の許可、新政治体制のもとでの総選挙の実施が骨子となった。これらの改革は憲法改正により実施されることになった。

まず、1990年4月19日に、国会選挙までの暫定内閣(選挙管理内閣)が発足した。内閣は、NCと左派が参加し、これに無党派の国王推薦者が加わった。左派とは、民主化運動を進めるために左翼政党7党が組んだ「統一左翼戦線」である。首相にはNCのバッタライが就いた。

次いで、新憲法草案作成作業が始まった。作業の過程では、陰に陽に、王権の削減を嫌う王室側からの干渉と引き延ばし工作が加えられたが、予定を若干遅れただけで憲法は11月9日に公布された。内容は、民主化運動側が懸念したような逆行はなく、運動側の要求に沿ったものとなった。新憲法の最大の特徴は、ネパールを立憲君主制の下での主権在民国家とした点である。旧憲法では主権は国王にあった。主権在民を支えるために議会・内閣の機能と責任が強化された。議会は二院制をとり、直接普通選挙による205議席からなる代議員会議(下院)と間接選挙・国王任命による60議席の国家評議会(上院)の構成である。

●下院選挙への参加政党 新憲法にもとづく下院選挙は1991年5月12日に実施された。選挙は、多くの選挙区でNCと左派の一騎打ちとなった。民主化運動で手を携えたNCと統一左翼戦線は、選挙を控えて袂を分かった。7党からなる統一左翼戦線も、路線の違いから分裂し、90年12月に戦線を解消した。しかし91年1月に、左派勢力の中心であるマルクス・レーニン主義ネパール共産党とマルクス主義ネパール共産党が合併し、統一マ

表1 1991年5月国会選挙結果、党別・経済開発区別獲得議席

| 開発区 | 議席 | NC | CPN(UML) | UPF | NSP | NDP(C) | CPN(D) | NWPP | NDP(T) | 無所属 |
|--------|-----|-----|----------|-----|-----|--------|--------|------|--------|-----|
| 東部開発区 | 49 | 15 | 31 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 中央部開発区 | 64 | 28 | 25 | 4 | 0 | 3 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| 西部開発区 | 45 | 31 | 8 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 中西部開発区 | 28 | 18 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 極西部開発区 | 19 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 計 | 205 | 110 | 69 | 9 | 6 | 3 | 2 | 2 | 1 | 3 |

(注) 政党名—NC: Nepali Congress(ネパラー・Congress) CPN(UML): Communist Party of Nepal (United Marxist-Leninist) (統一マルクス・レーニン主義ネパール共産党) UPF: United Peoples Front(統一人民戦線) NSP: Nepal Sadbhavana Party(ネパール・サドヴァヴァナ党) NDP(C): National Democratic Party (Chand) (民族民主党・チャンド派) CPN(D): Communist Party of Nepal (Democratic) (民主ネパール共産党) NWPP: Nepal Workers and Peasants Party(ネパール労働者農民党) NDP(T): National Democratic Party (Thapa) (民族民主党・タパ派)
(出所) *The Rising Nepal* 紙より作成。

ルクス・レーニン主義ネパール共産党(CPN(UML))を結成した。残る左派のうち、ネパール労働者農民党(NWPP)と民主ネパール共産党(CPN(D))は単独で選挙にのぞみ、いくつかの党は統一人民戦線(UPF)を組んで選挙に参加した。政治改革に不満で選挙をボイコットした左派グループもあるが、これらは少数派である。

その他の政党では、ネパール初の地域政党としてネパール・サドヴァヴァナ党(NSP)がある。NSPはネパール南部の平野部・インド国境地帯を基盤にしている。平野部は、地理的・経済的・文化的にインドとのつながりが強い。その特殊性を主張して平野部の利益の擁護を訴え、さらに、平野部の経済的貢献度に比して政治・社会的に応分の扱いを受けていないとの不満を表明して支持を募っている。NSPの出現は、従来ネパール政治の中心として機能してきた丘陵部に対する、平野部からの不満の表明ともいえる。

旧体制派からも選挙への出馬があった。パンチャヤット体制時代の元首相に率いられた2派、タバ派民族民主党とチャンド派民族民主党である。

こうして選挙は、NCとCPN(UML)の2大政党を軸に、NSP、旧体制派、その他左派が加わって戦われた。選挙綱領による主要2政党の主張の違いは、経済・政治・社会政策を見るかぎりではさほど大きくない。はっきりと対立しているのは、インドに対する外交姿勢の部分である。NCはインド国民会議派と密接な関係を保って成長した歴史から、インドとの友好・協調路線をかざすが、CPN(UML)は、インドと「特別な関係」を持つこ

表2 1991年5月国会選挙での各党得票率

| 政 党 | 獲得議席数 | 得票率(%) |
|----------|-------|--------|
| NC | 110 | 37.75 |
| CPN(UML) | 69 | 27.98 |
| UPF | 9 | 4.83 |
| NSP | 6 | 4.10 |
| NDP(C) | 3 | 6.56 |
| CPN(D) | 2 | 2.43 |
| NWPP | 2 | 1.25 |
| NDP(T) | 1 | 5.38 |
| 無所属 | 3 | 4.17 |

(注) 政党名は表1の注を参照。

(出所) *The Rising Nepal* 紙より作成。

とに否定的である。CPN(UML)の主張は、ネパールの天然資源、水資源の利用・開発の点で、NCと対立している。NCは、水資源を開発に利用するためにも、インドとの協力は不可欠とするが、CPN(UML)は、国家の資産である天然資源のインドへの切り売りに反対する。CPN(UML)はこの問題で、資源ナショナリズムの点から国家主権問題を提起している。国家主権との関連でCPN(UML)は、インド軍・イギリス軍へのグルカ兵の供出にも反対している。

●選挙結果とNC政権の成立 選挙の結果は、NCが下院議席205中過半数の110議席を獲得、次いでCPN(UML)が69議席を獲得した(表1, 2を参照)。少数派を含めて左派の議席を合わせると82議席、これとNC議席で合計192議席となる。民主化運動政党が圧倒的な議席を確保したわけで、

民主化運動への有権者の支持が再確認された。旧体制派は合計わずか4議席にとどまり、それぞれの党首は落選した。NSPは6議席を確保して、支持基盤の存在を証明した。

全体でみるとNCの勝利となるが、地域的には逆の結果も見られる。その好例がカトマンドゥ首都決戦の結果である。ここではNCは惨敗した。カトマンドゥ盆地は、カトマンドゥ、ラリトプル、バクタブルという3県からなる。議席数はそれぞれ5、3、2議席である。この10議席のうちNCは2議席しかとれなかった。残る8議席は、CPN(UML)が6議席、CPN(D)とNWPPが1議席ずつで分け合った。NCの首都決戦における敗因は、いくつかの要素からなっている。首都圏と他地域との政治状況の違いがまず考えられる。ネパールでは政治・経済的な歪が首都圏で突出して現れる。物価、物不足、失業などの問題が先鋭化して現れるのがネパール最大の都市部である首都圏である。問題に対する運動も組織化されている。地方に問題がないというのではないが、地方では多くの場合、問題は散発的・抑制気味にしか顕在化しない。物価問題、必需品の供給などが首都圏住民の最大の関心事であったが、暫定政権を主導したNCはこの責任をかぶってしまった。NCが左派と全面対決戦術をとったことも、NCのチャンスを潰す結果となった。左派は、首都圏で学生・青年層の支持を集め、無視できない力を有している。このような左派に対するNCの戦術は、あまりにも硬直的であった。

選挙の結果をうけて、NCが組閣作業に入った。次期首相としては、暫定内閣首相バッタライが適任視されていたが、バッタライが首都圏決戦で落選したため、G・P・コイララ首相が実現した。コイララに関しては、バッタライほどは党内意見統一が容易でなく、とくに党長老ガネーシュ・マン・シンがコイララの首相就任に難色を示したといわれる。しかしバッタライに代わりうる人物としては、コイララ以外にはいなかった。コイララNC内閣は5月29日に成立した。

●新政権と野党の動き 6月20日に下院が招集された。初国会は予算国会でもあり、NC政権の施政方針と新年度予算が注目された。

新年度予算案は7月11日に下院に提出された。予算総額266億^{ルピー}、そのうち経常支出は97億^{ルピー}、開発支出は169億^{ルピー}となっている。開発の重点は農業と農村開発に置かれ、開発支出のうち少なくとも70%はこの部門に充てると説明された。政府税収は121億^{ルピー}を予定し、118億^{ルピー}は援助・グラントを予定、増税は5億^{ルピー}を提案した。経済運営では、民間部門の活性化のためにいくつかの自由化案が提案されている。公企業の民営化も提案され、約60の公企業を徐々に民営化したいとしている。

予算案の議論と並行して、経済運営に関する具体的な措置もいくつかとられた。為替に関しては、7月初めに2度にわたって平価調整が実施された。これはインドが実施した為替調整に合わせて実施されたものである。7月1日にネパール・ルピーをインド・ルピーに対して1.79%切り上げ、同3日には、対ドルを20.9%切り下げた。

物価面では、統制価格の引き上げが断行された。7月26日にはガソリン価格が、8月6日には肥料価格が引き上げられ、年末にかけては、11月に電力料金が最高60%も引き上げられ、いずれも消費者の不評を呼んだ。一方政府は、物資の安定供給と価格維持のため、政府運営の公正取引店を都市部に設置した。天候不順による食糧生産の後退が懸念されるなか、農民から買い上げた食糧と輸入食糧をまわして、これら店舗から安値安定供給を計るという案である。ただし、これが物価と供給に好ましい影響を生むには、時間の経過と運営面での政府の強力なバックアップが必要である。公正取引店の稼働はまだ試験段階であり、一方、上記価格引き上げと食糧生産不振による食糧不足が加わって、物価は騰勢を強めていき、政府は苦しい立場に追い込まれていった。

コイララ内閣は、政治的には下院議席過半数を制して議会運営に不安がないが、先の民主化運動で提携したCPN(UML)その他の左派政党が新議会では野党の立場をとることからくる圧力は無視できない。野党との最初の小競り合いは、議会内ではなく、公務員ストの形をとった。公務員組合は6月末から待遇改善・給与引き上げ要求ストに突入し、これを野党がバックアップした。このストは、政府が一貫して強い姿勢で臨んだため、8月末まで持ちこたえたもののついに終結させざる

をえなかった。

新国会では、言語問題が与野党の論議を呼んだ。発端はNSP議員が母語であるヒンディ語での発言を要求したことに始まる。他党の議員のなかにも母語での発言が自然であり便利だとして、公用語であるネパール語での発言を回避しようとする者がでた。従来の言語政策は、国家統一のためにネパール語の国語化・公用語化を進めてきたのであるが、その政策への異議が、国会が始まるやいなや噴出したのである。この問題は、議長が、ネパール語の発言を公式議会記録として採用すると裁定して、一応は収拾されたが、言語は民族意識と密接に結びついているため、国会発言での使用言語問題は、今後も再燃する可能性がある。

NCの選挙公約でもある「市民証」発行問題も、今後尾を引きそうな問題である。国民を特定し、「外国人」と区別するために市民証を発行するという案であるが、インド国境地帯に住むインド系ネパール国民がこれによって排除されてしまうのではないかという懸念が、インド系住民の間から出されている。政府は、この懸念を根拠なしとしているが、不安を解消するにはいたっていない。この提案の本来の目的は、インドからの流入者がインドとの国境地帯に定住する結果、ネパール人の不利益となっている現実をくい止めることにある。しかしその過程で、インド系ネパール人とインド人を識別する作業が必要となる。しかしどの時点で線引きをするのか、何をもって住民であると証明するのかなどの技術的な問題をまず解消しなければならない。加えてその作業の過程で、住民間、地域間の反目が生じかねない。難しい問題であるが、政府は実施の決意を固めている。

●インドとの和解がさらに進展 12月5日、コイラ首相がインドを訪れ、懸案の通過協定、貿易協定の更新が実現した。これで、両国関係がこじれて協定更新ができずインドが「経済封鎖」を強行するにいたった事態(1989年)が完全に解消された。6日に、貿易協定(5年)と通過協定(7年)が調印された。これにより両国関係は、両協定に関しては1989年以前の状態を回復したことになる。協定の内容では、貿易協定では、ネパール製品をインドに輸出するさい関税・輸入枠なしの条件であるローカルコンテンツが従来の65%から55%に引き下げられた。通過協定では、通関手続きの簡素化などが合意された。ネパールは両協定で、インド側の譲歩をある程度引き出している。

またこの首脳会議で、水資源開発、道路建設などが話し合われ、合意があった。この点は今後の議論になりそうである。というのは、インドがからんだ開発協力とくに水資源開発に関して、ネパールの世論は一致していないからである。強大な隣国インドへの畏怖が、このような世論不一致の底流にある。水資源開発についてNCは、インドの協力を得て開発を推進したいと考えているが、CPN(UML)は、前述したように資源ナショナリズムを強調する戦術をとっており、水資源開発へのインドの介入に異議を唱えている。CPN(UML)によれば、NC内閣は、自国の富をインドが収奪することに手を貸しているというのである。過去、水資源開発へのインドの協力に関してしばしば紛糾した。利権がからむだけに、合意内容が不透明だったり、裏取引も多いとの疑惑がつけまとうからである。この開発協力問題は野党からの恰好の攻撃材料になりそうである。

(動向分析部)

重要日誌 ネパール 1991年

NC=ネパリー・ kongress

1月

7日 ▶CPN(ML)とNepal Communist Party(Marxist)合併を正式発表。新名称United Nepal Communist Party(Marxist and Leninist)。6日、両党合同会議で合意。

9日 ▶ペルッティ・パーシオ・フィンランド外相来訪(～12日)。

13日 ▶18人よりなる工業家代表団、合併企業の設立奨励とインドへの輸出促進のため訪印。

16日 ▶Manamohan Adhikari CPN(UML)書記長、地方の集会で、NC(ネパリー・kongress)に選挙における共闘を再度呼びかける(最初は12月22日)。

▶観光省によると、90年の外国人観光客は24万8232人で、前年比3.5%増。

17日 ▶日本政府とRiver Training Projectに対する1億300万^円の借款受け入れ文書調印。

▶NC、中央委員会会議を招集し、綱領と組織問題を討議。

18日 ▶ビレンドラ国王、ビルマ・ブラサド・印大使から信任状を受領。

20日 ▶NC、全国大会を開催。Dashrath スタジアムに1万5000人が参加。選挙を単独でたたかうことを決定。

▶ネパール・テレビジョン、CNN映像の放映権獲得。

22日 ▶選挙管理委員会への政党登録最終日。47党が登録。選挙管理委員会の審査待ち。

24日 ▶民主化運動犠牲者追悼日始まる(～30日)。

29日 ▶パッタライ首相、新設されたNepal Sahitya-kar Samsadの創立式で演説し、文学者が社会における論争や非道徳行為を描くよう激励。

30日 ▶ビレンドラ国王、29日に切れる選挙区制定委員会の任期を1週間延長。

▶Nepal Sukumbasi Sewa Sanghが“Chakka Jam”運動を全国で開始。16項目要求。

2月

1日 ▶政府はMarich Man Singh Shrestha, Lokendra Bahadur Chandら前政府閣僚全員のパスポート押収、出国禁止を決定。

4日 ▶選挙区確定委員会が作業を終了。確定は7原則に従った。選挙区の境界に行政区画の境界を用いる。1県内の異なる選挙区の人口差を5000までとする。1県内の選挙区分では河川・谷などの自然境界を利用。選挙区による人口差は12県で1000人以下、50県で5000人以下。

5日 ▶Nawalparasi Districtで政府の立ち退き命令に抗議する小作農民に警官が発砲、3人死亡。7日、ネパール土地なし人民組織(NLPO)が抗議デモ、パッタライ首相に1万人の入植をもとめる要求書を手渡す。

6日 ▶ダライ・ラマの来訪中止。

▶(カトマンドゥ)当地で開かれた「債務労働の慣習と人権」コロキウム、1万世帯のTharu債務労働者の解放と制度の廃止を要求。

▶日本政府、ネパール・テレビの教育・文化プログラムに3600万^円の無償援助供与。

8日 ▶森林保全調査タスクフォース、150項目の勧告を含む報告書を首相に提出。

9日 ▶PyuthanにおけるNCの集会でコイララ書記長らが襲われ、15人負傷。

11日 ▶Surya Prasad Shrestha 選挙管理委員長、選挙は5月12日に実施と発表。

13日 ▶シェーカル・インド首相が来訪(～15日)。

15日 ▶選挙管理委員会、44党を政党として認可。Nepal Rastriya Janajati Party, Proutist Nepal Samaj, Mongol National Organization は登録を認められず。

17日 ▶ビレンドラ国王、国家評議会(Raj Parishad)を設立。議長にBhadrakali Mishra 元教育相を任命。首相ら4委員は職権による委員。

19日 ▶「民主主義の日」記念式典挙行(旧王政復古の日に代わるもの)、国王が演説、新政党が言論の自由と公正な投票による民主的慣行を尊重するように訴える。

20日 ▶ネパール航空パイロット、賃上げを求め部分ストに突入、22日にはゼネ・スト。

21日 ▶選挙委員会、各党に選挙シンボルを割当。

23日 ▶Nepal Trade Union Congress の第1回全国大会開催。

25日 ▶選挙委員会、各選挙区の投票判定官(polling officer)を任命。

26日 ▶インドとの第17回Koshi川調整委員会会合(～27日)。

▶国家教育委員会設立。教育政策の再検討のため、メンバーは15人、教育文化相が委員長に就任。

28日 ▶フィンランド政府、森林管理・利用開発プロジェクトに対する4年間で1億9278万^円の無償援助供与に同意。また6117万^円を肥料ファンドから供与。

3月

1日 ▶G. M. Singh, NC が選挙で3分の2の議席を獲

得したい、左派が憲法に含めてしまった多くの条項を削除したいと発言。

▶政府、イラク軍のクウェート撤退を歓迎。

2日 ▶インド大使館によると、90年6月10日のネ・印共同コミュニケに基づき、Nepalgunj, Guariphanta, Banbasa に新しい出入国チェック・ポイントを開設。

3日 ▶ビレンドラ国王、財産税法に署名。

▶移民局によると、多数の中国人が、中国のパスポートで入国後、英国、カナダ、シンガポール、日本などの偽造パスポートで欧米へ出国を試みた。

4日 ▶ネ印・Karnali 協力委員会第8次会合。

▶インド大使館の発表によると、総選挙用の2万個の投票箱をインドが寄贈する。

6日 ▶インドは新暫定予算で対ネ援助を90/91年の2億2690万^{ルピー}から91/92年の1億9640万^{ルピー}へ削減。

10日 ▶政府、Nepal Bank Limited と National Commercial Bank の増資の手続き中と発表。

11日 ▶バンディ蔵相、58億2640万^{ルピー}の補正予算案を閣議に提出。期末の財政赤字は補正予算を含めても国民所得の2%以内に納まる見込み、と言明。

12日 ▶NCP(UML) 選挙綱領を発表。憲法と法、多党制に基づいた福祉国家の建設を目指す。

▶政府、森林の伐採・囲い込みに対して強い措置を取ると再度警告。

▶大蔵省によると、国営企業の債務は1月中旬現在18億9000万^{ルピー}に達す。

13日 ▶(カトマンドゥ)G.M. Singh にウ・タント平和賞授与。

14日 ▶パッタライ首相、NC の選挙綱領を発表。公約の実行に5年間が必要と述べる。

▶バンディ蔵相によると、現財政年度の上半期のインフレ率は11.6%。

▶(ニューデリー)パンチェスウォル・他目的プロジェクトの技術的側面を協議する第5回ネ・印合同専門家会議開催(～17日)。

15日 ▶ネパール登山協会、「クリーン・ヒマラヤ」対話集会を開催。

18日 ▶最近の公務員規則改訂により、公務員は政治的な選挙や選挙運動への参加を禁止される。

22日 ▶ドイツ、カトマンドゥ地区の郵便事業近代化支援に関する協定に調印。

23日 ▶市民投資ファンド(CIF)法人化へ。

25日 ▶有権者名簿発表。

26日 ▶NC、205の選挙区のすべての選挙候補者を発表。

27日 ▶選挙管理委員会、被選挙権の条件を確認。25歳

以上の国民で (BE 2047 の Asoj 月末現在)、法により立候補を止められていないこと。3000^名の Bank voucher を立候補に際し提出。複数選挙区に立候補できる。

30日 ▶政府、IMF と三つの協定に調印。

4 月

1日 ▶カトマンドゥで5万1000人以上の選挙人名簿漏れ者が是正を要求。

▶バンディ蔵相、ソウルの ESCAP 第47回総会で、湾岸戦争の経済的影響の深刻さを訴える。

4日 ▶Dipayal の中波中継局の完成により、間もなくラジオ・ネパールの放送を住民の90%が受信可能となる。

5日 ▶立候補締め切り。1626人が立候補。

7日 ▶選挙委員会、「行動基準」を発表。選挙運動は投票開始の48時間前で打ち切りとする。

▶パッタライ首相、環境保護に関し歴代政府の無策を批判。Himal セメント工場、Balaju バッテリー工場、Godavari 代理石工場がカトマンドゥ渓谷の空気汚染を増大させていると指摘。

8日 ▶スイス開発協力局の援助による Jiri Technical School 完成。

9日 ▶立候補届け撤回最終日。

10日 ▶選挙委員会、1候補が1選挙区で使用できる金額の上限を7万5000^{ルピー}に設定。

12日 ▶候補者名簿発表。1346人でうち無所属219人。

14日 ▶ビレンドラ国王、新年の国民へのメッセージにおいて、自由で公正な選挙を平和的に実施することが国民の願いであると述べる。

▶(平壤)ラヤマジ教育・文化相ほか政府代表団、金日成北朝鮮国家主席と会見。

18日 ▶ネ・印水資源多目的利用に関する小委員会終了。Power exchange panel 設置で合意。

22日 ▶選挙委員会、軍、警察、選挙に向けて特別治安計画を作成。7万2000人の警官を既に配備済み。

24日 ▶ネパール・テレコミュニケーション、日本政府と遠距離電話網設置についての援助協定に調印。

25日 ▶森林土地保全省によると、過去1年に森林700^{ヘクタール}が破壊され、木材200万立方^{メートル}が密輸出された。

27日 ▶ラジオ、テレビで政党綱領放送始まる(5月2日まで)。公認18党が放送に参加。

▶石油探査の状況。これまでシェルが1000万^{ドル}をかけた1本の井戸を掘削したが、発見されず。現在の石油消費は1日5000^{バレル}。

28日 ▶国王、選挙管理委員会を視察、選挙の準備状況を把握。

30日 ▶インドと選挙に際して国境地域の平静を維持す

ネパール

るための措置を取ることで合意。

5月

1日 ▶パンディ蔵相、外国援助につき、約10億^{ドル}のコミットメントがあるので、問題ないと言明。

2日 ▶公式筋によると、90/91年度最初の8カ月間の輸出48億6000万^{ドル}、輸入140億6500万^{ドル}、貿易赤字92億500万^{ドル}。インドへの輸出12億2000万^{ドル}(前年同期比322.9%増)、輸入49億7000万^{ドル}(同61.5%増)。

3日 ▶外務省、バングラデシュのサイクロン被害地救済に20万^{ドル}の援助を発表。

5日 ▶カトマンドゥ南方150^{km}のバラ地区で、ラムジャッシュ・ギリ村開発委員長(Goodwill Party系)、自宅で襲われ死亡。警察は共産党運動家7人とNC選挙運動家2人を逮捕。

6日 ▶内務省スポークスマン、5月10日から12日までインドとの国境のネパール側を封鎖すると発表。

7日 ▶日本政府、選挙用に車30台を寄贈。豊田通商も50万^{ドル}の提供を申し出る。

9日 ▶パッタライ首相、20カ国51人の国際選挙監視団と会見。

10日 ▶国王、国民へのメッセージで、民主的プロセスをいかに強化するかを熟慮して投票するよう呼びかける。

▶奥田敬和衆議院議員ら日本の選挙監視チーム来訪。

12日 ▶複教政党制による初の選挙実施。

13日 ▶パンディ蔵相、「LDCフォーラム」出席のため日本へ出発。

14日 ▶国際選挙監視チームのリーダー Doral Patel、選挙が全体としてフェアで、自由で、開放的な雰囲気で行われ、国民の意思が十分に反映された、と言明。

▶カトマンドゥ第1区でCPN(UML)のBhandari書記長が当選、パッタライ首相落選。パッタライ首相、辞任。

15日 ▶国王、G. S. Ranaを国軍のChief of Army Staffに任命。

23日 ▶NCの議員団、G・P・コイララを首相候補に選出。

24日 ▶パッタライ首相、故ガンジー・インド首相の葬儀に出席。

26日 ▶選挙管理委員会、選挙の最終結果を発表。205席の内訳はNC 110、CPN(UML)69、UPF 9、NSP 6、NDP(C) 3、NWPP 2、CPN(D) 2、NDP(T) 1 無所属3。

▶ビレンドラ国王、G・P・コイララ NC書記長を首相に任命。

29日 ▶コイララ首相、新内閣を発足。

▶新内閣、初閣議で2週間以内に閣僚の資産公開決定。

31日 ▶(マニラ)アジア開銀、International Center for Integrated Mountain Developmentに60万^{ドル}の技術援助

を承認。

6月

1日 ▶ビレンドラ国王が報道・出版法を承認。

5日 ▶国連人口基金の支援を受け、全土で1991年国勢調査開始(前回は81年に実施)。

▶ブータンのネパール系高級官僚6人が政治亡命。

6日 ▶政府、生活必需品価格の統制のための措置を検討する高級委員会を設置。

8日 ▶Social Service National Coordination Councilによると、ネパールの人口の8%が不具者。原因は主として小児麻痺と耳の疾患。

9日 ▶日本政府、森林開発マスター・プラン完成のため300万^{ドル}の贈与協定に調印。

▶政府、全国的な肥料不足解消のため、インドより3万^{トン}を購入。

12日 ▶ネパールのエイズ患者は20人と発表さる。

14日 ▶中央銀行、商銀への貸し出し金利を11%から13%へ引上げ。

16日 ▶コイララ首相、初記者会見。清潔で、責任ある政府を目指すと言明。

19日 ▶Khalil Miya NC議員、ビレンドラ国王のもとで暫定議長として宣誓。

20日 ▶下院初会期、23日の正・副下院議長選出の手順を発表、休会に入る。

23日 ▶下院、Daman Nath Dhungana(NC)を議長に選出。

▶ビレンドラ国王、首相の助言を得てアンナプルナ・ホテル爆破犯の刑執行を破棄。

24日 ▶UNDP/UNCTAD アジア 低所得途上国 地域セミナー、カトマンドゥで開催。

▶政府、民主化運動以後森林を不法占拠したすべてのスクォーターの排除を決定。

25日 ▶NC、3人の無所属下院議員の入党を発表。

26日 ▶上院議員選挙。10議席を国王指名、残る50議席に以下の立候補。NC 42、CPN(UML)17、UPF 2、NSP 1。当選の内訳は、NC 31、CPN(UML)16、UPF 2、ネパール・サドババナ党1。

▶アチャリヤ土地改革・管理相、土地改革の近い将来の実施を否定。

27日 ▶ビレンドラ国王、上院の任命議員10人を任命。

30日 ▶上院、Beni Bahadur Karki(NC)を議長、Mahanta Thakur(NC)を副議長に選出。

7月

1日 ▶ビレンドラ国王、上下両院合同議会で演説。内

政について、公共事業の充実、インフラ開発支援のための行政の地方分権を発表。対外政策について、中・印両国との信頼強化、地域協力維持と SAARC 諸国の相互理解方針の継続を強調。

▶ プレム・ダンゲル・ルワス NCSO (ネパール公務員組合) 議長、公務員法違反で逮捕さる。

3日 ▶ 政府、ネパール・ルピーを、ドルに対し20.9% 切下げ、インド・ルピーに対して1.79% 切り上げ。1^{ドル} = 42.70ネパール^{ルピー}となる。

5日 ▶ コイララ首相、Ram Baran Yadav を蔵相、Mahesh Acharya を保健相に任命。

11日 ▶ 蔵相、国会に 91/92 年国家予算案を提出。歳出は266.4億^{ルピー}(開発費168.9億^{ルピー}、経常費97.5億^{ルピー})、歳入は既存の収入源で121億^{ルピー}、援助で118億^{ルピー}。

17日 ▶ NCSO の呼びかけた公務員の職場放棄、参加率 80% で成功。

18日 ▶ コシ河で大洪水発生。

▶ 政府、賃金調査委員会を設置。同委員会は3カ月以内に報告書を提出する。

▶ Gayoom モルデ イブ大統領来訪。

19日 ▶ 橋本・日本蔵相来訪。コイララ首相と会見、日本政府は4000万^{ドル}のグラント・パッケージを約束。

21日 ▶ コイララ首相、下院で、インドとの1950年の平和友好条約の修正検討を約束。

22日 ▶ 政府、基本的サービスに従事する労働者のストライキ禁止令を公布。

▶ Joshi 教育・文化相、政府が私学を認可することを決定したと言明。

24日 ▶ 下院で、英政府の英グルカ兵の8000人から2500人への縮小決定についての情報要求が出される。

26日 ▶ ネパール石油公社、ガソリンを25% 値上げ。

▶ Yadav 保健相、上院で、各 district に15ベッドの病院を設置する政策をとったと言明。

29日 ▶ 公共事業・運輸省、ガソリン価格の値上がりを理由にタクシー料金の値上げ(カトマンドゥで12.5%)を承認(Gorkapatra)。

30日 ▶ 政府、化学肥料を40% 値上げ。最近のネパール・ルピー切り下げと、インドにおける価格値上げのため。

▶ 政府、NCSO に対し公務員争議解決の話し合いのため代表団を送るよう要請。

31日 ▶ 内務省の発表、Khotang の Diktel で、地方の役所に侵入しようとした暴徒に警官が発砲、1人死亡。

8月

1日 ▶ 政府と NCSO との話し合い始まる。

3日 ▶ コイララ首相、ネパール世界評議会で外交政策

について演説。隣国との協調を最優先すると述べる。

▶ ナレシュ・チャンドラ内閣官房長官はカインド政府代表団来訪(〜5日)。高級ジョイント・タスクフォースの第1回会合。両国間の貿易・通過条約の更新、長期経済協力協定などについて協議。インド側は貿易の拡大を希望。ネ側は通過便宜に対するインドの協力および西ベルガルのラディカブルを横断するルートの追加を要請。

5日 ▶ NCSO の4人がカトマンドゥ Bhadraki 寺でハンガーストライキに入る。

▶ Bloch 米国大使、上・下院議長との会談で民主主義強化支援のため、127万^{ドル}の経済協力を行なうと発表。

6日 ▶ 農相、世銀の助言に基づき、肥料価格を国境通過価格の5〜10% 高い水準に設定すると言明。

7日 ▶ ビレンドラ国王、ウパドヤヤ元憲法起草委員会委員長を最高裁長官に任命。

▶ シン総務相、行政を強力で、効率的にするための措置を検討する行政改革委員会を組織した、と下院で言明。

9日 ▶ 公共事業・運輸相、ヘタウダ・カトマンドゥ間のロープウェイの修理をフランスが援助すると発表。

11日 ▶ 来訪中の崖基龍・北朝鮮教育委員長、金日成主席の親書をコイララ首相に手渡す。

13日 ▶ Bhandari CPN(UML)書記長、国王と会見。議会、労働争議などについて意見交換。

15日 ▶ コイララ首相、ネパール商工会議所連盟第15回年次総会で演説。経済改革に私的セクターの参加を求める、と述べる。

18日 ▶ 主な共産党は共同声明を発表し、21日にカトマンドゥ渓谷でゼネスト実施を呼びかける。

20日 ▶ コイララ首相、ゴルバチョフ・ソ連大統領を称え、ソ連における保守派のクーデターに憂慮を表明。

▶ パッタライ・NC 委員長代理、書記長にニジ(Maheन्द्रa Narayan Nidhi)を任命。

21日 ▶ スト実施。公共サービス影響を受けず。

22日 ▶ 上院・下院、クーデタを防いだソ連国民を称える共同決議を採択。

▶ 日本から56億円(4100万^{ドル})の経済援助を受ける協定調印。対象はトリバン大学の拡張、地方通信網の整備、飲料水の供給などの7プロジェクト。

23日 ▶ ビレンドラ国王とコイララ首相、それぞれゴルバチョフ・ソ連大統領に復帰歓迎のメッセージを送る。

24日 ▶ 公務員賃上げ闘争が終結。NCSO、55日にわたる争議を中止。4人のハンガーストライキも中止。

▶ 政府、10月18日からのビザ発給料金値上を発表。シングル入国20^{ドル}、ダブル40^{ドル}、数次80^{ドル}。

9月

6日 ▶首相ほか閣僚、議会の決議に基づき自己の資産を公開。

9日 ▶サイフル・ラーマン財政・計画相らバングラデシュ政府代表団、第8回ネパール・バングラデシュ合同経済委員会参加のため来訪。

10日 ▶統計局、6月5～21日実施の国勢調査の予備結果発表。総人口は1846万人(男922万、女924万)、前回(81年)より344万人増加。カトマンドゥは41万4264人。

▶政府、バルト3国の承認を発表。

▶第2回ネ・印高級レベル・タスクフォース会議開催。

11日 ▶NCのG.M. Singh、コイララ首相が辞任しなければ、自分は政界から引退すると言明。コイララ首相が行なった若干の決定にたいする不満が理由。

▶ヘラート・スリランカ外相来訪。SAARC会議の準備など協議のため。

14日 ▶Kakarbhittaを経由したネパール系ブータン人難民、日ごとに増大。Kankai川岸に滞在中の2825人のうち13人がこれまでに死亡(RSS)。

15日 ▶NC、中央運営委員会を開き、党の分裂を回避。G.M. Singhは最高責任者として留まり、コイララは首相に留まることで決着。

17日 ▶91年財政法案下院を通過。

▶(カトマンドゥ)インドとの貿易・通過条約に関する会議開催。

▶ミルクの買い上げ価格29～32%値上げ。カトマンドゥにおける小売価格は従来の1.12当り10[¢]から13[¢]へ。

18日 ▶ネパール食糧公社によると、政府は10月1日までに小麦6万^ト、米2.5万^トを輸入する。

20日 ▶政府、労働次官、観光次官を含む47人の役人を、汚職・旧制度に関係したとの理由で免職。

▶政府、小規模水力発電のマスター・プランを2年以内に作成すると発表。

22日 ▶コイララ首相、国会でブータンの民主化運動炎に対する道義的支援を約束。

23日 ▶保健省の発表によると、5月以来コレラ・胃腸で1293人が死亡。原因は飲料水の汚染。

27日 ▶米国、経済自由化プログラムに2億1300万[＄]の贈与のほか、1500^トの粉ミルク、200^トのバター油を援助。

29日 ▶国会、102日の会期を終了し、閉幕。会期中に24法案を採択。

30日 ▶ドイツと2880万[＄](1679万[＄])の援助受入れの協定に調印。

▶オーストラリア政府、森林プロジェクトに930万オーストラリア[＄]のグラント供与に調印。

▶英国海外開発局の高級代表団来訪。行政改革に対し10万[＄]の追加援助供与を通告。

10月

2日 ▶政府、仏銀行に1億[＄]の負債を抱えたネパール王国航空に人事面でてこ入れ。実業家 Juddha Bahadur Shrestha を総裁に、タバコ公社会長の Bhadur Pandey を専務取締役任命。

4日 ▶政府、英国 ODA 使節団と合計1億2288万[＄]の贈与協定に調印。

5日 ▶国家人口委員会が設置さる。委員長は首相(Gorkhapatra)。

▶世銀の報告によると、過去3年間ネパールの1人当りの所得は停滞した。90～91年の成長率は3.5%、人口増加率は2.7%(Gorkhapatra)。

6日 ▶90/91年度の経済成長率は4%、農業成長率は3.2%と発表さる。

7日 ▶観光省、ヒマラヤ登山料金を値上げ、92年春より実施。エベレストの場合、9人のチームは1万[＄]、1人増えるごとに1200[＄]を追加(Nepal Rajapatra)。

8日 ▶ナレシュ・チャンドラ・内閣官房長ほかインド政府代表団来訪。9日、2国間経済協力、貿易・通過条約に代わる新条約について第3回ネ・印高級タスク・フォース会合(～10日)。

▶公式筋の発表によると、Rimal水資源次官ほか代表団が訪印。水資源プロジェクトについて印側と協議。

9日 ▶Jhapa districtのKakarbhitta 経由ネパール入りしたネパール系ブータン人は3819人に達した(Gorkhapatra)。

10日 ▶政府、Yog Prasad Dhitalを駐日、Yog Prasad Upadhayaを駐米大使に任命。

11日 ▶政府、チベット国境沿いの13地区へのトレッキング、観光ツアー解禁を発表。

15日 ▶世銀、都市水道と清掃プロジェクトに6000万[＄]のローン供与(Gorkhapatra)。

17日 ▶大蔵省の発表によると、90/91年度の貿易赤字は169億9000万[＄]。GDPは13億2500万[＄]。

22日 ▶コイララ首相の訪印(27日からの予定)が1カ月延期さる。

▶Kirtinidhi 元首相、訪中。李鵬首相と会見し、コイララ首相の親書を手渡す。

23日 ▶20年前に日本の援助で始まったJanakpur Zone 農業開発プロジェクトは現地の農民の不評をかっている(Gorkhapatra)。

26日 ▶国会代表団、金日成・北朝鮮主席と全見。

28日 ▶ボイド海外・英連邦問題國務次官来訪。

29日 ▶(カトマンドゥ)第4回アジア宗教・平和会議年次総会開催。ピレンドラ国王が演説。

▶バッタライ前首相, 訪日(～11月8日)。

11月

1日 ▶インド大使館, ネパールの民主化運動におけるインドの介入について一部新聞が流した報道を否定。

▶スイス政府, Balaji Technical Training Centre の運営に対し165万スイス³⁷のグラント供与に同意。

2日 ▶コイララ首相, 第4回宗教・平和アジア会議の閉会式で演説, ネパールが政治的自由と人権を保障するばかりでなく, 人民を無知・搾取・飢餓・病気・文盲から解放させる努力をすると述べる。

▶Kirtinidhi Bista 元首相, 1週間の訪中を終え帰国。Hindu紙によると, コイララ首相のメッセージを伝えたが, 国王宛てのメッセージを持ちかえった。これは中国が依然国王を実質的指導者と認めているから。

3日 ▶CPN(UML), 第5回中央委員会総会で, 議会制を通しての多党制人民民主主義(Bahudarliya Janabad)政策を決定。92年4月2日の党大会で採択予定。

▶政治的迫害者救済委員会(委員長:バッタライ前首相), 1960年以來の民主化運動の活動のため迫害を受けた247人に3000～6000²を補償した(Rising Nepal)。

9日 ▶憲法制定1周年記念。27人の恩赦。

10日 ▶Deupa 内務相, 訪米へ。

▶政府, 強制貯蓄スキームによるローンを受けた農民は, 1年以内に利息を支払った場合のみ, 元本に等しい利子の支払いを要求することを決定。

15日 ▶政府, 67人の district 長官(chief district officer)の異動, 4人の解雇を実施。

17日 ▶電力公社, 電気料金を平均61%値上げ。

▶月極め電話料金値上げ。

18日 ▶デンマークとの開発協力に関する2国間協議開催(～20日)。

28日 ▶選挙委員会, Sunsari district 第3区とカトマンドゥ第5区の下院議員補欠選挙を92年2月9日に実施と発表。

12月

2日 ▶コイララ首相, 訪印を前に野党の指導者らと一連の会談を開始。

▶国家計画委員会, 第8次5カ年計画のアプローチ・ペーパーを発表。

3日 ▶原料不足のため生産を中止していたヘタウダ・

セメント工場, 生産を再開。

4日 ▶複数紙が3, 4日付け社説で, 物価統制の失敗を理由に政府を批判。

▶ロイヤル・ネパール・エア, インディアン航空とカトマンドゥーボンベイ間の航空サービスで, 前者に独占権を与える協定に調印。ネパール人, インド人には1人当たり175ネパール², 外国人については10²を支払う。

▶内閣, 農業省の作成した新農業開発戦略を承認。その特徴は栽培パターンの多様化, 雇用吸収志向型開発, 地域別の適切なプログラム(Gorkhapatra)。

5日 ▶コイララ首相, インドに出発(～10日)。同日午後, ラオ首相と首脳会談。

▶CPN(UML)のシャドウ・キャビネット, 3日間の会議を終了。Adhikari 議長, 「ネパールはインドの安全保障概念の一部にはなるべきではない。北の隣国を苛立てるからだ」と語る。

6日 ▶ネ・印間の貿易, 通過に関する条約, 各々調印(前者は5年有効で5年ごとの更新, 後者は7年有効で7年ごとの更新)。非合法の国境貿易取締協力に関する協定調印。Karnali など水資源の利用・洪水防止などで合意。インド側は一連の援助プログラム実施に合意。

10日 ▶中国人民銀行のラサ支部の副支店長は代表団が来訪。ネ・チベット間の貿易・支払い手続きの簡素化について Nepal Rastra Bank と協議(Gorkhapatra)。

11日 ▶Kathmandu University 発足。

14日 ▶日本政府, 7770万²のグラント供与。未返済のローンの元本・利子の返済用として。

18日 ▶外貨口座についての Nepal Rastra Bank の説明によると, 投資のため持ちこまれたハードカレンシーについては所得税, 利子税, 富裕税など課税しない。口座開設の最低額は当座500², 定期300²に引き下げ。

19日 ▶Ganesh Man Singh, 現政府が党が期待したようには活動していないと, コイララ首相を批判。

▶Nepal Janata Party など12政党が Multi-Parties Political Front を結成したと発表。

▶コイララ首相, 第6回 SAARC 首脳会議に出席のためコロンボへ出発。

21日 ▶コイララ首相, SAARC 首脳会議で演説。

23日 ▶コイララ首相, タイ訪問, アーサ首相と会談。

25日 ▶コイララ首相, 土地改革に関するセミナーで NC は土地の二重所有制を廃止する決心であると言明。

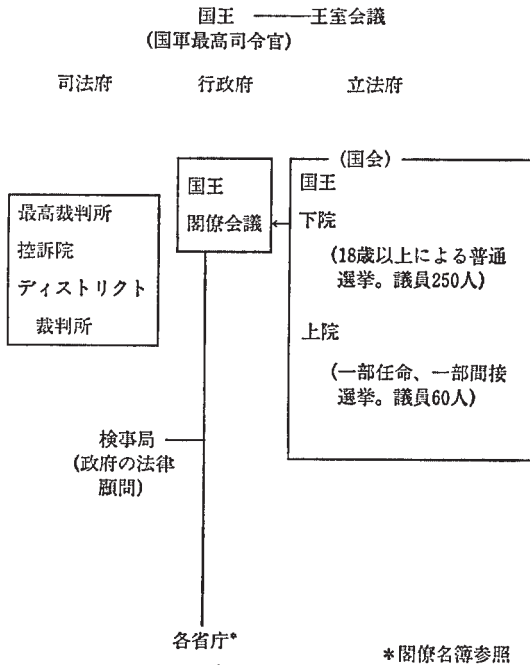
27日 ▶外務省, ロシア承認を発表。

29日 ▶国王の47歳誕生日を記念して, 各界223人表彰。

30日 ▶内閣改造。9閣僚が退任。

参考資料 ネパール 1991年

① ネパール国家機構図(1991年末現在)



② 政府閣僚名簿(1991年12月30日改造)

| | |
|--------------------|---------------------------|
| 首相(兼王室, 国防, 外務相兼務) | Girija Prasad Koirala |
| 住宅・都市計画相 | Bal Bahadur Rai |
| 土地改革・管理相 | Jagannath Acharya |
| 観光相 | Ram Hari Joshi |
| 農業相 | Shailaja Acharya |
| 内務相 | Sher Bahadur Deupa |
| 地方開発相 | Ram Chandra Poudel |
| 一般行政・法・裁判・議会担当相 | Maheshwar Prasad Singh |
| 土木・運輸相 | Khum Bahadur Khadka |
| 教育・文化・社会福祉相 | Govind Raj Joshi |
| 保健相 | Dr. Ram Baran Yadav |
| 大蔵相 | Mahesh Acharya |
| 商業・供給相 | Aishwarya Lal Pradhananga |
| 工業・労働相 | Ramkrishna Tamrakar |
| 森林・環境相 | Bir Mani Dhakal |
| 通信相 | Bijaya Kumar Gachhedar |
| 水資源相 | Lexman Prasad Ghimire |

③ 政府閣僚名簿(1991年5月29日成立)

| | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| 首相(王室, 国防, 外交, Girija Prasad Koirala) | |
| 大蔵, 保健各相兼務) | |
| 水資源・通信相 | Basudav Risal |
| 住宅・都市計画相 | Bahadur Rai |
| 土地改革・管理相 | Jagannath Acharya |
| 労働・社会福祉相 | Sheikh Idris |
| 教育・文化・観光相 | Ram Hari Joshi |
| 農業森林・土壌保全相 | Salaja Acharya |
| 内務相 | Sher Bahadur Deupa |
| 地方開発相 | Ram Chandra Paudyal |
| 工業相 | Dhundi Raj Shastri |
| 総務相 | Masheshwor Prasad Singh |
| 供給相 | Chiranjibi Wagle |
| 法・裁判・議会担当相 | Tara Nath |
| 土木・運輸相 | Khum Bahadur |
| 商業相 | Gopal Man Shrestha |

④ 第8次計画(1992~97年)へのアプローチ

| | |
|----------------|---------------------------|
| 国務相 | |
| 土地改革・管理 | Siddha Raj Ojha |
| 一般行政・法・裁判・議会担当 | Dinabandhu Aryal |
| 土木・運輸 | Shiva Raj Joshi |
| 商業・供給 | Surendra Prasad Chaudhari |
| 教育・文化・社会福祉 | Hasta Bahadur Malla |
| 住宅・都市計画 | Dilendra Prasad Badu |
| 工業・労働 | Diwakar Man Sherchan |

以下は1991年11月に国家計画委員会が発表した「第8次計画(1992~97年)へのアプローチ」の部分訳である。

1. はじめに

第8次計画はBS 2046年(西暦1990年)の政変後に樹立された民主的政府の最初の計画である。この意味で、計画へのアプローチは二つの異なった要素から形づくられているといえる。積極的な面では、国民の楽観主義の高揚と純粋な熱意がある。悲観的な面では、パンチャーヤ

ット体制が後に残した疲弊した経済という意気阻喪する現実がある。

計画は、急膨張する人口からの限りない要求と、乏しい財政投資・国内天然資源への高まる期待に対処する問題に直面している。この挑戦は、天然資源の減少、自然環境の悪化でより厳しいものとなっている。政治的規律、緊縮財政、厳しい経済的犠牲が要求される状況である。しかし、国民の間には期待は大きい。そのことは、経済再建のためのエネルギーを生み出すことにもなる。

2. 過去の実績と現在の関心(省略)

3. 現状における計画理念(省略)

4. 計画目標

第8次計画の主要目標は、経済停滞、貧困、構造的欠陥、環境悪化、急速な人口増加といった問題に取り組むことにより、国民の社会・経済的状況の改善への方向性を示す。これらの問題は5年間で解決できるものではないが、問題解決のために断固たる措置をとらなければならない。計画はそれを目指している。

第8次計画の主要目標は、

A. 持続的経済成長

経済的繁栄は経済成長率の持続的拡大なしには不可能である。したがって本計画の目標の一つは経済成長の持続的拡大である。これには、あらゆる分野での生産の拡大が必要である。計画はこの目標を、民間部門の参加と、コミュニティ・レベルでの国民の参加の促進によって達成したい。この目標と平等とは相互補完的であることを認識しておかねばならない。主要な努力は、労働生産性の向上と経済投資の効率化に向けられる。次に、農業、工業、観光、その他の分野で、比較優位性を持つ分野を特定する。比較優位性は、エネルギー集約型産業、灌漑農業といった、安値水力電力やその他の天然資源を生産過程で利用する分野に存在する。主要な方法は、改良技術導入、制度的改革の採用である。

持続的経済成長は、疲弊・破壊なく入手可能な生物・天然資源を最も生産的に運営することを要する。このことは、生物・天然資源への需要がそれらの継続的供給力を上回らないことでもある。すでに現在の人口は、現存する生物・天然資源への需要を強める一方である。もし現在の人口成長率が続くならば、現在ある生物・自然資

源基盤へ回復不可能な破壊を加えずして、人口の要求に応じ続けることは不可能である。

B. 貧困緩和

過去の開発努力に反して、貧困線以下の国民の割合は増えている。貧困者は農村に集中している。農村の貧困緩和が政府の最大の課題である。貧困はまた、人口増、環境悪化、社会的弊害といったネパールが現在抱える問題の根源でもある。したがって貧困緩和は計画の主要目標の一つとなる。貧困の度合いを計測し、貧困軽減のために量的目標を設定する。

貧困は相互に関連する諸問題の結果ではあるが、ネパールでは、乏しい経済基盤と低経済成長に過剰な人口が依存していることが貧困の根底にある。経済成長を妨げる脆弱な経済基盤、つまり低生産性、限界の農業、非農業部門の成長不足などは、不利な自然条件の結果である。力を入れるべき基本的なアプローチは、生産的雇用機会の創出、保健、教育、職業訓練、飲料水、天然資源の保存と効率的管理などである。これを計画で強調したい。計画立案と実施の一環として、貧困線以下の人々のために目標設定計画を実施する。

C. 農村開発と地域均衡

ネパールの貧困は地域広がりを持つ。上記したように、政策声明・過去の計画努力に反して農村・都市間、各地域間の不均衡は拡大してきた。その結果、継続的に丘陵からタライへの人口移動がある。最近では、農村から都市への移動も加速されている。この傾向は続き、実質所得の不均衡が縮小しないかぎり、恐らく加速されよう。農村地帯でのサービスの提供、とくに基礎的保健施設、教育、飲料水の供給を重視する。道路網も拡大する。現在、農業・環境的条件によってタライと丘陵は地域的に補完し合っている。この補完性を、農業・工業への特化のために活用したい。現在そして今後の成長への基軸は、丘陵とタライの農業・自然環境の諸条件の活用を進めることである。後進地域の開発をととして地域不均衡を是正することにも努める。

社会・経済・市場サービスの普及、飲料水の供給拡大、代替エネルギーの開発をととして村を経済的に強化することは、計画の一般目標に従って村を自助可能な村に変えていくために不可欠なことである。

(以下略)

主要統計 ネパール 1991年

| | | |
|--------------|------------------|-----------|
| 第1表 国内総生産 | 第5表 対外貿易 | 第9表 外貨準備 |
| 第2表 主要農産物生産高 | 第6表 主要輸出入品目および金額 | 第10表 財政 |
| 第3表 消費者物価指数 | 第7表 外国援助の部門別使用額 | 第11表 通貨供給 |
| 第4表 主要工業生産高 | 第8表 国際収支 | |

(使用記号：- 該当なし, ... 不明, 0 ゼロ・極少)

対米為替レート (1米ドル=ルピー, 年平均)

| 年 | 1970 | 1980 | 1984 | 1985 | 1986 | 1987 | 1988 | 1989 | 1990 | 1991 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ルピー | 10.125 | 12.000 | 16.459 | 18.246 | 21.230 | 21.819 | 23.289 | 27.189 | 29.369 | 37.255 |

第1表 国内総生産 (名目) (会計年度7月16日~翌年7月15日)

(単位:100万ルピー)

| | | 1984/85 | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 ¹⁾ | 1989/90 ²⁾ | 1990/91 ³⁾ |
|-----------------|---|---------|---------|---------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 農業 | 業 | 23,927 | 26,555 | 30,448 | 35,477 | 41,833 | 49,704 | 56,012 |
| 鉱業 | 業 | 140 | 120 | 100 | 93 | 95 | 97 | 100 |
| 製造業 | 業 | 1,998 | 2,622 | 3,065 | 3,646 | 3,834 | 4,320 | 5,430 |
| {非家内工業 | 業 | 1,496 | 2,026 | 2,406 | 2,962 | 3,185 | 3,589 | 4,511 |
| {家内工業 | 業 | 502 | 596 | 659 | 684 | 649 | 731 | 919 |
| 電気・ガス・水道 | 業 | 196 | 342 | 415 | 467 | 516 | 655 | 821 |
| 建設 | 業 | 3,583 | 3,989 | 5,040 | 5,396 | 6,008 | 6,392 | 6,837 |
| 商業・飲食 | 業 | 1,837 | 2,207 | 2,905 | 3,365 | 3,747 | 3,759 | 4,427 |
| 運送 | 業 | 2,764 | 3,123 | 3,594 | 3,688 | 4,171 | 3,848 | 4,364 |
| 金融 | 業 | 3,420 | 3,942 | 4,715 | 5,599 | 6,274 | 6,776 | 7,966 |
| 民生・厚生 | 業 | 3,691 | 4,164 | 5,076 | 5,871 | 6,344 | 6,915 | 7,812 |
| GDP (要素費用) | | 41,556 | 47,064 | 55,358 | 3,600 | 72,822 | 82,466 | 93,769 |
| 間接税 (純) | | 2,861 | 3,364 | 3,888 | 5,258 | 5,437 | 6,245 | 6,859 |
| {農業 | | 244 | 264 | 311 | 348 | 315 | 328 | 334 |
| {非農業 | | 2,617 | 3,100 | 3,577 | 4,910 | 5,122 | 5,917 | 6,525 |
| GDP (市場価格) | | 44,417 | 50,428 | 59,246 | 68,858 | 8,259 | 88,711 | 100,628 |
| GDP (74/75年度価格) | | 23,630 | 24,645 | 25,617 | 27,624 | 28,263 | 28,831 | ... |
| {農業 | | 13,990 | 14,705 | 14,789 | 15,993 | 17,013 | 17,563 | ... |
| {非農業 | | 9,640 | 9,940 | 10,828 | 11,631 | 11,250 | 11,268 | ... |
| GDP デレフター | | 187.9 | 204.6 | 231.47 | 251.64 | 273.91 | 294.51 | ... |

(注) 1) 暫定修正。2) 暫定推計。3) 一次推計。

(出所) HMG, Ministry of Finance, *Economic Survey, 1990-91*.

第2表 主要農産物生産高 (単位:1,000トン)

| | | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91* |
|--------|--|---------|---------|---------|---------|----------|
| 穀物 | | | | | | |
| 米 (もみ) | | 2,372 | 2,982 | 3,283 | 3,390 | 3,502 |
| とうもろこし | | 868 | 902 | 1,072 | 1,201 | 1,231 |
| 小麦 | | 701 | 745 | 830 | 855 | 836 |
| 大麦 | | 25 | 25 | 27 | 27 | 29 |
| 大麦 | | 137 | 150 | 183 | 225 | 232 |
| 商品作物 | | | | | | |
| 砂糖 | | 617 | 814 | 903 | 988 | 1,106 |
| 油料 | | 83 | 94 | 99 | 98 | 99 |
| タバコ | | 5 | 4 | 5 | 7 | 7 |
| ジュート | | 23 | 15 | 18 | 16 | 16 |
| 馬鈴薯 | | 395 | 567 | 641 | 671 | 738 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表と同じ。

第3表 消費者物価指数 (全国主要都市)

(1983/84=100)

| | | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91* |
|------|--|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 食糧 | | 120.1 | 138.3 | 155.1 | 164.2 | 179.1 | 202.0 |
| 衣料 | | 114.4 | 122.3 | 128.2 | 137.1 | 175.1 | 176.6 |
| 住宅 | | 125.8 | 135.4 | 149.5 | 175.7 | 200.5 | 221.1 |
| 光熱・水 | | 126.5 | 130.8 | 143.1 | 176.6 | 207.3 | 229.1 |
| 運輸 | | 119.2 | 133.8 | 149.2 | 168.6 | 182.2 | 187.6 |
| 医療 | | 125.1 | 140.2 | 154.5 | 169.5 | 167.8 | 173.9 |
| 教育 | | 115.9 | 132.2 | 141.8 | 153.3 | 179.9 | 194.5 |
| 合計 | | 120.6 | 136.6 | 151.7 | 164.0 | 179.9 | 199.6 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表と同じ。

第4表 主要工業生産高

| | 単 位 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 ¹⁾ |
|-----------------------|-------------|-----------------------|---------|---------|---------|-----------------------|
| ジュート製品 | 1トン | 18,289 | 17,198 | 16,950 | 7,473 | 15,048 |
| 砂糖 | 1トン | 24,565 | 30,040 | 24,197 | 31,927 | 41,399 |
| タバコ | 10万本 | 56,000 | 60,460 | 56,650 | 63,170 | 65,910 |
| マッチ | 1,000グロス | 1,314 | 1,215 | 1,272 | 1,223 | 1,136 |
| 酒 | 1,000リットル | 1,283 | 2,118 | 2,092 | 2,460 | 2,866 |
| 石けん | 1トン | 11,460 | 12,303 | 14,856 | 11,943 | 21,415 |
| 靴 | 足 | 121,000 ²⁾ | 214,000 | 332,000 | 744,000 | 900,000 |
| 加工皮革 | 1,000平方フィート | 12,429 | 6,374 | 7,117 | 12,035 | 14,576 |
| 農具 | 1トン | 363 | 297 | 264 | 283 | 458 |
| 茶 | 1トン | 1,112 | 1,290 | 1,184 | 1,393 | 1,448 |
| ステンレス台所用品 | 1トン | 421 | 389 | 237 | 189 | 250 |
| レンガ・タイル ³⁾ | 1,000個 | 33,876 | 34,629 | 33,440 | 16,291 | 24,123 |
| ビール | 1,000リットル | 3,699 | 5,276 | 6,281 | 6,838 | 10,010 |
| 綿織維 | 1,000メートル | 17,822 | 9,914 | 7,057 | 5,286 | 4,807 |
| セメント | 1トン | 151,631 | 215,010 | 217,666 | 101,179 | 181,986 |
| ビスケット | 1トン | 4,536 | 4,674 | 4,458 | 4,430 | 5,683 |
| 合板 | 1,000平方フィート | 2,488 | 1,314 | 1,315 | 0 | 940 |
| 合成織維 | 1,000メートル | 11,561 | 13,363 | 11,848 | 13,631 | 16,000 |

(注) 1) 当初9カ月に基づく暫定。2) 政府部門のみ。3) キャンパス・ゴムシューズを含まず。

(出所) 第1表に同じ。

第5表 対外貿易

(単位:100万ルーピー)

| | 対 イ ン ド | | | 対 イ ン ド 以 外 | | | 総 額 | | |
|---------------------|---------|---------|----------|-------------|----------|----------|---------|----------|-----------|
| | 輸 出 | 輸 入 | 収 支 | 輸 出 | 輸 入 | 収 支 | 輸 出 | 輸 入 | 収 支 |
| 1986/87 | 1,302.6 | 4,262.0 | -2,959.4 | 1,688.8 | 6,643.2 | -4,954.4 | 2,991.4 | 10,905.2 | -7,913.8 |
| 1987/88 | 1,567.8 | 4,595.8 | -3,028.0 | 2,546.8 | 9,273.8 | -6,727.0 | 4,114.6 | 13,869.6 | -9,755.0 |
| 1988/89 | 1,034.9 | 4,238.7 | -3,203.8 | 3,160.4 | 12,025.0 | -8,864.6 | 4,195.3 | 16,263.7 | -12,068.4 |
| 1989/90 | 666.6 | 4,646.3 | -3,979.7 | 4,568.9 | 13,755.2 | -9,186.3 | 5,235.5 | 18,401.5 | -13,166.0 |
| 1989/90 (当初9カ月) | 367.7 | 3,526.7 | -3,159.0 | 3,413.0 | 9,598.1 | -6,185.1 | 3,780.7 | 13,124.8 | -9,344.1 |
| 1990/91* (当初9カ月) | 1,315.6 | 5,585.2 | -4,269.6 | 4,182.5 | 11,293.3 | -7,110.8 | 5,598.1 | 16,878.5 | -11,380.4 |

(注) 輸出はF.O.B., 輸入はC.I.F.*暫定。

(出所) 第1表に同じ。

ネパール

第6表 主要輸出入品目および金額 (通関統計)

(単位:100万ルピー)

| | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 当 初 9 カ 月 | |
|-----------------|----------|----------|----------|-----------|----------|
| | | | | 1989/90 | 1990/91* |
| 輸 入 | 13,869.6 | 16,263.7 | 18,406.1 | 13,124.8 | 16,878.5 |
| 食 料 品 ・ 動 物 | 1,523.7 | 1,322.6 | 1,549 | 1,228.6 | 1,572.8 |
| タ バ コ ・ 飲 料 | 172.2 | 197.1 | 264 | 185.8 | 239.6 |
| 鉱 物 | 1,036.8 | 1,182.7 | 1,475 | 1,107.7 | 1,448.1 |
| 鉱 物 性 燃 料 | 1,049.9 | 1,116.6 | 1,522 | 1,129.5 | 1,649.3 |
| 動 植 物 油 脂 | 352.6 | 342.7 | 477 | 268.2 | 532.9 |
| 化 学 品 ・ 薬 品 | 1,495.4 | 1,532.6 | 2,862 | 2,383.2 | 1,986.2 |
| 製 造 業 製 品 | 3,359.2 | 4,671.0 | 5,163 | 3,698.4 | 4,492.2 |
| 機 械 ・ 輸 送 機 器 | 4,143.7 | 4,847.0 | 3,811 | 2,200.7 | 4,005.5 |
| そ の 他 製 造 業 製 品 | 729.1 | 1,036.6 | 1,283 | 922.1 | 951 |
| そ の 他 | 7.0 | 4.8 | 0.1 | 0.6 | 0.9 |
| 輸 出 | 4,114.6 | 4,195.3 | 5,217.2 | 3,780.7 | 5,498.1 |
| 食 料 品 ・ 動 物 | 804.4 | 577.6 | 648.0 | 448.8 | 754.4 |
| タ バ コ ・ 飲 料 | 10.1 | 6.6 | 2.1 | 14.4 | 21.5 |
| 鉱 物 | 513.7 | 249.9 | 226 | 8.8 | 232.1 |
| 鉱 物 性 燃 料 | 0.8 | — | — | — | — |
| 動 植 物 油 脂 | 171.5 | 100.3 | 15 | 10.8 | 146.6 |
| 化 学 品 ・ 薬 品 | 12.6 | 26 | 21 | 13.2 | 24.7 |
| 製 造 業 製 品 | 1,601.6 | 1,982.6 | 2,725 | 2,018.4 | 3,141.6 |
| 機 械 ・ 輸 送 機 器 | 0.5 | 5.8 | 0.1 | 0.1 | 0.2 |
| そ の 他 製 造 業 製 品 | 996.9 | 1,346.5 | 1,580 | 1,186.4 | 1,176.7 |
| そ の 他 | 2.5 | — | — | 0 | 0.3 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ。

第7表 外国援助の部門別使用額

(単位:100万ルピー)

| | 1987/88 | | | 1988/89 | | | 1989/90 | | |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 贈 与 | 借 款 | 合 計 | 贈 与 | 借 款 | 合 計 | 贈 与 | 借 款 | 合 計 |
| 農 業 , 灌 溉 , 林 業 | 169.3 | 1,067.0 | 1,236.3 | 211.4 | 1,255.4 | 1,466.8 | 194.9 | 1,294.8 | 1,489.7 |
| 農 業 | 70.6 | 482.7 | 553.3 | 82.6 | 446.9 | 529.5 | 92.5 | 433.7 | 536.2 |
| 灌 溉 | 23.0 | 453.3 | 476.3 | 71.1 | 720.8 | 791.9 | 46.9 | 725.5 | 772.4 |
| 林 業 | 75.6 | 130.9 | 206.5 | 57.4 | 87.7 | 145.1 | 55.0 | 125.6 | 180.6 |
| そ の 他 ¹⁾ | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0 | 0.3 | 0.5 | 0 | 0.5 |
| 運 輸 , 電 力 , 通 信 | 1,196.0 | 1,598.6 | 2,794.6 | 672.3 | 2,447.9 | 3,120.1 | 919.5 | 1,758.6 | 2,678.1 |
| 運 輸 | 257.6 | 349.7 | 607.3 | 334.5 | 683.5 | 1,017.9 | 371.3 | 378.6 | 749.9 |
| 電 力 | 536.4 | 1,135.1 | 1,671.5 | 296.1 | 1,439.3 | 1,735.4 | 526.2 | 1,275.4 | 1,801.6 |
| 通 信 | 402.0 | 113.8 | 515.8 | 41.6 | 325.1 | 366.7 | 22.0 | 104.6 | 126.6 |
| 工 業 , 商 業 | 252.1 | 193.6 | 445.7 | 46.2 | 145.0 | 191.2 | 10.7 | 645.9 | 656.6 |
| 社 会 サ ー ビ ス | 293.9 | 228.4 | 522.3 | 510.2 | 334.7 | 845.0 | 643.3 | 932.5 | 1,575.8 |
| 教 育 | 44.8 | 135.6 | 180.4 | 34.5 | 234.4 | 268.9 | 65.9 | 118.7 | 184.6 |
| 保 健 | 138.1 | 1.6 | 139.7 | 288.0 | 0.8 | 288.8 | 116.3 | 13.3 | 129.6 |
| 飲 料 水 | 11.9 | 64.6 | 76.5 | 62.2 | 55.4 | 117.7 | 90.7 | 149.9 | 240.6 |
| そ の 他 ²⁾ | 99.1 | 26.6 | 125.7 | 125.6 | 44.1 | 169.6 | 370.4 | 650.6 | 1,021.0 |
| そ の 他 ³⁾ | 82.9 | 6.7 | 89.6 | 38.1 | 5.7 | 43.9 | 39.4 | 6.5 | 45.9 |
| 総 計 | 1,994.2 | 3,094.3 | 5,088.5 | 1,478.2 | 4,188.7 | 5,666.9 | 1,807.8 | 4,638.3 | 6,446.1 |

(注) 1) 測量, 土地改革。2) 地方開発およびその他社会サービス。3) 統計およびその他。

(出所) 第1表に同じ。

第8表 国際収支

(単位:100万ルーピー)

| | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 当初8カ月 | |
|----------------|----------|-----------|-----------|----------|----------|
| | | | | 1989/90 | 1990/91* |
| 1. 貿易収支 | -9,765.5 | -12,086.0 | -13,183.5 | -8,529.3 | -9,833.0 |
| 輸出(F. O. B) | 4,127.3 | 4,210.7 | 5,248.8 | 3,113.8 | 4,843.3 |
| 輸入(C. I. F) | 13,892.8 | 16,296.7 | 18,432.3 | 11,643.1 | 14,676.3 |
| 2. サービス(純) | 2,211.7 | 3,047.9 | 2,613.2 | 1,721.5 | 1,648.9 |
| 旅行(受取) | 1,675.7 | 2,735.3 | 3,121.2 | 1,977.8 | 2,047.8 |
| 投資収入(受取) | 196.0 | 50.3 | 651.2 | 337.1 | 466.2 |
| その他(受取) | 2,913.7 | 2,857.5 | 2,595.6 | 1,703.6 | 2,056.3 |
| 3. 移転(純) | 2,931.0 | 2,717.9 | 2,818.9 | 1,765.2 | 2,153.0 |
| 民間(受取) | 1,608.4 | 1,608.4 | 1,784.2 | 1,090.5 | 1,299.2 |
| 政府グラント | 1,278.7 | 1,246.7 | 1,072.7 | 657.4 | 900.3 |
| インド消費税返還 | 112.8 | 87.2 | 0.2 | 0.2 | 78.1 |
| その他 | 43.3 | 31.6 | 171.6 | 160.7 | 24.1 |
| 4. 経常収支 | -4,622.8 | -6,320.2 | -7,751.4 | -5,042.6 | -6,031.1 |
| 5. 外国借款(純) | 4,368.0 | 5,921.9 | 5,888.8 | 3,243.3 | 2,495.5 |
| ローン | 4,675.4 | 6,302.0 | 6,617.9 | 3,522.5 | 2,973.0 |
| 償還 | 307.4 | 380.1 | 728.8 | 279.2 | 477.5 |
| 6. その他資本収支 | 2,527.8 | 474.2 | 4,512.2 | 3,287.1 | 4,241.4 |
| 7. 外貨準備増減(一は増) | -2,273.0 | 75.9 | 2,649.6 | 1,487.8 | 705.8 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ。

第9表 外貨準備

(単位:100万ルーピー)

| 月 央 | ネパール・ラストラ銀行の準備 | | | | | | 民間銀行 保有 | 総 計 |
|---------|----------------|-------|----------------------|-------|----------|-----------------|------------|----------|
| | 合 計 | 金 | IMFゴ ールドト ランシュ | S D R | 外 貨 | (うちコン バーチブル) | | |
| 1985.7 | 1,346.9 | 112.4 | 103.5 | 0.9 | 1,129.6 | (920.8) | 1,253.8 | 2,600.7 |
| 1986.7 | 2,128.6 | 134.8 | 143.2 | 2.0 | 1,848.6 | (1,500.7) | 1,614.7 | 3,743.3 |
| 1987.7 | 2,795.8 | 139.2 | 159.2 | 2.6 | 2,494.8 | (1,936.8) | 1,681.4 | 4,477.2 |
| 1988.7 | 5,594.1 | 150.7 | 175.7 | 4.2 | 5,263.5 | (4,808.2) | 1,801.3 | 7,395.4 |
| 1989.7 | 6,837.1 | 176.7 | 200.2 | 3.3 | 6,456.9 | (6,207.4) | 1,853.9 | 8,691.0 |
| 1990.4 | 7,705.0 | 186.4 | 215.1 | 6.9 | 7,296.6 | (6,609.3) | 3,175.0 | 10,880.0 |
| 1990.7 | 8,935.1 | 187.1 | 225.4 | 11.5 | 8,554.8 | (7,127.3) | 3,035.0 | 12,014.4 |
| 1991.4* | 10,083.9 | 214.2 | 257.3 | 15.6 | 10,596.8 | (9,464.7) | 4,369.3 | 15,653.2 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ。

第10表 財 政

(単位：100万ルピー)

| | 1987/88 (実績) | 1988/89 (実績) | 1989/90 (実績) |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総 支 出 | 14,105.0 | 18,005.0 | 19,669.3 |
| 経 常 支 出 | 4,677.0 | 5,676.2 | 6,671.8 |
| 開 発 支 出 | 9,428.0 | 12,328.8 | 12,997.5 |
| { 経 済 サ ー ビ ス | ... | ... | ... |
| { 社 会 サ ー ビ ス | ... | ... | ... |
| { 経 済 行 政 ・ 計 画 其 他 | ... | ... | ... |
| 総 収 入 | 9,427.2 | 9,457.5 | 11,262.9 |
| 歳 入 | 7,350.4 | 7,776.9 | 9,287.5 |
| { 税 収 | ... | ... | ... |
| { 非 税 収 | ... | ... | ... |
| 外 国 無 償 援 助 | 2,076.8 | 1,680.6 | 1,975.4 |
| 財 政 収 支 | -4,677.9 | -8,547.5 | -8,406.4 |
| 財 政 赤 字 補 填 | | | |
| 外 国 借 款 | 3,815.8 | 5,666.4 | 5,959.6 |
| 国 内 借 入 | 1,130.0 | 1,330.0 | 2,150.0 |
| 現 金 残 高 | -268.0 | 1,551.1 | 296.8 |

(出所) 第1表に同じ、および HMG, Budget Speech of the Fiscal Year.

第11表 通貨供給

(単位：100万ルピー)

| 月 央 | 流 通 通 貨 | | | | 要 求 払 預 金 | | | | 通貨供給 (4+8) |
|---------|---------|------|-------|-----------------|-----------|-------|---------|-----------------|---------------|
| | 総 額 | 政府保有 | 銀行保有 | 民間保有 (1-2-3) | 総 額 | 政府保有 | 銀行保有 | 民間保有 (5-6-7) | |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| 1983.7 | 2,963.2 | - | 211.2 | 2,752.0 | 2,324.4 | - | 727.5 | 1,596.9 | 4,348.9 |
| 1984.7 | 3,554.3 | - | 280.9 | 3,273.4 | 2,427.0 | - | 768.9 | 1,658.1 | 4,931.5 |
| 1985.7 | 4,035.6 | - | 298.3 | 3,737.3 | 2,600.4 | - | 857.7 | 1,742.7 | 5,480.0 |
| 1986.7 | 5,234.5 | - | 391.6 | 4,842.9 | 3,184.2 | - | 997.8 | 2,186.4 | 7,029.3 |
| 1987.7 | 6,183.8 | - | 437.7 | 5,746.1 | 3,466.5 | - | 1,092.4 | 2,374.1 | 8,120.2 |
| 1988.7 | 6,962.1 | - | 587.5 | 6,374.6 | 4,897.5 | 266.9 | 1,408.6 | 3,222.0 | 9,596.6 |
| 1989.7 | ... | ... | ... | 7,946.6 | ... | ... | ... | 3,828.8 | 11,775.4 |
| 1990.7 | ... | ... | ... | 9,718.2 | ... | ... | ... | 4,504.8 | 14,223.0 |
| 1991.4* | ... | ... | ... | 11,182.9 | ... | ... | ... | 4,337.3 | 15,520.2 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ、および Main Economic Indicators, Jan/Feb 1990.

Yearbook of Asian Affairs:
1990 - 1999
Nepal

1992

ネパール

ネパール王国

面積 14万1000km²

人口 1960万人 (1991年央, IMF推計)

首都 カトマンドウ

言語 ネパール語

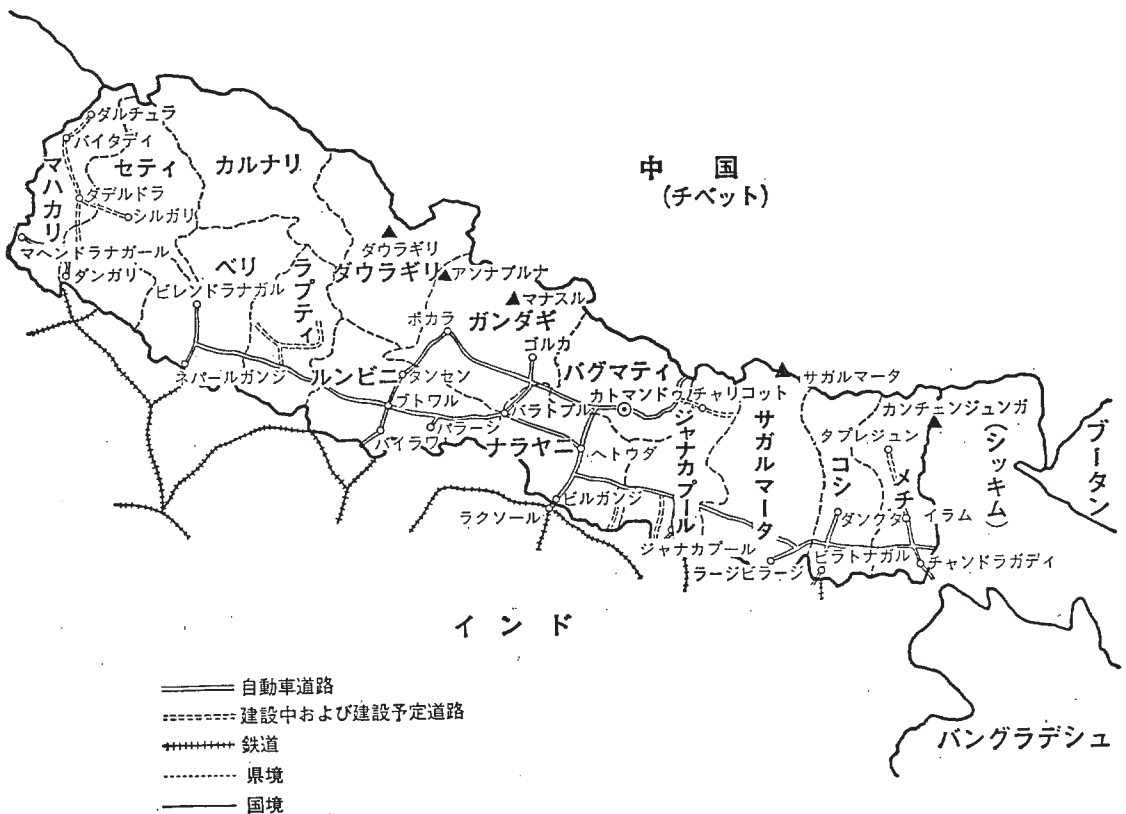
宗教 ヒンドゥー教および仏教

政体 立憲君主制

元首 ビレンドラ国王

通貨 ルピー(1米ドル=42.742ルピー, 1992年平均)

会計年度 7月16日~7月15日



1992年のネパール

政治体制整備が進展

いの うえ きょう こ
井 上 恭 子

1990年の民主化以降、各面で新政治体制の整備が進んでいる。90年末には新憲法が公布され、91年5月には国家代議員会議（下院）議員選挙が実施された。この選挙で、左派を抑えて議会過半数勢力を確保したネパール・ कांग्रेस (NC) が、内閣を結成した。首相にはコイララがついた。続いての体制整備では、92年4月に地方自治体法が公布された。この法律に従い92年5月から6月にかけて、地方自治体委員選挙が実施され、その結果、政治体制民主化の重要な柱である地方自治制度が構築された。地方自治制度の整備は新政治体制のなかで、「ディセントラライゼーション」、つまり地方分権化もしくは地方参加型行政の樹立という意味で強調されている。この選挙では、中央与党である NC が優位を保持した。しかし地域的には、野党と勢力が拮抗しているところもある。

●地方自治体選挙 1992年4月に施行された地方自治体法は、3法からなっている。この3法は、人口規模によって区分される都/市/町/村(以下、都市町村と記述)とその上の郡という2層の行政単位別に、村開発委員会法と市委員会法、郡開発委員会法という構成である。都市町および村が地方自治体法で扱う末端の単位となり、郡は都市町村の上部単位となっている。92年時点での自治体数は、村が3995、都市町が36となっている。郡の数はこれまでと同様75である。従来は郡をまとめた県(全14県)が行政単位としてあったが、新体制下では県は地方自治の単位としては扱われず、郡が中央と直結している。

新しく発足した地方自治体制は、基本となる都市町村のうち都市町に、行政決議・決定・執行の自治体機関として市委員会を置き、村には村開発委員会を置いている。村開発委員会は、委員長、副委員長各1名と委員で構成され、委員長、副委

員長は村内の有権者(18歳以上)による直接選挙で、委員は村内の各区毎に1名がやはり直接選挙で選出される。一方、市委員会は、市長、副市長、委員の構成で、村開発委員会同様、市長、副市長は有権者直接投票、委員は区単位に1名ずつ投票で選出される。任期は5年である。業務は、住民に密着した日常的な事項に目を届けさせ、対処することが中心的となっている。それと同時に、独自の経済開発計画の作成・実行の責任と権限が、市委員会・村開発委員会に委ねられている。

新制度が旧制度と最も異なる点は、都市町村自治体は独自の財源調達権限が明確な規定で付与され、これに中央政府から直接または上部機関である郡開発委員会を通じた資金移転や借入金などを加えて、中央政府の承認のうえで独自に年次経済開発計画を作成し、遂行できる点である。計画は、所得、雇用その他の経済効果の面で地元への利益還元を優先したものであること、計画の各プロジェクトが資金的にも技術的にも実行可能であることなどの条件を課されているが、開発事業への都市町村自治体の参加は制度的にも実質的にも拡大している。中央政府による地方自治体の監督権限としては、中央政府に村開発委員会および市委員会の停止・解散権を与えている。住民のリコール権はない。中央政府からは、行政事務官が派遣される。

村開発委員会・市委員会の上部組織である郡開発委員会は、郡内の市委員会・村開発委員会からの互選による委員長、副委員長、委員で構成される。郡開発委員会は郡における計画作成、執行機関の役割を持つ。郡内の都市町村自治体の一般活動の監督、開発計画の調整・指導・監督、中央政府との連絡も、郡開発委員会の重要な機能となっている。都市町村の場合と同様に、郡開発委員会の停止、解散権は中央政府にある。中央政府・地

都市町村委員会選挙結果

| | ネパール・ कांग्रेस | | | | ネパール共産党 (統一マルクス・レーニン主義者) | | | | 民族民主党 | | | |
|--------|----------------|-------|--------|--------|-----------------------------|-------|-------|--------|-------|------|-------|-------|
| | 委員長 | 副委員長 | 委員 | 合計 | 委員長 | 副委員長 | 委員 | 合計 | 委員長 | 副委員長 | 委員 | 合計 |
| 東部開発区 | 512 | 471 | 4,016 | 4,999 | 276 | 309 | 2,598 | 3,183 | 48 | 47 | 662 | 757 |
| 中央部開発区 | 593 | 545 | 4,930 | 6,068 | 335 | 373 | 3,072 | 3,780 | 148 | 152 | 1,515 | 1,815 |
| 西部開発区 | 508 | 480 | 4,171 | 5,159 | 217 | 225 | 2,124 | 2,566 | 43 | 48 | 500 | 591 |
| 中西部開発区 | 338 | 329 | 2,730 | 3,397 | 86 | 99 | 880 | 1,065 | 41 | 40 | 573 | 654 |
| 極西部開発区 | 275 | 273 | 2,167 | 2,715 | 76 | 84 | 828 | 988 | 28 | 29 | 455 | 512 |
| 党派別合計 | 2,226 | 2,098 | 18,014 | 22,338 | 990 | 1,090 | 9,502 | 11,582 | 308 | 316 | 3,705 | 4,329 |

| | ネパール・ サドバヴナ党 | | | | 統一人民戦線 | 無所属 | 選挙議席合計 | | | | 総議席 |
|--------|--------------|------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | 委員長 | 副委員長 | 委員 | 合計 | 合計 | 合計 | 委員長 | 副委員長 | 委員 | 合計 | |
| 東部開発区 | 37 | 35 | 353 | 425 | 176 | 559 | 915 | 915 | 8,269 | 10,099 | 10,107 |
| 中央部開発区 | 28 | 23 | 317 | 368 | 817 | 857 | 1,240 | 1,240 | 11,225 | 13,705 | 12,729 |
| 西部開発区 | 53 | 59 | 387 | 499 | 412 | 591 | 891 | 891 | 8,036 | 9,818 | 9,833 |
| 中西部開発区 | 1 | 0 | 15 | 16 | 855 | 477 | 587 | 587 | 5,290 | 6,464 | 6,472 |
| 極西部開発区 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 155 | 398 | 398 | 3,581 | 4,377 | 4,398 |
| 党派別合計 | 119 | 117 | 1,072 | 1,308 | 2,267 | 2,639 | 4,031 | 4,031 | 36,401 | 44,463 | 44,539 |

(出所) 井上恭子「ネパールにおける地方自治制度の形成」(『アジアトレンド』1993-I, No.61)80ページ。

方開発省から2級公務員が郡事務官として派遣される。

上記の法律にもとづき、都市町村委員会選挙の投票が5月28日と30日に実施された。村開発委員会と市委員会の委員長・市長が4031、副委員長・副市長が同じく4031、委員が村開発委員会委員と市委員会委員は定員が3万6477のところ選挙やり直しが76あったため委員の投票議席数は3万6401、したがって総投票議席数は定員4万4539に対して4万4463となった。

今回の地方自治体選挙で浮上した議論は、開発行政のうえで、どのような中央・地方の政党関係が望ましいのかというものである。中央政府与党のNCは、地方自治体を中央与党が掌握することが円滑な地方開発を可能とすると主張し、これに対して野党は、野党こそが地方の声を反映できると訴えた。野党は、国内の少数意見、地域の少数意見を拾う策をとった。主な出馬政党は、下院与党のNC、野党第1党のネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義者)(CPN(UML))、ネパール・サドバヴナ党(NSP)、統一人民戦線と民族民主党である。前年の下院選挙では2派に分かれていた民族民主党は、その後合併し、この選挙では1党

として活動した。

表は、開発区別、主要政党別に都市町村自治体選挙結果をまとめたものである。村数は3995、都市町数は36であるが、表ではこれらを区別せず都市町村委員会4031として一括した。また、村開発委員会委員長と市委員会市長は委員長として、同副委員長と副市長は副委員長としてまとめている。委員長、副委員長は全議席の投票が実行されたが、委員は総数3万6477のところ選挙やり直し議席が76出たため、選挙議席は3万6401となった。表に従って政党別の議席獲得結果を見る。まず下院与党であるNCは、総選挙議席の50%強の議席を獲得した。同党の委員長獲得率は55%余りとなっている。NCの議席獲得率は下院選挙と比べると少し落ちた。開発区別の結果では、東部開発区と中央部開発区では議席獲得率が50%を割り、極西部開発区では60%を超えている。

次に下院野党第1党であるCPN(UML)の結果では、まず議席獲得率は、下院選挙では34%であったのに対して、この選挙では26%へと後退した。議席獲得率の低下の理由としては、地方自治体選挙では中央との関係が重視されるために中央政府与党のNCが有利で、野党であるCPN(UML)は

不利であることが考えられる。CPN (UML) は、東部と中央部に強く、中西部開発区、極西部開発区では比較的低調である点で、NC と対照的である。

下院選挙で惨敗した旧体制派からなる民族民主党が1割近い議席数を確保している。開発区別に見た場合、中央部開発区での議席獲得率が高い。旧体制派の民族民主党の躍進をそのまま、旧体制支持派ないしは国王権派の復活と見ることはできない。下院選挙では旧体制派イメージのために惨敗したが、地方自治体選挙では、旧体制時代に確立した地域指導者としての地位や、地域の利益代表としての影響力が有効に働いたと見るほうが妥当である。その意味でこの党は、今後も開発計画など地元の利益にからんだ事項で既得権益擁護の発言を積極的に行なう過程で、勢力を伸ばしていくだろう。

地域政党 NSP と統一人民戦線も、勢力を維持していることを示した。ただし勢力の地域的偏在が目立つ。無所属議員の当選者比率は下院選挙結果より高くなっている。

NC と CPN (UML) の都市町村自治体選挙結果を75の郡単位で見ると、NC は全体的には優勢となっているなかで、はっきりと不振の郡もある。とくにカトマンドゥ盆地を含む中央部開発区と、中西部から東部の平野地帯では議席獲得率が低い。これに対して CPN (UML) は、東部開発区、続いて中央部開発区での勢力の存在と、下院選挙結果には現れなかった西部方面での勢力の存在も明らかとなっている。

また、中央部開発区の大半の郡とそのほかの開発区のいくつかの郡で、複数政党の勢力が拮抗状態にあることも、今回の地方選挙で明らかとなった。全国75郡中7郡でNCの獲得議席はCPN (UML) の議席を下回ったが、そのうち4郡が中央部開発区に、2郡が東部開発区にある。一方、第3位政党となった民族民主党は13郡でCPN (UML) を上回る議席を獲得し、そのうち6郡は中央部開発区である。このことは中央部開発区における政党勢力の拮抗傾向を示している。中央部開発区のカトマンドゥ盆地のカトマンドゥ市ではNC と CPN (UML) が2大政党となり、ラリトプル、バクタプル両市でこれら2党に民族民主党が加わって

三つ巴となっている。このことは、これら3党の発言力が、今後の地方自治体制で大きな役割を担うことを予想させる。

都市町村自治体選挙の結果を受けて、郡開発委員会が選出された。郡開発委員会は、前述したように都市町村自治体委員の互選により間接選挙で選出される。つまり政党構成は、下部の地方自治体の政党構成をおおむね反映することになる。75郡中54郡をNCがおさえ、4郡をCPN (UML) が掌握した。のこる17郡は単独過半数政党がでなかった。これら17郡のうち9郡は中央部開発区にある。

こうして、都市町村委員会と郡開発委員会が成立した。全体的には、中央政府与党のNCが地方自治体の過半数を掌握したことで、波乱のない結果であったといえよう。しかし、局所的な政治・行政的摩擦の可能性は否定できない。とくに、政治的多様化現象が、ネパール政治の中核を担う地域とくにカトマンドゥ盆地などで現出している点が重要である。

●経済の現状 『エコノミックサーベイ1991/92年度』は、91/92年度の当初9カ月実績にもとづいた通年GDP成長率を3.1%と推計している。これは前年度成長率5.5% (修正予測) から大きく後退している。1人当たりGDP (74/75年価格) は1754^{ルピー}で、前年度比1%の伸びにとどまった。成長率後退の原因として同書は、天候不順による農業生産の不振、特に食糧穀物生産の後退、インフレなどをあげている。農業部門の成長率は前年度成長率の2.8%を大幅に下回り、わずか0.5%であった。商品作物生産は前年度比9.1%の伸びを示しているが、食糧穀物生産は前年度生産実績より6.5%減の545万^{トン}となっている。粳、メイズ、小麦、ヒエ生産が軒並み減少した。非農業部門では、インドとの貿易協定・通過協定の調印 (91年12月) および輸入ライセンス制度の手直しなどにより、工業部門と商業部門に改善がみられた。工業生産指数の伸びは15.7%と好調であった。

政府財政は、経常・開発支出の増大を政府歳入がまかないきれず、財政赤字が拡大するという形が続いている。政府財政赤字の対GDP比は、1980年代にはいって急増しており、現在は10%内外の

高い水準となっている。財政赤字の政府歳出比は80年代はほとんどの年度で40%を超えた。しかしこのところは、構造調整政策の下での財政健全化の効果も出始めているようで、財政赤字の政府歳出比は91/92年度修正見積では36.7%に、92/93年度予算案では35.6%に抑えられている。

1992年7月11日に国会に提出された92/93年度予算案は、総額336億^{ルピー}(前年度修正見積246億^{ルピー})、歳入170億^{ルピー}(同133億^{ルピー})、うち増税7億^{ルピー}、外国グラント46億^{ルピー}(同23億^{ルピー})、これに対して財政赤字は120億^{ルピー}(同90億^{ルピー})、外国ローンは104億^{ルピー}(同71億^{ルピー})となっている。貧困軽減、行政改革、農村開発を重視するとし、予算案を提出したアチャリア蔵相は、「予算案は貧困のサイクルを断ち切ることを目標としている」と強調した。

ネパール政府は、世界銀行指導のもとに、マクロ経済の安定、資源活用、投資効率化、公企業の経営効率化、民間部門の活性化を目標に、経済構造調整政策を実施している。第1次の構造調整計画は1987/88年度から89/90年度、第2次構造調整計画は89/90年度から91/92年度まで実施された。92/93年度からは第3次構造調整期に入っている。期間は3年間の予定である。特に財政赤字拡大抑制を主眼に財政再建、公企業経営の合理化、貿易・産業制度改革などが重点となっている。

このための措置の一環として、商業政策、産業政策(「参考資料」参照)、外国投資政策が1992年5月に発表され、構造調整政策の具体的内容は8月に発表された。新商業政策は、82年に出された商業政策に代わるもので、貿易赤字縮小、輸出拡大を目標に、民間部門の積極的な参加を重視し、貿易多様化と輸出産業の後方リンケージの充実を目指している。産業政策と外国投資政策は、民間部門の活用を念頭に、産業規制の大幅な緩和、外資への優遇措置が打ち出されている。さらに、公企業の民営化を進め民間企業の国有化を否定し、民間企業に政策介入しないことを約束し、国家経済にとって重要な部門で必要とあれば政府が内外企業との合弁で政府企業を設立することもあるが、そのような企業も政府のシェアを徐々に下げていくなどを明言している。工業製品価格統制は否定している。また、競争原理の導入を強調し、外国投資奨励では外国投資に便宜を図るために外国投

資窓口を一本化するとしている。さらに7月26日、政府は、まず公企業3社の民営化計画を発表し、公企業民営化のスケジュールに着手した。ただし民営化の方法では、株式の公開売却などではなく一括売却方式をとっていることから、一部に批判もある。これらの政策は、一つには世銀の指導で進めている経済構造調整政策の一環としてとられた規制緩和策であるが、同時に、インドの経済自由化政策の進行を念頭に置いて出されたものである。

ネパール金融当局が、1991年から92年にかけて実施した為替調整もインドの為替管理政策の変更にあわせたものである。91年には、7月1日にネパール・ルピーをインド・ルピーに対して1.79%切り上げ、続いて7月3日にネパール・ルピーを対ドル20.9%切り下げた。さらに92年にはいって3月3日、ルピー交換性の部分的自由化を決定した。時期的・内容的にインドの為替政策に追随している。3月3日の措置は、輸出による外貨収入の65%を市場価格で通貨当局に売却し、残る35%はネパール国立銀行(NRB)に公的レートで売却するというもので、4日から実行となった。NRBは為替変動が大きくなった場合に介入し、政府は輸入価格上昇には関税調整で対応する方針をとる。

1990年に開始予定であった第8次計画は、政治的混乱で遅れていたが、92年7月からスタートし、政治体制変更後初の開発計画となる。地方開発重視、農業開発、貧困解消、人的資源開発、民間部門活用などが重点として取りあげられている。

●対インド関係 1991年12月、コイララ首相がインドを訪れた際、懸案の貿易条約、通過条約調印とともに、水資源開発(河川開発、タナクプル堰建設)などで協力協定を結んだ。この協定内容が政治的問題となった。2月22日の国会では、NSPを除く全野党が、首相訪問でインドと交わした協定の詳細説明を要求し、退場した。ネパール東部のインド国境にインドが建築したタナクプル堰が、ネパール領も利用しているとの疑惑があり、その詳細を求めたものである。これに対して政府ははっきりとした釈明ができず、議会在紛糾した。

対インド関係、なかでも河川の共同利用、水資源共同開発問題は、ネパール側で常に政治問題と

なる。大国インドに隣接する小国で、インドに経済的生命線を握られている事実から、ネパールの対インド外交は、自国利益擁護・インドとの協力といった問題がからむと国内で政治問題化する。特に体制改革で政党活動が再導入されたことから、この問題の政治化は避けられなくなった。野党のなかでも CPN (UML) は、資源ナショナリズムを持ち出して、河川利用に関してインドとの協力(譲歩)を重視する NC を批判する。一方インドは、ネパールを経てインドに流入する河川の利用もしくは制御を自国経済にとって不可欠なものと考えているのである。

その後、10月にラオ・インド首相がネパールを公式訪問した。経済協力、ネパール商品のインドへの輸出優遇問題などがこの訪問で進展した。10月21日に発表された共同コミュニケは、二国間協力を強化し、ネパール製品の対インド輸出制度の簡素化を進めることなどを約束している。特にネパール製品の対インド輸出問題では、関税・量規制なくインドに輸出できるネパール製品の決定に際して、ネパール人労働・ネパール原材料・インド原材料の構成比が出荷価格の50% (従来は55%) を超えるネパール製品はインドに関税・量規制なく輸出できることとなった。また、ネパールは現行のインド・ルピーでの支払に加えて外貨払いでインド品を輸入できることとなった。これは、価格引き下げ効果とインド・ルピー勘定への圧力を緩和する効果を持つ。さらにインドは、ネパールへのスタンプ・クレジット額を現在の3億5000万インド・ルピーから5億インド・ルピーに引き上げた。さらにその期間の金利も7%で維持することとなった。これはインド通貨勘定への緩和措置である。さらにインドは、ネパールにおけるインド・ネパール合弁へのインド政府の手続きの簡素化も約束した。

この訪問では当然、水資源開発も話し合われた。1991年のコイララ首相のインド訪問での合意に従い、いくつかの河川プロジェクトの調査と報告書の作成に合意した。また、洪水予知・警戒システム、洪水予防護岸工事、電力交換でも調査を進めることで合意した。

問題のタナクフル堰に関しては、ネパールの管轄下にある土地でネパールが完全に権利を行使で

きること、このプロジェクトでは河水を消費目的で使用しないこと、この堰で消失している国境柱は5月までに回復させることなどで合意している。この合意から、タナクフル堰建設では、ネパール領土が利用されていることが明らかとなった。この問題は憲法問題に発展した。1990年憲法は第126条第2項で、天然資源、領土などに関する条約・協定の批准は国会両院3分の2の賛成を要すると規定しており、タナクフル堰問題はこれに抵触する可能性があるのである。

この問題は法廷に持ち出され、12月15日、最高裁特別法廷は政府に、「政府はタナクフル堰の建設に土地を提供しているため、憲法126(2)に従い国会の承認を要する」との判断を示し、憲法第126条第2項に従いタナクフル問題で国会の承認を受けるよう裁定した。

これを受けて CPN (UML) など左派4党は、タナクフル問題で首相の辞任を要求し、抗議行進、集会を持った。一方政府と与党は最高裁判断を、「国会の責任の重大さが確認された」と表現し、冷静に受けとめようとしている。しかし、憲法問題となったことで政治的紛糾に新たな局面が加わったため、動揺が広がっている。

●ブータンのネパール人問題とネパール 1990年の半ば以降、ブータンでは政治的民主化を求めるグループの動きが活発化し、それに伴い同国内の政治活動規制も強まった。民主化要求グループのなかでは、ネパール系ブータン人(ブータン政府はネパール系ブータン人の人口比を30%弱と発表している。一方ネパール系グループは50%強と主張している)が運動に積極的であることから、ブータン政府が国内のネパール系ブータン人に警戒感を強め、「ブータン化」政策をとることでネパール系ブータン人の活動を抑えようとした。その結果、90年後半以降、ネパール系住民の国外脱出が頻発するようになった。ネパール系住民の多くは、国境を越えてインドまたはネパールに移動し始めた。92年始めには、これらネパール系ブータン人は、ネパール東部のカンカイ河岸に定住を始め、数は6万5000に達したといわれる。

このような難民の増加からネパール政府は、難民の帰国を求めてブータン政府に対処を求めた。

これに対してブータン政府は、これら「難民」すべてがブータン国民であるとは証明されないとし、帰国受け入れを拒否し、むしろ内政干渉であるとして不快感を表明した。ブータン政府は、「ネパール系ブータン人と呼ばれる人々のすべてが真にブータン人であるとは言えず、インドからの帰国労働者である可能性がある」と主張しているのである。そのことから両国の関係は緊張をはらんだ。

ネパールがこの問題に関与する理由には、ブータンの国王による支配体制を、ネパールが実現したものに近い民主的なものと代えたいという意図が背後にある。ブータンの政治改革が実現されれば、ネパール系住民の利益擁護は可能であると考えている。しかしブータン政府にはこのような改革を実現する意図はなく、逆にブータンを、「純粋ブータン国家」としたいと考えているといわれる。

問題解決のためにネパール・ブータン政府の接触も持たれている。1992年3月には、ネパールのシャハ外務次官がコイララ首相からブータン国王への親書を携えて、協議のためにブータンに赴いた。ネパールは、この問題でインドの調停も希望しており、6月の地球サミットでコイララ首相は、ラオ首相と協議している。帰国後コイララ首相は、インドはネパールにおけるネパール系ブータン人難民の問題解決に関心を寄せ、ラオ首相はできる限りのことをしたいと約束したと語っている。しかし現実のところ、インドの仲介でネパールの希望するような解決が実現する見込みはない。インドは、ヒマラヤ地帯での政治の現状が変わることから発生する危険は回避したいのである。

一方、国内での問題関心を高めるためにコイララ首相は7月に、ブータン難民問題で全党会議を

招集した。ここで首相は、ブータン政府との協議により問題を解決したいとの方針を表明し、これが失敗した場合は、インドを加えた3者協議でインドの仲介を要請するとの方針を示した。ネパールは問題の国際化で、解決を図ろうともしており、国連開発プロジェクトやユニセフを現地視察に受け入れている。

両国政府の接触は9月にジャカルタ非同盟会議の場でも持たれた。コイララ首相は、会議に出席したブータンのツェリン外相と会談し、ツェリン外相はネパール訪問の意向を示した。ジャカルタから帰国したコイララ首相は、難民問題は「(二国間協議で)一歩前進」した、12月のSAARC(南アジア地域協力連合)首脳会議の際のブータン国王との会談に期待すると述べた。また、ラオ首相ともジャカルタで会ったが、ブータン問題はとりあげられなかった。

ツェリン・ブータン外相は11月にネパールを訪れ、ネパール政府とブータン難民の帰還問題を協議したが、話し合いは前進を見せなかった。しかし両国は、政府間のハイレベル協議を持つことで合意した。その後、12月13日に予定されていたSAARC首脳会議が、インドのアヨーディア紛争のため延期となったことから、ネパール政府はブータン政府との折衝のために12月10日にジョシ観光大臣をダッカでツェリン・ブータン外相と接触させた。ツェリン外相はこの時、先のネパール政府との協議の内容は国王に伝えてある、国王は1993年1月に延期されたSAARC首脳会議の際のコイララ首相との会談で問題解決の糸口がつかめることに楽観的であると述べたが、国籍認定といった難しい問題をどのように処理するかなどを含めて、難題が多く、早急な解決の可能性はないと考えざるをえない。

(動向分析部)

重要日誌 ネパール 1992年

1月29日 ▶ネパリー・ kongress (NC)は1976年以來総裁代行のバッタライを、NC 総裁に無投票で選出。

2月3日 ▶民族民主党のタバ派とチャンド派が合併、タバが総裁に、チャンドが副総裁に就任。

10日 ▶下院補欠選挙2議席(9日に投票)の結果は、NCと、統一マルクス・レーニン主義者ネパール共産党(CPN <UML>)がそれぞれ1議席ずつを確保。

23日 ▶国会でネパール・サドバグナ党(NSP)を除く野党が、昨年12月のインド訪問でインド国境のタナクブル堰に関して首相がインドと交わした協定の詳細説明を要求。政府はインドとの合意内容を2月28日に議会に提出することを約束。

28日 ▶国会混乱、水資源相が答弁できず。

29日 ▶水資源相は、タナクブル堰に関して1億たりともインドに譲っていないと主張。

3月1日 ▶政府は、コイララ首相訪印時にインドと交わしたすべての合意、協定、条約を議会に提出。しかしCPN(UML)からの討議要求動議は拒否。

3日 ▶政府は、ルビーの部分的交換制移行を決定。

15日 ▶首相、中国訪問に出発。16日に李鵬首相と会談。18日には経済・技術協力協定に調印。ネ中共同声明は22日に発表。

30日 ▶シャハ外務次官がネパール系ブータン難民問題協議のため、首相親書を携えブータンに向かう。

4月16日 ▶ネパール援助国会議、来年度対ネパール援助4億4500万ドルを約束。

5月13日 ▶公務員・軍・警察・教員の賃金体系改正。

15日 ▶新商業政策が発表される。1982年の商業政策に代わるもの。輸出拡大重視、貿易多様化と輸出産業の後方リンクの開発を重視。

26日 ▶政府は国籍証発行手続き簡素化のためにネパール国籍政令を発表。村開発委員会の委員長・副委員長が国籍証を発行できる。

27日 ▶政府は産業政策を発表。国営企業の民営化を進め、民間企業には介入しない、国家経済に重要な部門で必要な場合は政府が国内・外国企業との合併や政府企業を設立するが、政府のシェアは徐々に下げる。

28日 ▶地方自治体選挙投票第1日目、投票率は50~60%。

31日 ▶地方自治体選挙投票第2日目。

6月4日 ▶地方自治体選挙途中結果。NC は好調、結果判明27市委員会について、市長16、副市長15、議員379中206を獲得。

5日 ▶1991年国勢調査速報、人口は1846万2081。

11日 ▶コイララ首相、リオの地球サミットに出発。12日に演説。また、ラオ・インド首相、メジャー英国首相、モルディヴのガヌム大統領ら各国首脳と会談。14日には、シャリーフ・パキスタン首相、スハルト・インドネシア大統領、マハティール・マレーシア首相らと会談。20日に帰国。

20日 ▶首相、帰国後の記者会見で、ラオ・インド首相との会談で、インドはネパールにおけるネパール系ブータン人難民の問題解決に関心を寄せ、できる限りのことをしたいと約束したことを明らかにする。

27日 ▶56郡の郡開発委員会選挙投票。残りは6月29日から7月12日の間に実施。

28日 ▶国家教育委員会報告書が首相に提出される。

7月1日 ▶国会上下両院合同会議で国王演説。

2日 ▶4件案に日本政府贈与11億[₹](32億円)。

7日 ▶首相、ブータン難民問題で全党会議を開く。首相は、ブータン政府との協議で解決したいとの方針を表明、これが失敗した場合は、インドを加えた3者協議でインドの仲介を要請する意向を明らかにした。

▶下院で、議員に母語の使用を認める。しかし議事運営はネパール語のみ。

9日 ▶1991/92年度経済白書、議会に提出。GDP 成長率3.1%(前年度成長率修正値は5.5%)、農業は0.5%、工業7%、食糧生産-6.5%、商品作物生産9.1%。

11日 ▶新年度予算案が国会に提出される。総額336億[₹](前年度修正見積246億[₹])、租税収入170億[₹](同133億[₹])、うち増税7億[₹]、外国グラント46億[₹](23億[₹])、経常会計赤字120億[₹](90億[₹])、外国援助は103.5億[₹](71億[₹])。蔵相は予算演説で、貧困軽減、行政改革、農村開発重視を強調した。

▶政府は、外貨収入75%の市場売買を許可、金銀輸入も条件付きで許可。外貨準備は4月末で240億[₹]。

21日 ▶アチャリヤ農業大臣は下院で、農業省、工業省に言及し、「各省、公社、その他政府機関内の委員会が食いものにされている」旨の発言。

26日 ▶アチャリヤ農業大臣、「委員会 食いもの」発言問題で議事を紛糾させた責任をとり辞表を提出。

▶政府は、7月中に公企業3社の民営化を実行すると発表。7月20日以来、22社に打診しそのうち17社が購入希望を示し、交渉が進んでいる。しかし企業名とその資産は公表せず。

27日 ▶国王、アチャリヤ農業大臣の辞表を受理。

29日 ▶ネパール食糧公社の食糧備蓄は34万^ト(30日にトンをキントールに修正)、商業・供給担当大臣の食糧

不足指摘に応えた下院答弁。

31日 ▶ネパール人28人を含む113人を乗せたタイ航空機が墜落。

▶UNDP と UNICEF は、ジャバ郡ベルダンギとモラン郡パタリのブータン難民キャンプを視察。

8月8日 ▶9日から、灯油、ガソリン、ジーゼル油価格引き上げ。旧価格は91年7月26日に設定のもの。

▶「現代ブータン」セミナーでダカル森林環境大臣は、政府はブータンの現在の情勢に関して明確な政策を持っている、ブータン難民が誇りを持って帰国できるようにするべきだなど講演。

18日 ▶首相は、ブータン難民問題は友好的に解決したい、この問題をジャカルタでインド首相、ブータン国王と話し合うつもりだ、と述べる。

31日 ▶首相、非同盟会議出席のためジャカルタに。9月1日に首相は、スリランカ首相、中国外相と会談。2日は、ツェリン・ブータン外相と会談。ブータン外相は南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議前の10月にネパール訪問の意向を表明。また、ラオ・インド首相、ジア・バングラデシュ首相、ジャリフ・パキスタン首相とも会談。

9月7日 ▶首相、帰国。ブータン難民問題は、「(二国間協議に向けて)一歩進んだ」、SAARC 首脳会議のオりのブータン国王との会見に期待する。ラオ首相との会談ではブータン問題はとりあげなかった。

11日 ▶下院は、NSP 議員提出の決議を、NC 議員の修正案を付して採択。王国ネパール軍にマデーサーその他のエスニック・グループの採用を可能とするための具体的な基準の設置が骨子。首相は答弁で、山地の出身であるなしにかかわらず、ネパール軍への能力に応じた公平な採用がなされるべきだと発言。

24日 ▶プレマダサ・スリランカ大統領、ネパール訪問。

28日 ▶パキスタン航空機、167人を乗せ墜落事故。

10月19日 ▶ラオ・インド首相、公式訪問、21日まで。第1回首相会談。コイララ首相主催の夕食会で両首脳は、両国の経済協力の分野の拡大、貿易自由化、ネパールの貿易赤字解消、相互利益のために水資源の利用などに触れる。コイララ首相は、ネパールの貿易赤字削減の必要性、水資源での協力などを訴える。インドはネパールの輸出促進、工業化に協力の意思、水資源の利用で電力、灌漑、洪水制御への協力を表明。ラオ首相は、両国が両国民のために行なえる最大のことは水資源の分野である、貿易・通商でインドはさらに歩み寄り、合弁の条件をさらに自由化する、インドの対ネパール投資を進め、ネパールの対インド輸出を拡大したい、などと強調。

▶農業資材公社は、化学肥料価格を改訂。

20日 ▶インド・ネパール首相は、朝食会を兼ねて2時間にわたり会談。政府間協議も行なわれる。ラオ首相は、国王に謁見、ともに夕食。

21日 ▶インド・ネパール首相、記者会見で共同コミュニケを発表。二国間協力の強化、ネパール製品の対インド輸出制度の簡素化を進めることを決定。コイララ首相はラオ訪問の成果を最大級に評価する発言を行なった。ラオ首相、帰国。

29日 ▶政府は3カ年行動計画を発表。経済構造調整計画にあわせて、経済成長5%、インフレ率5%、政府財政支出の抑制などを盛り込む。

11月6日 ▶政府公務員体系改訂、公務員の大幅人事改革実行。

12日 ▶国連平和軍でレパノン派遣のネパール軍兵士がヘズボラの襲撃で死亡。

22日 ▶ツェリン・ブータン外務大臣がネパールを訪れ、政府とブータン難民の帰還問題を協議。ツェリン外相はコイララ首相とも会談。一連の会談でツェリン外相は、ネパール系ブータン人難民の帰還について言質を与えず。

23日 ▶ブータンと、難民帰国問題で、両国政府のハイレベル協議を持つことで合意。ネパール首相とブータン国王が12月にダッカでのSAARC 首脳会議の際に会談の予定。

12月2日 ▶NC 中央執行委員会が発足。2人増えて27名となる。G・M・シンは特別終身委員となる。

8日 ▶デウパ内務大臣は、難民キャンプその他にいる9万人のブータン人はネパールの社会・経済生活を脅かしていると発言。

10日 ▶ジョシ観光大臣がダッカで、ツェリン・ブータン外務大臣と会談。ツェリン外相は、先のコイララ首相との会談で示されたコイララ首相の見解をブータン国王に伝えたことを明らかにした。

11日 ▶ネパール石油公社は、カトマンドゥ盆地に日15万%の灯油供給能力があり需要に対処できると強調。インドのアヨーディア紛争の結果、灯油の買い焦りが始まっている。

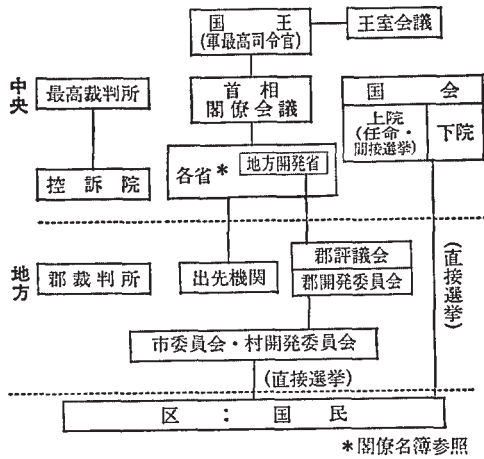
15日 ▶最高裁特別法廷は政府に、憲法126(2)(条約の批准)に従いタナクプル問題で国会の承認を受けるよう裁定。

16日 ▶左派4党はタナクプル問題で首相の辞任を要求、抗議行進を行ない、集会を持つ。

21日 ▶政府は全国75郡のうち70郡の主席郡行政官(CDO)を更迭、5郡のCDOは留任。

参考資料 ネパール 1992年

④ ネパール国家機構図(1992年末現在)



⑤ 政府関係名簿(1992年12月末現在)

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 首相(王室, 国防, 外務相兼務) | Girija Prasad Koirala |
| 住宅・都市計画相 | Bal Bahadur Rai |
| 土地改革・管理相 | Jagannath Acharya |
| 観光相 | Ram Hari Joshi |
| 内務相 | Sher Bahadur Deupa |
| 地方開発・農業相 | Ram Chandra Poudel |
| 一般行政・法・裁判・議会担当相 | Maheshwar Prasad Singh |
| 土木・運輸相 | Khum Bahadur Khadka |
| 教育・文化・社会福祉相 | Govind Raj Joshi |
| 保健相 | Ram Baran Yadav |
| 大蔵相 | Mahesh Acharya |
| 商業・供給相 | Aishwarya Lal Pradhananga |
| 工業・労働相 | Ramkrishna Tamrakar |
| 森林・環境相 | Bir Mani Dhakal |
| 通信相 | Bijaya Kumar Gachhedar |
| 水資源相 | Lexman Prasad Ghimire |
| 国務相 | |
| 土地改革・管理 | Siddha Raj Ojha |
| 一般行政・法・裁判・議会担当 | Dinabandhu Aryal |
| 土木・運輸 | Shiva Raj Joshi |

| | |
|------------|---------------------------|
| 商業・供給 | Surendra Prasad Chaudhari |
| 教育・文化・社会福祉 | Hasta Bahadur Malla |
| 住宅・都市計画 | Direndra Prasad Badu |
| 工業・労働 | Diwakar Man Sherchan |

⑥ 1992年産業政策(5月15日発表)

民間部門がネパールの工業化に中心的な役割を果たせるような環境を創り出すために、公共部門企業のほとんどを民営化し、民間企業の国有化は行なわない。同時に、政府は、自由で競争的な雰囲気を作り出す以外には、工業製品価格の決定に介入しない。政府は、民間部門が企業設置に積極的でないが国家経済全体にとって必要な場合に、工業化の初期段階で、ネパールもしくは外国の民間企業との、もしくは外国政府との合弁企業を設立する。しかし、政府と公企業が所有するこのような(合弁)企業の株式は、徐々に民間に移転する。

生産性にもとづいた賃金決定政策を採用する。再建可能と判断される赤字企業を援助はするが、再建不可能な赤字企業で、国家経済にとって負担となるだけの企業は、労働者・従業員への賃金および付帯便宜を支払った後に閉鎖を認める。

共有・民間による森林開発、水力発電と電力供給、託児所、病院、電動鉄道、道路、橋、トンネル、ロープウェイなどの建設・管理に、民間部門の参加を促す。

1. 目的

- (1) 工業生産と生産性の強化により、工業部門の国家経済への貢献を拡大する。
- (2) 地元資源利用産業と輸出指向産業の発展を促す。
- (3) 労働集約的産業の発展をとおして、農業部門の失業・半失業圧力を軽減する。
- (4) 均衡のとれた地域開発に適した工業化政策を採用する。

2. 政策

- (1) ネパールの比較優位性を利用するよう、適切な競争をとおして工業を発展させる。
- (2) 関税で工業を保護する。
- (3) 工業への保護を、時限を設定して計画的に解除する。
- (4) ネパールの労働・技術・資源を利用するような、また、国家的に重要な工業を開発する。
- (5) 工業製品の輸出をとおして経済発展を加速させる。
- (6) とくに農村地帯に雇用機会を創り出すため、小規模工業・家内工業・農業関連工業の開発に力を注ぐ。

- (7) 外国投資を誘致し、先進技術の移転と効率的な経営に配慮する。

3. 戦略

- (1) 工業の設立・拡張・近代化のために、手続きを自由化し簡略化する。
- (2) 窓口の一本化により、工業に必要なあらゆるサービスを提供する。
- (3) 日常消費品と建設資材の輸入から生ずる経済への圧力を減らすために、競争力のある輸入代替産業の発展に力を注ぐ。
- (4) 産業保護制度を簡略化し透明にする。
- (5) 均衡のとれた地域開発のために低開発地域への工業投資を促す。
- (6) 国内の熟練工業マンパワーの需要にできるかぎり応じ、関連する訓練・研究計画を統合的に進めるために、必要な措置をとる。
- (7) 利潤を、自己の企業もしくはその他の下請け企業に再投資する企業家に、補助を追加する。
- (8) 赤字企業の状態を検討した後、企業再建の観点から再建計画を実行する。
- (9) 国際市場で自由に競争するために、技術ノウハウと効率性の向上により、生産性改善のための必要な制度的措置をとる。
- (10) 生産と生産性の改善のためのキャンペーンを進める。
- (11) 企業新設・拡張・近代化の一方、環境への影響を最小限に防ぐ手段を講じる。
- (12) 技術マンパワー開発のために技能開発計画を進める。
- (13) ネパールの家内工業・小規模工業を保護する。これら工業への技術移転を認める。
- (14) 国有企業を段階的に民間部門に移転する。
- (15) 環境・居住区域・国家遺産への産業汚染の影響を和らげるべく、段階的に、環境と汚染に関するガイドラインの実行の準備をする。

4. 工業の分類と規模

- (1) 分類
- a. 製造業：原料、半加工材料もしくは副産品、もしくは廃品を用いて製造。
- b. エネルギー産業：水資源、風力、太陽、石炭、石油、天然ガス、バイオ・ガスその他の資源からエネルギーを生産。
- c. 農業・林業関連産業：養蚕業、果樹栽培・加工、コーヒー生産・加工、薬草栽培・加工、野菜種子生産、園芸、農林業、共有林、民有林などの農業・林業関連産業。

- d. 鉱業：鉱物生産・加工。

- e. 観光業：旅館、モーター、ホテル、食堂、リゾート、旅行業、スキー、グライディング、ラフト、ボニー・トレック、熱気球、パラセーリング、ゴルフ場、ボロ、乗馬など。

- f. サービス業：修理工場、印刷、コンサルタント業、綿織り業、映画、大工業、公共運輸、写真、病院、保育所、教育機関、ラボラトリー、航空業、冷蔵業など。

- g. 建設業：道路、橋、トンネル、ロープウェイ、跳ね橋、鉄道、トロリーバス、事務所、商業地区、住宅地区の建設。

- (2) 産業分類への追加：工業振興局が産業分類を追加する。

(3) 規模

- a. 伝統的家内工業：特殊技術または地元材料・資源を用い、労働集約的で、民族的伝統・技能・文化と関係する伝統産業(付記1)。

- b. 小規模工業：伝統的家内工業以外で、固定資本投資1000万^{ルピー}以下。

- c. 中規模工業：固定資本投資が1000万^{ルピー}から5000万^{ルピー}。

- d. 大規模工業：固定資本投資5000万^{ルピー}以上。

5. 産業許可証と規制

- (1) 付記2に記載の、軍需・公衆衛生・環境関連を除く企業の設立・拡張・近代化には、許可証は不要である。許可証の交付・不交付の決定は、許可証申請の受理後30日以内に下される。家内工業は操業開始後6カ月以内に登録、その他の企業には操業前に登録の義務がある。登録のための企業化調査は不要である。登録申請後21日以内に申請者に登録通知が下される。

- (2) 外国の工業投資は許可を要する。

6. 便宜

- (1) 伝統的家内工業は、所得税・販売税・消費税を免除される。

- (2) 製造業(紙巻きタバコ、ビーディ・タバコ、アルコール、植物油、プラスチック、電子品組立を除く)、エネルギー産業、農業・林業関連産業(製材、カテキュを除く)、鉱物関連工業は、操業開始日から5年間は所得税を免除される。

- (3) 付記3に記載の国家的に重要な産業は、操業開始日から7年間は所得税を免除される。

- (4) 輸出所得には所得税を課税しない。

- (5) 企業は、各所得税スラブから税率を5%ポイント減ずることができる。

- (6) 紙巻きタバコ、ビーディ・タバコ、アルコール以外の産業で、付記5に記載の遠隔地、未開発地、低開発地に立地した企業は、それぞれ、所得税を50%、20%、10%、消費税を25%、15%、10%減免される。もし付記の分類に変更があれば、それにしがたい企業は特典認可を失うが、その場合、操業開始日から5年間は特典を享受できる。
- (7) 企業は、所得税法にしがたい33%の減価償却率を認められる。
- (8) 公企業として設立された企業で、株式の最低15%が100人以上に分与されており、証券市場に上場されている企業は、法人税を5%減免される。
- (9) 再投資もしくは25%以上の設備能力の拡張、もしくは技術近代化、もしくは下請け企業創設により分野拡張を試みる企業は、固定資産増加分の40%を所得から控除できる。この控除は、一括もしくは3年間に分割して行なえる。
- (10) 企業の汚染防止装置への投資には、課税対象所得から50%減額を認める。
- (11) 産業振興局の勧告で政府官報に布告される観光、サービス、建設関連の特定産業には5年間所得税が免除される。
- (12) 技能訓練支出を含む準備費用は、投資資本として計上できる。
- (13) 総利潤の10%が、技術・生産開発、効率改善に関連する支出として所得税課税対象から控除できる。
- (14) 企業投資金への配当金には所得税を課税しない。
- (15) 所得査定では、総所得の5%までを、学校・大学・宗教所・社会事業への寄付として控除できる。
- (16) 純所得の計算の際に総所得の5%までを、製品の広告・サービスの促進のための支出、接待、その他の同種の支出として控除できる。
- (17) 90%以上の地元資源を生産に利用し、付記3に記載されない紙巻きタバコ、ビーディ・タバコ、製材、カテキュ、製造業、エネルギー産業、農業関連・林業関連・鉱物関連工業を除く産業は、さらに2年間の所得税免除を認められる。
- (18) 1000人以上を雇用する企業は、さらに2年間の所得税免除を認められる。
- (19) 地元原材料・科学品・梱包材料を利用する企業で、消費税もしくは販売税、もしくは両税がすでに課せられている企業は、消費税もしくは販売税、もしくは両税が払い戻される。

7. 基盤整備

- (1) 電力・水・通信施設を優先的に供給する。
- (2) 企業設置の際に政府用地・工業団地を優先的に供

給する。

8. 輸出指向企業への優遇策

- (1) 輸出指向企業の原材料・副材料への関税・消費税・販売税は、申請60日以内に輸出業者に、輸出量を基準に払い戻される。
- (2) 製品の90%以上を輸出する企業は、輸出加工区に設立の企業と同様の便宜を受ける。保税倉庫利用も継続できる。
- (3) 国内で製品を外貨販売する企業には、商品への消費税・販売税、また利用原材料への関税・消費税・販売税が、申請60日以内に払い戻される。
- (4) 輸出品の中間財への関税・消費税・販売税は、輸出量を基準に申請60日以内に輸出業者に払い戻される。

9. その他の特典

- (1) 故意に低い価格で輸入された物資は、国内産業に認められる保護の水準を維持するために輸入税を課す。
- (2) 企業は国有化しない。
- (3) 赤字企業の再建計画は、その企業の再建可能性を調査した後に実行する。
- (4) 林業関連企業に、貸与もしくは契約ベースで森林を利用させる措置をとる。

10. 特典の供与

- (1) 許可証・登録証には、企業に認められた特典、企業の責任、遵守する条件を明記する。民間部門代表1名の参加で、独立した委員会を設け、特典を認められず困難に直面している企業家の問題を解決する。課された条件を守らない企業家には、政府はいかなる時でも許可証・登録証を撤廃できる。処分を受けた企業家は処分への反論を行なう機会が与えられる。
- (2) 企業家は、本政策にもとづいて施行される法律でも、同様の特典を継続して受けられる。

11. 産業補助政策

- (1) 産業振興局：付記4にしたがって産業振興局を設置し、政策段階・実施段階での調整を行ないつつ工業化を促進する。
- (2) 家内工業・小規模工業への制度的取り決め：地元原材料・労働・伝統を利用した家内工業・小規模工業の製品には、統一的に、技能開発訓練、技術・コンサルタント・サービス、機械・設備、原材料、市場網の援助を提供する。
- (3) 工業団地経営社：工業団地所有の工場建物・土地は、それを工業に利用するとの条件で企業家に売却する。工業団地の経営は、団地内の企業に委ねられる。工業団地経営社は、民間部門の完全所有もしくは

は部分所有での工業団地設立を積極的に援助する。政府は、工業団地内に設立された企業への優遇策を拡大する。

- (4) 小規模・家内工業への融資：別個に、小規模・家内工業への固定資本・操業資金の援助を行なう。
- (5) 技術開発・移転への制度的支援：技術開発移転事業団を設置し、技術開発・移転をさらに効果的に進め、技術の適切な輸入・開発・運用で工業化の進展を支える。
- (6) 輸出加工区：工業開発の速度を早めるため、また、国際収支への影響を最小限とするため、輸出加工区を設ける。加工区内の企業には、機械・機材、原材料、輸出製品に課税しない。
- (7) 産業人材・生産性評議会：政府と民間部門の参加で産業人材・生産性評議会を設置し、全国キャンペーンとして生産性向上計画・有能な人材の供給計画を進め、工業部門の効率と生産性を高める。あらたな機能が成立するまで経済サービス・センターにこの生産性計画の実行を委ねる。
- (8) 環境と産業汚染防止のための特別措置：工業省に独立の機関を設け、工業発展に起因する汚染の影響を最小限に防ぐための政策・ガイドライン・基準の策定を行なわせる。工業省は、有資格の能力ある人材をこれにあて、環境アセスメントを行なわせる。ネパール規格局を強化し、産業汚染の計測とモニターの基準を設定させる。
- (9) モニター：民間部門の参加をえて工業省にモニター・監視組織を設置し、産業政策と関連法・法令の実施を監視し調査する。この機関はまた、工業部門に発生しうる独占状況の監視と統制も行なう。
- (10) 会社登録局：会社登録局を設置し、工業・商業部門の会社に関する行政・登録、企業の株式、社債発行、配当金を監督する。
- (11) 窓口一本化：本政策で述べられた諸策を実施するために、関連部の長の参加で高級委員会を、産業振興局内に設置する。

付記1：伝統的家内工業の業種リスト

Handloom, paddle loom, semi-automatic loom, warping, dyeing and printing works, tailoring, knitting, hand knitted woollen mat and blanket (radipakhi), hand knitted woollen carpet, pashmina, woollen garments, carpentry, wooden artistic product, cane and bamboo works, natural fibers products, hand made paper, gold, silver, brass copper works and ornaments, sculptures, precious and semi-precious stones, honey,

chyuri, cardamon processing, pottery, leather cutting and tanning, rural tanning, cobblers, traditional work products, jute, sabai grass, choya, cotton thread, leather goods, artistic products made up of bones and horns, stone caring, metal based precious and semi-precious stones, fine arts, pauwa, batik, goods based on hand made paper, incense stick (dhup), dolls and toys, stone studded philgiree products.

(注) (1)特例を除きこれらの製造機械は1馬力以上の電気モーター、ジーゼル、ガソリン、石油駆動エンジンを用いない。(2)機械を用いた紡績と絨毯製造には許可証が必要となる。

付記2：軍需関連産業

Industries producing traditional and modern arms and ammunition, gunpowder and explosives, security printing, currency and coins.

公衆衛生・環境関連産業の業種リスト

Cigarette, bidi, modern leather tanning, beer and alcohol, sugar production, pulp and paper, cement, textile washing and dyeing, bitumen, chemicals, fertilizer, pesticides, lubricant, oil producing industries, foam, carpet washing and dyeing, soap, electro-plating, photo processing, tyre tubes, LPG, petrol and petroleum products, mineral based large industries, hydro-electricity generating plant, stone crushing, forest based medium and large scale industry, paints, brick making.

付記3：国家的に優先される産業の業種リスト

1. Modern sugar and khandsari mills
2. Modern mills processing, local oil seed processing
3. Inregrated dairy (including animal husbandry industry)
4. Fruit and vegetable seed production
5. Tea and coffee farming and processing
6. Fruit processing
7. Herbs farming and processing
8. Baby food and hygienic food industry
9. Leather processing and leather goods producing industries
10. Commercial and professional tools and implements industries
11. Slate, stone and concrete block industry
12. Cotton, woollen, silk yarn and industries based on them
13. Paper industries, writing, printing and news print

paper

14. Education materials and stationeries industries
15. Pharmaceutical
16. Medical equipment and tools producing industry
17. Engineering industry (including agricultural and industrial tools and equipment)
18. Insecticides and pesticides industry
19. Chemical fertilizer(excluding blending and mixing)
20. Industry manufacturing energy and fuel saving devices
21. Industry manufacturing pollution control devices
22. Industry based on waste products
23. Hydropower generation and distribution
24. Hotel, resorts
25. Road, bridge, tunnel, rope way, flying bridge, railway, trolley bus and office and residential complex (excluding real estate business)
26. Mineral based industry
27. Industry utilizing hydroelectricity as main component as caustic soda, chlorine and aluminium smelter etc.
28. Hospital, nursing home
29. Computer software
30. Export oriented agro-based industry
31. Precision goods

付記4：産業振興局の構成(省略)

付記5：工業発展の郡別分類

(1) 遠隔郡

1. Darchula 2. Bajhang 3. Bajura 4. Humla
5. Mugu 6. Jumla 7. Kalikot 8. Dolpa
9. Mustang 10. Manang 11. Solukhumbu
12. Sankhuwansabha 13. Taplejung 14. Khotang
15. Bhojpur 16. Accham 17. Dailekh 18. Jajarkot
19. Rukum 20. Rolpa 21. Okhaldhunga
22. Baitadi 23. Rasuwa 24. Myagdi 25. Gulmi
26. Parbat 27. Tehrathum 28. Dadeldhura
29. Phyuthan 30. Sindhupalchok

(2) 未開発郡

1. Kailali 2. Surkhet 3. Arghakhanchi 4. Palpa
5. Syangja 6. Dhading 7. Lamjung 8. Tanahu
9. Gorkha 10. Sindhuli 11. Udaipur 12. Dhankuta
13. Illam 14. Kanchanpur 15. Bardia 16. Dang
17. Nuwakot 18. Kavrepalanchok 19. Baglung
20. Dolakha

(3) 低開発郡

1. Jhapa 2. Siraha 3. Sarlahi 4. Mahottari
5. Rautahat 6. Saptari 7. Nawalparasi
8. Kapilbastu 9. Kaski

(注) (1) 非公式英訳版を使用。

(2) 業種リストは原文から転載。

主要統計 ネパール 1992年

| | | |
|--------------|------------------|-----------------|
| 第1表 国内総生産 | 第5表 消費者物価指数 | 第9表 外国援助の部門別使用額 |
| 第2表 主要工業生産高 | 第6表 国際収支 | 第10表 外国借款・借款返済 |
| 第3表 主要農産物生産高 | 第7表 対外貿易 | 第11表 外貨準備 |
| 第4表 政府財政 | 第8表 主要輸出入品目および金額 | |

(使用記号：- 該当なし, ... 不明, 0 ゼロ・極少)

対米為替レート (1米ドル=ルピー, 年平均)

| 年 | 1970 | 1980 | 1985 | 1986 | 1987 | 1988 | 1989 | 1990 | 1991 | 1992 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ルピー | 10.125 | 12.000 | 18.246 | 21.230 | 21.819 | 23.289 | 27.189 | 29.369 | 37.255 | 42.742 |

(出所) IMF, *International Financial Statistics*, February 1993.

第1表 国内総生産 (名目) (会計年度7月16日~翌年7月15日)

(単位:100万ルピー)

| | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 ¹⁾ | 1990/91 ²⁾ | 1991/92 ³⁾ |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 農 業 | 26,555 | 30,448 | 35,477 | 40,889 | 49,117 | 55,713 | 66,419 |
| 鉱 業 | 120 | 110 | 93 | 101 | 116 | 131 | 162 |
| 製 造 業 | 2,622 | 3,065 | 3,646 | 3,619 | 4,546 | 7,078 | 11,704 |
| 非 家 内 工 業 | 2,026 | 2,406 | 2,962 | 3,049 | 3,901 | 6,074 | 10,044 |
| 家 内 工 業 | 596 | 659 | 684 | 570 | 645 | 1,004 | 1,660 |
| 電 気・ガ ス・水 道 | 342 | 415 | 467 | 513 | 564 | 868 | 1,106 |
| 建 設 | 3,989 | 5,040 | 5,396 | 6,074 | 6,621 | 7,216 | 9,020 |
| 商 業・飲 食 業 | 2,207 | 2,905 | 3,365 | 3,911 | 4,615 | 5,580 | 7,287 |
| 運 輸・通 信・倉 庫 | 3,123 | 3,574 | 3,686 | 3,572 | 3,964 | 4,746 | 6,269 |
| 金 融 | 3,942 | 4,715 | 5,599 | 6,727 | 8,122 | 9,152 | 11,126 |
| 民 生・厚 生 | 4,164 | 5,076 | 5,871 | 6,691 | 6,915 | 7,812 | 9,327 |
| G D P (要素費用) | 47,064 | 55,348 | 63,600 | 72,097 | 84,580 | 98,296 | 122,420 |
| 間 接 税 (純) | 3,364 | 3,888 | 5,258 | 5,437 | 6,245 | 7,004 | 8,265 |
| 農 業 | 264 | 311 | 348 | 410 | 471 | 517 | 610 |
| 非 農 業 | 3,100 | 3,577 | 4,910 | 5,027 | 5,774 | 6,487 | 7,655 |
| G D P (市場価格) | 50,428 | 59,236 | 68,858 | 77,534 | 90,825 | 105,300 | 130,685 |
| G D P (74/75年度価格) | 24,645 | 25,617 | 27,475 | 28,621 | 30,367 | 32,052 | 33,055 |
| 農 業 | 14,705 | 14,789 | 15,993 | 17,240 | 18,516 | 19,034 | 19,129 |
| 非 農 業 | 9,940 | 10,828 | 11,482 | 11,381 | 11,851 | 13,018 | 13,926 |
| G D P デレフター | 204.62 | 231.28 | 250.28 | 270.90 | 299.09 | 328.53 | 395.36 |
| G N P 成長率 (%) | 4.30 | 3.94 | 7.25 | 4.17 | 6.10 | 5.55 | 3.13 |

(注) 1) 暫定修正。2) 暫定推計。3) 一次推計。

(出所) HMG, Ministry of Finance, *Economic Survey, 1991-92*, Statistical Tables, Table 1.1.1.2, pp.1-4.

ネパール

第2表 主要工業生産高

| | 単 位 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92* |
|-----------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 食 品 | | | | | | | |
| 砂 糖 | 1トン | 24,565 | 30,040 | 24,197 | 31,927 | 44,548 | 52,000 |
| 茶 | 1トン | 1,112 | 1,290 | 1,184 | 1,393 | 1,249 | 1,362 |
| 飼 料 | 1トン | 9,250 | 12,328 | 11,972 | 11,543 | 10,574 | 16,548 |
| 飲 料 | | | | | | | |
| 清 涼 飲 料 | 1リットル | 13,434 | 15,596 | 12,270 | 11,520 | 12,042 | 12,011 |
| ビ ー ル | 1リットル | 3,699 | 5,276 | 6,281 | 6,838 | 10,386 | 17,238 |
| タ バ コ | 100万本 | 5,600 | 6,046 | 5,665 | 6,317 | 6,691 | 7,127 |
| 織 維 | | | | | | | |
| 綿 織 維 | 1,000メートル | 17,822 | 9,914 | 7,057 | 5,286 | 5,421 | 8,249 |
| 合 成 織 維 | 1,000メートル | 11,561 | 13,363 | 11,848 | 13,631 | 16,484 | 18,744 |
| ジュート製品 | 1トン | 18,289 | 17,198 | 16,950 | 7,473 | 11,170 | 17,260 |
| 皮 ・ 皮 革 | 1,000平方フィート | 12,429 | 6,274 | 7,117 | 12,035 | 14,174 | 10,336 |
| は き も の | 1,000足 | 121 | 214 | 332 | 744 | 1,009 | 1,207 |
| 合 板 | 1,000平方フィート | 2,488 | 1,314 | 1,315 | 0 | 268 | 334 |
| 紙 ・ 紙 製 品 | 1トン | 2,723 | 4,819 | 5,904 | 5,321 | 6,341 | 5,933 |
| その他の化学品 | | | | | | | |
| 石 け ん | 1トン | 11,460 | 12,303 | 14,856 | 11,943 | 20,057 | 18,630 |
| マ ッ チ | 1,000グロス | 1,314 | 1,215 | 1,272 | 1,223 | 1,091 | 750 |
| ゴ ム ぞ う り | 1,000足 | 4,404 | 5,769 | 7,247 | 7,689 | 9,752 | 11,616 |
| プラスチック製品 | 1トン | 1,324 | 1,579 | 2,070 | 2,829 | 5,604 | 7,346 |
| その他非金属製品 | | | | | | | |
| セ メ ン ト | 1トン | 151,631 | 215,010 | 217,666 | 101,179 | 135,897 | 214,838 |
| レンガ・タイル | 1,000個 | 33,876 | 34,629 | 33,440 | 16,291 | 32,625 | 33,969 |
| 鉄 製 品 | 1トン | 34,548 | 25,625 | 34,834 | 36,339 | 45,631 | 61,530 |
| 金 属 機 器 | | | | | | | |
| ステンレス台所用品 | 1トン | 421 | 389 | 237 | 189 | 265 | 143 |
| 農 具 | 1トン | 363 | 297 | 264 | 283 | 113 | 453 |
| 電 気 機 器 | | | | | | | |
| G I/HBワイヤ | 1トン | 9,099 | 12,765 | 9,640 | 7,702 | 6,217 | 11,568 |
| PVCケーブル | 1キロメートル | 18,302 | 11,773 | 9,617 | 13,766 | 20,842 | 18,312 |
| 乾 電 池 | 1,000個 | 8,376 | 10,808 | 10,095 | 10,754 | 10,350 | 14,475 |

(注) *当初9カ月に基づく暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 3.1, pp.15-16.)。

第3表 主要農産物生産高

(単位：1,000トン)

| | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 穀物 | | | | | | | |
| 米 (もみ) | 2,804 | 2,372 | 2,982 | 3,283 | 3,390 | 3,502 | 3,223 |
| とうもろこし | 874 | 868 | 902 | 1,072 | 1,201 | 1,231 | 1,205 |
| 小麦 | 598 | 701 | 745 | 830 | 855 | 836 | 765 |
| 大麦 | 23 | 25 | 25 | 27 | 27 | 28 | 28 |
| きび | 138 | 138 | 150 | 183 | 225 | 232 | 229 |
| 商品作物 | | | | | | | |
| 砂糖きび | 558 | 617 | 814 | 903 | 988 | 1,106 | 1,291 |
| 油料種子 | 79 | 83 | 94 | 99 | 98 | 99 | 88 |
| タバコ | 5 | 5 | 4 | 5 | 7 | 7 | 6 |
| 馬鈴薯 | 357 | 395 | 567 | 641 | 671 | 738 | 733 |
| ジュート | 61 | 23 | 15 | 18 | 16 | 16 | 19 |

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 2.1.2.2, pp.5-8)。

第4表 政府財政

(単位：100万ルーピー)

| | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 総支出 | 9,797.10 | 11,513.20 | 14,105.10 | 18,005.00 | 19,669.30 | 23,549.80 |
| 経常支出 | 3,584.00 | 4,135.20 | 4,677.10 | 5,676.20 | 6,671.80 | 7,570.30 |
| 開発支出 | 6,213.10 | 7,378.00 | 9,428.00 | 12,328.80 | 12,997.50 | 15,979.50 |
| 総収入 | 5,817.40 | 7,260.20 | 9,427.20 | 9,457.50 | 11,262.90 | 12,894.60 |
| 歳入 | 4,644.50 | 5,975.10 | 7,350.40 | 7,776.90 | 9,287.50 | 10,729.90 |
| 外国無償援助 | 1,172.90 | 1,285.10 | 2,076.80 | 1,680.60 | 1,975.40 | 2,164.70 |
| 財政収支 | -3,979.70 | -4,253.00 | -4,677.90 | -8,547.50 | -8,406.40 | -10,655.20 |
| 財政赤字補填 | | | | | | |
| 外国借款 | 2,501.10 | 2,705.80 | 3,815.80 | 5,666.40 | 5,959.60 | 6,256.70 |
| 国内借入 | 1,403.40 | 1,644.70 | 1,130.00 | 1,330.00 | 2,150.00 | 4,552.70 |
| 現金残高 | 75.20 | -97.50 | -268.00 | 1,551.10 | 296.80 | -154.20 |

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 8.1, p.69)。

第5表 消費者物価指数 (全国主要都市)

(1983/84=100)

| | 1984/85 | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 1989/90 対前年度 増加率(%) | 当初9ヵ月 | |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------------------|---------|----------|
| | | | | | | | | | 1990/91 | 1991/92* |
| 食糧 | 101.30 | 120.10 | 138.30 | 155.10 | 165.90 | 181.90 | 200.40 | 10.20 | 202.00 | 247.70 |
| 衣料 | 105.30 | 115.10 | 126.60 | 135.60 | 144.40 | 170.80 | 185.90 | 8.80 | 186.90 | 219.30 |
| 住宅 | 113.60 | 125.80 | 135.40 | 149.50 | 168.20 | 195.40 | 216.90 | 11.00 | 220.50 | 260.40 |
| 光熱・水 | 116.50 | 126.50 | 130.80 | 143.10 | 173.10 | 200.30 | 226.60 | 13.10 | 228.20 | 277.20 |
| 運輸 | 108.80 | 119.20 | 133.80 | 149.20 | 150.60 | 181.70 | 183.30 | 0.90 | 187.50 | 221.90 |
| 医療 | 109.40 | 125.10 | 140.20 | 154.50 | 151.60 | 165.10 | 174.50 | 5.70 | 173.90 | 200.10 |
| 教育 | 105.10 | 115.90 | 132.20 | 141.80 | 151.00 | 170.90 | 189.50 | 10.90 | 194.50 | 227.50 |
| 全 | 104.10 | 120.60 | 136.60 | 151.70 | 161.30 | 179.90 | 197.60 | 9.80 | 199.60 | 241.10 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 9.2, p.89)。

第6表 国際収支

(単位：100万ルピー)

| | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 当初9ヵ月 | |
|-----------------|-----------|------------|------------|------------|-----------|------------|
| | | | | | 1990/91 | 1991/92* |
| 1. 貿易収支 | -9,765.50 | -12,085.70 | -13,186.20 | -16,607.60 | -9,833.00 | -12,382.50 |
| 輸出 (F. O. B.) | 4,127.30 | 4,211.10 | 5,169.50 | 7,619.50 | 4,843.30 | 8,481.90 |
| 輸入 (C. I. F.) | 13,892.80 | 16,296.80 | 18,355.70 | 24,227.10 | 14,676.30 | 20,864.40 |
| 2. サービス (純) | 2,211.70 | 2,989.50 | 2,613.20 | 2,691.50 | 1,648.90 | 2,984.80 |
| 収入 | 4,785.40 | 6,189.70 | 6,368.00 | 7,679.00 | 4,570.30 | 7,581.80 |
| 旅行 | 1,675.70 | 2,787.50 | 3,121.20 | 3,587.60 | 2,047.80 | 3,422.70 |
| 投資収入 | 196.00 | 503.80 | 651.20 | 856.50 | 466.20 | 687.00 |
| その他 | 2,913.70 | 2,898.40 | 2,595.60 | 3,234.90 | 2,056.30 | 3,472.10 |
| 支払 | 2,573.70 | 3,200.20 | 3,754.80 | 4,987.50 | 2,921.40 | 4,597.00 |
| 3. 移転 (純) | 2,931.00 | 2,761.40 | 2,818.90 | 3,661.20 | 2,153.00 | 2,714.30 |
| 収入 | 3,043.20 | 3,020.30 | 3,028.70 | 4,040.50 | 2,301.60 | 2,848.90 |
| 民間 (送金) | 1,608.40 | 1,628.60 | 1,784.20 | 2,128.30 | 1,299.20 | 1,645.00 |
| 政府グラント | 1,278.70 | 1,272.70 | 1,072.70 | 1,694.00 | 900.20 | 897.40 |
| インド消費税返還 | 112.80 | 87.20 | 0.20 | 188.00 | 78.10 | 292.90 |
| その他 | 43.30 | 31.80 | 171.60 | 30.20 | 24.10 | 13.60 |
| 支払 | 112.20 | 258.90 | 209.80 | 379.30 | 148.60 | 134.60 |
| 4. 経常収支 | -4,622.80 | -6,334.80 | -7,754.10 | -10,254.90 | -6,031.10 | -6,683.40 |
| 5. 外国借款 (純) | 4,368.00 | 6,045.10 | 5,888.80 | 6,300.00 | 2,495.50 | 4,273.90 |
| ローン | 4,675.40 | 6,425.20 | 6,617.60 | 7,154.00 | 2,973.00 | 5,107.00 |
| 償還 | 307.40 | 380.10 | 728.80 | 854.00 | 477.50 | 833.10 |
| 6. その他資本収支 | 2,527.80 | 365.60 | 4,514.90 | 8,736.10 | 5,235.70 | 6,569.80 |
| 7. 外貨準備増減 (-は増) | -2,273.00 | 75.90 | 2,649.60 | 4,781.20 | 1,700.10 | 4,160.30 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ (Statistical Tables, Table 6.8, p.60)。

第7表 対外貿易

(単位：100万ルピー)

| | 対インド | | | 対インド以外 | | | 貿易収支 | 貿易総額 |
|---------|----------|----------|-----------|----------|-----------|------------|------------|-----------|
| | 輸出 | 輸入 | 収支 | 輸出 | 輸入 | 収支 | | |
| 1984/85 | 1,601.70 | 3,895.80 | -2,294.10 | 1,138.90 | 3,846.30 | -2,707.40 | -5,001.50 | 10,482.70 |
| 1985/86 | 1,241.10 | 3,970.90 | -2,729.80 | 1,836.90 | 5,370.30 | -3,533.40 | -6,263.20 | 12,419.20 |
| 1986/87 | 1,302.60 | 4,262.00 | -2,959.40 | 1,688.80 | 6,643.20 | -4,954.40 | -7,913.80 | 13,896.60 |
| 1987/88 | 1,567.80 | 4,595.80 | -3,028.00 | 2,546.80 | 9,273.80 | -6,727.00 | -9,755.00 | 17,984.20 |
| 1988/89 | 1,034.90 | 4,238.70 | -3,203.80 | 3,160.40 | 12,025.00 | -8,864.60 | -12,068.40 | 20,459.00 |
| 1989/90 | 666.60 | 4,646.30 | -3,979.70 | 4,568.90 | 13,755.20 | -9,186.30 | -13,166.00 | 23,367.00 |
| 1990/91 | 1,701.20 | 7,772.40 | -6,071.20 | 5,902.50 | 16,425.50 | -10,523.00 | -16,594.20 | 31,801.60 |

(注) 輸出はF.O.B., 輸入はC.I.F.。

(出所) 第1表に同じ (Statistical Tables, Table 6.1, p.48)。

第8表 主要輸出入品目および金額 (通関統計)

(単位:100万ルピー)

| | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 当初9ヵ月 | |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | 1990/91 | 1991/92* |
| 輸 入 | 13,869.60 | 16,263.70 | 18,406.10 | 24,197.90 | 16,878.50 | 23,365.70 |
| 食 料 品 ・ 動 物 | 1,523.70 | 1,322.60 | 1,549.00 | 2,073.70 | 1,572.80 | 2,674.10 |
| タ バ コ ・ 飲 料 | 172.20 | 197.10 | 264.00 | 345.30 | 239.60 | 79.60 |
| 鉱 物 | 1,036.80 | 1,182.70 | 1,475.00 | 2,051.90 | 1,448.10 | 2,612.40 |
| 鉱 物 性 燃 料 | 1,049.90 | 1,116.60 | 1,522.00 | 2,284.60 | 1,649.30 | 2,640.00 |
| 動 植 物 油 脂 | 352.60 | 342.70 | 477.00 | 719.50 | 532.90 | 556.80 |
| 化 学 品 ・ 薬 品 | 1,495.40 | 1,532.60 | 2,862.00 | 3,027.00 | 1,986.20 | 3,006.50 |
| 製 造 業 製 品 | 3,359.20 | 4,671.00 | 5,163.00 | 6,301.30 | 4,492.20 | 6,436.10 |
| 機 械 ・ 輸 送 機 器 | 4,143.70 | 4,847.00 | 3,811.00 | 6,079.90 | 4,005.50 | 4,055.30 |
| そ の 他 製 造 業 製 品 | 729.10 | 1,036.60 | 1,283.00 | 1,312.70 | 951.00 | 1,244.10 |
| 輸 出 | 4,114.60 | 4,195.30 | 5,217.20 | 7,603.70 | 5,498.10 | 9,880.00 |
| 食 料 品 ・ 動 物 | 804.40 | 577.60 | 648.00 | 1,120.10 | 754.40 | 1,432.60 |
| タ バ コ ・ 飲 料 | 10.10 | 6.60 | 2.10 | 26.60 | 21.50 | 3.10 |
| 鉱 物 | 513.70 | 249.90 | 226.00 | 329.30 | 232.10 | 347.20 |
| 鉱 物 性 燃 料 | 0.80 | — | — | — | — | — |
| 動 植 物 油 脂 | 171.50 | 100.30 | 15.00 | 185.70 | 146.60 | 88.60 |
| 化 学 品 ・ 薬 品 | 12.60 | 26.00 | 21.00 | 34.30 | 24.70 | 21.90 |
| 製 造 業 製 品 | 1,601.60 | 1,982.60 | 2,725.00 | 4,357.30 | 3,141.60 | 5,365.80 |
| 機 械 ・ 輸 送 機 器 | 0.50 | 5.80 | 0.10 | 0.20 | 0.20 | — |
| そ の 他 製 造 業 製 品 | 996.90 | 1,346.50 | 1,580.00 | 1,549.90 | 1,176.70 | 2,620.80 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 6.2, p.50)。

第9表 外国援助の部門別使用額

(単位:100万ルピー)

| | 1988/89 | | | 1989/90 | | | 1990/91 | | |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 贈 与 | 借 款 | 合 計 | 贈 与 | 借 款 | 合 計 | 贈 与 | 借 款 | 合 計 |
| 農業・灌漑・林業 | 211.40 | 1,255.40 | 1,466.80 | 194.90 | 1,294.80 | 1,489.70 | 141.10 | 1,112.10 | 1,253.20 |
| 農 業 | 82.60 | 446.90 | 529.50 | 92.50 | 433.70 | 536.20 | 62.40 | 547.20 | 609.60 |
| 灌 漑 | 71.10 | 720.80 | 791.90 | 46.90 | 725.50 | 772.40 | 20.40 | 414.90 | 435.30 |
| 林 業 | 57.40 | 87.70 | 145.10 | 55.00 | 125.60 | 180.60 | 57.80 | 150.00 | 207.80 |
| そ の 他 ¹⁾ | 0.30 | 0.00 | 0.30 | 0.50 | 0.00 | 0.50 | 0.50 | 0.00 | 0.50 |
| 運輸・電力・通信 | 672.30 | 2,447.90 | 3,120.10 | 919.50 | 1,758.60 | 2,678.10 | 1,043.80 | 1,531.80 | 2,575.60 |
| 運 輸 | 334.50 | 683.50 | 1,017.90 | 371.30 | 378.60 | 749.90 | 687.10 | 670.30 | 1,357.40 |
| 電 力 | 296.10 | 1,439.30 | 1,735.40 | 526.20 | 1,275.40 | 1,801.60 | 356.70 | 806.90 | 1,163.60 |
| 通 信 | 41.60 | 325.10 | 366.70 | 23.00 | 104.60 | 126.60 | 0.00 | 54.60 | 54.60 |
| 工業・商業 | 46.20 | 145.00 | 191.10 | 10.70 | 645.90 | 656.60 | 120.20 | 1,270.70 | 1,390.90 |
| 社会サービス | 510.20 | 334.70 | 845.00 | 643.30 | 932.50 | 1,575.80 | 324.90 | 445.40 | 770.30 |
| 教 育 | 34.50 | 234.40 | 268.90 | 65.90 | 118.70 | 184.50 | 30.80 | 91.40 | 122.20 |
| 保 健 | 288.00 | 0.80 | 288.80 | 106.30 | 13.30 | 129.60 | 105.40 | 0.00 | 105.40 |
| 飲 料 水 | 62.20 | 55.40 | 117.70 | 90.70 | 149.90 | 240.60 | 50.40 | 131.50 | 181.90 |
| そ の 他 ²⁾ | 125.60 | 44.10 | 169.60 | 370.40 | 650.60 | 1,021.10 | 97.50 | 160.90 | 258.40 |
| そ の 他 ³⁾ | 38.10 | 5.70 | 43.90 | 39.40 | 6.50 | 45.90 | 40.80 | 61.60 | 102.40 |
| 総 計 | 1,478.20 | 4,188.70 | 5,666.90 | 1,807.80 | 4,638.30 | 6,446.10 | 1,630.00 | 4,360.00 | 5,990.00 |

(注) 1) 測量, 土地改革。2) 地方開発およびその他社会サービス。3) 統計およびその他。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 8.9, pp.82-83)。

ネパール

第10表 外国借款・借款返済

(単位：100万ルピー)

| | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92* |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 直 接 | | | | | | | |
| 前年末残高 | 9,184.90 | 13,042.80 | 16,990.60 | 23,861.80 | 30,467.50 | 52,684.40 | 60,682.40 |
| 借入 | 1,287.50 | 2,361.90 | 4,069.90 | 5,671.40 | 5,959.60 | 6,256.70 | 4,575.40 |
| 返済 | 160.00 | 249.60 | 296.50 | 387.60 | 700.80 | 588.00 | 610.00 |
| 利子支払 | 124.90 | 235.80 | 293.00 | 312.20 | 419.60 | 497.00 | 421.50 |
| 純残高 | 10,312.40 | 15,155.10 | 20,764.00 | 29,145.60 | 36,726.20 | 5,835.10 | 64,647.80 |
| 間 接 | | | | | | | |
| 前年末残高 | 18.30 | 17.80 | 63.00 | 72.30 | 75.60 | 108.80 | 107.50 |
| 借入 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | — | — | — | — |
| 返済 | 0.50 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 0.60 |
| 利子支払 | 0.30 | 0.60 | 0.50 | 0.50 | 0.50 | 0.50 | 0.20 |
| 純残高 | 17.80 | 16.80 | 62.00 | 71.30 | 74.60 | 107.80 | 106.90 |
| 総外国借款 | | | | | | | |
| 前年末残高 | 9,203.20 | 13,060.60 | 17,053.60 | 23,934.10 | 31,543.10 | 52,793.20 | 60,789.90 |
| 借入 | 1,287.50 | 2,361.90 | 4,069.90 | 5,671.40 | 5,959.60 | 6,256.70 | 4,575.40 |
| 返済 | 160.50 | 250.60 | 297.50 | 388.60 | 701.80 | 589.00 | 610.60 |
| 利子支払 | 125.20 | 236.40 | 293.50 | 312.70 | 421.80 | 497.50 | 421.70 |
| 純残高 | 10,330.20 | 15,171.90 | 20,826.00 | 29,216.90 | 36,800.90 | 58,460.90 | 64,754.70 |

(注) *当初9カ月。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 8.10, pp.84-85)。

第11表 外貨準備

(単位：100万ルピー)

| 月 央 | ネパール・ラーシュトラ銀行の準備 | | | | | | 民間銀行 保 有 | 総 計 |
|---------|------------------|-------|----------------------|-------|----------|---------------|-------------|----------|
| | 合 計 | 金 | IMFゴ ールドト ランシュ | S D R | 外 貨 | うちコン バーチブル | | |
| 1985.7 | 1,346.40 | 112.4 | 103.5 | 0.9 | 1,129.6 | 920.8 | 1,253.8 | 2,600.2 |
| 1986.7 | 2,128.60 | 134.8 | 143.2 | 2.0 | 1,848.6 | 1,500.7 | 1,614.7 | 3,743.3 |
| 1987.7 | 2,795.80 | 139.2 | 159.2 | 2.6 | 2,494.8 | 1,936.8 | 1,681.4 | 4,477.2 |
| 1988.7 | 5,594.10 | 150.7 | 175.7 | 4.2 | 5,263.5 | 4,808.2 | 1,801.3 | 7,395.4 |
| 1989.7 | 6,837.10 | 176.7 | 200.2 | 3.3 | 6,456.9 | 6,207.4 | 1,853.9 | 8,691.0 |
| 1990.4 | 8,979.40 | 187.7 | 225.4 | 11.5 | 8,554.8 | 7,127.3 | 3,035.0 | 12,014.4 |
| 1990.7 | 8,935.10 | 187.1 | 225.4 | 11.5 | 8,554.8 | 7,127.3 | 3,035.0 | 12,014.4 |
| 1991.4 | 11,083.90 | 214.2 | 257.3 | 15.6 | 10,596.8 | 9,464.7 | 4,244.1 | 15,328.0 |
| 1991.7 | 15,390.00 | 275.5 | 321.5 | 16.4 | 14,776.6 | 13,329.0 | 3,880.0 | 19,270.0 |
| 1992.4* | 19,132.20 | 274.8 | 333.4 | 7.8 | 18,516.2 | 17,664.3 | 5,602.1 | 24,734.3 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 6.7, p.58)。

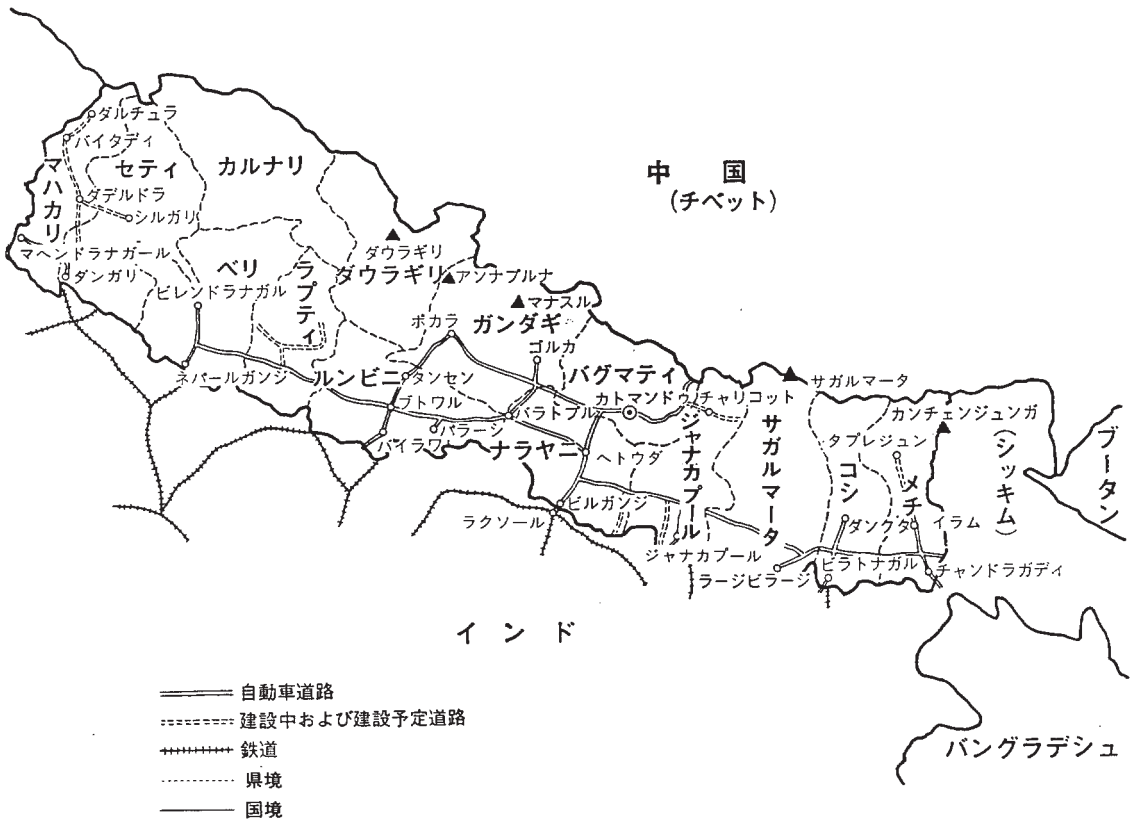
Yearbook of Asian Affairs:
1990 - 1999
Nepal

1993

ネパール

ネパール王国

面積 14万7181km²
 人口 1928万人 (1993年, ネパール中央統計局)
 首都 カトマンドウ
 言語 ネパール語
 宗教 ヒンドゥー教および仏教
 政体 立憲君主制
 元首 ビレンドラ・ビール・ビグラム・シャハ・デヴ 国王
 通貨 ルピー (1米ドル=48.84ルピー, 1993年平均)
 会計年度 7月16日~7月15日



1993年のネパール

続投に強い意欲のコイラ政権

伊藤 ゆ き

1993年のネパール経済は、インドの市場開放政策に連動する動きが顕著であった。微弱ながらも株式市場が開かれ、金融市場では10カ国の通貨が取引きされるようになった。

同時に、経済・労働市場は、インド経済の拡張地帯にならざるを得ない現実に直面している。

海外からは、見本市ともいえるほど援助が殺到し、1993年は「デモクラシー支援」を目的とする北欧諸国の援助参加が目立った。92年までは、外貨獲得が先決であったために、数多くの援助を得ることが政府の業績として評価されてきた。しかし、政府は脱援助体制の必要性にも気づき始めている。

経済自由化の活発な動きが見られる一方で、都市の環境汚染、人口集中など、いわゆる都市問題は深刻な事態に陥っている。政府の楽天的な経済実績評価とは裏腹に「貧困緩和政策」の成果は現われず、民主化政府に寄せられた国民の過大な期待が、苛立ちに変化し始めた。

他方、政党は、首相辞任要求を含めてさまざまな駆け引きを繰り返しているが、民主主義擁護で共通の足場を保っており、順調に民主化のプロセスを踏んでいるといえよう。

内 政

●政権党と野党第1党との合意成立 単独政権党であるネパール・ कांग्रेस党 (NC) は、野党第1党のネパール共産党 (統一マルクス・レーニン主義者=CPN-UML) との間に、民主的議会運営に関する合意を得た (8月17日協定)。その他の国内左翼政党は、UMLの軟化を非難したが、中印は歓迎と支持を表明した。

この協定に至る背景には、NC、UML双方の党内派閥抗争があった。UMLでは、2月の党大会で「複数政党制人民民主主義」を唱え、市場経済を容認

するバンダリー派路線が主流として再確認されたが、1979年結党以来のバンダリー派とマイナリー派の溝は、さらに深まっていた。ところが、5月16日、UMLのカリスマ的指導者であった、当のM・K・バンダリー書記長・国会議員と、ジャバ選出のJ・R・アスリット国会議員が、車両ごとナラヤニ川に転落して死亡してしまった。この事件でUMLの党内勢力バランスが変化した。また事故に関しては、運転ミスによる事故とする政府の調査報告に対し、共産党系支持者は謀殺を主張して、首相退陣要求に発展する大規模デモを組織した。

一方NC内では、1950年来の3人の指導者によるトロイカ体制が崩れ、G・P・コイララ首相派対、K・P・バッタライ党首派とG・M・シン党最高顧問派の2極対立が顕在化していた。

UMLは7月に洪水災害救済のためデモを中断した後、NCに対して10項目の要求を行なった。要求の内、首相退陣要求項目を除き、1992年10月に大量解雇された公務員の復職などを含む、9項目がNCに受理された。指導者を失ったUML主流のバンダリー派と、NCの反コイララ陣営が協力体制を布き、お互いの安定を計った結果である。以後、UMLは「民主的議会制を擁護するため、野党の役割に徹する」として、左翼4党と決別し、8月17日には、今後反政府デモを行なわないと公表した。

●補欠選挙にK・P・バッタライ立候補 死亡した2名の国会議員補欠選挙が、1994年2月7日に実施されることになり、カトマンドゥ1区およびジャバ1区の立候補届出が12月31日に締め切られた。91年の総選挙の際、90年暫定内閣首相で現NC党首であるバッタライは、カトマンドゥ1区と3区で立候補し、両選挙区でUMLのバンダリーに敗退した。その、バッタライが再び補欠選挙に立候補した。UMLは故バンダリーの未亡人ビジャヤ・バンダリー夫人を擁立し、民族民主党 (NDP) から

国会議席構成

(単位：人)

| | |
|-----------------------------|-------|
| 与党 | |
| ネパール・ कांग्रेस党 (NC) | 113 |
| 野党 | 計92 |
| ネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義者：UML) | 69 |
| 統一人民戦線 (UPF) | 8 + 1 |
| ネパール・サドヴァパナ党 (NSP) | 6 |
| 民族民主党 (NDP) | 4 |
| ネパール農民労働者党 (R) | 2 |
| ネパール共産党(ユナイテッド) | 2 |

(出所) *Nepali Journal of Constitutional & Parliamentary Exercises*, Vol.1, No.1, 1993, p.33.

はパンチャヤット制度期の首相(86年6月～90年4月)M・M・シン・シュレスタが立候補した。他に、21名の立候補者があった。

バッタライは立候補理由を「自分は首相の座を争う意志はないが、コイララ首相とシンNC党最高顧問が強く推すので、党員としての責任を果たすため」と語った。しかし背後では、バッタライが当選した場合、彼の首相就任をUMLが支援するという、反コイララ合意が交わされていた(8月17日協定)。UMLは甲い合戦による同情票を計算に入れ、勝算ありとしているが、UMLにとっては、どちらの候補者が当選しても損はない選挙である。

バッタライはNC党創設以来のシンボルであり、再落選すればNCにとって不名誉なばかりか、内部の亀裂が全国党員に波及する恐れがある。しかし、コイララ首相にとっては、バッタライ派と彼の後楯となっているシン派を一掃し、安定政権を得る可能性がある。バッタライ立候補について沈黙を守っていたコイララ首相は、締め切り間際になって、バッタライを積極的に支援できないと表明した。NDPのシュレスタに当選の可能性はないが、次期総選挙のための観測気球の役は果たせるであろう。

●次期総選挙と政党間の動き 2年半後に迫った次期総選挙に向けて、早くも各政党と議員が準備に入った。

1991年当時の無所属議員はNC党に合流し、民族民主党(NDP)はタバ派とチャンド派が統一したため、国会に議席を持つ政党は9政党から7政党になった。ネパール労働者農民党と民主ネパール共産党が改組改名し、2議席ずつとなっている。

UMLはM・M・アディカリ党首自らが、王制をネパールの民族的統合のシンボルとして擁護する世界でも希有な共産党である。毛沢東主義を掲げる統一人民戦線(UPF)は、書記長であったN・ラマを除名した。しかし、本人が承諾しないため、国会議員議席剝奪は保留になっている。NSPはタライ地域政党であり、11月末にハンガー・ストライキを行なって、(1)ネパール語不使用者公認、(2)インド系住人への市民権付与などの要求の実現を図っている。

一方、旧パンチャヤット議員を中心としたNDPは民族主義を掲げ、キャストینگ・ポートを握る政党として、NCとUMLの両党からの熱い視線を

受けている。同党は次期選挙で政権党になれるとは考えていないが、この有利な立場を最大限に生かそうとしている。民衆は政府に期待感を失っているため、次期総選挙でNCもUMLも国会の現有議席数を減らすことが充分考えられる。都市のインテリ層を中心に、政治経験の長いNDPに再び期待が寄せられ、現在の4議席よりは増員の可能性があるため、NCもUMLもNDPと連携することによって、政党の安定性を高めようとしている。今後、政府が国民の生活に対して直接実効ある政策が行なえるか否かで、次期総選挙の回答が出るだろう。首相は国民の支持が得られる限り次期総選挙にも意欲のあることを示し、少なくとも5年間の任期は全うするという堅い決意を表明している。

●国連人権賞授賞 NCのG・M・シン最高顧問に対して、12月20日ニューヨークの国連本部で「国連人権賞」が授けられた。1990年の民主化運動を指導し、ネパールに民主主義と人権思想をもたらした功績を評価されたものである。

政府は、憲法の民主主義精神実現のため、多民族の固有の言語や習慣に配慮し、11月13日に第2ネパール・ラジオを開局して主要民族語による放送を開始した。国民にとって民族語で表現する機会が拡大されたことは、民主化の大きな成果である。

経 済

●政府の楽天的な経済実績評価 第5回通常国会における政府の実績評価は楽観的なものであ

た。しかし経済成長率の低迷、電力料金の大幅値上げ、困難な飲料水の確保と灯油・ガソリン入手、砂糖・米価の高騰、空気・水質汚染、日常生活環境の悪化など、政府が克服すべき課題も多い。

(1) GDP成長率は1991/92年度（財政年度は7月16日－翌年7月15日）に3.1%と見込んでいたが2.1%しか伸びず、92/93年度も2.9%の予測に対して実績は1.9%だった。これは第8次国家計画の目標5.1%をはるかに下回っている。同様に、歳入総額を17億^{ルピー}と見込んでいたが、実績は14億8600万^{ルピー}であった。92/93年度の外国援助は46億2000万^{ルピー}を予想していたが、33億2000万^{ルピー}にとどまった。

さらに、1992/93年度予算編成時には財政赤字を11億9700万^{ルピー}と予測していたが、91/92年度（対GDP比6.3%）を上回る13億1000万^{ルピー}（同9.5%）となった。この減寄せで開発予算26億^{ルピー}のうち12.1%が削減された。93/94年度の財政赤字はGDP比8.2%以下が見込まれている。

債務は法定限度額700億^{ルピー}を超えて1991/92年度には704億5000万^{ルピー}、92/93年度には820億^{ルピー}に達した。この法律違反について、国会でUMLから指摘されたアチャリヤ蔵相は「気づかなかった」と陳謝した。

1993/94年度第1四半期（7月16日－10月15日）の債券発行額は29億9000万^{ルピー}で、前年同期より6%増えた。内訳は78.7%が民間部門（前年同期16.5%）、21.3%が政府部門である。政府はこれを、民間部門の好調を示すものであり、経済政策が効を奏したためと評価している。

ネパール国立銀行11月発表の1993/94年度第1四半期の経済状況は好調で、都市消費者物価指数8.6%（前年同期7.7%）増、通貨供給量1%（同1.6%）増にとどまった。

1992/93年度の貿易ではカーペット産業が好況で、気を良くしている。しかし、輸出額が減少した上に、輸入額が28.9%（前年度9.1%）増加したため、貿易赤字は37.6%（同14.1%）増加している。この赤字は輸送・サービス部門の増収で相殺され、経常収支バランスは引き続き良好と強気の評価をしている。

外貨準備は10月末現在輸入11カ月分相当の331億9320万^{ルピー}で、政府の経済政策成功説の柱となっている。

(2) 1974/75年度に総輸出額の5.5%、75万^{ルピー}に

すぎなかったカーペット産業が、91/92年度輸出総額の42.7%を占め、92/93年度は64.4%、9630万^{ルピー}を稼ぎ出すまでに成長した。しかし、カーペット輸出は、その80%を吸収していたドイツの経済不況によって、93年後半に17%減少した。中央カーペット工業会は、12月にカトマンドゥで日本貿易振興会とセミナーを開催し、すでに日本市場参入成功の楽観ムードが流れている。しかし、技術水準も設備も整ってはいない産業が、20万人の若年労働者を抱え、国際市場で競争するのは容易ではないはずだ。原料輸入費と高額な輸送費を必要とするため、最初から国際競争力が弱く、低賃金だけが頼りの産業である。

(3) 観光産業も好調と発表された。資源の少ないネパールでは、直接外貨を獲得できる観光産業に寄せられる経済的期待は非常に大きい。フランクフルト便、ロンドン便に加え、10月からパリ便が始まった。1994年10月には新大阪国際空港から週2便の定期便が就航する予定だ。カトマンドゥ空港には新通信システムも導入された（93年1月）。ロイヤル・ネパール航空（RNAC）は国内線、国際線の2社に分割され、民間投資を積極的に募っている。国内民間航空会社はヘリコプター3社を加えて7社になり、国内の観光開発と同時に、道路のない山間地の物流活性化に貢献している。

1982年に年間17.5万人だった観光客が順調に増加し、92年には30万人を超えた。ところが、政府の好調という発表に反して、93年後半の観光客数は前年同期比で17%落ち込み、ホテルの空き室率は平均28%に上った。6～9月末の雨期には、施設過剰のカトマンドゥで、空き室率50%を超えるとホテル協会が発表した。五つ星のホテルは全てインドを中心とする外資経営であり、低料金客を無数の民族資本ホテルが奪い合っているだけに、観光客の減少は観光業者にとって死活問題だ。ホテル協会は観光客減少の原因として、政府の観光政策の欠如、カトマンドゥの都市環境汚染、電気・水道・道路などインフラの不備、航空機事故への不安、雨期の災害、サービスの質が向上しないことをあげている。ホテルの低迷は国家の外貨収入の減収を意味するが、政府は景気には波があると楽観している。

観光による環境破壊も大きな問題になってきて

いる。政府が世界に誇る自然資源であるヒマラヤに依存しすぎ、外貨収入のみ期待し、観光の安全性や基盤整備、環境保護に力を注がなかった結果であるとの認識は薄い。

(4) 7月末にネパールの75郡のうち中央部21郡を襲った集中豪雨は、インドとカトマンドゥを結ぶ幹線道路や橋梁、ヒマラヤの急峻な山肌に作られた棚田を破壊した。政府は、農業被害は東西タイが高収穫であったため、トータルとして農業実績には大きな影響がなく、前年比-1.7%程度であると発表した。さらに、多量の援助米によって物価高騰を回避したとしている。

統計局の主要農産物価格月次調査によれば、1994年11月の米価は前年比2.2%増にすぎない。しかし、被害の影響は来年の端境期に出てくるため、政府の楽観的な数字でことを判断するのは危険だ。

(5) 未曾有の洪水であったが、迅速な外国の救援活動と、ネパール国内の救済活動によって予想外に首都機能の回復は早かった。しかし、緊急援助が一段落した後は村落部の復興が遅れ、本格的な国家計画委員会の活動は1994年になってから始まる見込みだ。同委員会の試算によれば復興コストは11億4800万^{ドル}とされている。一方、この災害救助のために、村落部のプロジェクトは停止状態にある。93/94年度予算案には、災害復興費が含まれていないため、諸外国の援助を仰いだとしても、開発予算削減は免れないだろう。

(6) 1993/94年度予算案演説では、援助を有効に使いきれないうちに負債が山積し、民主主義を定着させる前に借款に翻弄されることへの危惧が表明されている。外国プロジェクトの多くが国民のニーズとズレており、技術援助はネパール政府が自由に使用できず、直接ネパール経済を潤さないという声も多い。コイララ首相が援助体質からの早期脱却を唱える一方で、獲得した外国援助額を政策成果として数えているのは、大きな矛盾であると言えよう。

開発予算のうち70%は、「ディセントラリゼーション政策」で地方に分与すると公約されている。もしも開発予算が財政赤字補填に流用されれば、地方予算も削減されることになり、地方の不満が高まるおそれも大きい。

●開放経済のジレンマ 民営化促進政策に力を

入れ、投資優遇策を始めた矢先の1993年8月、国庫金管理銀行であり、最古の銀行であるネパール国立銀行で乱脈経営が摘発され、さらに、同月31日にはカトマンドゥ商工会議所会頭のケタン財閥総帥のM・G・ケタンが外為法違反で大蔵省汚職摘発局に摘発・逮捕されるという2件の金融不正事件が起きた。前者はネパールの体質に関わる企業の私物化であり、後者は、私有財産国外貯蓄という公然の秘密の摘発であった。いずれも、ネパール経済の中枢を握る300余の資本家および外国投資家に、少なからぬショックを与えた。ケタン、ケディア、チョーダリー、ゴルチャなど「マルワリー」と呼ばれる、ネパール国籍を持ったインドのマルワール地方出身財閥が観光・金融・工業・商業・電力・水利・教育・医療などネパール経済の中枢を握っている。ネパール経済界はこのインド人たちに反感を持ちながらも、彼ら抜きではネパール経済が成り立たないことを承知している。ケタンは「私はスケープ・ゴート」と語っており、逮捕劇はネパール政府のパフォーマンスにすぎないのか、自浄作用なのか今後の動向が注目される。

ネパール経済の開放を機に、在外公館を動員して外資誘致キャンペーンが張られた。しかし、(1)法律やインフラの未整備、(2)高い運送コスト、(3)国際市場とのタイムラグなど、リスクが大きく、インドと中国以外の合弁事業は稼働段階に達していないものが多い。日本企業も17社(ホテル等観光8、工業6、建設1、農畜産2)が登録され、様子を窺っている。1994年1月から最大級の合弁会社ネパール・リーバ社(NLL)が操業を始める。インドで年間売上400億^{ドル}を誇る大企業ヒンドスタン・リーバ社(HLL)が資本の80%(7366万^{ドル})を保有し、石炭・衣料品など日用雑貨、軽工業、カーペット、香料などの製造輸出を手がける。同種のネパール企業は資本力が小さいため、苦戦することになる。

ネパールの市場開放策で最も恩恵を受けたのは、インド資本である。ネパールとの貿易特恵待遇を利用してインドから多くの品目を輸入し、インドでは許可されない第三国輸出を、ネパールを経由することで行なうことができる。この結果、多額の利益がネパールを通過してインドに還流していく。9月1日より、インド製工業材料の輸出入会社および民間銀行は、輸入取引を交換可能通貨

(convertible currency) で行なうことが許可された。こうしたことが、ネパールのインド経済への依存度を、ますます高める状況を作り出している。さらに、ネ・印間の貿易・通過に関する条約（1991年12月調印）によって、国境通過規制が大幅に緩和されたため、インド人労働者が大量に流入している。多くのネパール人労働者も、インドへ出稼ぎに行っているが、吸収力の小さいネパールの労働市場では深刻な問題になってきている。

●**電力開発事情** 燃料用木材の枯渇は深刻で、代替エネルギーの開発は最重要課題だ。ネパールは水力・太陽熱・風力資源が豊富だが、一部しか実用化されていない。1993年5月現在の発電能力は、28水力発電所、3ジーゼル・プラント、3ソーラー・プラントを合わせて設備容量29万3300kW（有効出力24万kW）である。75ディストリクト中70で電気が使用され、都市では電気がなければ暮らせなくなっている。電力需要は、毎年2万5000kW～3万kW（約10%）増えている。ネパール電力公社（NEC）は10～12年事業計画を立て、アルンⅢプロジェクト完成前に、カリガンダキAプロジェクトをスタートさせると発表した。同時に、地方に1000kW未満の小規模発電や民間電力会社を奨励する方針であり、多くの外国合弁企業が、発電計画を発表している。

すでに10年以上経過しているアルンⅢ建設計画は、2月にパリで行なわれた援助国会議で、1994年から始動と決まったが、年末にはさらに1年繰り延べとなった。ネパールはこのダムによって電力需要を賄えるばかりでなく、タライの工業化を進め、電力生産の半分はインドへ売却が可能であると、バラ色の夢を描いていた。ところが、世銀はローンの返済能力を危ぶみ、電力料金の大幅値上げ、規模縮小、環境再調査などを要求した。出力は当初計画の半分の20万1000kWになり、9年後に完成予定である。プロジェクトはさらに、アルン川流域の自然環境破壊問題、上部の氷河湖決壊の危険性、マカルー・バルン国立公園内に新設された野生動物保護区への影響など、さまざまな問題をはらんでいる。また、中国が、アルン川最上流に灌漑用水と巨大ダム建設を進めていると伝えられている。このダムが出来るとアルン川の水量が激減する。ネパールの河川の源流はほとんどチ

ベットにあり、中国側の開発が進むとネパールばかりでなく、インド、バングラデシュにも大きな影響が出てくる。

●**タナクプル水利権問題** 国境問題と憲法問題が絡んだ、タナクプル水利権問題は「インドとコイララ首相の密約」として、UMLによってネパール最高裁判所に提訴された。これに対しインドのラオ首相は1992年10月にネパールを訪問した際、「タナクプルはネパールに帰属し、インドは借用している」と明言してコイララ首相退陣の危機を救った。2年間に4回開かれた上下院合同タナクプル特別調査委員会で解決できなかった「1991年タナクプル合意」問題は、93年12月インドの水資源大臣シュクラが、カトマンドゥを訪問した際に示した「1993年実行計画」によって事実上決着してしまった。

この実行計画にはパンチェスワール、ブリガンダキ、サプタコシ、カルナリ、タナクプルの水利整備計画とコシ川右岸ラルバカイヤ洪水防止堤建設計画が含まれている。全ての計画が1994年7月前に完成する予定だ。裁判そのものはまだ継続しているが、形骸化してしまったと言える。

●**都市開発と環境保護** 近年カトマンドゥ盆地の中世建築保護に関心が注がれ、UNESCOに世界遺産登録がなされた。カトマンドゥ盆地の都市は、それぞれ中世都市国家を形成し、人々が文化遺産建築の中で日常生活を営んでいるところに価値があり、同時に保護の難しさがある。車両の激増と人口集中によって浄化機能が麻痺し、都市を崩壊させている。ドイツによる都市清掃プロジェクトが1993年に終了したため、ゴミ処理問題解決の目処が立っていない。

日本政府はカトマンドゥ市の中心にあったバス・ターミナルを郊外に移設し、アジア開発銀行はカトマンドゥ都市開発プロジェクトに対して、1995年1月までに整備完了することを条件に120万ドルのローンに合意した。しかし、全ての機能と機会（政治・教育文化・経済ビジネス・情報等）がカトマンドゥに集中しているために解決は難しい。ビルガンジなどタライに商工業都市と国際空港を建設したり、ポカラに学園都市を作るなどによって、機能分散を計る以外にカトマンドゥ盆地の文化遺産救済も、都市環境保護も不可能だろう。

●**女性開発 (WID)** 女性開発は開発政策の中でも新しい分野だ。女性の識字率は25% (1991年国勢調査) で、男性の54.5%の半分にも満たない。また、平均寿命が男性 (55歳) より女性 (52.2歳) の方が短い (1993年UNDP人間開発指数)。日本はネパールで女性開発プロジェクトの援助国会議の議長を務め、女性の最高学府援助に加え、94年から始まる予定の、アジア開発銀行女性向け小口貸付プロジェクトにも助力する。さらに、日本の国際協力事業団は93年から母子健康プロジェクトに重点を置きながら、幅広い女性開発援助活動を開始した。しかし、ネパール政府の開発優先順位の中で、女性開発や家族計画は5番目の最下位である。

外 交 ■■■

●**中国・インドへの積極外交** 外交下手と評判のコイララ首相がビレンドラ国王・王妃の初めての中国訪問 (9月20日～27日) を実現させた。これは、前国王マヘンドラがチベット動乱直後の1961年10月に北京で周恩来首相と会談して以来の、ネ・中関係にとって重要な訪問であった。さらに、12月の国王・王妃によるインド訪問は非公式であったが、インドでは準公式の待遇を受け、ネ・印関係を促進した。首相もチベット、インドに加えて、国連総会にも出席し、積極的に外国訪問を行ってきた。「現在は民主主義を学ぶ期間」と称して外交関係改善に努力を払ったのは特筆に値する。

ネパールを挟む中華人民共和国とインドは、両国の国境線問題を「実効支配線平和維持協定 (1993年9月10日)」で凍結し、経済の紐帯を強めようとしている。国際関係の展開の軸がイデオロギーから経済に移行した現在、ネパールは経済の中印バランスにも細心の注意を払う必要があり、より高等な外交手腕が必要となってきた。

●**ブータン難民問題** 「ネパールに住みネパール語を話すブータン難民」と定義された人々は、7カ所のキャンプに12月末現在、8万5400人を数え漸増傾向にある。国連調査では1万3237家族が難民キャンプに収容され、1万657人は各種証明書を、他の2248家族は何らかのブータン人としての証明書を所持していたが、332家族は身分を証明す

る何の書類も所持していなかった。

4月にコイララ首相がブータン国王と会談し、7月にデウパ内相が協議のためブータンを訪問した。10月には世界食糧計画 (WFP) の緊急食糧援助が170万ドルの範囲で継続されることに決まった。しかし、10月にブータン側から提出されるはずの回答が寄せられず、いまだに進展していない。12月に国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 視察団とデウパ内相がジャバとモランの難民キャンプを訪れ、チャンドラガリに審査実行地区事務所 (OMLU) を設置した。難民キャンプの施設や援護体制は整備されてきたが、根本的な解決の目処は立っていない。

●**南アジア地域協力連合 (SAARC) 会議** ダッカ・サミットでは地域内特惠関税率 (SAPTA) を5%に定める成果があった。今後、地域内観光協定の実施、SAARC商工会の支援によって地域内産物輸出促進などが予定されている。モルディブのザキに代わって新事務局長はネパールのシルワールが承認された。SAARC7カ国内は宗教・民族・国力の差が大きく、統合より拡散を指向しやすい。巨大なインドと周辺6カ国が域内合意を得ることは難事だが、ネパールは最大限にSAARCを利用する必要がある。

1994年には新築されたカトマンドゥ国際会議場でサミットが開かれる。

1994年の展望

1993年に国内初めての私立カトマンドゥ大学が開校し、世界銀行は、高等教育のレベルアップを目指して、国立大学の経営改革に着手する予定である。メディアの面では衛星テレビの急激な普及をはじめ、出版活動が活発になり、民主化が教育や文化に与える影響は、ますます大きくなる。

しかし、政府が開発に邁進すればするほど、国民と政府の距離が大きくなり、思わぬ危険性をはらむ可能性がある。

コイララ首相の政権担当3年目となる1994年は、第8次計画経済の目標である、(1)持続的経済成長、(2)貧困緩和、(3)農村開発と地域均衡に、ある程度の成果を示さねばならない時期であり、現政府の真価が問われよう。

(日本ネパール協会理事)

重要日誌 ネパール 1993年

1月4日 ▶第9回ネパール外国貿易協会総会開催される。

6日 ▶ADBとUNDPカリガンダキA水力発電計画調印。

7日 ▶トリブバン国際空港で、新通信システム始動。

21日 ▶国連化学兵器禁止条約に調印。

27日 ▶ネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義者:UML)全国大会開催。「複数政党制人民民主主義」を提唱し、民活路線支持を打ち出す。

2月12日 ▶ネパール・ルピーの外貨交換率を市場レートに一本化。

13日 ▶関税・物品税・売上税率を引き下げ。

14日 ▶第4期国会開会。

16日 ▶インドとの間で通商・通過条約実施に関する3書簡が調印交換される。

21日 ▶バリでアルンⅢダム建設ドナー会議開催される。

22日 ▶ブータン難民8万人を超え、増加中。

3月2日 ▶英国のダイアナ妃、ネパール訪問(～6日)。

▶政府、イギリスとの投資保護協定に署名。

4日 ▶政府、チベット自治区内に貿易所増設を要請。

10日 ▶92年の航空機墜落事故調査団、米国より来訪。

14日 ▶共産党等左翼勢力、都市部中心にゼネスト実施。

27日 ▶北朝鮮李鐘玉副主席、来訪。半島情勢、NPT問題を協議。

4月4日 ▶コイララ首相、在外公館を利用して積極的に海外投資を誘致すると演説。

7日 ▶第4期国会閉会。

9日 ▶首相、第7回SAARC首脳会議(10～11日)に出席のため、ニューデリー到着。ワンチュク・ブータン国王と難民問題について協議を行なう。

11日 ▶SAARC首脳会議終了。ダッカ宣言を採択。南アジア特惠関税協定(SAPTA)構想に署名し、各国に持ち帰って検討する。

5月4日 ▶ジョシ観光・民間航空相、チベット自治区を訪問。国境貿易地点増設問題、観光ルート開発を協議。

▶タイ航空機墜落事故調査委員会、首相に報告書提出。

6日 ▶ビレンドラ国王夫妻、インドを公式訪問(～12日)。

8日 ▶アチャリヤ蔵相、ADB第26回年次総会に出席。

16日 ▶UMLバンダリー書記長、ナラヤンガートへ向かう途中で車がトリスリ川へ転落し、行方不明となる。

17日 ▶富裕税を新設。100万^{ルピー}以上の資産家対象。

18日 ▶バンダリー書記長の遺体発見される。

21日 ▶ジャミール・モルディブ外相、来訪。

25日 ▶国会上下院改選6月22日および27日実施に決まる。改選議員17人。

31日 ▶1991年6月の国勢調査の結果まとまる。総人口

1849万人、人口増加率2.1%、識字率39.6%と発表。

6月4日 ▶輸出額、過去2年間で37%増加し好調。

7日 ▶ネパール軍部隊、PKO活動に参加のためユーゴスラビアへ出発。

13日 ▶首相、世界人権会議(ウィーン)に出席後、フィンランド(16～18日)、イスラエル(22～25日)公式訪問。

14日 ▶中央統計局、92/93年度実質GDP成長率を2.9%、農業部門1.2%減、非農業部門8.29%増と推計。

17日 ▶UMLバンダリー書記長死亡事故調査委員会、運転手の過失事故と断定。

19日 ▶ロイヤル・ネパール航空、10月下旬よりパリ直行便定期運航開始を予定。

25日 ▶UML、カトマンズでゼネストを実施。カトマンズ市内に夜間外出禁止令。

27日 ▶第5期国会開会。

7月1日 ▶ビレンドラ国王、国会上下院合同本会議で民主主義を強化し、経済発展に尽力すると演説。

3日 ▶韓国でネパール人労働者の賃金不払い問題発生。

4日 ▶ゼネストが実施され、投石による負傷者多数。

11日 ▶アチャリヤ蔵相、93/94年度予算を国会に提出。財政赤字を対GDP比8.2%と予測。好調の工業部門予算を減らし、教育・医療保健分野に配分する。

14日 ▶国家計画委員会、第8次5カ年計画期間に出生率の引き下げ(5.8%から4.5%)と平均寿命の引き上げ(54.4歳から61歳)等を目標に定める。

15日 ▶デウバ内相、ブータン在住ネパール系住民のネパール流入問題につき協議のためブータン訪問。閣僚レベル合同委員会の設置につき合意。

18日 ▶ネパール・セントラル・ゾーンを中心に集中豪雨による被害拡大(～21日)。左翼政党、反政府行動延期を決定。

22日 ▶首相、集中豪雨被害中央救済委員会を設置。

8月2日 ▶ガット・ウルグアイラウンド会議にオブザーバー参加承認される。

7日 ▶洪水災害に対し、義援金約207万^{ドル}が集まる。

17日 ▶与党ネパール・ कांग्रेस、野党第一党のUMLと政治的合意を交わす。今後、反政府活動を中止し、民主主義議会育成のため健全な野党としての役割を果たすと発表。ヨーロッパ諸国・インド・中国も支持。

20日 ▶政府、ネパールは70カ国と通商関係を有し、うち7カ国は最恵国待遇と発表。

22日 ▶商業省、92/93年度輸出は昨年度より17.3%増、輸出は同25.5%増となり貿易収支赤字が縮小と発表。

26日 ▶世銀技術ミッション、洪水による橋・道路・灌漑ダム等の再建調査。日本は建設関係調査を行ない、最

も早く医療サービスをサルラヒ・ディストリクトで実施。

27日 ▶インドのディキット外務次官、ラオ首相に随行してブータン訪問。ブータン難民問題につき、インド政府は二国間問題の仲介をする意志なしと語る。

▶米国下院議員人権委員会使節団、ブータン国王に難民問題の早期解決と、少数民族迫害が行なわれないよう要請。

30日 ▶ギミレ水資源相、外国資本合併による小規模電力会社計画を発表。ネ・印国境付近水利調査開始。

31日 ▶ケタン財閥代表（ネパール商工会議所会頭）外為法違反で蔵入調査局に逮捕さる。

9月1日 ▶歳出予算案、下院通過。首相、外交問題について答弁。アチャリヤ蔵相、債務が法定限度を越えていたことにつき、国民と国会に対して陳謝。

▶第1回国家開発問題対策委員会で、農産物減産が報告される。

▶ネパール国立銀行、インドからの輸入工業材料代金は兌換可能な外貨で支払可能と発表。

2日 ▶7ディストリクト開発委員会、開発基金50万^{ドル}の早期配分を要求。国会内で署名運動実施。

3日 ▶第8次国家5カ年計画(1992-97年)に144万人の雇用機会創出を計画。

6日 ▶新航空政策発表。ロイヤル・ネパール航空会社を国内会社と国際線会社に分け半官半民経営にする。

10日 ▶外務省、中印間で調印された「実効支配線平和維持協定」を歓迎。

13日 ▶ブータン難民に関し、ネパール・ブータン閣僚合同委員会発足。ネパール代表はデウバ内相。

▶インド・ネパール合併保険企業近日中開業に合意。

16日 ▶第5期国会(6月27日～9月16日)終了。

17日 ▶お茶会事件。ドンガナ下院議長非難される。

20日 ▶国王・王妃、江沢民主席の招待で中国訪問に出発。1週間滞在予定。旧来の友好関係を再確認する。

21日 ▶国王、江主席をネパールへ公式招待。

▶左翼4党、全国規模ストライキを組織。左翼政党UMLとNCの協定を非難。

▶アチャリヤ蔵相、国会で経済政策の成功を発表。

24日 ▶首相を团长とする国会議員団(官僚7人)、第48回国連総会に出席(30日まで)。

▶ADB、対ネパール借款8億3030万^{ドル}に調印。うち2450万^{ドル}は「女性のための小規模貸付事業」に使用。

28日 ▶SAPTAをネパールが第1番目に批准。

10月3日 ▶ブータン難民問題協議のため全政党政議開催。

5日 ▶ネパール国立銀行内部監査で違法行為発覚。

7日 ▶UML、補欠選挙に故マダン・バンダリー書記長未亡人V.パンデイ女史擁立を中央委員会で決定。

12日 ▶首相はニューヨークでガリ国連総長と会談。

▶日本政府、SAARCに対し「日本特別基金」30万^{ドル}(1993/94年度)を拠出する。

17日 ▶カシミール難民約4000人が都市部に到着。

18日 ▶労働組合法発効。

20日 ▶首相閣僚会議、「1969年調査委員会令」の修正案を答申。国王に、公共にとって重要な事件に関する調査の権限を与える。

22日 ▶UMLの北朝鮮・中華人民共和国訪問団帰国。金日成氏と旧交を温めた。

25日 ▶バクタライNC党首、補欠選挙に立候補を決意。

31日 ▶首相、ラサを非公式訪問。チベット自治区政府G・ノルブ長官と交易・観光・運輸など経済開発について会談。ネパール領土内での反中国活動禁止再確認。

11月1日 ▶ネパール王国軍を国連ソマリアPKOに派遣。

4日 ▶商業省、米国代表団と輸出品目等、貿易交渉。

6日 ▶ネパール国立銀行1993/94年度第1四半期の経済現況を発表。外貨準備高は輸入11カ月分。

7日 ▶チベットからの輸入増大。国境自由貿易が開始されれば中国側に一方的に多大な利益を与える事になる。

12日 ▶1992年労働法に基づき、新労働規則制定。ネパール国立銀行、兌換10カ国外貨を発表。観光客は外貨で支払が可能。

13日 ▶日本援助による、カルナリ大吊橋完成。東西ネパール横断高速道路貫通間近。

▶ラジオ・ネパール、第2放送局(民族語放送)開局。

18日 ▶中国援助による国際会議場完成。

12月4日 ▶ダッカで開催のSAARC閣僚会議、Y・シルワール・ネパール外務次官の事務局長就任承認。

▶第1回アジア・太平洋社会主義者国際大会、カトマンドゥで開催。13カ国参加。

5日 ▶国王・王妃、インドを非公式訪問。

10日 ▶ネパリー・ kongress党のG・M・シン最高顧問、1990年のネパール民主化への功績によりニューヨークの国連本部で、国連人権賞を授与される。

▶中央カーベット工業協会とJETRO共催によるカーベット・セミナー、カトマンドゥで開催。

12日 ▶サドバヴァ党、ハンガー・ストライキ開始。

19日 ▶ネパール電力公社は今後10～12年間の計画を策定。カリガンダキ・AプロジェクトはアルンⅢ前に稼働予定。

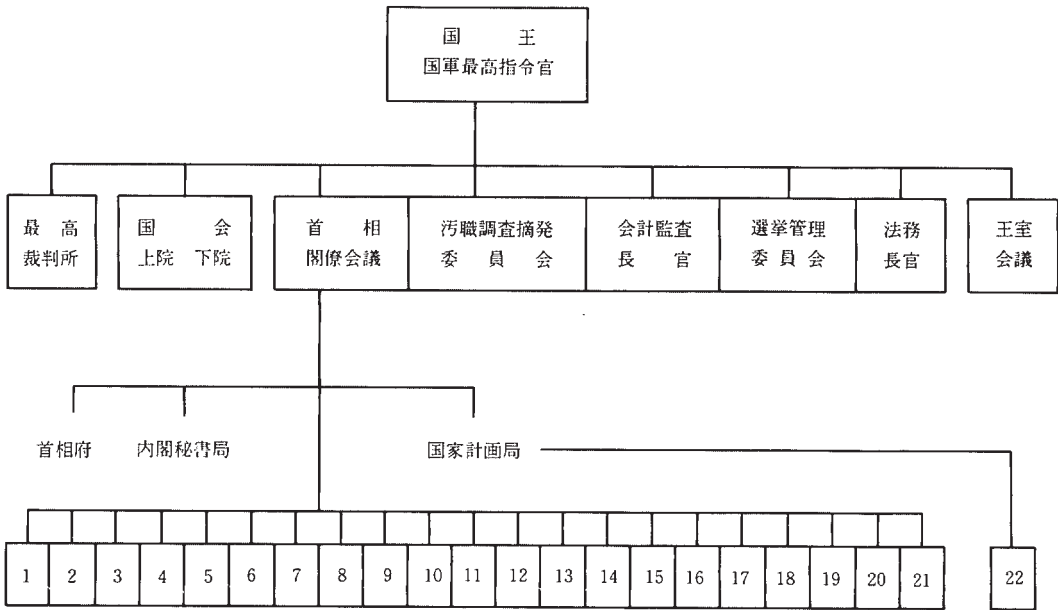
24日 ▶インドのシュクラ水資源相来訪。第1回水資源開発会議をカトマンドゥで開催。水資源問題は常にインドと話し合いながら解決してゆく必要ありと首相が演説。

▶UNHCRと内務省、ジャバとモランのブータン難民キャンプで3日間の難民審査モニタリングを行なう。

31日 ▶補欠選挙立候補者受付締め切り。

参考資料 ネパール 1993年

■ ネパール国家機構図および政府閣僚名簿 (1993年12月31現在)



首相 (王室・国防・外交兼務)

Girija Prasad Koirala

省・局名

大臣名

- 1 住宅・都市計画省 (住宅・都市開発局, 飲料水・下水処理局, 建設局)
- 2 土地改革・管理省 (調査局, 土地改革局, 土地歳入局)
- 3 観光・民間航空省 (観光局, 民間航空局)
- 4 内務省 (入国管理局, 刑務所管理局, 中央サービス局, 警察本部, 特別警察署, 国家調査局)
- 5 地方開発省
- 6 農業省 (農業開発局, 協同開発局)
- 7 法務・裁判・議会担当省
- 8 一般行政省 (公共サービス・個人記録局)
- 9 土木・運輸省 (運輸管理局, 道路局)
- 10 教育・文化・社会福祉省 (考古局)
- 11 外務省
- 12 国防省 (国防会計管理長官事務局, ネパール王国軍司令部)
- 13 保健省 (アユールベダ局, 医薬行政局, 健康サービス局)
- 14 大蔵省 (主税局, 売上税徴税局, 会計検査局, 会計検査院長官事務局, 歳入調査局)

- Bal Bhadur Rai
- *Direndra Prasad Badu
- Siddhi Raj Ojha
- Ram Hari Joshi
- Sher Bahadur Deupa
- Ram Chandra Poudel
- (Ram Chandra Poudel)
- Maheshwar Prasad Singh
- *Din Bandhu Aryal
- (Maheshwar Prasad Singh)
- (*Din Bandhu Aryal)
- Khum Bahadur Khadka
- *Shiva Raj Joshi
- Govinda Raj Joshi
- *Hasta Bahadur Malla
- (Girija Prasad Koirala)
- (Girija Prasad Koirala)
- Ram Varan Yadav
- Mahesh Acharya

| | |
|---|-----------------------------|
| 15 商業省 (商業局) | Surendra Prasad Chaudhary |
| 16 供給省 | (Surendra Prasad Chaudhary) |
| 17 工業省 (工業局, 会社登録事務局, 鉱物・地質調査局, 家内・零細工業局, ネパール規格・基準局) | Ram Krishna Tamrakar |
| 18 労働省 (労働局) | (Ram Krishna Tamrakar) |
| 19 森林・土壌保全省 (森林局, 植物資源局, 土壌保全局, 国立公園・野生生物保護局) | Bir Mani Dhakal |
| 20 通信・情報省 (通信局, 郵政サービス局, 印刷局) | Bijaya Kumar Gachchhadar |
| 21 水資源省 (水力発電・気象局, 電力開発センター, 灌漑局) | Laxman Prasad Ghimire |
| 22 国家計画委員会 (中央統計局) | 各省庁合同委員会 |

(注) *副大臣。()内は兼務大臣。
(出所) HMG Ministry of Central Administration, 1994年2月。

2 南アジアにおけるネパールの経済的地位 (1990/91年度)

| 項 目 | ネパール | 南アジア全体との比較 | インド | 南アジア全体 |
|--------------------------------------|------|------------|-------|---------|
| 1・人 口 (1991年, 100万人) | 19.4 | 1.7% | 866.5 | 1,152.2 |
| 2・人口増加率 (1991~2000年の年平均, %) | 2.5 | | 2.2 | 2.3 |
| 3・都 市 人 口 比 率 (%) | 10 | | 27 | 26 |
| 4・都市人口増加率 (1980~91年平均, %) | 7.3 | | 3.7 | 3.9 |
| 5・1人当りG N P (米ドル, 1991年) | 180 | 55.2% | 330 | 320 |
| 6・G D P (億米ドル, 1991年) | 3 | 1.0% | 238 | 310 |
| 7・製造業投資額 (億米ドル, 1991年) | 1.5 | 0.3% | 489.3 | 583 |
| 8・輸 出 額 (同上) | 2.4 | 0.8% | 176.6 | 287.8 |
| 9・輸 入 額 (同上) | 7.4 | 2.0% | 204.2 | 369.3 |
| 10・G N P 中輸出比率 (%) | 7.8 | | 8 | 9.7 |
| 11・G N P 中輸入比率 (%) | 24.2 | | 9.2 | 12.4 |
| 12・O D A 額 (億米ドル, 1990~91年平均) | 4.4 | | 21.4 | 63.5 |
| G N P 中実質支出金比率 (%) | 12.2 | | 0.6 | |
| 13・対 外 債 務 (億米ドル, 1991年) | 17 | | 715.6 | 1,159 |
| 対G N P比 (%) | 53.5 | | 29.3 | 35.6 |
| 14・G D P 中の工業の構成比 (%) | 14 | | 28 | 27 |
| 〃 製造業 〃 | 5 | | 19 | 17 |
| 〃 農 業 〃 | 55 | | 29 | 29 |
| 15・輸出額に対する債務利子 返済額比率(1990~91年, %) | 15.9 | | 30 | 16 |

(出所) World Bank, *The World Development Report*, 1993 pp.2-79.; *Economic & Political Monthly*, 1993, Vol. 11 No.6

③ 1993/94年度国家予算案（民主化後2年目の経済政策評価）

（1993年7月11日アチャリア蔵相の国会演説の抄訳）

民主化後第3回目にあたる国家予算編成にあたって、過去2年間を振り返ると、民主主義と開発は緊密な相互依存関係にあることが分かる。開発は民主主義抜きでは不可能であり、開発なしに民主主義は生き延びられない。経済発展は刻苦勉励を要するものであり国民の理解と連帯なしには不可能である。旧弊な考えを脱却し自己改革を行ない、社会に対して責任を持たねばならない。

開発は一度に行なえるものではなく、継続的努力が必要である。インフラは我々の血と汗と涙によって築かれてきた。運輸・土木・通信など目に見えるインフラを拡充することは民主主義政治の責務である。この国の民主主義と平和と安定を保てるかどうかが肝心なのである。

過去2年間、政府は困難な経済状況の先頭に立って奮闘してきた。経済成長率は期待どおりに伸びず、政府は根本的な経済政策の変更を行なった。その結果、国内外の企業はネパールの経済発展の可能性に自信を取り戻し、企業投資環境ができ上がってきた。生産意欲の高揚と品質向上は経済活動の基本である。国民の強力な支持が、経済基盤整備と経済成長を可能にし、社会的弱者に経済利益をもたらす。我々は今、経済成長を実現する段階を迎えている。

1. インフレ抑制 主な経済問題はインフレの抑制である。最悪の気象状況とネパール・ルピーの急激な下落に押されながらも、政府の努力と法制改革によってインフレは驚異的に改善され、平均値は一桁台に下がった。インフレの改善によって工業部門の競争力が増強され、外貨交換率の安定がもたらされ、低所得層に力を付けるチャンスが生じた。来年度は天候異変がない限り、インフレ率を5～6%に抑え、経済の活性化と高成長率を導くと確信している。

2. 金融部門で改善進む 金融部門が好調であり、その効果によって財政状況・国内銀行取引状況も好調である。商業銀行から民間企業への貸出は、金利が平均24%から22%へ引き下げられたため、好成績をあげている。ネパール国立銀行は大蔵省証券を一定水準で発行しており、金利は市場原理に従って決定している。現在、政府の保護のもとに、安定・確実な取引を提供するため、国際流通市場の開設を模索している。これによりより低い公定歩合を実現し、インフレ改善の好結果によって、財政赤字を縮小させ、銀行部門で高い現金バランスを実現するな

どの可能性がある。公定歩合の引き下げは生産投資を刺激するであろう。金融部門の発展に伴って、さらに多くの合弁銀行や金融会社、保険会社も生まれてくるであろう。資本市場が機能を発揮するための適正な政策と法律整備が始まっている。

3. 輸出増大 第三国輸出の盛況は、政府の開放市場政策の効果が直接的に反映されたもので、最初の11カ月の輸出総額は、以前より26.0%増え、次いで輸入能力も増大した。さらに多様な輸出商品の開拓が必要である。

4. 生産企業設立 財政赤字はこの1年で44.1%減少した。これは、輸出増大と輸入減少の影響である。そればかりでなく、支払も好ましい状況にある。結果として、他の発展途上国と違って対外経済面の不均衡問題は起きていない。外貨準備高は38.3%上昇し、現在10カ月分の輸入支払を賄うことができる。外貨を必要以上に保有する必要はなく、将来は適正範囲で保有し、余剰は有効的に利用する所存である。

5. 生産企業の設立 政府の経済再建政策の実行による生産と雇用の増加が政策の評価対象となる。同様に、新規企業設立および関連産業の性質を考えることで、政策発表の効果を図ることも重要である。

政府は工業化につながる流れを生み出し、貿易輸入免許制を廃止し、ほとんどの商品を自由に輸入できるようにした。自由化政策遂行の過程で、多くの輸出依存型や観光あるいは農業関連の工業が民間部門で設立され、なお設立途中の企業も多い。同様に航空会社、地方銀行、商業銀行、金融会社、保険会社もすでに民間部門で開業している。電力会社も既に開業している。化学肥料も民間部門で輸入を開始している。いくつかの例外を除いて、これらの工業や企業は国際競争力を持っており、力強く活動している。昨年度民営化した産業は効率を増し、なお拡大方向にある。国民は新しくスタートした民営化プログラムによって、雇用機会の増大や株式の一般への公開などの利益を得られるようになった。外国人投資家は近隣諸国に比べて、民主的であり、投資環境が良好なネパールに魅せられている。多数の全出資あるいは合弁企業からの投資申込が相次ぎ、既に多くの部門で事業が開始されている。こうした積極的な状態が将来も続くなら、ネパール経済の発展の可能性は高く、次第に安定発展に向かうであろう。

6. ネパール通貨の信頼性強化 政府が、ネパール・ルピーに全面的な交換性をもたせ、変動相場制に転換することを決めた時点で、ルピーの市場価値が下落するの

はないか、交換率がコントロールできなくなるほど激しく変動するのではないかという推測もあった。しかし、ネパール・ルピーは外国通貨より強く安定しており、変化は緩やかであった。

ネパール・ルピーに対するビジネス界や一般国民の信頼によって通貨の信用が増し、貯蓄傾向が強化された。貨幣製造量が増加したことが経済の流動性高め、吸収能力を強化させた。

経済部門でのチャレンジと難問

1. 国庫財政赤字の増大 どのようにして予算欠損を最小限に抑えるかの問題、特に国内債務の問題は我々にとって最も大きな挑戦である。政府が導入した自由化経済政策は旧弊な税金制度や徴税制度に大規模な変革を必要としている。

同時に民主主義再建に伴って、国民の様々な期待や要求が高まっている。運輸・教育・飲料保健・灌漑用水・電力など優先順位の高い部門で資源需要の増大に対する継続的な要求が強い。その結果、最も懸念していたにもかかわらず、財政赤字に明確な制限を設定することができなかった。生産と輸入の緩慢な成長の結果、歳入増加は期待できなかった。しかしながら、最初の11カ月で税収は17.2%増加している。一方、行政改革過程で財政債務を招き、国内借入れと対外債務が増加したため、我々は正常な歳入運営をすることができなかった。その結果、政府は国内借入を強化せざるを得なかった。しかしこうした状況にいつまでも耐えられる国はなく、われわれが導入した政策とも一致しない。

2. 失業者問題 失業者問題はわれわれが今日直面している、もう1つの深刻な問題である。新しい指針と経済活動を促進する政策が採用されると、われわれは、経済・産業活動における障害を避け、激しい変化から労働者階級を護ることに留意してきた。しかしながら、われわれの開放自由主義経済政策は期待したほどの生産も雇用機会も創出していない。自由化の恩恵は地方にいる大勢の人々にゆきわたっていない。既存の企業の生産や業務拡大はいまだに実現化されていない。観光業・金融・輸出部門において雇用機会が増大したが、地方の人々に充分利益を与えていない。失業者問題は、地方と同様、教育を受けた階層にも存在している。非政府系あるいは民間部門で仕事を生み出さない限り、公共部門に新たな雇用機会を創出することは難しく、貧困緩和を困難している。これは政府にとって深刻な問題だ。

3. 基本的インフラの不備 もう一つの問題は電力供給

不足に直面していることだ。少なくとも年間2.5万kWから3万kWの電力需要が増えている。前政権時代の計画性のなさが原因で、民主化政府時代になって、電力需要の増大に応じきれないという事態を招いている。電力不足は、外国からの投資を得られるか否かに大きな影響を与えている。われわれにさえ電力を生み出すことは時間がかかり、高価であり、資金力を要することは分かっている。電力開発には国の必要性と大きさに応じた計画を準備する必要がある、同時に計画は援助国や国際機関に受け入れられるものであることも必要なことである。同様に、電力事業に多くの部門からの参加者を引きつけるような開発政策や法律整備が必要である。この状況の深刻さを考慮して、ネパリー・ कांग्रेस党政府は多くの電力事業を積極的に実現してきた。しかし、さらに1、2年は電力供給を制限しなければならないだろう。

電力供給問題とともに、水供給・交通・都市環境が大きな問題だ。これらの問題は都市生活に影響があるが、地方でも教育・保健・飲料水・交通・灌漑設備不足などの問題がある。基礎的インフラの不備は観光促進や工業部門育成に悪影響をもたらしている。

4. プロジェクト進行の遅滞 昨年、予算説明の際、プロジェクト実行について直面している問題を指摘し、効果をあげ、期間内に事業を行なうについてさまざまな提案を行なったが、一部を除いて効果はあまりなかった。われわれは外国援助のごく一部しか使用できず、利益を引き出すことはできない。したがって、われわれは外国援助をたくさん得ることより、上手に利用することを強調してきた。

われわれが適正な歳入を促進し、非生産的で長続きしない歳出を制限することに全ての政党の同意が得られれば、外国援助を利用し効果をあげることは可能なのである。長い目で見れば、歳入・貯蓄の増加・行政の効率化が重要だが、権利の委譲や、担当官に責任を持たせること、担当官の仕事の結果主義によって評価すること、古い規則を臨機応変に変更することも、計画を遅滞させずに達成するためには有効な措置である。すでに機能している様々な方策に加えて、来年度からは、こうした短期的な手法を注意深く効果的に事業に生かしていく所存である。

予算の優先順位

1. 経済環境全体の安定性確保
2. 開放経済と自由化の継続
3. 地方分権主義による地方開発の援助
4. 教育・健康・飲料水など、大衆に届くサービスの開発と拡大
5. 都市・環境・女性開発・家族計画の難問解決

■ 1993/94年度開発予算

| 項 目 | 経済開発予算 (単位100万ルピー) | | | 全開発予算に占める割合 | | |
|----------|--------------------|-----------|---------|---------------|---------------|------------|
| | 1992/93年度 | 1993/94年度 | 前年比 (%) | 1992/93年度 (%) | 1993/94年度 (%) | 前年比 (ポイント) |
| 農 業 部 門 | 5,408 | 6,321.5 | 16.9 | 25.04 | 27.94 | +2.90 |
| 農 業 | 2,266.3 | 2,763.8 | 21.9 | 10.49 | 12.22 | +1.73 |
| 灌 漑 | 2,054.3 | 2,405.9 | 17.1 | 9.51 | 10.63 | +1.12 |
| 土 地 改 革 | 8 | 5.1 | -36.3 | 0.04 | 0.02 | -0.02 |
| 調 査 | | 168.3 | | — | 0.74 | +0.74 |
| 森 林 | 959.3 | 978.4 | 2.0 | 4.44 | 4.32 | -0.12 |
| (そ の 他) | 120.1 | | | 0.56 | — | -0.56 |
| 運 輸 部 門 | 3,373.6 | 3,282.6 | -0.3 | 15.62 | 14.51 | -1.11 |
| 道 路 | 2,659.4 | 2,262.3 | -14.9 | 12.31 | 10.00 | -2.31 |
| 土 木 | 492.5 | 263.7 | -46.5 | 2.28 | 1.17 | -1.17 |
| 橋 梁 | 150.7 | 625.9 | 315.3 | 0.7 | 2.77 | +2.07 |
| そ の 他 | 71 | 130.7 | 84.1 | 0.33 | 0.58 | +0.25 |
| 工 業 | 1,411.6 | 588.0 | -58.3 | 6.54 | 2.60 | -3.94 |
| 通 信 | 927.6 | 810.6 | -12.6 | 4.3 | 3.58 | -0.72 |
| その他の経済活動 | 523.3 | 535.3 | 2.3 | 2.42 | 2.37 | -0.05 |
| 社会サービス | 7,051.4 | 7,804.5 | 10.7 | 32.65 | 34.49 | +1.84 |
| 健 康 | 741.4 | 931.5 | 25.6 | 3.43 | 4.12 | +0.69 |
| 教 育 | 3,555.0 | 3,786.9 | 6.5 | 16.56 | 16.74 | +0.28 |
| 飲 料 水 | 1,210.7 | 1,382.0 | 14.1 | 5.61 | 6.11 | +0.50 |
| 地 方 開 発 | 615.6 | 1,003.7 | 63.0 | 2.85 | 4.44 | +1.59 |
| そ の 他 | 928.7 | 700.4 | -24.6 | 4.30 | 3.10 | +1.20 |
| そ の 他 | 2,899.8 | 3,283.5 | 13.2 | 13.43 | 14.51 | +1.08 |
| 合 計 | 21,595.3 | 22,625.9 | 4.8 | 100.00 | 100.00 | |

(出所) (1)HMG Ministry of Finance, *Budget Speech of the Fiscal Year 1992/93*, 1992, Annex-6.

(2)HMG Ministry of Finance, *Budget Speech of the Fiscal Year 1993/94*, 1993, pp. [1]-11, Annex-6.

主要統計 ネパール 1993年

| | | |
|--------------|------------------|-----------------|
| 第1表 国内総生産 | 第5表 消費者物価指数 | 第9表 外国援助の部門別使用額 |
| 第2表 主要工業生産高 | 第6表 国際収支 | 第10表 外国借款・借款返済 |
| 第3表 主要農産物生産高 | 第7表 対外貿易 | 第11表 外貨準備 |
| 第4表 政府財政 | 第8表 主要輸出入品目および金額 | |

(使用記号：- 該当なし、... 不明、0 ゼロ・極少)

対米ドル為替レート (1米ドル=ルピー, 年平均)

| 年 | 1980 | 1985 | 1986 | 1987 | 1988 | 1989 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ルピー | 12.000 | 18.246 | 21.230 | 21.819 | 23.289 | 27.189 | 29.369 | 37.255 | 42.718 | 48.607 |

第1表 国内総生産 (名目) (会計年度7月16日～翌年7月15日)

(単位：100万ルピー)

| | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 ¹⁾ | 1991/92 ²⁾ | 1992/93 ³⁾ |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 農 業 | 30,448 | 35,477 | 40,889 | 47,251 | 52,047 | 61,486 | 66,520 |
| 鉱 業 | 100 | 93 | 101 | 116 | 131 | 162 | 232 |
| 製 造 業 | 3,065 | 3,761 | 3,799 | 4,775 | 6,333 | 9,330 | 11,300 |
| 非家内工業 | 2,406 | 3,077 | 3,229 | 4,130 | 5,548 | 8,342 | 10,220 |
| 家内工業 | 659 | 684 | 570 | 645 | 785 | 1,006 | 1,080 |
| 電気・ガス・水道 | 415 | 467 | 513 | 537 | 652 | 994 | 1,457 |
| 建 設 | 5,040 | 5,396 | 6,074 | 7,042 | 8,155 | 10,193 | 11,824 |
| 商 業・飲 食 業 | 2,905 | 3,365 | 3,911 | 4,512 | 5,901 | 7,536 | 8,721 |
| 運 輸・通 信・倉 庫 | 3,594 | 3,686 | 3,572 | 4,751 | 5,894 | 7,652 | 9,921 |
| 金 融 | 4,715 | 5,599 | 6,727 | 8,394 | 9,517 | 11,372 | 13,571 |
| 民 生・厚 生 | 5,076 | 5,871 | 6,717 | 7,385 | 8,314 | 9,196 | 11,277 |
| G D P (要素費用) | 55,358 | 63,715 | 72,303 | 84,763 | 96,944 | 117,921 | 134,823 |
| 間 接 税 (純) | 3,888 | 5,258 | 5,437 | 6,245 | 7,004 | 8,265 | 10,136 |
| 農 業 ⁴⁾ | 311 | 348 | 410 | 471 | 517 | 610 | ... |
| 非 農 業 ⁴⁾ | 3,577 | 4,910 | 5,027 | 5,774 | 6,487 | 7,655 | ... |
| G D P (市場価格) | 59,246 | 68,973 | 77,740 | 91,008 | 103,948 | 126,186 | 144,959 |
| G D P (74/75年度価格) | 25,617 | 27,515 | 28,749 | 31,034 | 32,448 | 33,115 | 34,076 |
| 農 業 | 14,789 | 15,993 | 17,234 | 18,513 | 19,026 | 18,805 | 18,579 |
| 非 農 業 | 10,828 | 11,522 | 11,515 | 12,521 | 13,422 | 14,310 | 15,497 |
| G D P デレフター | 231.28 | 250.67 | 270.41 | 293.26 | 320.35 | 381.06 | 425.40 |
| G N P 成長率 (%) | 3.94 | 7.41 | 4.48 | 7.95 | 4.56 | 2.06 | 2.90 |

(注) 1) 暫定修正。2) 暫定推計。3) 一次推計。4) *Economic Survey, 1992-93*に記載なく、同1991-92を転載。

(出所) HMG, Ministry of Finance, *Economic Survey, 1992-93, Statistical Tables, Table 1.1, 1.2, pp.2-3.*

第2表 主要工業生産高

| | 単 位 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92 | 1992/93* |
|--------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 食 品 | | | | | | | |
| 砂 糖 | 1トン | 30,040 | 24,197 | 31,927 | 44,548 | 55,365 | 48,621 |
| 茶 | 1トン | 1,290 | 1,184 | 1,393 | 1,249 | 1,476 | 1,621 |
| 飼 料 | 1トン | 12,328 | 11,972 | 11,543 | 10,574 | 21,682 | 21,086 |
| 飲 料 | | | | | | | |
| 清 涼 飲 料 | 1リットル | 15,596 | 12,270 | 11,520 | 12,042 | 13,410 | 14,166 |
| ビ ー ル | 1リットル | 5,276 | 6,281 | 6,838 | 10,386 | 12,329 | 14,013 |
| タ バ コ | 100万本 | 6,046 | 5,665 | 6,317 | 6,691 | 6,963 | 7,673 |
| 織 維 | | | | | | | |
| 綿 織 維 | 1,000メートル | 9,914 | 7,057 | 5,286 | 5,421 | 7,207 | 7,118 |
| 合 成 織 維 | 1,000メートル | 13,363 | 11,848 | 13,631 | 16,484 | 11,445 | 12,241 |
| ジュート製品 | 1トン | 17,198 | 16,950 | 7,473 | 11,170 | 17,639 | 17,172 |
| 皮 ・ 皮 革 | 1,000平方フィート | 6,274 | 7,117 | 12,035 | 14,174 | 6,892 | 2,004 |
| は き も の | 1,000足 | 214 | 332 | 744 | 1,009 | 1,530 | 953 |
| 木材・木材製品 | | | | | | | |
| 合 板 | 1,000平方フィート | 1,314 | 1,315 | 0 | 268 | 645 | 353 |
| 紙 ・ 紙 製 品 | 1トン | 4,819 | 5,904 | 5,321 | 6,341 | 6,417 | 5,111 |
| その他の化学品 | | | | | | | |
| 石 け ん | 1トン | 12,303 | 14,856 | 11,943 | 20,057 | 20,903 | 27,215 |
| マ ッ チ | 1,000クロス | 1,215 | 1,272 | 1,223 | 1,091 | 942 | 1,356 |
| ゴ ム ゾ う り | 1,000足 | 5,769 | 7,247 | 7,689 | 9,752 | 9,353 | 6,481 |
| プラスチック製品 | 1トン | 1,579 | 2,070 | 2,829 | 5,604 | 4,885 | 5,979 |
| その他非金属製品 | | | | | | | |
| セ メ ン ト | 1トン | 215,010 | 217,666 | 101,179 | 135,897 | 237,327 | 273,532 |
| レンガ・タイル | 1,000個 | 34,629 | 33,440 | 16,291 | 32,625 | 34,915 | 33,288 |
| 鉄 製 品 | 1トン | 25,625 | 34,834 | 36,339 | 45,631 | 59,661 | 60,683 |
| 金 属 機 器 | | | | | | | |
| ステンレス台所用品 | 1トン | 389 | 237 | 189 | 265 | 159 | 183 |
| 農 具 | 1トン | 297 | 264 | 283 | 113 | 735 | 1,311 |
| 電 気 機 器 | | | | | | | |
| G I / H Bワイヤ | 1トン | 12,765 | 9,640 | 7,702 | 6,217 | 15,522 | 9,179 |
| P V Cケーブル | 1キロメートル | 11,773 | 9,617 | 13,766 | 20,842 | 20,469 | 11,930 |
| 乾 電 池 | 1,000個 | 10,808 | 10,095 | 10,754 | 10,350 | 12,789 | 3,174 |

(注) *当初9カ月に基づく暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 3.1, pp.16-17.)。

第3表 主要農産物生産高

(単位：1,000トン)

| | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92 | 1992/93* |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 穀物 | | | | | | | |
| 米 (もみ) | 2,372 | 2,982 | 3,283 | 3,390 | 3,502 | 3,223 | 2,585 |
| とうもろこし | 868 | 902 | 1,072 | 1,201 | 1,231 | 1,205 | 1,290 |
| 小麦 | 701 | 745 | 830 | 855 | 836 | 779 | 765 |
| 大麦 | 25 | 25 | 27 | 27 | 28 | 28 | 28 |
| そば | 138 | 150 | 183 | 225 | 232 | 229 | 237 |
| 商品作物 | | | | | | | |
| 砂糖きび | 617 | 814 | 903 | 988 | 1,106 | 1,291 | 1,366 |
| 油料種子 | 83 | 94 | 99 | 98 | 92 | 88 | 94 |
| タバコ | 5 | 4 | 5 | 7 | 7 | 6 | 6 |
| 馬鈴薯 | 395 | 567 | 641 | 671 | 738 | 733 | 733 |
| ジュート | 23 | 15 | 18 | 16 | 16 | 19 | 10 |

(注) *暫定

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 2.1.2.2, pp.5-8)。

第4表 政府財政

(単位：100万ルーピー)

| | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92 | 1992/93* |
|--------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 総支出 | 11,513.2 | 14,105.1 | 18,005.0 | 19,669.3 | 23,549.8 | 26,418.2 | 30,897.2 |
| 経常支出 | 4,135.2 | 4,677.1 | 5,676.2 | 6,671.8 | 7,570.3 | 9,905.4 | 11,894.3 |
| 開発支出 | 7,378.0 | 9,428.0 | 12,328.8 | 12,997.5 | 15,979.0 | 16,512.8 | 19,002.8 |
| 総収入 | 7,260.2 | 9,427.2 | 9,457.5 | 11,262.9 | 12,894.7 | 15,156.5 | 18,175.3 |
| 歳入 | 5,975.1 | 7,350.4 | 7,776.9 | 9,287.5 | 10,729.9 | 13,512.7 | 14,863.9 |
| 外国無償援助 | 1,285.1 | 2,076.8 | 1,680.6 | 1,975.4 | 2,164.8 | 1,643.8 | 3,311.4 |
| 財政収支 | -4,253.0 | -4,677.8 | -8,547.5 | -8,406.4 | -10,655.1 | -11,261.7 | -12,721.8 |
| 財政赤字補填 | | | | | | | |
| 外国借款 | 2,705.8 | 3,815.8 | 5,666.4 | 5,959.6 | 6,256.7 | 6,816.9 | 9,053.4 |
| 国内借入 | 1,644.7 | 1,130.0 | 1,330.0 | 2,150.0 | 4,552.7 | 2,078.8 | 920.0 |
| 現金残高 | -97.5 | -268.0 | 1,551.1 | 296.8 | -154.3 | 2,366.0 | 204.8 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 8.1, p.71)。

第5表 消費者物価指数 (全国主要都市)

(1983/84=100)

| | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92 | 1991/92 対前年度 増加率(%) | 当初9ヵ月 | |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------------------|---------|----------|
| | | | | | | | | 1991/92 | 1992/93* |
| 食糧 | 138.3 | 155.1 | 165.9 | 181.9 | 200.4 | 249.2 | 24.4 | 247.7 | 258.6 |
| 衣料 | 126.6 | 135.6 | 144.4 | 170.8 | 185.9 | 213.9 | 15.1 | 219.3 | 241.5 |
| 住宅 | 135.4 | 149.5 | 168.2 | 195.4 | 216.9 | 250.3 | 15.4 | 260.4 | 301.2 |
| 光熱・水 | 130.8 | 143.1 | 173.1 | 200.3 | 226.6 | 264.4 | 16.7 | 277.2 | 328.8 |
| 運輸 | 133.8 | 149.2 | 150.6 | 181.7 | 183.3 | 211.5 | 15.4 | 221.9 | 244.0 |
| 医療 | 140.2 | 154.5 | 151.0 | 165.1 | 174.5 | 198.1 | 13.5 | 200.1 | 231.4 |
| 教育 | 132.2 | 141.8 | 151.6 | 170.9 | 189.5 | 213.0 | 12.4 | 227.5 | 265.6 |
| 全 | 136.6 | 151.7 | 161.3 | 179.9 | 197.6 | 239.1 | 21.0 | 241.1 | 259.3 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 9.2, p.92)。

第6表 国際収支

(単位：100万ルピー)

| | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92 | 当初9ヵ月 | |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | 1991/92 | 1992/93* |
| 1. 貿易収支 | -12,085.7 | -13,186.6 | -15,852.4 | -19,039.8 | -12,382.5 | -11,600.0 |
| 輸出 (F. O. B.) | 4,211.1 | 5,169.9 | 7,403.3 | 13,958.5 | 8,481.9 | 11,225.6 |
| 輸入 (C. I. F.) | 16,296.8 | 18,356.5 | 23,255.7 | 32,998.3 | 20,864.4 | 22,825.6 |
| 2. サービス (純) | 2,989.5 | 2,752.9 | 2,691.5 | 3,893.1 | 2,984.8 | 3,582.1 |
| 収入 | 6,189.7 | 6,336.5 | 7,679.0 | 11,756.7 | 7,581.8 | 9,110.2 |
| 旅行 | 2,787.5 | 3,129.4 | 3,587.6 | 5,016.9 | 3,422.7 | 3,251.8 |
| 投資収入 | 503.8 | 655.3 | 856.5 | 1,123.3 | 687.0 | 879.0 |
| その他 | 2,898.4 | 2,551.8 | 3,234.9 | 5,616.5 | 3,472.1 | 4,979.4 |
| 支払 | 3,200.2 | 3,583.6 | 4,987.5 | 7,863.6 | 4,597.0 | 3,580.3 |
| 3. 移転 (純) | 2,761.4 | 2,790.1 | 3,661.2 | 4,294.3 | 2,714.3 | 4,278.6 |
| 収入 | 3,020.3 | 3,005.5 | 4,040.5 | 4,489.9 | 2,848.9 | 4,386.4 |
| 民間 (送金) | 1,628.6 | 1,749.9 | 2,128.3 | 2,316.5 | 1,645.0 | 1,482.7 |
| 政府グラント | 1,272.7 | 1,085.6 | 1,694.0 | 1,689.5 | 897.4 | 2,504.0 |
| インド消費税返還 | 87.2 | 0.2 | 188.0 | 422.0 | 292.9 | 378.8 |
| その他 | 31.8 | 171.6 | 30.2 | 61.9 | 13.6 | 20.9 |
| 支払 | 258.9 | 215.4 | 379.3 | 195.6 | 134.6 | 107.8 |
| 4. 経常収支 | -6,334.8 | -7,643.6 | -9,499.7 | -10,852.4 | -6,683.4 | -3,739.3 |
| 5. 外国借款 (純) | 6,045.1 | 5,888.8 | 6,300.0 | 7,326.0 | 4,273.9 | 2,589.8 |
| ローン | 6,425.2 | 6,617.6 | 7,154.0 | 8,710.3 | 5,107.0 | 3,491.6 |
| 償還 | 380.1 | 728.8 | 854.0 | 1,384.3 | 833.1 | 901.8 |
| 6. その他資本収支 | 365.6 | 4,404.4 | 7,331.9 | 7,859.6 | 6,594.8 | 5,417.2 |
| 7. 外貨準備増減 (-は増) | 75.9 | 2,649.6 | 4,132.2 | 4,333.2 | 4,185.3 | 4,267.7 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ (Statistical Tables, Table 6.8, p.61)。

第7表 対外貿易

(単位：100万ルピー)

| | 対インド | | | 対インド以外 | | | 貿易収支 | 貿易総額 |
|---------|---------|----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|----------|
| | 輸出 | 輸入 | 収支 | 輸出 | 輸入 | 収支 | | |
| 1985/86 | 1,241.1 | 3,970.9 | -2,729.8 | 1,836.9 | 5,370.3 | -3,533.4 | -6,263.2 | 12,419.2 |
| 1986/87 | 1,302.6 | 4,262.0 | -2,959.4 | 1,688.8 | 6,643.2 | -4,954.4 | -7,913.8 | 13,896.6 |
| 1987/88 | 1,567.8 | 4,595.8 | -3,028.0 | 2,546.8 | 9,273.8 | -6,727.0 | -9,755.0 | 17,984.2 |
| 1988/89 | 1,034.9 | 4,238.7 | -3,203.8 | 3,160.4 | 12,025.0 | -8,864.6 | -12,068.4 | 20,459.0 |
| 1989/90 | 602.5 | 4,674.5 | -4,072.0 | 4,553.7 | 13,650.4 | -9,096.7 | -13,168.7 | 23,481.1 |
| 1990/91 | 1,552.2 | 7,323.1 | -5,770.9 | 5,835.3 | 15,903.4 | -10,068.1 | -15,839.0 | 30,614.0 |
| 1991/92 | 1,568.9 | 11,815.9 | -10,247.0 | 12,370.5 | 21,135.4 | -8,764.9 | -19,011.9 | 46,890.7 |

(注) 輸出はF.O.B., 輸入はC.I.F.。

(出所) 第1表に同じ (Statistical Tables, Table 6.1, p.49)。

第8表 主要輸出入品目および金額 (通関統計)

(単位:100万ルピー)

| | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92 | 当初9ヵ月 | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | | 1991/92 | 1992/93* |
| 輸 入 | 16,263.7 | 18,324.9 | 23,226.5 | 32,951.3 | 23,365.7 | 26,267.0 |
| 食料品・動物 | 1,322.6 | 1,607.7 | 1,820.5 | 3,670.2 | 2,674.1 | 2,579.4 |
| タバコ・飲料 | 197.1 | 226.6 | 257.0 | 152.1 | 79.6 | 198.7 |
| 鉱物 | 1,182.7 | 1,571.1 | 2,013.4 | 3,750.5 | 2,612.4 | 2,335.3 |
| 鉱物性燃料 | 1,116.6 | 1,515.5 | 741.7 | 3,685.2 | 2,640.0 | 2,785.5 |
| 動植物油脂 | 342.7 | 476.3 | 2,278.3 | 801.3 | 556.8 | 722.2 |
| 化学品・薬品 | 1,532.6 | 2,823.9 | 3,051.1 | 4,437.1 | 3,006.5 | 3,043.0 |
| 製造業製品 | 4,671.0 | 5,065.0 | 5,950.8 | 8,750.6 | 6,436.1 | 7,521.3 |
| 機械・輸送機器 | 4,847.0 | 3,790.4 | 5,990.8 | 5,873.2 | 4,055.3 | 5,556.4 |
| その他製造業製品 | 1,036.6 | 1,247.6 | 1,120.7 | 1,656.5 | 1,244.1 | 1,502.0 |
| 輸 出 | 4,195.3 | 5,156.2 | 7,387.5 | 13,939.4 | 9,880.0 | 13,097.8 |
| 食料品・動物 | 577.6 | 616.0 | 986.5 | 2,096.4 | 1,432.6 | 1,612.8 |
| タバコ・飲料 | 6.6 | 4.1 | 11.2 | 4.1 | 3.1 | 5.4 |
| 鉱物 | 249.9 | 238.6 | 312.1 | 477.7 | 347.6 | 336.4 |
| 鉱物性燃料 | — | — | — | — | — | — |
| 動植物油脂 | 100.3 | 20.1 | 201.9 | 120.2 | 88.6 | 122.9 |
| 化学品・薬品 | 26.0 | 10.9 | 17.7 | 31.2 | 21.9 | 23.9 |
| 製造業製品 | 1,982.6 | 2,693.1 | 4,312.3 | 7,627.5 | 5,365.8 | 7,903.3 |
| 機械・輸送機器 | 5.8 | 0.1 | 0.1 | 0.3 | — | — |
| その他製造業製品 | 1,346.5 | 1,573.3 | 1,545.7 | 3,582.0 | 2,620.8 | 3,093.1 |

(注) *暫定。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 6.2, p.51)。

第9表 外国援助の部門別使用額

(単位:100万ルピー)

| | 1989/90 | | | 1990/91 | | | 1991/92 | | |
|---------------------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 贈与 | 借 款 | 合 計 | 贈与 | 借 款 | 合 計 | 贈与 | 借 款 | 合 計 |
| 農業・灌漑・林業 | 194.9 | 1,294.8 | 1,489.7 | 141.1 | 1,112.1 | 1,253.2 | 313.3 | 1,632.1 | 1,945.4 |
| 農 業 | 92.5 | 433.7 | 536.2 | 62.4 | 547.2 | 609.6 | 126.4 | 270.4 | 396.8 |
| 灌 漑 | 46.9 | 725.5 | 772.4 | 20.4 | 414.9 | 435.3 | 93.9 | 1,065.0 | 1,158.9 |
| 林 業 | 55.0 | 125.6 | 180.6 | 57.8 | 150.0 | 207.8 | 93.0 | 296.7 | 389.7 |
| そ の 他 ¹⁾ | 0.5 | — | 0.5 | 0.5 | — | 0.5 | — | — | — |
| 運輸・電力・通信 | 919.5 | 1,758.6 | 2,678.1 | 1,043.8 | 1,531.8 | 2,575.6 | 475.0 | 2,010.1 | 2,485.1 |
| 運 輸 | 371.3 | 378.6 | 749.9 | 687.1 | 670.3 | 1,357.4 | 174.7 | 953.5 | 1,128.2 |
| 電 力 | 526.2 | 1,275.4 | 1,802.0 | 356.7 | 806.9 | 1,163.6 | 300.3 | 943.1 | 1,243.4 |
| 通 信 | 23.0 | 104.6 | 126.6 | — | 54.6 | 54.6 | — | — | 113.5 |
| 工業・商業 | 10.7 | 645.9 | 656.6 | 120.2 | 1,270.7 | 1,390.9 | 30.6 | 113.5 | 2,174.3 |
| 社会サービス | 643.3 | 932.5 | 1,575.8 | 643.3 | 932.5 | 1,575.8 | 712.1 | 2,143.7 | 1,195.6 |
| 教 育 | 65.9 | 118.7 | 184.5 | 30.8 | 91.4 | 122.2 | 58.2 | 483.5 | 205.1 |
| 保 健 | 106.3 | 3.3 | 129.6 | 105.4 | — | 105.4 | 182.0 | 146.9 | 182.0 |
| 飲 料 水 | 90.7 | 149.9 | 240.6 | 50.4 | 131.5 | 181.9 | 417.9 | — | 633.0 |
| そ の 他 ²⁾ | 370.4 | 650.6 | 1,021.0 | 97.5 | 160.9 | 258.4 | 50.0 | 215.5 | 171.5 |
| そ の 他 ³⁾ | 39.4 | 6.5 | 45.9 | 0.3 | 61.6 | 61.9 | 4.0 | 121.5 | 4.0 |
| 総 計 | 1,807.8 | 4,638.30 | 6,446.1 | 1,807.8 | 4,683.3 | 6,446.1 | 1,531.0 | 6,269.4 | 7,800.4 |

(注) 1) 測量, 土地改革。2) 地方開発およびその他社会サービス。3) 統計およびその他。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 8.9, p.86)。

第10表 外国借款・借款返済

(単位：100万ルピー)

| | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92 | 1992/93* |
|-------|----------|----------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 直 接 | | | | | | | |
| 前年末残高 | 13,042.8 | 16,990.6 | 23,861.8 | 31,467.5 | 52,688.8 | 64,569.2 | 7,882.3 |
| 借 入 れ | 2,361.9 | 4,069.9 | 5,671.4 | 5,959.6 | 7,296.9 | 6,816.9 | 4,094.7 |
| 返 済 | 249.6 | 296.5 | 387.6 | 700.8 | 588.0 | 941.1 | 941.1 |
| 利子支払 | 235.8 | 293.0 | 312.2 | 419.6 | 497.0 | 722.3 | 628.5 |
| 純 残 高 | 15,155.1 | 20,764.0 | 29,145.6 | 36,726.3 | 5,397.5 | 70,445.0 | 82,035.9 |
| 間 接 | | | | | | | |
| 前年末残高 | 17.8 | 63.0 | 72.3 | 75.6 | 108.8 | 15.1 | 14.4 |
| 借 入 れ | — | — | — | — | — | — | — |
| 返 済 | 1.0 | 1.0 | 1.00 | 1.0 | 1.0 | 1.1 | 0.6 |
| 利子支払 | 0.6 | 0.5 | 0.50 | 0.5 | 0.5 | 0.4 | 0.2 |
| 純 残 高 | 16.8 | 62.0 | 71.30 | 74.6 | 107.8 | 14.0 | 13.8 |
| 総外国借款 | | | | | | | |
| 前年末残高 | 13,060.6 | 17,053.6 | 23,934.10 | 31,543.1 | 52,797.6 | 64,584.3 | 78,896.7 |
| 借 入 れ | 2,361.9 | 4,069.9 | 5,671.40 | 5,959.6 | 7,296.7 | 6,816.9 | 4,094.7 |
| 返 済 | 250.6 | 297.5 | 388.60 | 701.8 | 589.0 | 942.2 | 941.7 |
| 利子支払 | 236.4 | 293.5 | 312.7 | 421.8 | 497.5 | 722.7 | 628.7 |
| 純 残 高 | 15,171.9 | 20,826.0 | 29,216.9 | 36,800.9 | 59,505.3 | 70,459.0 | 82,049.7 |

(注) *当初9カ月。

(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 8.10, p.88)。

第11表 外貨準備

(単位：100万ルピー)

| 月 央 | ネパール国立銀行の準備 | | | | | | 民間銀行 保 有 | 総 計 |
|---------|-------------|-------|----------------------|-------|----------|---------------|-------------|----------|
| | 合 計 | 金 | IMFゴ ールドト ランシュ | S D R | 外 貨 | うちコン バーチブル | | |
| 1986.7 | 2,128.6 | 134.8 | 143.2 | 2.0 | 1,848.6 | 1,500.7 | 1,614.7 | 3,743.3 |
| 1987.7 | 2,795.8 | 139.2 | 159.2 | 2.6 | 2,494.8 | 1,936.8 | 1,681.4 | 4,477.2 |
| 1988.7 | 5,594.1 | 150.7 | 175.7 | 4.2 | 5,263.5 | 4,808.2 | 1,801.3 | 7,395.4 |
| 1989.7 | 6,837.1 | 176.7 | 200.2 | 3.3 | 6,456.9 | 6,207.4 | 1,853.9 | 8,691.0 |
| 1990.7 | 8,979.4 | 187.7 | 225.4 | 11.5 | 8,554.8 | 7,127.3 | 3,035.0 | 12,014.4 |
| 1991.7 | 15,390.0 | 275.5 | 321.5 | 16.4 | 14,776.6 | 13,329.0 | 3,880.0 | 19,270.0 |
| 1992.4 | 19,132.2 | 274.8 | 333.4 | 7.8 | 18,516.2 | 17,664.3 | 5,737.1 | 24,869.3 |
| 1992.7 | 20,182.2 | 274.8 | 352.5 | 3.6 | 19,551.3 | 19,125.6 | 4,700.1 | 24,882.3 |
| 1993.4* | 25,653.6 | 317.8 | 397.2 | 2.5 | 24,936.1 | 22,314.3 | 6,542.7 | 32,196.3 |

(注) *暫定。

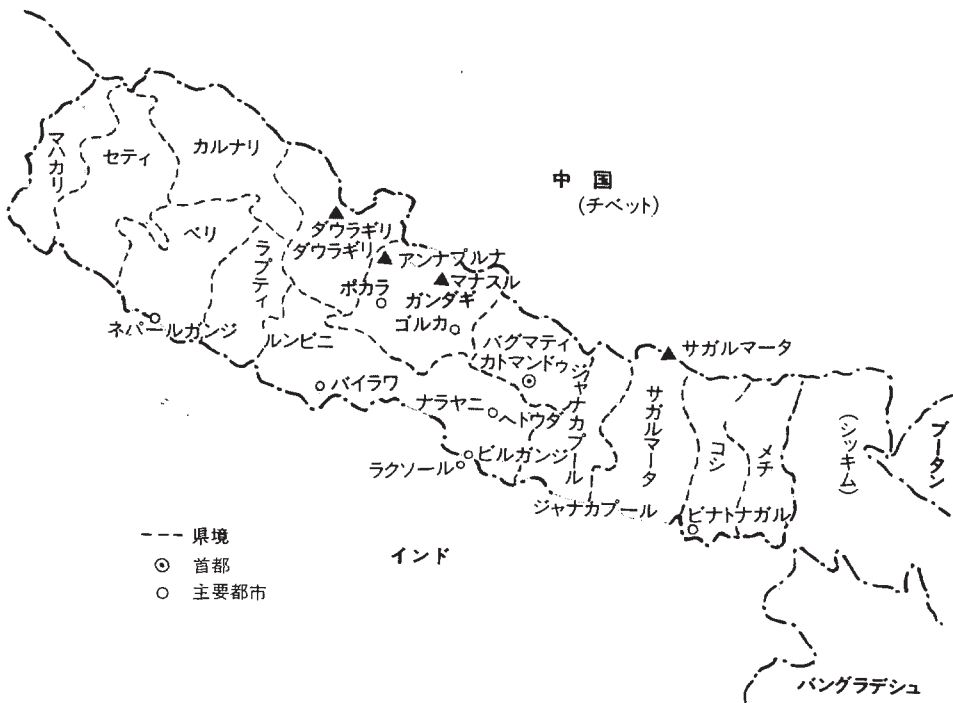
(出所) 第1表に同じ(Statistical Tables, Table 6.7, p.59)。

Yearbook of Asian Affairs:
1990 - 1999
Nepal

1994

ネパール

| | | |
|-----------------------------|------|------------------------------|
| ネパール王国 | 宗教 | ヒンドゥー教および仏教 |
| 面積 14万7181 km ² | 政体 | 立憲君主制 |
| 人口 1932万人 (1994年,ネパール中央統計局) | 元首 | ビレンドラ・ビール・ビクラム・シャハ・デヴ国王 |
| 首都 カトマンドゥ | 通貨 | ルピー(1米ドル=49.791ルピー, 1994年平均) |
| 言語 ネパール語 | 会計年度 | 7月16日~7月15日 |



1994年のネパール

共産党政権の誕生

伊藤 ゆき

1994年のネパールは、年頭の下院議員補欠選挙戦で始まり、7月の新会計年度開始早々にコイララ首相の辞任、年末の総選挙による共産党政権の誕生と、熱い政治の一年だった。これはまた、与党のネパーリー・ कांग्रेस党 (NC) に寄せられた「NCは民主主義であり、民主主義はNCである」という国民の期待の大きさがそのまま失望へと変わっていった年でもあった。コイララ首相は、さまざまな問題が発生する度に、根本的な解決を先送りして局面を凌いできた。だが、国民は物価高騰への不満や反インド感情を率直に示すことを民主化によって学び、コイララ政権を拒否したのである。

「国民」という意識が非常に薄いネパールで、国民的総意と呼べるものは「シンボルたる国王なくして、ネパールは存在せず」との国王への敬意の念である。ネパール共産党（統一マルクス・レーニン主義者 [UML]）は、憲法下の君主制擁護と市場開放政策推進を掲げ、社会民主党的な性格を前面に出して、11月15日の下院選挙に勝利し、冷戦終焉後世界初の共産党政権を樹立した。アディカリ新首相は、かつて反ラナ闘争の指導者であり、老練である。新政権発足後1カ月間の評判は良好だが、少数与党が公約を実現できるかとの懸念がある。援助国の間には様子待ちのムードが流れている。

経済面では、政権交代後の公務員の人事異動、規則の新設、税制改革がどのような影響を及ぼすかが問題である。国内産業の活性化に欠かせない電力供給のため、アルンⅢプロジェクトの再開が模索されており、外国投資家も注目している。

国内政治

NCの内部崩壊とトロイカ時代の終焉

1994年2月7日、93年5月に事故死したUML下院議員2人の補欠選挙が、カトマンドゥ1区とジャバ1区で行なわれた。カトマンドゥ1区には24人の立候補

著作権の関係により、
この写真は掲載できません

があったが、事実上バンダリー-UML書記長未亡人（事故死の下院議員夫人）対バッタライNC党首の一騎打ちであった。投票の結果バンダリーが当選し、バッタライは僅差で落選した。バッタライ派は、コイララ首相がバッタライを支持しなかったことが落選原因であるとし、党内に大きな亀裂が生じた。一方、UMLの基盤であったジャパ1区はNC候補に奪われ、共産党は下院の1議席を減らした。

2月20日、野党議員20人がドゥンガナ下院議長にコイララ首相に対する不信任状を提出した。これにバッタライ派議員も加わり、3月2日には不信任状に54人の署名が集まったため、憲法の規定により3月7日に国会で不信任投票が行なわれることになった。不信任案は81票対113票で否決された。

しかし、事態はこれで収まらず、7月10日の第7期国会で、国王の施政演説に対する感謝決議が否決された。これは内閣不信任と同じ意味であることから、コイララ首相は、政権を担って3年2カ月で辞任し総選挙を条件に下院を解散した。

ところで、コイララ首相、バッタライ党首、シン最高顧問のNCトロイカは1950年代から共に反ラナ、反パンチャヤットで闘ってきた同志だった。このうち、バッタライは暫定政府の首相を務めたが、奔放な言動により信頼を失った。シン

共産党政権の誕生

はついに首相の地位を得られず、1994年末に離党した。残るコイララは、タナクプール違憲訴訟、首相不信任案投票、RNAC疑惑、辞任違憲訴訟などの危機を凌いできた。3人は11月の下院選挙に立候補しないことで合意したが、最終的にコイララは立候補した。かくして旧世代のトロイカは崩壊した。

1994年総選挙

ネパールで3回目の議会制民主主義による総選挙（第1回は1959年、第2回は1991年）が、29カ国から国際監視団を迎え、全国5万カ所の投票所で11月15日に行なわれた。

選挙結果は、表1のとおり、総議席205のうちUMLが88議席を獲得して第1党となり、NCが83議席と前回の110議席を下回り第2党に転落した。NC敗北の背景には、NC政権のもとでの、(1)電気・水道・電話料金の大幅値上げ、(2)貧富の差の拡大、(3)身内最良、(4)汚職・不公正体質、(5)親インド政策に対する国民の強い不満があった。また、今回の選挙は、都市部でNCへの反発が強かったこと、投票率が低かったこと、多数の無所属立候補者が乱立したことなどもNCの選挙戦に不利に展開した。

これに対し、UMLは88議席と前回より19議席を増やした。UML躍進の要因は選挙公約としての、(1)雇用機会の拡大、(2)住宅供給、(3)土地制度改革の実行に国民の期待が寄せられたことにある。さらに、未知の共産党政権に対する国民の不安に対して「憲法下における君主制擁護」を前面に掲げて安心感を与え、インド警官国境侵犯事件（後述）で高まった反インド感情を巧みに利用した。UML党首のアディカリ（コイララ首相の甥）は新興地のカトマンドゥ1区で立候補し、若年・低所得層を中心とした54%の票を獲得してUML勝利のシンボリック的存在となった。

投票率をみると、1991年総選挙で65%だったが、今回は62%であった。選挙後の現地紙による分析では、投票率の減少は「パンチャヤット政府最後の首相マンリッチ・マン・シュレスタから現在の共産党首相マン・モハン・アディカリまで何も変わらない」との政治不信がその原因としている。

政党別の得票率は表1のとおりである。UMLは平均得票率が30.9%だが、都市票の60%を獲得した。特に首都カトマンドゥ、パタンでは全議席がUMLのものとなった。しかし、共産党系政党全体では得票総数が266万票から252万7000票に減っている。一方、NCの平均得票率は1991年比4.4%減少し33.4%、都市部で

は28%であった。
NCの得票数は254万
5000票でUMLより
19万票余り多いにも
かかわらず、5議席
少ない。強かったは
ずの西ネパールでは
大量の議席を失った。

ネパールの選挙は
完全小選挙区制であ
る。結果からは2大
政党と1キャスティ
ング・ボート政党に
収斂され、弱小政党
は特別な地域の結束
がない限り当選は不
可能で、かなり高度
な選挙戦略が必要で
あることが分かる。
また今回の選挙で明
らかとなった点は、
各政党間に議会制民
主主義を堅持したい
との共通意識が存在
し、有権者が、自由
選挙のもとで共産党

政権にも政権獲得の機会を与えることも必要との判断を下したことである。このことは徐々に民主主義が育っていることを示している。しかし当選議員の民族・社会構成を見ると、人口比36%を占める上層カーストのブラーマン・チェトリが他政党とまったく同様にUMLでも60%を占めているという事実がある。政党内の社会階層序列では、UMLも他政党と変わらないことを示している。

表1 総選挙結果比較 (1991, 94年)

| 政 党 名 | 当選者数(人) | | 得票率(%) | |
|----------------------|---------|------|--------|-------|
| | 1991 | 1994 | 1991 | 1994 |
| U M L | 69 | 88 | 29.0 | 30.9 |
| N C | 110 | 83 | 37.8 | 33.4 |
| R P P (Tapa + Chand) | 4 | 20 | 11.9 | 17.9 |
| N S P | 6 | 3 | 4.1 | 3.5 |
| N M K P | 2 | 4 | 1.3 | 1.0 |
| U R F | 9 | ... | 4.4 | 1.3 |
| N C P (Deocratic) | 2 | ... | 2.4 | ... |
| R J M | ... | ... | 0.5 | 6.2 |
| そ の 他 | ... | ... | 0.7 | 1.7 |
| 無 所 属 | 3 | 7 | 4.2 | 6.2 |
| 小 計 | 205 | 205 | 95.6 | 96.8 |
| 無 効 票 | ... | ... | 4.4 | 3.2 |
| 計 | 205 | 205 | 100.0 | 100.0 |

(注) UML=ネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義者), NC=ネパール・ कांग्रेस党, RPP=民族民主党, NSP=ネパール・サドヴァバナ党, NMKP=ネパール労働者・農民党, UPF=統一人民戦線, NCP (Democratic)=ネパール共産党(デモクラティック), RJM=民族ジャナムクティ党。

(出所) Peoples' Verdict : An Analysis of the Results of General Elections 1994, Council of Retired Public Servants (CRPS), Development Associates Nepal (DEAN), Dec. 1994.

共産党政権の誕生

ところでコイララ首相の辞任を承認し、再び同氏を暫定内閣首相として任命し、1994/95年度予算案を承認し、総選挙を決めるなどの処理は、全て政治家として誰よりも長い経験を持つ国王が憲法に従って行なった。さらに選挙後、後述のように連立内閣成立が不可能であったため、最多議席政党のUML党首アディカリを憲法第42条によって新首相に指名した。国民の間には共産党政権が失敗したら最後に頼れるのは国王という、民主主義とは相反する心理がある。ただ、コイララ首相辞任後の処置に関する国王の判断に議員らが反対し、最高裁に提訴したことは時代の動きを感じさせる。

共産党内閣のプロフィール

選挙後、連立政権は成立せず、11月29日に最多議席政党のUML党首のアディカリが、国王から首相に任命された。UML単独の議会少数派政権である。さらに、12月17日、NCから下院議長が、21日にはRPPから副議長が選出され、組閣1カ月後の12月22日にはアディカリ内閣が議会で承認された。しかし、83議席のNCと20議席のRPPが連合すると、UMLは他政党の助けを借りてもなお過半数に達せず、議会運営に苦しみそうである。

現在のUMLは、1950年代の反ラナ闘争の殉教者世代（旧マルクス主義者派）と、1970年代のジャバ郡反地主闘争（ナクサライト運動）世代（旧マルクス・レーニン主義者派＝ML派）との統一政党である。そして、UMLは組織活動経験の長いML派が実権を握っている。選挙戦で取えて党名を変えなかった理由は、UML（エ・マ・レ）の名が国内に浸透していたためとマダヴ・クマール・ネパール副首相兼外相・国防相は語った。「実際の首相」と言われるネパール（現UML書記長）は、ML生え抜きの黨員であり、自らのウパディヤというブラーマンの出自を否定して新姓「ネパール」を名乗っている。閣僚は、彼を中心に40～50歳代のラディカルなML派で占められている。そして、マン・モハン・アディカリ首相と、首相の実弟で大蔵大臣バラト・モハン・アディカリの2人だけが旧マルクス主義者派である。アディカリ首相の機能は王室とのパイプ役に限定され、コイララ前首相のように外交・国防を兼務せず、シンボル役となる。

経 済

始動した自由化政策

コイララ暫定内閣のアチャルヤ大蔵大臣は7月28日、国家計画委員会の会議で1993/94年度（7月16日開始）にインフレ率が前年度の21%から8.9%に下落したのをはじめ、国内で4371の企業体が存在し22万人以上の雇用を創出したこと、輸出入が順調な伸びを示したこと、1月14日には砂糖輸入を民営化し価格統制の撤廃を決定したこと、さらに、財政不均衡の是正、物価下落などを挙げて経済政策は順調であったと語った。経済自由化政策は円滑なビジネス環境を築きつつあり、輸出手数料という名目の2%の輸出税、消費税、アルコール・タバコ税、15~20%の事業所得税は増収傾向にある。

国立銀行の発表によれば、第2四半期の外貨準備高は1992/93同期に比べ83億7050万^ル増、そのうち33億4365万^ルはカーペットと衣料品等の好調な輸出増によるもので、兌換外貨の47%に相当する。UNDPは「人間開発報告1994」で、1人当たりGNPが180^{ドル}から202^{ドル}に上昇し、これは世界173カ国のうち149位（93年は162位）と発表した。

投資環境の整備

7月、ネパールは為替の自由化達成により、IMF14条国から8条国へ格上げされた。また、1993年開設された株式取引市場は94年1月13日から正式に開業し、ネパールの株式市場制度発足の年となった。取引高は前年の5倍、売買数は12倍に増加している。市場の上位企業はネパール・アラブ銀行を筆頭に外資系会社で占められている。94年は外資系企業が60社以上設立された。国立銀行を除く商業銀行、損保会社は全て外資または外資との合併である。1月にタタ紅茶会社がネパールで生産販売を開始し、インドの大財閥が直接進出を始めた。バングラデシュもネパール・バングラデシュ銀行を共同事業として開設する。

外国投資に関しては、日本、フランス、カナダ、オーストラリア、ノルウェーなどから大型経済調査団が商機を探りにネパールを訪問した。ドイツは、ネパールと国内で貿易振興事業の共同実施に合意（4月11日）した。しかし、欧米・日本企業が自由に活動できるインフラや法的条件が整わず、ODAによる建設業界以外の分野は手探りの状態だ。にもかかわらず、ネパールはインド・中国の経済

表2 対インド貿易の状況

(単位：100万ルピー)

| | 1978/88 | 1990/91 | 1991/92 | 1992/93 | 1993/94 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 対インド輸出 | 1,567.8 | 1,552.2 | 1,450.0 | 1,683.9 | 2,527.3 |
| 対インド輸入 | 4,595.8 | 7,323.1 | 11,245.5 | 12,874.4 | 17,112.1 |
| 輸出／輸入 (%) | 34.1 | 21.2 | 12.9 | 13.1 | 14.8 |
| 対印貿易赤字 | -3,028.0 | -5,770.9 | -9,795.5 | -1,190.5 | -14,584.8 |

(注) 1993/94年は当初10カ月推定額。

(出所) HMG Ministry of Finance, *Budget Speech 1988/89-1994/95*.

急成長の波及効果を将来的に享受できるであろうと楽観している。

開発問題には必ず道路と電力の不足が挙げられ、ネパールは将来にわたってこれと闘わねばならない。キムティ・コーラ、スンコシの小規模発電は民間で行なわれる。政府はアルンⅢ電力開発プロジェクトがネパールにとって有効なプロジェクトだと確信はしてない。しかし、同プロジェクトには既にネパール側だけでも2500万\$が費やされており、世銀や援助諸国の面子もかかっている。共産党はアルンⅢプロジェクト中止を世銀に訴えていたが、与党になった現在、野党に反対されずに最大の事業成果を得られるプロジェクトとして、保留状態を早期に解除したい意向であり、UNDPもこれに同意している。政府の試算では外国援助の利子と自国負担金が将来にわたって大きな負担となり、1kW当りのコストはカリガンダキAプロジェクトの2倍になるとしている。このため、道路建設費用の圧縮を世銀に提案したが世銀はこれを拒否し、いまだ合意は得られていない。

その他の対外経済関係では、ドイツ経済協力開発相、オーストラリア開発事業事務局長、ノルウェー開発協力相、中国副首相兼外務大臣などが相次いでネパールを訪れた。デリーではネパール・インド高級作業部会が開かれ、ネパールの開発計画協力が合意されている。

UNDPはヒマラヤの豊かな観光資源開発支援も約束している。観光省の調査では観光客の27.86%が再訪者であり、ネパール観光の特殊性を示している。観光産業は成長が著しい。ソルティー・グループから経営権が移ったホリデイ・インをはじめ、カジノを備えた五つ星ホテルは全て外資企業である。ネパール・日本航空協定、ネパール・英国航空協定が締結された。アエロ・フロートもカトマンドゥ・モスクワ週1便を4月2日から開始した。カトマンドゥ・大阪直行便が10

月30日から週2便飛ぶようになり、日本人観光客の伸びは好調である。日本の援助による航空管制官訓練が終了したが、空港整備およびレーダーの取り付けプロジェクトは、契約業務が難航し締結に至っていない。航空機需要が急増しているが安全管理が伴っているとは言えず、国内線事故が相次いでいる。加えて9月から10月にかけてインドで肺ペストが流行し、地続きのネパールは震撼とした。この影響で一時は旅行客が激減したが、10月以後の観光シーズンには回復している。

対外取引

ネパールは1989年にインドの国境経済封鎖を受けた際、GATT加盟を条件に内陸国の国境通過地点確保などについて国際的な圧力と保護救済を求めたが、手続きは進められていなかった。その後、市場自由化政策によって国際市場との関係が緊密になってきたが、加盟国の恩恵を受けながらも、批准に伴う関税率の引き下げや国内法の整備を回避できる方策を模索している。

貿易には不安が多い。輸出品目の第1位は手織カーペットでその80%はドイツ向けである。第2位の衣料品は特惠関税（GSP）の適用を受けたアメリカ市場向けが90%である。しかしこれらは相手市場の変化の影響を受けやすく、現状が好調であるからといって安心してはいられない。対インド貿易は、表2のとおり、輸入超過により貿易赤字は増加の一途をたどっている。

チベットとの経済関係では、中国・ネパール国境の4峠通行協定が2月19日に締結された。続いて4月9日にカルキ上院議員等国会議員団がチベットを訪問した後、ジョシ運輸副大臣が5月6日北京で中国政府と輸送・観光・郵便事業二国間協定を締結し、カトマンドゥーラサ間1051kmの高速道路整備を決めた。さらに、ネパール・チベット経済貿易協定調印（9月23日）、ネパール国立銀行とチベット自治区国立銀行間協定書手交（10月30日）、ネパール輸送協会と中国国立外国貿易組合間でカトマンドゥーラサ間輸送合意（12月22日）など地味な努力が積み重ねられた。チベットからの主要輸入品はカーペット用の羊毛で、他に布、靴など年間2億^{ドル}程度である。ネパール側からはコメ、ビスケット、小麦粉、砂糖、インスタントラーメンなどの食品だが、輸出額は不明。道路建設によってラサまでバス、トラックで輸送が可能になる予定だ（期日未定）。中国製品は低品質安価なものが中心でカトマンドゥーのチベット人街や露店に溢れている。チベットからは野菜の輸出を求める声がある程度で、ネパールが輸出できる商品は少ない。

共産党政権の誕生

1994/95年度予算案

1994/95年度予算は、滑り出しから首相が辞任したため、国王によって新年度予算案が承認されるという変則スタートであった。UML新政権成立後、アディカリ新大蔵大臣は前政権のNC政府が提出した予算規模399億1441万^{ルピー}から426億9061万^{ルピー}（27億7620万^{ルピー}、7.0%増）と修正したが（「参考資料」参照）、その理由を、暫定政府が予算を閣僚の外遊と選挙準備のために費したためと説明した。NC政府は1994/95年度に向けて経常支出を49.4%増、開発経費は1.6%減という経常経費伸び率の高い予算を組んでいた。UML政府はそれを対前年度予算比経常支出57.6%増、開発経費6.6%増に修正した。経常経費増は主に公務員の給与引き上げによる。一方、歳入の既存財源は238億5190万^{ルピー}で修正後の予算総額の55.9%でしかない。国外113億3627万^{ルピー}、国内19億^{ルピー}の借り入れと、外国無償援助44億6243万^{ルピー}、新規歳入を11億4000万^{ルピー}予定している。新規歳入はNC政府予算案の2倍を超える。この大幅な新規歳入は経費節約と増税および間接税から直接税への重点移動に依存している。しかし増税は新政府への国民の期待に反する。予算は貧困層の経済救済を強調しており最下層に属するデウキ、ラウテ、サッタール等の民族への奨学金、配給カード配布など少額だがきめ細かな補助が立案された。

対 外 関 係

近隣諸国との関係

ネパールの対インド感情を悪化させる事件が発生した。3月末の日曜日、カトマンドゥでは、インド警官の銃器を持った家宅侵入事件で騒然となった。さらに、当日ネパール警察官がインド警官をかばって逃走の手助けをした経緯が明るみに出され、それに対するコイララ内閣の優柔不断な動き、インド大使館の無視が反インド感情の火に油を注ぎ、国境侵犯問題に発展した。この後、ネパールガンジでもインド警官の強盗があり、8月になってインドは2件の国境侵犯を謝罪した。

ブータン難民問題は既に4年を経過している。年頭から3回（2月21日、4月4日、同8日）のネパール・ブータン合同作業チームによる難民の個別検証が行なわれ、10月8日にはラカウル国連高等弁務官もブータン難民キャンプを訪れた。コイララ内閣ではデウバ内相が担当していた難民交渉を、新内閣ではネパール副首相兼外相・国防相の代理としてオリ内相が担当する。

1994年から南アジア地域協力連合（SAARC）第4代事務局長はネパールのシ

ルワール氏になった。5月24日、パキスタンのブット首相がコイララ首相を訪ね経済協力関係で合意し、スリランカは大使館を開設した。ネパールは活発な外交によってSAARC内で一定の地位を得るべく努力している。95年は新設された南アジア経済連合（SAEF）総会をカトマンズで開催し、ホスト役を務める。

日本の援助に期待

共産党政権にとっても最大の援助国である日本は重要な存在である。共産党政府という名称だけで嫌悪感を露にした国もあり、内閣短命論さえ流れる中で、積極的な援助獲得は難しい。また、各国の援助形態が道路、橋、箱物などハードから技術協力、森林保全、女性開発などソフトへ移行している時期だけに、政府の成績になる大型援助を得にくい。12月22日の内閣承認後、首相、副首相は各国を歴訪する予定で、日本へも来訪が打診されている。

1995年の展望

為政者としては素人だと自ら認めているアディカリ内閣がいつまで保つか、まさにネパールにおける「民主主義の訓練」の成果が問われる年になろう。

UMLが選挙戦に掲げた土地制度改革を、土地無し農民は大いに期待している。しかしどのように実現させるのか、その方法は見えてこない。とりあえず政府は、都市よりも農村援助に力を入れ「自らの手で作ろう」のスローガンを掲げ、各村3㍻（約55万円）の範囲で村起しを始める計画である。しかし、(1)議会内で強い野党勢力と政府の対立、(2)共産党員アドヴァイザーを嫌う官僚と政府の対立、(3)税制や規則の変更に苦慮する経済界と政府の対立、(4)支持層である都市労働者層およびインテリの期待外れによる離反といった問題が懸念される。

ネパール副首相は、閣僚活動と党運営を切り離し、党運営を効率的に行ないたいとの意図が、内閣改造を匂わせている。連立内閣、党名改称の可能性もある。

明るい材料としては教育改革がある。政府は5・2・3年制の10年制教育から、「プラス2」と言われる12年制に学制改革を進めている。1992～97年の間に後期中等教育強化策が行なわれている。修学年限をインドはじめ他国に合わせ、留学しやすくすることも目的の一つである。また、政府は事実上、中流以下の子供が通う公立学校の7年生までを修学奨励策と同時に貧困対策の一環として無償とし、1995年は9年生まで授業料・学校経費を無償にする計画である。

(日本ネパール協会理事)

重要日誌 ネパール 1994年

1月1日 ▶第4代SAARC事務局長にネパールのシルワール前外務次官就任。

▶補欠選挙立候補者カトマンズ1区24人、ジャバ1区9人(12月31日締め切り)。

13日 ▶ネパール株式市場操業開始。

30日 ▶アルンⅢダム建設1年延期。

2月4日 ▶スリランカ大使館、カトマンズに開設。

7日 ▶中間選挙投票日。投票率約60%。

9日 ▶カトマンズ1区でネパーリー・コンダレス(NC)党首バッタライ落選。ネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義者=NCP(UNL))書記長故バンダリー未亡人当選。ジャバ1区NC党シタウラ当選。

20日 ▶野党国会議員20人、コイララ首相辞任要求書を下院議長に提出。

21日 ▶ティンパーで開催のネパール・ブータン閣僚会議にデウバ内相出席(～22日)。

24日 ▶特別国会開会。

3月2日 ▶首相不信任案署名者54人に達す。

4日 ▶議会初の首相不信任案討議。

▶コイララ首相国会答弁中、心筋梗塞で倒れティーチング病院に緊急入院。

7日 ▶下院投票113対81で首相不信任案を否決。コイララ首相続投決定。

8日 ▶第6期国会開会。

14日 ▶政府、UNHCRとブータン難民援助額2億1602万^{ドル}で合意。

19日 ▶チベットとの国境、ヤリ峠など4カ所で通行が可能となる。

21日 ▶NC党中央委員会開催。

23日 ▶電気部門赤字年間1億2500万^{ドル}。3月から電気料金37.9%値上げを決定。

25日 ▶吉田重信新日本大使着任。

27日 ▶インド警察官、カトマンズで家宅侵入。政府、インドに抗議書簡を手交。

29日 ▶民法改正。ネパール人と結婚した外国人、男女にかかわらず法律上同等な扱いに。

4月2日 ▶ネパール・ラジオ、全国5開発地域に中波局開設。多民族の音楽と言語で放送。

8日 ▶第6期国会閉会。

10日 ▶ブータン国務大臣ツェリン、難民問題閣僚会議成功と語る。

24日 ▶農業省、灌漑設備の不足による小麦・菜種の大幅減収を発表。

5月3日 ▶工業省、市場開放後3年間で1万7000事業所が申請し、3900事業にライセンスが発行され、117外国合弁企業設立と発表。

6日 ▶ラサとの輸送・観光・郵便事業に関し、北京で二国間条約調印。

16日 ▶国連PKOネパール人兵士、ソマリア軍に拉致され殺害さる。

24日 ▶ブット・パキスタン首相、コイララ首相を訪問。緊密な経済関係推進を確認。

▶労働省、カーベット業界に14歳以下の若年労働者使用禁止を勧告。

6月2日 ▶ネパール・日本航空協定発効(91年2月17日締結)。

24日 ▶ディベンドラ皇太子タイを公式訪問(～27日)。

25日 ▶UML中央執行委員会開催。

26日 ▶NC国会議員団会議に造反議員36人が欠席し、NC党則案決定できず。

29日 ▶第7期国会開会。

7月1日 ▶国会上下院合同会議で国王演説。

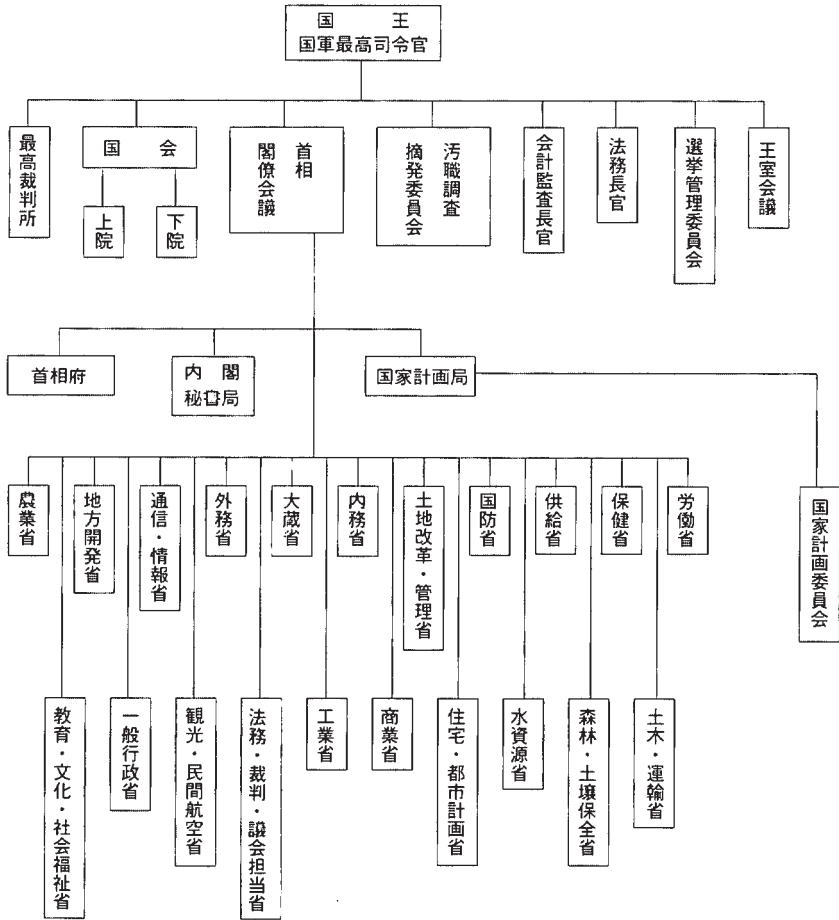
▶吉田大使、SAARC日本特別基金50万^{ドル}をシルワール事務局長に手交。

2日 ▶経済活動の向上によりIMF14条国から8条国に格上げさる。

3日 ▶決算委員会に首相招喚。ロイヤルネパール航空(RNAC)欧州総代理店癒着疑惑。

- 10日 ▶下院で国王演説への感謝決議否決。
▶コイララ首相、国王に辞表提出し、下院を解散。総選挙を国王に提案。
▶国王、コイララ首相辞表を受理。コイララ内閣を総選挙までの暫定内閣に任命。
- 11日 ▶国王、下院解散発表。総選挙を11月13日に決定。
- 12日 ▶第7期国会閉会。
- 14日 ▶国王、94/95年度予算および予算関連法案を承認。
- 19日 ▶中国銭其琛副首相兼外務大臣来ネ（～20日）。3億4000万^{米ドル}の無償援助に署名。
- 20日 ▶共産党系6政党、ゼネストを指揮し、暫定内閣解散を要求（24日も）。
▶ゼネストで催涙ガス使用。280人逮捕さる。
- 30日 ▶第14回SAARC閣僚会議ダッカで開催。
- 8月**12日 ▶国連人口基金、ネパールの人口増加率2.1%、都市人口増加率7.2%（南側諸国で最高率国の一つ）と発表。
- 14日 ▶ゼネストで119人が逮捕さる。
- 17日 ▶インド人警官の国境侵犯事件（2件）に対し、インドが陳謝。
- 19日 ▶コイララ首相の登庁を阻害したとして、UML党首アディカリなど390人を拘留。
- 22日 ▶総選挙登録締切り。登録政党数69。
▶国会解散は違憲とコイララ首相が提訴され、最高裁で公聴会が開かれた。
▶中央選管、総選挙を11月13日に定める。
- 30日 ▶ディベンドラ皇太子、公式訪印（～9月5日）。
- 9月**4日 ▶国連世界人口会議（カイロ）に国家計画委員会のマハト副議長他15人出席
- 16日 ▶国王、宗教上の理由で総選挙開催日を11月15日に変更が可能か最高裁に検討指示。
- 17日 ▶国王・王妃、フランス、オーストリア歴訪（～10月15日）。
- 18日 ▶NC党顧問G・M・シン離党声明。
- 23日 ▶ネ・チベット経済貿易協定調印。
- 27日 ▶中央選管、総選挙に外国人100人、ネパール人500人の監視人を選定。
- 28日 ▶最高裁、選挙投票日変更可能と判断。
- 30日 ▶インドで肺ペスト流行。空港で検疫実施。ビルガンジとカカルピータ国境閉鎖。
- 10月**4日 ▶インド・ネパール両国、ジャナクプール狭軌道鉄道敷設援助に調印。
- 7日 ▶総選挙最終立候補者数 1446人。
- 25日 ▶ディベンドラ皇太子、中国公式訪問（～11月2日）。
- 30日 ▶RNAC、大阪ーカトマンズ直行便初就航。上海経由で週2便。
▶ネ・チベット国立銀行間で、協定書手交。
- 11月**13日 ▶各選挙区に軍隊配置。国境閉鎖。
- 15日 ▶総選挙投票日で休日。車両通行禁止。
- 16日 ▶中央選管、22郡39選挙区で暴行・投票箱略奪が発生し再投票と発表。
- 17日 ▶総選挙の投票は概ね平穏に行なわれたと国際選挙監視団が声明。投票率61.7%。
- 29日 ▶国王、UML党首アディカリを首相に指名。
- 30日 ▶組閣名簿を発表。UML単独内閣。
▶アディカリ首相、国王擁護、貧困緩和、市場経済促進、善隣外交など現実的政策路線を表明。
▶政府、最後に残されていたカンチェンジュンガ地域の外国人入域を解禁。
- 12月**14日 ▶新政府初議会開会。
- 17日 ▶下院議長にNC党ボウデルを選出。
- 21日 ▶下院副議長にRPPヤダヴを選出。
- 22日 ▶アディカリ内閣、国会で198票を得て信任さる。
- 23日 ▶国王、上下両院合同議会で新内閣承認演説。
- 24日 ▶新内閣予算審議開始。

① 国家機構図



② 閣僚名簿 (1994年11月29日組閣)

| | | | |
|--------------|------------------------------|-------------|------------------------------|
| 首相〔王室〕 | Man Mohan Adhikari (74) | 大蔵相 | Bharat Mohan Adhikari (68) |
| 副首相〔外相, 国防相〕 | Madav Kumar Nepal (42) | 外務相 | [Madav Kumar Nepal] |
| 内務相 | Kasad Prasad Sharma Oli (42) | 通信・情報相 | Pradeep Nepal (40) |
| | | 地方開発相 | Chandra Prakash Mainali (43) |
| | | 農業相 | Radha Krishna Mainali (48) |
| | | 教育・文化・社会福祉相 | |

| | | | |
|------------|---------------------------|--|--------------------------|
| | Mod Nath Prashrit (51) | 一般行政相 | [Subash Chandra Nembang] |
| 労働相 | Padma Ratna Tuladhar (54) | 土木・運輸相 | Ashok Kumar Rai |
| 保健相 | [Padma Ratna Tuladhar] | 森林・土壌保全相 | Salim Miya Ansari |
| 供給相 | [Chandra Prakash Mainali] | 水資源相 | [Hari Prasad Pandey] |
| 国防相 | [Madav Kumar Nepal] | 国家計画委員会委員長 | |
| 土地改革・管理相 | [Radha Krishna Mainali] | Chairman Man Mohan Adhikari | |
| 住宅・都市計画相 | Prem Singh Dhani | 同副委員長 | Mangal Siddhi Manandhar |
| 商業相 | Bhim Bahadur Rawal | (注) (1) [] 内は兼務大臣。(2) () 内 | |
| 工業相 | Hari Prasad Pandey | は年齢 | |
| 法務・裁判・議会担当 | | (出所) <i>Rising Nepal</i> 紙, 1994年11月30日; | |
| | Subash Chandra Nembang | <i>SPOTLIGHT</i> 誌, 1994年12月9-14日号, | |
| 観光・民間航空相 | Bhim Bahadur Rawal | 17ページ。 | |

③ 1994/95年国家予算案比較

(単位:100万ルピー)

| | 1993/94 | N C 案* | U M L 案** | 増額分 |
|----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 総支出 | 34,042.2 | 39,914.4 | 42,690.6 | +2,776.2 |
| 經常支出 | 12,559.7 | 18,767.0 | 19,789.8 | +1,022.8 |
| 開発支出 | 21,482.5 | 21,147.4 | 22,900.8 | +1,753.4 |
| 総収入 | 22,703.8 | 26,824.6 | 29,454.3 | +2,629.7 |
| 歳入 | 19,027.9 | 22,385.9 | 24,991.9 | +2,606.0 |
| 既存財源 | — | 21,835.9 | 23,851.9 | +2,016.0 |
| 新規歳入(予測) | — | 550.0 | 1,140.0 | +590.0 |
| 外国無償援助 | 3,675.9 | 4,438.6 | 4,462.4 | +23.8 |
| 二国間援助 | 2,700.0 | 3,688.9 | 3,684.5 | -4.4 |
| 多国間援助 | 975.8 | 749.7 | 777.9 | +28.2 |
| 財政収支 | -11,338.4 | -13,089.8 | -13,236.3 | +146.5 |
| 財政赤字補填 | | | | |
| 外国借款 | 9,518.4 | 11,189.8 | 11,336.3 | +146.5 |
| 二国間借款 | 1,578.5 | 264.8 | 299.8 | +35.0 |
| 多国間借款 | 7,939.9 | 10,925.0 | 11,036.5 | +111.5 |
| 国内借入 | 1,820.0 | 1,900.0 | 1,900.0 | 0.0 |
| 銀行借入 | 1,000.0 | 1,000.0 | 1,300.0 | +300.0 |
| ノンバンク借入 | 820.0 | 900.0 | 600.0 | -300.0 |
| 現金残高 | -437.9 | | | |

(注) *1994年7月14日国王によって承認されたコイララ内閣予算。 **1994年12月26日上程されたアディカリ内閣予算。

(出所) *Rising Nepal*紙, 1994年12月27日 p. 1, HMG Ministry of Finance, *Budget Information Statement of The Fiscal Year 1994-95, 1994, Annex-1*.

④ 「次期政権をネパール共産党（統一マルクス・レーニン主義者）と愛国的かつ民主的な勢力の手に」（抜粋）

1. 複数政党制と民主主義の保護と強化
2. 国益のために全ての国々と友好関係を築く
3. 封建的土地制度を全廃し、農業の近代化と食糧自給を図る
4. 森林保護および拡大と森林産物の安定供給
5. 社会・経済的平等と地域格差の無い開発計画
6. 政府歳入の適正な利用と汚職と不正の根絶
7. 国民の要望に合致した外国援助の有効利用
8. 自立した国家経済のために工業化促進
9. 貿易の多様化（輸出促進）
10. 自立と技術開発のための外国投資誘致
11. 必需品とサービスの供給と、贅沢品統制
12. 顧客本位の銀行サービスと低所得者のための簡便なローン開設
13. 国家建設活動に外国為替差益を有効に利用
14. 民族資本形成と開発のため民族資本家階級の成長促進
15. 流民・不法土地占拠者の適切な移設と家屋設置
16. 文盲撲滅（教育は国民の基本的人権）
17. 全地域への輸送道路を拡充し、国家開発の基本を推進
18. 国家権力から独立した責任あるメディア育成
19. 水利、エネルギー資源などネパールの固有の権利保護
20. 地域医療の無料化
21. 王室の法的正当性擁護
22. 愛国的軍隊と国民に奉仕する警察育成
23. 言語・宗教・文学・芸能による民族的連帯強化
24. 働く者の権利強化と搾取と抑圧からの開放
25. 社会的差別、社会的優位性濫用の根絶
26. 男女平等（社会開発の基礎条件）
27. 観光産業促進
28. 僻地と都市の格差是正
29. 持続可能な開発（環境保護）
30. 失業者の雇用機会拡大と貧困緩和

(注) ネパール共産党（統一マルクス・レーニン主義者）＝NCP（UML）選挙対策本部発行。

(出所) *Agami sarkar emareko desbhakt ara prajatantradhadiko chunabha gosnapatra*, 1994. pp. 1-36.

主要統計

ネパール 1994年

1 基礎統計

| 年 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人 口 (1000人) | 18,111 | 18,491 | 18,879 | 19,275 | 19,680 |
| 為替レート(年平均, 対米ドル) | 29.369 | 37.255 | 42.718 | 48.840 | 49.791 |

(注) 人口増加率 (2.1%) で推計。

(出所) *Statistical Yearbook 1993*, p. 41 ; ネパール中央統計局。

2 産業別国内総生産 (名目) (会計年度 7月16日～翌年 7月15日) (単位: 100万ルピー)

| | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92 ¹⁾ | 1992/93 ²⁾ | 1993/94 ³⁾ |
|-------------------|---------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 農 業 ・ 漁 業 ・ 林 業 | 50,470 | 55,368 | 65,156 | 69,472 | 80,500 |
| 鉱 業 | 449 | 575 | 795 | 921 | 1,092 |
| 製 造 業 | 5,958 | 7,894 | 12,822 | 14,681 | 17,227 |
| 非 家 内 工 業 | 4,218 | 5,937 | 10,367 | 11,966 | 14,083 |
| 家 内 工 業 | 1,738 | 1,957 | 2,455 | 2,652 | 3,144 |
| 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 | 523 | 815 | 1,238 | 1,437 | 1,786 |
| 建 設 | 8,943 | 11,078 | 14,769 | 17,318 | 20,543 |
| 商 業 ・ 飲 食 業 | 10,507 | 12,902 | 16,563 | 19,250 | 21,866 |
| 運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 | 5,724 | 6,560 | 8,558 | 10,879 | 12,742 |
| 金 融 ・ 不 動 産 | 9,269 | 10,944 | 13,241 | 15,684 | 18,122 |
| 民 生 ・ 厚 生 | 7,861 | 9,991 | 11,788 | 15,115 | 17,128 |
| G D P (要素費用) | 99,702 | 116,128 | 144,931 | 164,634 | 191,006 |
| 間 接 税 (純) | 5,668 | 8,532 | 7,487 | 8,945 | 10,438 |
| G D P (市場価格) | 103,416 | 120,501 | 149,485 | 170,001 | 196,969 |
| G D P (84/85年度価格) | 56,151 | 59,768 | 62,531 | 64,373 | 69,364 |
| 農 業 | 27,774 | 28,372 | 28,070 | 27,683 | 29,826 |
| 非 農 業 | 28,377 | 31,396 | 34,461 | 36,690 | 39,538 |
| G D P デ フ レ タ ー | 17,756 | 19,430 | 23,177 | 25,575 | 27,537 |
| G D P 成 長 率 (%) | 4.9 | 6.4 | 4.6 | 2.9 | 7.8 |

(注) 1) 暫定修正。2) 暫定推計。3) 一次推計。

(出所) HMG, Ministry of Finance, *Economic Survey 1993/94*, Statistical Tables, Table 1.1 1.2, pp. 2-3.

3 国家財政

(単位：100万ルピー)

| | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92 | 1992/93 | 1993/94 |
|-------------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 総 支 出 | 18,005.0 | 19,669.3 | 23,549.8 | 30,897.7 | 34,042.1 |
| 経 常 支 出 | 5,676.2 | 6,671.8 | 7,570.3 | 11,484.1 | 12,559.5 |
| 開 発 支 出 | 12,328.8 | 12,997.5 | 15,979.0 | 19,413.6 | 21,482.4 |
| 総 収 入 | 9,457.5 | 11,262.9 | 12,894.7 | 18,941.7 | 22,703.8 |
| う ち 歳 入 | 7,776.9 | 9,287.5 | 10,729.9 | 15,148.4 | 19,027.9 |
| 財 政 収 支 | -8,547.5 | -8,406.4 | -10,655.1 | -11,956.0 | -11,338.3 |
| 財 政 赤 字 補 填 | | | | | |
| う ち 外 国 借 款 | 5,666.4 | 5,959.6 | 6,256.7 | 6,920.9 | 9,518.3 |
| 現 金 残 高 | 1,551.1 | 296.8 | -154.3 | 3,415.1 | -437.9 |

(出所) 表2に同じ, *Statistical Tables*, Table 8.1, p. 70, ほか。

4 国際収支

(単位：100万ルピー)

| | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92 | 1992/93 | 1993/94* |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 貿 易 収 支 | -13,186.6 | -15,852.4 | -18,361.4 | -21,172.7 | -18,499.1 |
| 輸 出 (F.O.B.) | 5,169.9 | 7,403.3 | 13,725.6 | 17,524.1 | 13,160.9 |
| 輸 入 (C.I.F.) | 18,356.5 | 23,255.7 | 31,987.0 | 38,696.8 | 31,660.0 |
| 2. サ ー ビ ス (純) | 2,752.9 | 2,691.5 | 8,893.1 | 5,064.4 | 5,380.8 |
| 収 入 | 6,336.5 | 7,679.0 | 11,756.7 | 14,942.7 | 12,879.4 |
| 支 払 | 3,583.6 | 4,987.5 | 7,863.6 | 9,878.3 | 7,498.6 |
| 3. 移 転 (純) | 2,790.1 | 3,661.2 | 4,294.3 | 6,937.3 | 4,590.4 |
| 収 入 | 3,005.5 | 4,040.5 | 4,489.9 | 7,075.5 | 4,716.8 |
| 支 払 | 215.4 | 379.3 | 195.6 | 138.2 | 126.4 |
| 4. 経 常 収 支 | -7,643.6 | -9,499.7 | -10,074.0 | -9,171.0 | -8,527.9 |
| 5. 外 国 借 款 (純) | 5,888.8 | 6,300.0 | 7,326.0 | 5,474.2 | 3,848.6 |
| ロ ー ン | 6,617.6 | 7,154.0 | 8,710.3 | 6,960.1 | 4,912.4 |
| 償 還 | -728.8 | -854.0 | -1,384.3 | -1,485.9 | -1,063.8 |
| 6. その他資本収支 | 4,404.4 | 7,331.9 | 6,142.4 | 11,500.6 | 10,853.6 |
| 7. 外貨準備増減(-は増) | 2,649.6 | 4,132.2 | 3,394.4 | 7,803.8 | 6,174.3 |

(注) *当初9カ月分。

(出所) 表2に同じ, *Statistical Tables*, Table 7.8, p. 6.

5 対外貿易

(単位：100万ルピー)

| | 対インド | | | 対インド以外 | | | 貿易収支 | 貿易総額 |
|----------|---------|----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|----------|
| | 輸出 | 輸入 | 収支 | 輸出 | 輸入 | 収支 | | |
| 1989/90 | 602.5 | 4,674.5 | -4,072.0 | 4,553.7 | 13,650.4 | -9,096.7 | -13,168.7 | 23,481.1 |
| 1990/91 | 1,552.2 | 7,323.1 | -5,770.9 | 5,835.3 | 15,903.4 | -10,068.1 | -15,839.0 | 30,614.0 |
| 1991/92 | 1,450.0 | 11,245.5 | -9,795.5 | 12,256.5 | 20,694.5 | -8,438.0 | -18,232.5 | 45,646.5 |
| 1992/93 | 1,683.9 | 12,874.4 | -11,190.5 | 15,820.3 | 25,768.1 | -9,947.3 | -21,238.3 | 56,146.7 |
| 1993/94* | 1,882.1 | 12,599.4 | -10,717.3 | 12,878.6 | 23,698.0 | -18,819.4 | -21,536.7 | 51,058.1 |

(注) 輸出はF. O. B., 輸入はC. I. F.。*当初9カ月分。

(出所) 表2に同じ, *Statistical Tables*, Table 6.1, p. 49.

Yearbook of Asian Affairs:
1990 - 1999
Nepal

1995

1995年のネパール

共産党内閣から連立内閣へ

概 況

1995年の年明けのネパール政治は、94年12月末に冷戦終結後初の共産党政権（ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義者、NCP=UML）が王国に成立したという点で、世界の注目を浴びた。国内でも、都市のインテリ層と下層農民の期待が新政権に集まった。しかし、91年の民主化後の総選挙以後、5年間に3回内閣が代わった中で、共産党政権は9カ月の最短命内閣に終わった。

国政は九つのスローガン（ノウ・サ）に集約され、村興し政策や公的扶助政策（後述）が推進された。財政的裏づけの弱い扶助制度を掲げたことに「人気取り内閣」と野党に攻撃されたが、貧困農民に直接手が届く施策は画期的なものであった。

一方、都市を中心とする経済活動は輸出不振が影響して下降線を辿り、経済界は不満を示した。援助国も共産党政権の動きを見るため大型援助契約を手控えた。

野党の要請により6月16日に、アディカリ首相不信任案上程のための特別国会が開催されることになり、先手を打って首相は6月13日に下院解散手続きを行なった。この手続きについて、野党から訴訟を起こされ、8月28日に、最高裁は違憲判決を下し、11月23日に予定されていた総選挙の中止を命じた。

交替した内閣はネパールで初めての3党連立政府である。インド寄りといわれるネパーリー・ कांग्रेस（NC）、国王親政政体（パンチャヤット）を支えた政治家を中心とする国民民主党（RPP）、非ネパール語民族の多いタライ平原を代表するネパール友愛党（NSP）の組み合わせは、国内政治の不安定な力関係を象徴している。9月10日、4閣僚でスタートした連立内閣は、10月と12月に拡充され、最終的には閣僚44人という史上最大の規模になった。

外交は、インドに対して1950年友好・通商条約の改定、貿易不均衡是正、マハカリ川水利協定締結、ブータン難民問題など解決を迫る努力が、共産党との連立政権を通して行なわれた。

国内政治

短命に終わった共産党政権

共産党政権は、1995年早々に、ターゲットを「地方、女性、貧民」に置いた政策を次々と発表した。まず地方分権を強化する目的で「あなたの村はあなたの手で (Build Your own Village by Yourself:BYVY計画)」を発表した。住民が最も必要とする事業を住民が話し合いで決定し、政府が各村役場 (Village Development Committee:VDC) に50万^{ルピー}を交付するというものである。90年の民主化後、地方分権化が叫ばれたが、現金が支給されたのは初めてであった。この実施にあたっては、共産党のアドヴァイザーが消費組合を組織するなどの指導を行なった。

また「チェリベティ」(少女教育助成策)は、第8次国家計画(1991~96年)に掲げられた女性開発政策を実現するものであり、公立学校の女子児童に毎月25^{ルピー}を支給し、識字率向上強化を図るものである。「寡婦、障害者、65歳以上の老人へ月額100^{ルピー}支給」事業は、中央政府から経済的弱者に月額100^{ルピー}の現金を支給する初めての公的扶助であったため、非常に歓迎された。

「土地無し農民への土地権利書譲渡」事業は、約7000家族に国有地の権利書を与えるもので、2年間に約10万家族に土地を与える予定であった。しかし選挙スローガンであった大地主制の残る“1985年土地制度”と税制の改革は実現されなかった。これらの政策は「ノウ・サ」(Nou-SA Program)といわれ、頭文字にサがつく九つのネパール語スローガンにまとめられ、全国で実施キャンペーンが行なわれた。

ところで共産党政権は、インド独立闘争世代のアディカリ首相をシンボルとしていたが、実際にはM・K・ネパール副首相が権限を掌握していた。しかし、党内の派閥調整は順調ではなく、党内の抗争が政権内の対立として表面化し、かつてラディカルな脱獄の闘士として名を馳せたC・P・マイナリー供給相は、理由が説明されないうまま5月に解任された。

6月に入ると急に政局は慌ただしくなった。25日から開かれる予定だった第9回通常国会は、野党NCの要請によって内閣不信任案上程のための特別国会に変更され16日開催となった。これに対しアディカリ内閣は、6月11日下院の解散と総選挙実施を国王に進言した。13日、国王は、これを受けて下院を解散し、11月23日総選挙実施を決定した。同時に、アディカリ内閣を暫定内閣に命じた。これ

共産党内閣から連立内閣へ

に対し野党は、下院解散手続きは違憲であると最高裁に提訴して対抗した。

8月28日、最高裁は、共産党内閣アディカリ首相による下院解散手続きは違憲であり、総選挙中止と国会を6月13日の解散時前の状態に回復することを命じた。政府の決定を覆す判決は司法の独立性を国の内外に強く印象づけたが、判決が国王の行為に及ぶものではないと注釈が加えられた。

連立内閣の成立

9月1日開催の特別国会には、ヘリコプター墜落事故で入院中のアディカリ首相から、不信任投票延期願いが出され、審議は行なわれなかった。9月10日、内閣不信任案が下院で107対88で可決された。同日付けでアディカリ首相は国王に辞表を提出し、国王の要請により次期内閣成立までの暫定内閣首相となった。

11日にS・B・デウパNC下院議員団長を首班とするネパーリー・ कांग्रेस (NC) と国民民主党 (RPP) とネパール友愛党 (NSP) の3党連立内閣が成立した。アディカリ前政権首相より2世代若い。1950年までのラナ家専制の鎖国時代をほとんど知らない49歳のデウパ首相は、大物政治家、王族、少数民族出身議員など、閣僚への自薦他薦相次ぐなかで組閣に苦慮した。結局、大臣・副大臣をあわせて44名の過去最大規模の内閣になった。

連立に参加したRPPは、下院に20議席を占めていたが、副総裁が11月13日行なわれた上院選挙に出馬し、共産党の強力な支援を得て当選したため、19議席となった。その19人中12人(最終的には13人)が閣僚に加わった。入閣者はパンチャヤット時代の首相であった、チャンド氏とタパ氏を含め、経験と実力を持っている。しかし民族主義・国王派であるため、在ネパール・インド大使館は非公式に連立政権の右傾化懸念を表明した。なお、定数の3分の1ずつ改選される上院選挙で、NC 5, RPP 2, NCP・UML 4の議席を得た。

一方NSPのシン党首は、タライの非ネパール語民族を代表し、ネパール語公用化反対、インド系住民の市民権獲得を主張し続け、今回初めて内閣の一角に食い込んだ。タライには、ネパール人口の50%が居住し、イスラーム人口も増加している。インド系住民と、山岳地域から移住してきたさまざまな民族が混住し、経済利害が絡んだ摩擦が頻繁に起きている。さらに民主化後は言論、表現、信仰への制限が解かれたため、民族間の文化・宗教の対立も増加している。NSPはその中のインド系住民を代表する政党であり、シン首相はカリスマ的存在である。

NCは野党時代、与党共産党を“ご都合主義者”と批判したが、政権復帰後は、

国民の反発を考慮して共産党の掲げた政策を継続せざるを得なかった。BYVYは「RSRP (Rural Self-Reliance Program)」と名を変え、郡役所 (District Development Committee: DDC) に1村当たり50万^{ルピー}の基金が設けられた。「寡婦・障害者・65歳以上の老人への月額100^{ルピー}の手当」は、60歳以上に改正された。ちなみに、65歳以上の人口は、1991年人口統計で約64万人、60歳以上は約100万人である。さらに女子の就学率を高めるための奨学金も考慮された。教育予算は、国家予算の13.7%を占めるが、教育事業は95%を外国機関の援助でまかなっている。

1995年には女性・社会福祉省、人口・環境省、青年・スポーツ・文化省が新設されたが、その必要性については議論の分かれるところだ。これらの省は、援助分野として注目を浴びており、閣僚ポストを増加できると同時に、先進国へのアピールと外国援助の受け皿拡大の効果が期待できる。コイララ首相が提唱した“小さな政府”や“外国援助離れへの努力”は立ち消え、初の女性・社会福祉相リラ・コイララ女史は「いかなる援助も収入のうち」と、開き直った演説をした。

国王生誕50周年

ビレンドラ国王は12月26日に50歳の誕生日を迎えた。さまざまなグループが祝賀行事を行なった。マニユシパリテイ (市) からキャピタル (大都市) に格上げされたカトマンズでは、国王生誕50年を祝い3日間イルミネーションが灯された。民主化後、徐々に国王の「ビシュヌ (ヒンドゥー教の神) の化身」という神格性は薄れ、共産党政権下では、非ヒンドゥー民族の自由な発言が容認された。5月5日、国王はロンドンで開かれた戦後50周年平和式典に出席した。しかしネパールへの第一援助国日本に配慮し、国内での戦勝祝賀会は開催されなかった。

経 済

二つの1995/96年度予算

通常、次年度予算案は6月末の議会で提出されるが、共産党政権は、6月13日で下院を解散したため、暫定政府によって1995/96年度の予算案 (95年7月16日～96年7月15日) が作られた。総額516億4000万^{ルピー}という、94/95年度よりも32.6%増の大型予算を組み、BYVYをはじめ福祉関係事業が盛り込まれていた。しかし、実行に移されることはなく、新たな連立政権のマハト蔵相によって、124億^{ルピー}縮小した予算案が10月15日に発表された。しかし、この中には12月4日に発表され

共産党内閣から連立内閣へ

た公務員・教員給与引上げや、退職公務員の復職による公務員人件費は含まれていない。

改定された1995/96年度予算案は、(1)民営化促進を経済安定のための主要戦略とする、(2)就業機会を作り地方の貧しい国民に所得を分配する、(3)RSRPを遂行し、地方自治体に自助努力の自信を与える、(4)経済的弱者に公的扶助を与える、(5)限りある資源の活用、(6)歳入源の拡大強化、が強調されている。

アルンⅢダム中止の事情

世界銀行のアルンⅢ調査団は6月21日付けで、「国際復興開発銀行による調査報告書」を出し、停滞していたプロジェクトにゴーサインを与えた。ネパールは、10年を超える検討期間に、転々とする世界銀行の援助方針に翻弄された。世界銀行の条件に従って、1991～94年に毎年行なった電気料金大幅値上げは、コイララNC内閣不信任の直接的要因となった。90年代になると、自然環境への影響が懸念されはじめ、アルンⅢダムは“ナルマダの息子”と呼ばれた。インドの大型河川ナルマダ総合開発プロジェクトとは条件が異なるが、上部に決壊の予測がつかない氷河湖が点在しているうえ、カリガンダキAプロジェクトの2倍のコストが予想されていた。むしろ、6000ある大小河川を利用して、各地のニーズに合った小・中規模ダムを造る方がネパールにふさわしいとする意見が国内でも多かった。

アルンⅢダム・プロジェクトの再開は、電力供給とインドへの売電利益をネパールにもたらすと期待され、共産党政権の大きな成果になるはずであった。共産党政権は1月末にパンディ水資源相をワシントンに送り、世界銀行と協議をしていた。ところが8月3日、急転して1億7500万ドルの融資が中止された。理由は「環境団体の反対」とだけ説明された。この決定に伴って、アジア開発銀行(ADB)1億2760万ドル、日本1億6300万ドル、ドイツ1億2440万ドル、フランス1900万ドル、フィンランド1000万ドル、スウェーデン1700万ドルの援助も中止された。政府は、計画の立て直しや、代替援助国探しを行なったが、世界銀行の肩代わりをしてくれる国はなく、アディカリ首相は世界銀行に対して中止遺憾の演説を行なった。

連立内閣のマハト蔵相は10月11日世銀・IMF年次協議でアルンⅢダム・プロジェクトの必要性について演説したが、10月21日に世銀は、ネパールの融資再要求をあらためて拒否した。

貿易赤字総額、国家予算に匹敵

1994/95年度の貿易総額は93/94年同期に比べ16.1%上昇し、総額834億2550万^{ルピー}に達した。このうち対インド貿易は、241億6030万^{ルピー}(総額の29.0%)で、93/94年度比18.2%増、第三国貿易は、592億6520万^{ルピー}(71.0%)で、15.3%増であった。輸出は、94/95年度は対前年度比7.7%減少し(前年度実績は12.5%)、総額178億9880万^{ルピー}に留まった。同期のインドへの輸出は59.0%増だが、第三国へは145億2970万^{ルピー}で13.6%減であった。対インド輸出は、豆類、ジュート、糠油など農業製品が主流であり、対第三国輸出は、羊毛絨毯と既製衣料の2品目で全体の95%と突出している。

輸入は、前年度比25%増加し、655億2670万^{ルピー}であった。このうち、インドからの輸入が16.4%増の207億9120万^{ルピー}であり、第三国からは29.4%増の447億3550万^{ルピー}であった。

1994/95年度貿易赤字は輸入急増のため、対前年度比44.3%増、476億2790万^{ルピー}と、国家予算に匹敵する規模となった。貿易赤字は、対インドが14.0%増加の174億4221万^{ルピー}、対第三国が70.4%増加で302億580万^{ルピー}となっている。

ネパール中央銀行発表の、1995/96年度当初5カ月(7月16日~12月15日)の経済中間見通しでは、米穀の作柄が良く20~22%の増産と見込んでいるが、懸念は貿易赤字である。貿易赤字は年度当初から拡大を続け、すでに161億1200^{ルピー}に達している。94年、ドイツがネパールの児童労働者使用ボイコット・キャンペーンを行なったため34.7%減少したカーペット輸出は、95年には2.2%の増加を示した。しかし、90~94年に拡大したアメリカの衣料品市場は、95年に入って景気低迷に伴って縮小しており、対アメリカ衣料品輸出の回復は見込めない。

ネパール通貨の下落

外貨準備は1995年12月現在、5カ月分の輸入額水準まで落ち込んだ(94年12月は11カ月分)。ネパール・ルピーとインド・ルピーは160対100で固定されている。92年に変動相場制に移行してから3年間、1^ル=31.50インド^ルで、49ネパール^ルで安定していた。しかし、95年初め、1^ル=50ネパール^ルに下落し、年末には57ネパール^ルとなり、なお下落傾向にある。そのため、銀行融資を一時的に停止している銀行もある。

政府は、(1)インド・ルピーとの連動を断ち切り自由変動にするか、(2)固定レートを見直すかを検討しているが、いずれも対インド関係への政治的影響や輸入価

共産党内閣から連立内閣へ

格上昇などが懸念され決断し切れないでいる。ネパール・ルピーの下落は、ネパール産出品を先進国に輸出できれば有利な条件だが、生活必需品の多くを輸入に依存するネパールでは経済に大きな影響を及ぼしている。ガソリン、LPガス、石油をはじめ消費者のための、政府指定フェア・プライス・ショップが機能を果たせず、連立政権への批判の的となりつつある。

民営化促進

1992年から、世界銀行と国連開発計画（UNDP）の援助により、国営企業63社の民営化が始まった。共産党政権は第2期民営化で、セティたばこ社、農機具工場社、ラジュパティのジュート工場、ネパール石炭会社を民営化した。

連立政権は1995/96年度内に、メランチ飲料水プロジェクト、カトマンズ・ヘトウダ道路工事事業、トリブバン空港拡張工事に伴うさまざまな事業を、ネパール人投資家優先政策によって促進したいとしている。残る国営企業は年間2億2000万²の損失を出しているが、施設が古かったり、工場の機械を持ち去られたりしており、民営化の目途がついていない。

南アジア特惠貿易協定（SAPTA）

南アジア地域協力連合（SAARC）は、設立10年を経て、第8回サミットを5月2～4日にニューデリーで開催した。この会議の成果は、南アジア地域特惠貿易協定（South Asia Preferential Trading Agreement: SAPTA）が承認されたことである。ネパールは、域内で最も早くSAPTAに署名し（1993年4月11日）、1994年12月に14品目について10%の関税引き下げを行なった（バングラデシュ12品目、ブータン11、インド106、モルディブ17、パキスタン35、スリランカ31）。ネパールがSAPTAに積極的な理由は、(1)域内関税を引き下げること、インドに対し二国間貿易の不利な状況をアピールし、(2)SAPTAとWTO加盟によって国際貿易の地位確保を目指す、さらに、(3)インドにバングラデシュの港湾利用を認めさせ陸封状態から脱出するなどにある。“インド洋経済圏”や“APEC”など、近隣経済圏と関係を持たない地政的条件下で、ネパールは、SAPTAに大いに期待している。

外国投資

工業省の発表によれば、1995年に288件、総額387億²の合併案件があった。これ以外に株式投資90億²と120件の技術移転案件が承認された。

10月にはEUミッションが来訪し、貿易、投資、人材開発、環境保護、麻薬防止など多岐にわたる協力関係の正式調印が行なわれた。EUは12月31日に、マレーシア、インドと並んで、カトマンズにも事務所を開設すると発表し、ネパール政府を喜ばせた。政府は、外国投資の最低額を2000万^{ドル}以上に制限する計画である。

日本からの民間投資は慎重である。もっぱら援助に偏り、トリブバン空港航空管制システム、シンズリ道路、カトマンズ飲料水開発、バグマティ橋梁建設、西ネパール電話線架設、ポカラ森林・WIDプロジェクトなど継続案件があるが、新規ODAは少ない。

考古学調査の結果、仏陀の生誕地がネパールと確定したため、主に仏教関係団体から巨額援助申し入れが相次いでいるが、政権交替の混乱で受け入れ体制が整っていない。

インド企業にとってネパールは、国境往来の自由、容易な貨幣の兌換、同一文化環境、経済界がネパール商工会議所前会頭ラジェンドラ・ケタンをはじめミッタル・グループ、ケディア・グループ、ゴルチャ・グループ、チョウダリ・グループなどインドのマルワリー（マルワール地方出身の企業家）で占められていることなど、仕事がしやすい面もある。在ネパール・インド大使館の発表によれば、12月現在、ネパール企業との合弁は手工業関連企業7社（1690万^{ドル}、投資総額の2%）、鉱業開発2社、五つ星ホテル2社、観光業12社、その他1社が活動し、中・大規模外国投資総額の40%をインド1国で占めている。

NGO関係

ネパールは、先進国の援助見本市ともいわれるほど、NGO団体が多い。ネパール国内の教育・医療・森林など生活に密着する活動の多くがNGOの資金に委ねられている。日本国内だけでも援助額10億円を超える法人団体から10万円単位の個人まで、100団体近くがネパールに関わっている。郵政省ボランティア貯金から資金を得ている団体も、他国に比較して多い。先進国のNGOを受け付けるネパール側団体は社会福祉局（Social Welfare Council: SWC）に登録されていない団体を含めると5000を超えるといわる。外国のNGO活動に関わるネパール側NGOはインテリ層の新しい高所得職種となり、外貨入手・外国研修などの機会に恵まれた特権階級を形成しつつあり、大学教員の魅力的な副業になっている。

12月に組織された政府高官15名の調査チームは、ネパールは年間20億～40億^{ドル}（40億～80億^{ドル}）の外国NGO援助を得ているが、その用途は明らかにされていない

共産党内閣から連立内閣へ

と報告している。こうしたGNPに計測されない経済活動が、ネパールを支える重要な要素となっている。

アジア開発銀行

1968年に設置されたアジア開発銀行（ADB）ネパール事務局の歴史は、ネパールにおける先進国援助の歴史でもある。27年間に公共部門に総計12億ドル、78件のローンと6880万ドルの技術援助が行なわれた。日本はADBへの最大拠出国でもある。世銀より、細かな配慮を示し、アルンⅢダム・プロジェクト支援を世銀が中止した後も、代替国探しに奔走した。現在も29件3660万ドルのプロジェクトが行なわれている。ただし、ネパールのプロジェクト実行率は低く、95年は18.6%で、ADBはネパール政府の努力を求めている。

対 外 関 係

インドとの1950年友好・通商条約改定交渉

鎖国解除直後の1950年、ネパール・インド間で友好・通商条約が締結された。しかし、ネパールにとって、これは宗主国をイギリスからインドに置き換えたものと変わらない、圧倒的に不平等な条約であった。共産党政権のアディカリ首相は、4月10日のインド訪問の際、第1の討議議題としてこの条約改定を提示した。4月14日のインドのラオ首相との共同声明では、(1)1950年ネパール・インド友好・通商条約の改定、(2)対インド貿易赤字拡大の是正、(3)極西マハカリ川水資源共同利用に関わるマハカリ協定、(4)ブータン難民問題（後述）解決などが盛り込まれた。連立政権のデウパ首相とロハニ外相は、アディカリ前首相の方針を継承し、声明内容の詰めと具体化に取り組んでいる。

ブータン難民問題

10万3300人（UNHCR発表11月現在）のネパール系ブータン人難民問題は一向に解決の糸口が見えないまま、5年を経過した。第5回（1月27日）、第6回（4月17日）ネパール・ブータン合同閣僚会議が開かれたが、全く進展はなかった。9月に入るとブータン難民キャンプは、人権闘争と、ブータン民主化支援闘争の根拠地として新たな側面を見せ始めた。12月末から新年にかけて、ネパール内の難民キャンプから150人の難民がインドを経てブータン国境への平和行進に参加し

た。この行進にインドのベンガルから支援団体が加わり、インド警官に逮捕・投獄される者が出た。この状況に対しインド訪問中だったEUミッションは、遺憾の意を表明し、インド政府に解決の努力を促した。従来、ネパール・ブータン二国間問題として、関与を避けてきたインドだが、何らかの形で関わりを持たざるを得ない状況に直面している。

日本の援助と国連の1票

10月30日、ロハニ外相は非同盟諸国会議の帰路日本に立ち寄った際、河野外相より、国連安全保障理事会で日本の常任理事国立候補を支持するよう正式に依頼された。ネパールは日本の非核政策、非軍事化路線、SAARCへの基金拠出、ネパールの第一援助国であることなどを高く評価しているが、同時に常任理事に立候補を予定しているインドからも圧力がかかっている。日本のネパールへの援助理由は、経済的見返りではなく、国連での日本支持にあり、ネパールは苦しい選択を迫られている。

1996年の展望

都市では、政権が交替するたびに政務の停滞を招き、それに従事する労働者は仕事の意欲をなくしている。新設省庁の拡大や不要な公務員組織が容易に解体されないことや、毎年行なわれる国会議員補欠選挙の費用などが、国民に多大な経済的負担を強いている。

1991年の総選挙後、一党単独内閣、共産党内閣、連立内閣と短期間に三つの政権を経験した。現在の連立内閣は、NC30人、RPP13人、NSP1人という不安定な構成である。UMLのアディカリ党首は再登板の意志を表明しており、政府は経済安定、開発に専念するのは難しそうだ。

地方では、ロールパ、ゴルカなど中小都市でネパール共産党（毛沢東派）のテロ活動が頻発し、タライの国境付近ではイスラームとヒンドゥーの小競り合いや、ブータン難民キャンプを拠点とするブータン民主化・人権運動など、政治的な抗争の火種が各地に燦々している。加えて物価・公共料金の高騰への不満と、ネパール・ルピーの目減り不安、さらにビジネスの先行き不透明感が払拭しきれず、これらが国民に不安感を与えている。経済界も国民も、政権の安定化を望んでいるようだ。

(伊藤ゆき／日本ネパール協会理事)

1月2日 ▶第8回国会(12月14日から開催)で1994/95年度共産党内閣予算案, 下院通過。

4日 ▶最高裁, コイララ前首相にインド政府との間で交わした, タナクプール合意関係資料の提出を命令。

18日 ▶日本政府, 2億7960万^米ドル(約5億5920万円)の債務を無償化。

20日 ▶パンディ水資源相, アルンⅢダム建設問題に関し, 世界銀行と協議のためワシントンへ出発。

23日 ▶下院に7委員会設置(財政, 一般会計, 人口・社会問題, 外国会計, 人権, 天然資源・環境保全, 開発・通信)

2月1日 ▶第8回国会閉会。

2日 ▶ゴンザレス・キューバ外相来訪。教育・スポーツ・技術協力で合意。

6日 ▶M・K・ネパール副首相兼外相とパンディ水資源相インド公式訪問。1950年平和友好条約, タナクプール水利問題, インド人のネパール国内労働許可証問題, 貿易赤字問題などについて意見交換。

7日 ▶M・M・アディカリ首相, 初めての記者会見。農民救済政策を強調。

▶政府, 「あなたの村は, あなたの手で」(Build your own village by yourself: BYVY)の10万^米ドルを初めて全村開発委員会(3995村)に交付。

10日 ▶カトマンズとパタンを結ぶバグマティ橋の定礎式挙行。日本の無償援助で建設。

15日 ▶M・K・ネパール副首相訪欧に出発。

17日 ▶マルシャンディ水力発電計画, カナダの民間2社と契約調印。

27日 ▶第5回ネパール・ブータン合同閣僚委員会, カトマンズで開催。

28日 ▶平成6年度日本・ネパール無償技術援助年次協議会開催。

3月3日 ▶黄長燁・北朝鮮最高人民会議外交政策委員会委員長兼朝鮮労働党書記公式来訪。

5日 ▶ネパーリー・ कांग्रेस (NC) 党大会をポカラで開催。党規約改正を含め, 次期政権奪還決議を採択。

9日 ▶第4回ネパール・パキスタン合同経済協議, イスラマバードで開催。二国間貿易促進で覚書に調印。

12日 ▶M・M・アディカリ首相, 国連社会開発サミット(デンマーク)で, 開発途上国への援助強化と債務救済を訴える。

13日 ▶P・ネパール情報・通信相, 郵便・電話通信に関する二国間協議のため訪中。

26日 ▶M・K・ネパール副首相兼外相夫妻, 日本外務省の招聘で訪日(～31日)。

▶ロイヤルネパール航空(RNAC), コイララ前首相の親戚による, 欧州総代理店の汚職による1億^米ドルの損失を理由に契約を解消。

31日 ▶ヒラリー・クリントン米大統領夫人, 南西アジア訪問の途上, 来訪(～4月2日)。

▶第1回南アジア地域協力連合(SAARC)司法長官会議, カトマンズで開催(～4月2日)。

4月1日 ▶ネパール・インド外務次官級会議開催。1950年友好平和条約などを協議。

7日 ▶ジア・バングラデシュ首相来訪。特惠貿易協定(SAPTA), 水資源問題などを協議(～8日)。

10日 ▶アディカリ首相以下58名, インド訪問(～14日)。1950年友好条約, 水資源問題などを検討, 貿易促進などの共同宣言を発表。

16日 ▶ブラシッド教育・文化・社会福祉相, 北朝鮮との文化, 芸術, スポーツ, 報道に関する5カ年文化協定に調印。

17日 ▶アディカリ首相, 中国公式訪問(～

21日)。善隣友好関係を確認。

▶第6回ネパール・ブータン合同閣僚会議、ティンブーで開催。

20日 ▶第6回貿易自由化に関するSAARC政府間会議、カトマンズで開催。

21日 ▶ネパール・中国間貿易に信用状制度導入。

22日 ▶アディカリ首相、中国・モンゴルを訪問。
[5月]3日 ▶公会計委員会、C・P・マイナリ地方開発・供給相のインドからの砂糖緊急輸入に関わる、ケディア財閥ぐるみの汚職疑惑について真相究明。

5日 ▶ビレンドラ国王、第二次世界大戦終結50周年記念式典出席のため訪英。

8日 ▶トゥラダール労働相の牛食容認発言のため(4月28日)、ヒンドゥ過激派が抗議ストライキを計画。政府は発言について謝罪。

11日 ▶ドイツ、アルンⅢダム上部の水河湖決壊調査のため、28万5000%追加援助決定。

16日 ▶カトマンズ・ラサ間の物資輸送について、チベット運輸局長とカトマンズで協議。

22日 ▶首相の下に、国家産業委員会を設置。

24日 ▶第19回ネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義者—UMN)中央執行委員会で、下院解散・総選挙の可能性を検討。NCを中心とする野党勢力との対決を決意。

[6月]1日 ▶世銀調査団、アルンⅢダム建設計画推進を発表。

8日 ▶国王、25日より第9回通常国会開会を発表。NC下院議員団は、内閣不信任案上程のための特別国会開催を国王に要請。国王は、16日に特別国会開催を決定。

9日 ▶UML、下院を解散し、総選挙を決定。

10日 ▶NC、国民民主党(RPP)、ネパール友愛党(NSP)の野党3党、共産党政権打倒のため、連帯することで合意。

11日 ▶アディカリ首相、国王に下院を解散

し、総選挙の実施を進行。野党連合は、連立内閣樹立の意向を国王に伝達。

12日 ▶野党連合、デウパNC下院議員団長を首相に推す旨、国王に書簡を提出。

13日 ▶国王、首相の進言を受理。11月23日に総選挙実施を決定。共産党内閣を総選挙までの暫定内閣とする。

15日 ▶NC議員、最高裁に下院解散の無効と、首相および共産党内閣を提訴。

16日 ▶野党勢力、大規模ゼネスト(7月7日)を決定。

20日 ▶日本政府、債務救済を含む232億円の援助に調印。

25日 ▶上院、第9回会期開始。

[7月]4日 ▶国王、上院第9回会期を中断。

8日 ▶政府は、7月16日から始まる1995/96年度予算で、富裕税廃止と一部の輸入税削減を発表。新年度歳出額は、528億9000万^{ルピー}(10億5780万^{ドル})で94年度の27.5%増となる。157億^{ルピー}の赤字は、国内外の借款で補填。外国援助は、予算の36%。

13日 ▶中央選管、総選挙立候補受付を締め切る。97政党が届出完了。

14日 ▶国王、C・P・マイナリ地方開発・供給相を解任。

▶日本政府、1万2000^トのタイ米無償食糧援助を発表。

▶世界銀行、ネパールの失業率は45%と南アジア諸国で最も高率と発表。(『世界開発報告1995』)

15日 ▶対インドの貿易入超拡大。95年1～6月現在インドからの輸入11億2500万^{ドル}に対し、輸出は1億8750万^{ドル}。

22日 ▶95/96年度予算案決定。電力開発を最優先課題とし、94年度予算の2倍の57億6000万^{ルピー}を決定。

31日 ▶ダッカでネパール・バングラデシュ

ネパール

合同経済会議開催（～31日）。

8月3日 ▶J・ウォルフエンソン世界銀行総裁、アディカリ首相にアルンⅢダム（総工費7億4600万^{ドル}）に対する、世銀融資1億7500万^{ドル}（日本1億6000万^{ドル}、アジア開発銀行（ADB）1億3000万^{ドル}供出）は、環境団体の圧力により、中止が決定と通告。

▶最高裁は、下院解散に関する判決を8月28日に下すと発表。

6日 ▶中国政府、チベットからの不法出国者増加で、ネパール側の厳重取締を要請。

11日 ▶世界銀行調査団、アルンⅢダム地域を再調査（～12日）。

13日 ▶アディガリ首相、国家計画委員会にアルンⅢダム建設の計画再調査を指示。

14日 ▶アディガリ首相、水害被災地視察の帰路搭乗していたヘリコプターが墜落し負傷。

16日 ▶J・ウッド世銀副総裁、アルンⅢダム建設融資の中止を正式にネパール政府に伝達。

25日 ▶ADB、世界銀行のアルンⅢダム建設へ融資中止決定後、水力発電プロジェクトへの援助国探しに協力する旨発表。

28日 ▶最高裁、6月13日の下院解散について違憲の判決。解散前の状態に回復するよう命令。11月23日の総選挙は中止。

29日 ▶観光省、94年6月に比べ、観光客は7.9%増加の15万人、収入は33%増の8820万^{ドル}と発表。

31日 ▶親共産党グループ、首相の不信任投票に反対するストライキ（9月5日）を呼びかける。

9月1日 ▶英文日刊紙カトマンズ・ポスト、アジアで初めてインターネット上に紙面公開。

3日 ▶ユネスコ、世界遺産に登録されたネパールの遺跡7カ所を、ネパールの管理能力不足を理由に登録リストから削除。

4日 ▶第4回世界女性会議北京大会へ、政

府代表37名、NGO関係150余が参加。

5日 ▶臨時国会再開。

6日 ▶T・ラナバット報道官、コイララ元首相が関与した、ロイヤル・ネパール航空欧州代理店疑惑調査報告書が提出されたと発表。

10日 ▶下院でアディカリ首相不信任案が可決。共産党政権は9カ月で崩壊。

11日 ▶NC、RPP、NSPの3党は、S・B・デウパNC下院議員団長を首相に指名し、連立内閣樹立の共同宣言を発表。

14日 ▶第9回国会開始（第9回か、10回かで論議）。最高裁判決（6月28日）後初めての国会。

18日 ▶S・B・デウパを首相に、NC、RPP、NSPの3党連立内閣が発足。

19日 ▶下院、共産党議員による、2人の裁判官に対する弾劾提訴を却下。共産党が国会審議を拒否し、国会内で乱闘。

22日 ▶デウパ首相、25省の大臣を決定。

23日 ▶B・ウパディヤ最高裁判長長の辞任に伴い、後任にS・P・シン就任。

10月11日 ▶マハト蔵相、1994/95年度共産党政権発表の経済指標、実質GDP成長率を4.6%から、2.3%に下方修正。

15日 ▶新内閣、予算案を発表。総予算額516億4000万^{ドル}。共産党予算との比較で12億4000万^{ドル}減少、赤字は約144億8000万^{ドル}に圧縮。無償を含む外国援助は、合計178億^{ドル}、開発予算288億^{ドル}の62%。

▶新内閣民営化促進、財政安定、産業拡大などの施政方針を説明。

21日 ▶世界銀行、ネパール政府のアルンⅢダム建設融資再要求を拒否すると発表。

▶ネパール中央銀行、インフレ率は94年9月比で1.2%上昇し7%、総外貨準備高も減少と発表。

23日 ▶欧州連合（EU）、ネパールと貿易、

投資、人材開発、環境保護、麻薬防止などを
含む初の協力関係に正式調印。

▶B・サブコタ商務次官、ネパールがWTO
に加入を申請と発表。

26日 ▶ネパールガンジで、イスラム教徒と、
ヒンズー教徒の衝突で市場が放火、15人が逮
捕、外出禁止令（26～30日）が出される。

29日 ▶S・B・デウパ首相、国連50周年記念
総会出席。国連の発展途上国開発促進策は新
しい国際的な力関係の図式の中で見直すべ
きと演説。

31日 ▶S・C・ロハニ外相、コロンビアでの
非同盟諸国連合会議参加後、訪日。河野外相、
日本の国連安保理事国入り支持を依頼。

11月12日 ▶日本人トレッカー17人、ゴーキョ
とカンジェンジュンガの雪崩で遭難死。

13日 ▶上院議員選挙。立候補者15名が11議
席を争う。

16日 ▶第6回SAARC経済会議、ニューデ
リーで開催。SAPTAについて協議（～17日）。

17日 ▶ラストラ・バンク、第3四半期の国
家経済の停滞ムードは払拭されずと発表。

19日 ▶B・B・ライ労相、近々労働裁判所で
児童労働問題について判断を行なうと発表。
259人の専門職をもつ外国人労働者の就労を
許可。

▶大蔵省、私立学校を会社法の対象として
扱い、届出により施設補助経費取得を可能と
する。

▶水道料金23%値上げ。

20日 ▶S・P・シュレスタ・ネパール中央銀
行総裁、7億²以上を国家財政から浪費。大
蔵省に欠損報告せず、IMFの調査で発覚。

22日 ▶ネパール・ルピー、1カ月で5.25²
下落。石油等必需品の輸入に支障をきたす。

▶第14回SAARC運輸技術会議終了。

29日 ▶ブータン難民、ブータン国内の民主

化人権闘争支援のため、ブータン国境まで平
和行進予定（12月17日～1月7日）。

▶マハト大蔵相、速やかに3企業を入札制
で民営化するなどの民営化促進方針を決定。

▶日本、1万4250²のタイ米を無償援助。

12月3日 ▶首相、女性・社会福祉省、青年省、
スポーツ・文化省を新設。

4日 ▶外務省、パスポートは1カ月に150
件以上の申請があれば、各郡役所でも発行で
きると発表。

▶日本政府、5億5564.3万円を債務救済。

▶公務員給与増額決定。政府歳出9020万²
で前年の約2倍。野党の反対なく可決。

▶政府、出稼ぎ労働者の雇用促進のため、
視察団を韓国、マレーシア、シンガポール、
香港へ派遣。一方在外ネパール大使館に出稼
ぎ労働者の保護等の問題処理を命令。

5日 ▶マハト大蔵相、付加価値税導入法案
を上程。150～250%の税収増加を見込む。

8日 ▶日本の援助による（6億3000万²、
ネパール負担1000万²）バグマティ橋梁完成。

9日 ▶グルン社会協会（Tamu Chonja
Dhing）第1回大会開催。首相、国連の人権
擁護思想に基づいた民族自立活動は好ましい
と挨拶。

13日 ▶国王、1990年憲法に基づき、6大臣
と12副大臣を追加認証。大臣44人の過去最大
規模の内閣となる。

15日 ▶カトマンズ、市から首都に格上げ。

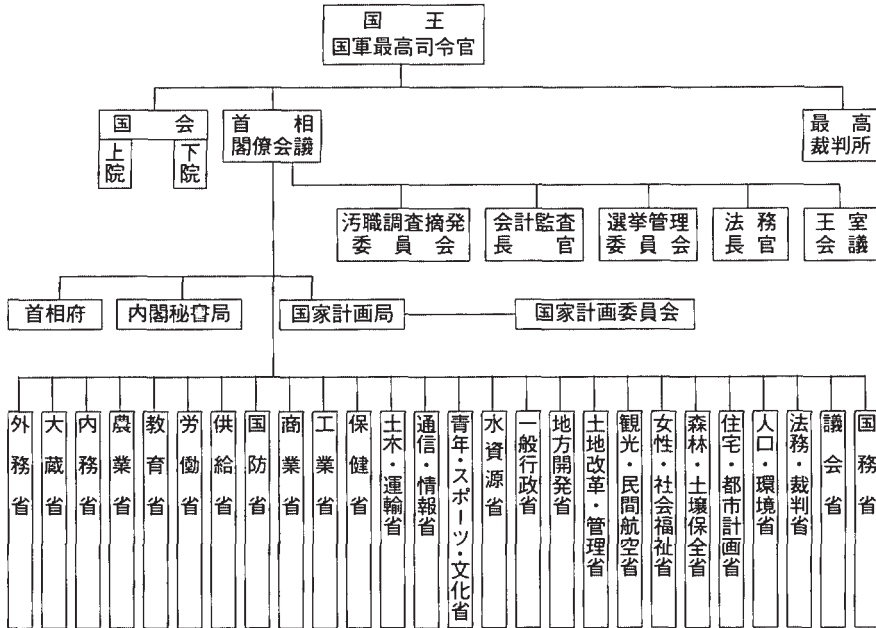
18日 ▶SAPTA対象国に対し14品目の輸入
関税を下げる。

26日 ▶ビレンドラ・ビール・ビクラム・
シャハ・デヴァ国王の生誕50年祝賀式典挙
行。

29日 ▶開局45年を迎えるラジオ・ネパール、
初めてFM常時放送を開始。

30日 ▶EU、カトマンズ事務所開設。貿易・
投資環境整備などを行なう。

① 国家機構図



② 閣僚名簿

(1995年9月22日組閣, 12月13日追加組閣)

首相 (兼王室担当, 国防相)

Sher Bahadur Deuba (NC)

外務相

Dr. Prakash C. Lohani (RPP)

大蔵相

Dr. Ram Sharan Mahat (NC)

副

Chin Kaji Shrestha (NC)

水資源相

Pashupati Shumsher JBR (RPP)

副

Sarbendranath Shukla (RPP)

内務相

Khum Bahadur Khadka (NC)

副

Dipak Banskota (NC)

農業相

Padma Sundar Lawati (RPP)

副

Mahendra Raya (NC)

国防相

Sher Bahadur Deuba

一般行政相

Bimalendra Nidhi (NC)

教育相

Govinda Raj Joshi (NC)

副

Hasta Bahadur Malla (NC)

労働相

Bal Bahadur Rai (NC)

副

Jyotendra Mohan Choudhary (NC)

地方開発相

Kamal Thapa (RPP)

供給相

Gajendra N. Singh (NSP)

土地改革・管理相

Buddhiman Tamang (RPP)

副

Prem Bahadur Bhandari (RPP)

| | | | |
|----------|-------------------------------|-------------|--|
| 観光・民間航空相 | Chakra P. Bastola (NC) | 人口・環境相 | Prakash Man Singh (NC) |
| 商業相 | Fatthe Singh Tharu (RPP) | 副々 | Chhabi Prasad Devkota (NC) |
| 副々 | Rajiv Parajuli (RPP) | 通信・情報相 | Chiranjibi Wagle (NC) |
| 女性・社会福祉相 | Lila Koirala (NC) | 副々 | Ram Chandra Kusabaha (NC) |
| 副々 | Duryodhan Choudhari (NC) | 法務・裁判相 | Bhim B. Tamang (NC) |
| 工業相 | Dhundi R. Shastri (NC) | 青年・スポーツ・文化相 | |
| 副々 | Gopalji Jung Shah (NC) | | Bal Bahadur KC (NC) |
| 森林・土壌保全相 | Sheikh Idris (NC) | 副々 | Palten Gurung (NC) |
| 副々 | Min Bahadur Khatri (NC) | 議会相 | Nara Hari Acharya (NC) |
| 保健相 | Arjun N. K. C. (NC) | 国務相 | |
| 副々 | Suresh Chandra Das Yadav (NC) | 地方開発 | Ramkrishna Acharya (RPP) |
| 住宅・都市計画相 | Balaram G. Magar (RPP) | 無任所 | Sarad Singh Bhandari (NC) |
| 副々 | Shanti Shumsher JBN (RPP) | (出所) | <i>Spotlight</i> , vol. 15 no. 17 (Sep. 29 - Oct. 19, 1995), no. 26 (Dec. 22-28, 1995); <i>Kathmandu Post</i> , Dec. 14. |
| 土木・運輸相 | Bijaya K. Gachhadar (NC) | | |
| 副々 | Ganesh Bahadur Khadka (NC) | | |

③ 政党別議員数と閣僚数 (1995年12月末現在)

| 政 党 | 上 院 | 下 院 | 合 計 | 閣僚数 (%) |
|---------------------------------|-----|---------|-----|------------|
| ネパリー・ कांग्रेस (NC) | 36 | 86 | 122 | 30 (68.2) |
| ネパール共産党・統一マルクス・レーニン主義 (NCP=UML) | 12 | 89 | 101 | — — |
| 国民民主党 (RPP) | 2 | 19 | 21 | 13 (29.6) |
| ネパール労農党 (NW&PP) | — | 4 | 4 | — — |
| ネパール友愛党 (NSP) | 1 | 3 | 4 | 1 (0.2) |
| 無所属 | 1 | 2 | 3 | — — |
| 国王推薦 | 8 | — | 8 | — — |
| 合 計 | 60 | 203(欠2) | 263 | 44(100.0) |

1 基礎統計

| 年 | 1991/92 | 1992/93 | 1993/94 | 1994/95 | 1995/96 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 (1,000人) | 18,491 | 18,879 | 19,275 | 20,362* | 20,892* |
| 為替レート(1ドル=ルピー) | 37.255 | 42.718 | 48.840 | 49.791 | 53.02 |

(注) *1991年人口調査による推定人口。
 (出所) *Nepal in Figures 1995*, ネパール中央統計局。

2 産業別国内総生産(名目価格)

(単位:100万ルピー)

| | 1990/91 | 1991/92 | 1992/93 | 1993/94 ¹⁾ | 1994/95 ²⁾ |
|-------------------|---------|---------|---------|-----------------------|-----------------------|
| 農業・漁業・林業 | 55,368 | 65,156 | 70,090 | 81,621 | 87,072 |
| 鉱業 | 575 | 795 | 921 | 1,092 | 1,248 |
| 製造業 | 7,894 | 12,822 | 14,681 | 17,227 | 18,827 |
| 非家内工業 | 5,937 | 10,367 | 11,966 | 14,083 | ... |
| 家内工業 | 1,957 | 2,455 | 2,652 | 3,144 | ... |
| 電気・ガス・水道 | 815 | 1,238 | 1,437 | 1,778 | 1,923 |
| 建設 | 11,078 | 14,769 | 17,318 | 19,621 | 22,423 |
| 商業・飲食業 | 12,902 | 16,563 | 19,260 | 21,870 | 24,175 |
| 運輸・通信・倉庫 | 6,560 | 8,558 | 10,819 | 12,625 | 15,252 |
| 金融・不動産 | 10,944 | 13,241 | 15,684 | 18,122 | 20,673 |
| 民生・厚生 | 9,991 | 11,788 | 15,115 | 17,003 | 18,930 |
| G D P (要素費用) | 116,128 | 144,931 | 165,262 | 190,959 | 210,532 |
| 間接税 (純) | 8,532 | 7,487 | 9,702 | 12,930 | 16,809 |
| G D P (市場価格) | 120,371 | 149,485 | 171,386 | 199,416 | 222,018 |
| G D P (84/85年度価格) | 59,768 | 62,531 | 64,586 | 69,282 | 70,874 |
| 農業 | 28,372 | 28,070 | 27,896 | 29,910 | 29,706 |
| 非農業 | 31,396 | 34,461 | 36,690 | 39,372 | 41,168 |
| G D P 成長率 (%) | 6.44 | 4.62 | 3.29 | 7.27 | 2.30 |

(注) 1)修正推計。2)暫定推計。
 (出所) HMG Ministry of Finance, *Economic Survey 1994/95*, Statistical Tables. 1.2, 1.3.

3 国家財政

(単位:100万ルピー)

| | 1990/91 | 1991/92 | 1992/93 | 1993/94 | 1994/95 ¹⁾ | 1995/96 ²⁾ |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 総支出 | 23,549.8 | 26,418.2 | 30,897.7 | 33,597.4 | 38,942.7 | 51,647.8 |
| 経常支出 | 7,570.3 | 9,905.4 | 11,484.1 | 12,409.2 | 19,577.6 | 22,821.5 |
| 開発支出 | 15,979.5 | 16,512.8 | 19,413.6 | 21,188.2 | 19,365.1 | 28,826.3 |
| 総収入 | 12,894.7 | 15,156.5 | 18,941.7 | 21,974.4 | 27,444.1 | 37,164.7 |
| 歳入 | 10,729.9 | 13,512.7 | 15,148.4 | 19,580.8 | 24,567.4 | 31,605.0 |
| 外国無償援助 | 2,164.8 | 1,643.8 | 3,793.3 | 2,393.6 | 2,876.7 | 5,559.0 |
| 財政収支 | -10,655.1 | -11,261.7 | -11,956.0 | -11,623.0 | -11,498.6 | -14,483.1 |
| 財政赤字補填 | | | | | | |
| 外国借款 | 6,256.7 | 6,816.9 | 6,920.9 | 9,163.6 | 9,052.7 | 12,283.0 |
| 国内借入 | 4,552.7 | 2,078.8 | 1,620.0 | 1,820.0 | 1,776.2 | 22,000.0 |
| 現金残高 | 154.3 | 2,366.0 | 3,415.1 | 639.4 | 669.7 | - |

(注) 1)修正推計。2)推計。

(出所) HMG Ministry of Finance, Budget Speech of the Fiscal Year 1995-1996.

4 国際収支

(単位:100万ルピー)

| | 1990/91 | 1991/92 | 1992/93 | 1993/94 ¹⁾ | 1994/95 ²⁾ |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 1. 貿易収支 | -15,852.4 | -18,361.4 | -21,973.5 | -33,051.0 | -47,627.9 |
| 輸出(FOB) | 7,403.3 | 13,725.6 | 17,286.4 | 19,440.5 | 17,898.8 |
| 輸入(CIF) | 23,255.7 | 31,987.0 | 39,259.9 | 52,491.5 | 65,526.7 |
| 2. サービス(純) | 2,691.5 | 3,893.1 | 5,064.4 | 17,476.1 | 23,779.7 |
| 収入 | 7,679.0 | 11,756.7 | 14,942.7 | 29,999.7 | 36,967.5 |
| 支払 | 4,987.5 | 7,863.6 | 9,878.3 | 12,523.6 | 13,187.9 |
| 3. 移転(純) | 3,661.2 | 4,294.3 | 6,937.3 | 6,809.0 | 10,390.3 |
| 収入 | 4,040.5 | 4,489.9 | 7,075.5 | 7,003.9 | 10,883.4 |
| 支払 | 379.3 | 195.6 | 138.2 | 194.9 | 493.1 |
| 4. 経常収支 | -9,499.7 | -10,074.0 | -9,971.8 | -8,765.9 | -13,457.9 |
| 5. 外国借款(純) | 6,300.0 | 7,326.0 | 5,474.2 | 8,499.7 | 9,622.6 |
| ローン | 7,154.0 | 8,710.3 | 6,960.1 | 10,751.1 | 12,414.8 |
| 償還 | -854.0 | -1,384.3 | -1,485.9 | -2,251.4 | -2,792.2 |
| 6. その他資本収入 | 7,331.9 | 6,142.4 | 11,971.3 | 7,117.8 | 4,220.3 |
| 7. 外貨準備増減(-は増) | 4,132.2 | 3,394.4 | 7,473.7 | 6,851.6 | 385.0 |

(注) 1)暫定, 2)1992/93から93/94(93/94の11カ月間に92/93の1カ月を加えた平均値)。

(出所) 表2に同じ (Table 6.7, p.66)。

5 対外貿易

(単位:100万ルピー)

| | 対インド | | | 対インド以外 | | | 貿易収支 | 貿易総額 |
|----------|---------|----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|----------|
| | 輸出 | 輸入 | 収支 | 輸出 | 輸入 | 収支 | | |
| 1990/91 | 1,552.2 | 7,323.1 | -5,770.9 | 5,835.3 | 15,903.4 | -10,068.1 | -15,839.0 | 30,614.0 |
| 1991/92 | 1,450.0 | 11,245.5 | -9,795.5 | 12,256.5 | 20,694.5 | -8,438.0 | -18,233.5 | 45,646.5 |
| 1992/93 | 1,621.7 | 12,542.1 | -10,920.4 | 15,644.8 | 25,663.5 | -11,018.7 | -21,939.1 | 56,472.1 |
| 1993/94 | 2,578.3 | 17,868.1 | -15,289.8 | 16,839.6 | 34,565.5 | -17,725.9 | -33,015.7 | 71,851.5 |
| 1994/95* | 3,369.1 | 20,791.2 | -17,422.1 | 14,529.7 | 44,735.5 | -30,205.8 | -47,627.9 | 83,425.5 |

(注) 輸出はFOB, 輸入はCIF。*暫定値。

(出所) 表2に同じ (Table 6.1, p.55)。

6 外国援助の部門別使用額

(単位：100万ルピー)

| セクター | 1991/92 | | | 1992/93 | | | 1993/94 | | |
|-----------------------|---------|-----------------------|---------|---------|-----------------------|---------|---------|---------|----------|
| | 無償 | 借款 | 計 | 無償 | 借款 | 計 | 無償 | 借款 | 計 |
| 農業・灌漑・森林 | 313.3 | 1,632.1 | 1,945.4 | 462.0 | 1,465.4 | 1,927.4 | 614.3 | 4,904.8 | 5,519.1 |
| 農業 | 126.4 | 270.4 | 396.8 | 171.4 | 553.5 | 724.9 | 263.9 | 1,801.0 | 2,064.9 |
| 灌漑 | 93.9 | 1,065.0 | 1,158.9 | 192.9 | 834.2 | 1,027.1 | 82.7 | 1,631.0 | 1,713.7 |
| 森林 | 93.0 | 296.7 | 389.7 | 93.5 | 77.7 | 171.2 | 197.4 | 1,132.4 | 1,329.8 |
| 他 ¹⁾ | — | — | — | 4.2 | 0.0 | 4.2 | 70.3 | 340.4 | 410.7 |
| 運輸・発電・通信 | 475.0 | 2,010.1 | 2,485.1 | 640.0 | 3,299.6 | 3,939.6 | 896.3 | 3,273.1 | 4,169.4 |
| 運輸 | 174.7 | 953.5 | 1,128.2 | 56.6 | 1,409.4 | 1,466.0 | 843.8 | 1,276.0 | 2,119.8 |
| 発電 | 300.3 | 943.1 | 1,243.4 | 429.0 | 1,579.5 | 2,008.5 | 50.9 | 1,581.4 | 1,632.2 |
| 通信 | — | 113.5 | 113.5 | 154.4 | 310.7 | 465.1 | 1.6 | 415.7 | 417.3 |
| 工業・商業 | 30.6 | 2,143.7 | 2,174.3 | 33.6 | 663.3 | 696.9 | 155.4 | 234.5 | 389.9 |
| 社会サービス | 708.1 | 483.5 | 1,191.6 | 2,134.2 | 533.4 | 2,667.6 | 717.5 | 751.1 | 1,468.6 |
| 教育 | 58.2 | 146.9 | 205.1 | 573.0 | 139.3 | 712.3 | 165.0 | 452.1 | 617.1 |
| 健康 | 182.0 | — | 182.0 | 266.3 | — | 266.3 | 226.8 | — | 226.8 |
| 飲料水 | 417.9 | 215.1 | 633.0 | 925.9 | 275.7 | 1,201.6 | 25.5 | 299.0 | 324.5 |
| その他サービス ²⁾ | 50.0 | 121.5 | 171.5 | 369.0 | 118.4 | 487.4 | 300.2 | — | 300.2 |
| 他 ³⁾ | 4.0 | — | 4.0 | 4.1 | — | 4.1 | 10.1 | — | 10.1 |
| 合計 | 1,531.0 | 6,269.4 ⁴⁾ | 7,800.4 | 3,273.9 | 5,961.7 ⁵⁾ | 9,235.6 | 2,393.6 | 9,163.5 | 11,557.1 |

(注) 1)調査と土地改革。2)地方開発, 調査・その他社会サービス, 観光, 労働, 天文学・気象学その他。3)統計, 行政改革, 計画・謝金。4)構造調整債務 (SAL) 5億850万ルピーを含まず。5)構造調整債務4億5070万ルピーと, 工業セクター計画債務5億850万ルピーを含まず。

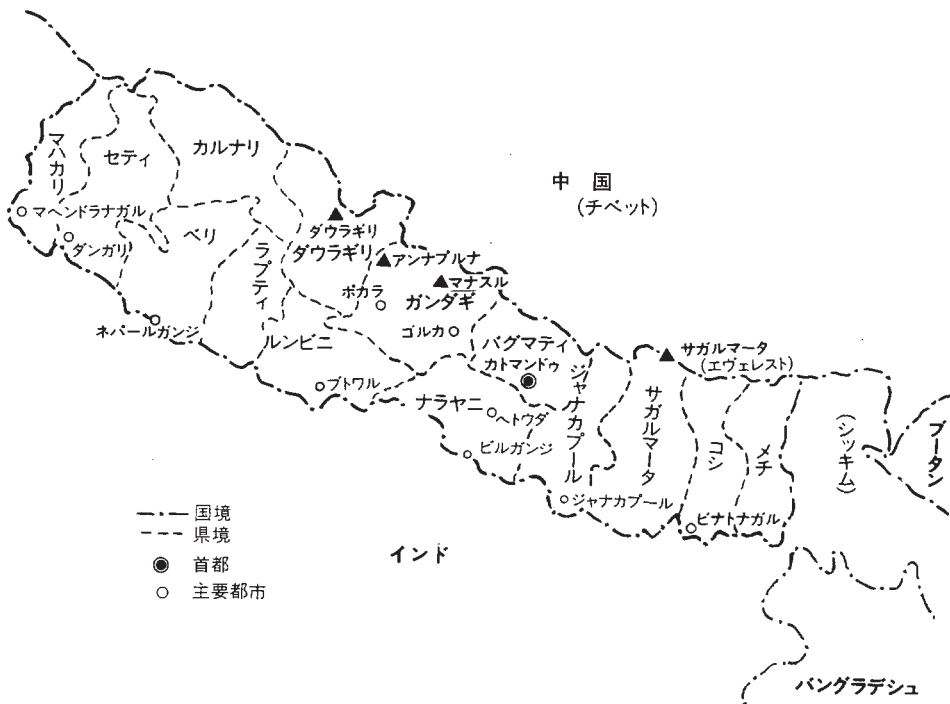
(出所) HMG Economic Survey, Fiscal Year 1994/95. Table 8.9, p.94.

Yearbook of Asian Affairs:
1990 - 1999
Nepal

1996

ネパール

| | | |
|---------------------------------|------|---------------------------------|
| ネパール王国 | 宗教 | ヒンドゥー教, 仏教 |
| 面積 14万7181km ² | 政体 | 立憲君主制 |
| 人口 2089万人 (1996/97年, ネパール中央統計局) | 元首 | ビレンドラ・ビール・ビクラム・シャハ・デヴァ国王 |
| 首都 カトマンドゥ | 通貨 | ルピー (1米ドル=55.67ルピー, 1996年12月平均) |
| 言語 ネパール語 | 会計年度 | 7月16日~7月15日 |



1996年のネパール

苦悩する民主主義

うちかわ しゅうじ
内川 秀二

概 況

ネパールに複数政党制が復活してから6年目を迎えようとしている。1995年9月、内閣不信任案の可決にともない、ネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義者、CPN=UML)内閣が辞任したあと、ネパール会議派(NC)、民主化以前の旧体制派である国民民主党(RPP)、タライ平原に基盤をおいたネパール友愛党(NSP)による連立政権が成立し、会議派のデウバが首相となった。UMLからの対インド外交についての合意を取り付けたあと、外交交渉に臨んだ。ネパールは政治、経済、外交において隣国インドの影響を受けざるをえず、対インド関係、とりわけ国境を流れるマハカリ川の開発は政治上の大きな問題であったが、96年1月、マハカリ川総合開発条約に調印した。この条約は、91年に締結したタナカプル・ダムに関する協定よりもネパールに有利になっている。

国内政治では、3月にUMLから内閣不信任案が提出された。同時にUMLはRPPに提携を働きかけた。RPP内のチャンド派は同調しようとしたが、最終的にRPPは連立の維持を決定した。その結果、内閣不信任案は否決された。連立政権は9月の上下院本会議でマハカリ川総合開発条約を批准させたほか、土地改革法改正などの重要法案も可決させ、通常国会を無事乗り切ることができた。ところが、12月にはUMLとRPPチャンド派から再度内閣不信任案が提出された。同月24日に不信任案は採決され、過半数に僅かに及ばず、不信任案は否決された。

デウバ内閣は2度にわたる内閣不信任案をかわすことができたが、101人の議員が不信任案賛成に投票したことで、今後の議会運営はきわめて厳しいものとなる。RPPの分裂は、連立政権を少数与党へと転落させた。

経済面では、通信部門への民間部門の参入が認められ、経済改革が進められた。また、来年度からの付加価値税(VAT)の導入に向けて準備が進められている。ネパール製品のインド輸出についてのローカル・コンテンツ条項が撤廃されたため、インドへの輸出増大が見込まれる。

国内政治

2度にわたる内閣不信任案の提出

1995年9月に成立した連立政権は、早くも6カ月目に内閣不信任案を突きつけられた。UMLは3月に86名の下院議員による内閣不信任案を提出し、特別会期の開催を要求するとともに、RPPに提携を働きかけた。これに対してRPP内部で意見が対立し、チャンド派は同調しようとしたが、タバ派は連立政権に留まることを主張した。L・B・チャンドとS・B・タバはともに民主化以前に強力な王権のもとで首相を務め、民主化直後の91年に行なわれた第2回総選挙では別々の民族民主党(NDP)を組織した経緯がある。最終的にRPP中央委員会で41名中24名の委員が連立政権の継続を支持し、党として不信任案に反対することが決定された。同月24日の下院特別会期での採決では、106対90で不信任案は否決された。二大

政党であるNCとUMLがともに過半数に満たない状態で、第三党であるRPPは議席少数ながらも、キャスティング・ボートを握り、その動向は下院において大きな影響力を及ぼす。

6月から第10回通常国会が開催された。マハト蔵相が国連開発計画(UNDP)勤務時代にニューヨークのケミカル銀行に口座を開き、ネパール国立銀行(NRB)の許可なく帰国後も預金を維持したことに関し、UMLから外国為替法違反である

著作権の関係により、
この写真は掲載できません

表1 内閣不信任案に対する投票結果 (単位:票)

| 賛成 | | 反対 | | 棄権 | |
|-----------|-----|-----|----|------|----|
| CPN=UML | 87 | NC | 81 | NC | 5 |
| RPP | 8 | RPP | 3 | RPP | 6 |
| NWPP | 2 | | | NWPP | 1 |
| NSP | 2 | | | NSP | 2 |
| CPN=Masai | 2 | | | | |
| (計) | 101 | | 84 | | 14 |

(注) 議長を除く。
 (出所) Spotlight, 3-9 Jan, 1997.

という指摘があった。マハト蔵相はこの批判に対し、法律に違反していないと反論していたが、UMLがマハト蔵相の辞任を求めて審議を拒否し、結果として国会が4日間空転した責任をとり、辞任した。しかし、10月にマハトは蔵相に復帰している。その後、連立政権は上下院合同本会議でマハカリ川総合開発条約の批

准を成立させたほか、土地改革法第4次改正などの重要法案を可決させ、無事通常国会を乗り切ることができた。

しかし、12月にUMLとRPPチャンド派など102名の下院議員により再度内閣不信任案が提出された。この時点で下院は5議席の欠員があり、下院議員の過半数がデウバ内閣に不信任を表明したことになる。1990年制定の新憲法によると、内閣は下院議員の過半数の支持を得ていなければならないので、連立政権はその正当性を失っているとUMLは主張した。今回RPPは、党内での意見の一致を図れず、分裂したまま採決に臨んだ。また前回、投票を棄権したネパール労働者農民党(NWPP)は、不信任案賛成に投票することを決定した。同月24日に不信任案が採決され、賛成101に対し反対84、棄権14であった。賛成票は下院定数205の過半数103に僅かに及ばず、下院議長は否決を宣言した。しかし、欠員を除くと過半数は100名とも解釈できるので、野党はこの決定に抗議した。

今回の採決では与野党ともに党指令に違反する行動が目立った。与党では、NCの5名の議員が棄権しているし、NSPの2名が賛成票を投じている。他方、野党においてもNWPPの1名が棄権している。また、不信任案提出時には11名のRPPの議員が署名していたが、投票時には9名しか賛成票を投じていない。これは各政党に党内の意見調整能力が欠如していることを示すものである。連立政権が少数与党に転落したことに加えて、党内での意見調整が図れないならば、今後の政局は一層不安定なものとなろう。

マハカリ川総合開発条約に対するUMLの対応

1990年制定の新憲法において、天然資源、領土に関する条約・協定の批准は上下両院の3分の2の賛成を必要とする規定があるため、条約批准のためには野党UMLの支持が是非とも必要になる。

UMLはこれまで資源ナショナリズムを主張し、タナカプル・ダム協定の批准には強く反対してきた。しかし、UMLは94年の政権獲得後、インドとの妥協を図らざるをえず、タナカプル・ダム協定についての協議をインドと進めた。

1月29日にロハニ外相がマハカリ川総合開発条約に調印する直前、与党はUMLと協議を持ち、UMLの了承を取り付けた。調印後に、UML中央委員会は歓迎の意を表明した。だが、両国外相に続き、2月12日に両国首相の間でも同じ条約の調印が行なわれたため、UML内では、デウバ首相はロハニ外相とは内容の異なる条約に調印したのではないかという疑惑が生じた。これに対して連立政権は条約の内容について十分な説明をUMLに対して行なわなかった。そのため条約批准についてUML内の意見は分かれ、UML中央委員会は、ネパール・インド両政府から国境問題や水利権などについて確約をとることを条件として批准支持を決定した。しかし、その後も批准反対意見が党内から噴出し、議会での条約批准採択に際しては、UML議員の中から反対票を投じるものや棄権するものが現れた。この党指令違反に対するUMLの対応が注目されたが、反対票を投じた国会議員にUML中央委員会が反省を求めることで、党内の統一が図られた。

NC第9回党大会

5月8、9日にNC党大会が開催され、バッタライ総裁の任期切れに伴い、新総裁を決定するための初めての選挙が行なわれた。これまでの満場一致による決定からの決別である。選挙の結果、G・P・コイララ元首相がC・ワグル、R・ジョシに大差をつけて第6代総裁に選出された。これはB・P・コイララ死去後に作られたバッタライ、G・M・シン、G・P・コイララのトロイカ体制の終焉を告げるものである。また、デウバ首相など15名が中央執行委員に選出された。

NCには1994年に当時のバッタライ総裁とコイララ首相の確執が党内の協調を妨げ、政権喪失につながったという反省がある。しかし、デウバ首相ら党執行部のリーダーシップは安定したものではない。通常国会会期中にNC議員からデウバ首相への批判が公然と行なわれ、党の命運を決する12月24日の内閣不信任案採決では棄権する議員が現われた。

経 済

工業生産の回復

1995/96年度に実質GDP成長率は6.1%と、94/95年度の2.9%から上昇した。これは主にモンスーンが順調であったため、農業成長率が94/95年度の-0.3%から5.4%に上昇したことによるものである。非農業成長率は94/95年度の5.3%から6.7%に上昇しているものの、90/91年度の10.6%、91/92年度の9.8%には及ばない。工業生産の実質成長率は94/95年度の2.0%から4.9%へと回復している。ネパールでは農業がGDPの40.2% (95/96年度) を占めており、農業部門の動向がGDP成長率を左右する。

貿易では、1995/96年度の当初8カ月(7月16日～3月15日)実績の対前年度同期比は、輸出がルピー建てで4.3%増大したのに対して、輸入が17.9%増大し、貿易収支赤字は27.8%増大した。その結果、95/96年度の当初8カ月の経常収支赤字は前年度同期の約2倍に拡大した。政府は既製服、ウール絨毯、農業加工品の前方連関を創出する必要性を指摘するとともに、輸出促進のために、輸出のみを対象として行なう生産に使用される原料および半製品への間接税の免税措置を発表した。

ネパールの物価水準を決定する主な国内要因として、その年の農作物の収穫状況、また外的要因として主要輸入相手国であるインドの物価水準の動向がある。1992/93年度に全国都市消費者物価指数は21%の上昇を記録したが、その後インドでインフレが沈静化したこともあり、93/94年度に8.9%、94/95年度に7.6%と落ち着きを取り戻した。95/96年度当初の9カ月に同指標は6.8%の上昇率で、94/95年度の同期の6.7%と同程度である。しかし、現地の報道は石油製品販売価格引き上げの影響による食料品・日用品の価格急騰を指摘している。

VATの導入

上記のような経済状況の中で1996/97年度予算案が発表された。予算案の発表にあたりマハト蔵相は五つの目標：(1)経済改革を継続しながら高い成長率の達成、(2)失業問題の解決に向けての技術訓練および雇用機会の増大、(3)低所得層および後進地域が経済的恩恵に浴する貧困撲滅のための具体的計画への着手、(4)農村経済を強化するための地方分権化および農村への権限移譲計画への着手、(5)均衡財

政および財政秩序の維持、を提示した。予算案では総歳出は576億^{ルピー}となっており、95/96年度予算実績値よりも23.3%増大している。それに応じて、歳入も60億^{ルピー}の増収を見込んでいるが、増収の根拠は明らかにされていない。既存の徴税システムを考えると自然増収は望めず、予算で想定されている169億^{ルピー}以上に財政赤字が膨張する可能性が高い。また、歳出削減のための内容については十分吟味されていない。

1995/96年度にVAT法案が国会を通過した。しかし、VATの導入に対しては経済団体からの反対がある。96/97年度予算演説でマハト蔵相は、ネパール商工会議所連盟(FNCCI)の提言を受け入れ、VAT導入の準備を進めるために、経済界と消費者の代表から構成される検討委員会の設立を表明した。同時に、97/98年度から既存の売上税および物品税を廃止しVATを導入すること、また97年4月からVATのための登録を開始することを言明している。

この予算演説に対し、ネパール商業会議所(NCC)は、輸出のみを対象として行なう生産に使用される原料および半製品に対する免税措置は歓迎するものの、VATの導入には反対した。

経済改革と外国直接投資の導入

民主化後、NC政権は民間部門に対する規制緩和を行なうとともに、経済成長に必要な投資の資金源を確保するため、積極的に外国投資の導入を図った。この政策はIMF・世銀の路線に沿うものであり、同時にIMF・世銀から援助を引き出す目的もあった。経済改革は次のUML政権、連立政権の下でも継承されている。

1992年に外国直接投資導入の法的整備を行なうため、工業企業法(IEA)および外国投資・技術移転法(FITTA)が施行された。96/97年度予算で証券市場が部分的に開放され、外国投資家は払込資本の25%までネパール企業の株を取得することができるようになった。また、FITTAが改正され、固定資本に2000万^{ルピー}以上を投資しなければならないという条件が撤廃された。96年には金融部門で外国企業との合弁が進められた。外国証券会社は40%以下の持ち株でネパール証券会社と合弁企業を設立できるようになった。ナビリ・バンク、インドスエズ・バンク、グリーンランド・バンク、ステート・バンク・オブ・インディアといった外国銀行が合弁銀行を設立した。

また、第10次通常国会でこれまでネパール通信公社(NTC)に独占されてきた通信部門を民間に開放し、携帯電話、自動車電話、ポケベル部門への民間の参入を

表2 ネパールへの海外直接投資残高

(1996年9月現在)

(単位：100万ルピー)

| | 件数 | プロジェクト 総費用 | 外国投資 |
|---------|-----|---------------|-------|
| 農業 | 9 | 2,950 | 73 |
| 建設 | 3 | 125 | 21 |
| エネルギー関連 | 4 | 10,880 | 1,800 |
| 製造業 | 191 | 17,810 | 4,270 |
| 鉱業 | 2 | 1,140 | 46 |
| サービス | 41 | 4,270 | 1,360 |
| 観光 | 66 | 8,380 | 1,700 |

(出所) *Spotlight*, 4 Oct 1996.

認める法案が成立した。経済自由化は産業界から歓迎されているが、同時に規制緩和によって不動産、金融、サービス部門の利益率が高まり、それらに資本が流れることで生産の拡大につながっていかないという現象も見られる。

土地改革法第4次改正

土地改革法の第4次改正は、頻発する地主と小作農間での争議を解消するため、

土地の二重所有を廃止することを目的としている。1964年に成立した土地改革法は、小作農と地主双方による土地への二重所有を認めることで、小作権を確立した。今回の改正では、登録小作農はタライ平原では耕作地の40%、カトマンズ盆地では50%、山間部では30%を地主から譲渡される代わりに、小作権を放棄することになっている。この改正により37万人の小作農が小作料を支払う必要はなくなり、土地の所有権を獲得した。

この法改正は与党のみならず野党によっても支持された。しかし、それは改正に問題がないわけではない。改正は登録小作農のみを対象とするもので、非登録小作農を対象としていない。1964年の土地改革法制定以降、地主は小作権の確立を避けるため、小作農と非公式契約を結ぶことが多かった。その結果、総農地面積に占める小作農地の比率は62年の40.3%から81年の9.5%に低下した。91年においてもこの比率は81年と同水準である。つまり、非登録小作農の比率が上昇したということである。現在56万人と推計される非登録小作農は所有権を獲得できないばかりか、小作権を喪失することになる。

信用状不正事件

1995年秋に発覚した信用状不正事件の調査委員会報告書がマハト蔵相に提出され、96年6月23日にその内容が公表された。この事件は、94年7月から95年10月ま

での15カ月間に主犯のアグラワル(A.K.Agrawal)とティバデワラ(P.Tibadewala)が、輸入代金を支払う意志がないにもかかわらず、偽造担保証券を呈示して銀行に信用状を発行させ、3600万ドルもの外貨をだまし取ったものである。銀行は信用状を発行することで、輸入業者に対する債務保証の義務を負うので、通常は輸入代金に対する支払い能力について審査を行なう。十分な担保なしに信用状を発行したことは、銀行に対する信頼を失墜させた。この事件で信用状発行に便宜を図った銀行幹部11人が職権乱用調査委員会により起訴されている。このような大規模な不正事件の背後には、政治家の介入があったと推察されている。

対 外 関 係

対インド関係

マハカリ川はネパール西部のインド国境沿いに流れるガンジス川の支流であり、水力発電、灌漑、洪水制御といった水利開発においてネパール・インド両国にとって重要な河川である。1996年1月29日に締結されたマハカリ川総合開発条約(「参考資料」参照)は、既存のサラダ・ダムおよびタナカプル・ダムの水および電力の配分などについての運営面、パンチェシュワル多目的プロジェクトの実施などマハカリ川水資源開発に関する条約である。

ムケルジー・インド外相の来訪に先立ち、ポードル下院議長は与党各党およびUMLの指導者を召集し、ネパール・インド関係についての協議を行ない、この場で、マハカリ川総合開発条約についての合意が形成された。その後、ロハニ外相とムケルジー外相が条約に調印した。

インドが建設したタナカプル・ダムの運営およびマハカリ川の河川開発について、1991年12月に当時のコイララ首相がインドと協定を結び、翌92年10月にラオ・インド首相がネパールを訪問した際の共同声明において、河川開発についての合意が公表された。これによって、タナカプル・ダムの建設にあたりネパール領の一部が使用されていることが国民の知るところとなり、野党からネパールに不利な不平等協定であると批判され、協定は批准されないままに終わった。

今回の条約では、タナカプル・ダムからの水および電力の配分は以前よりもネパール側に有利になっている。例えば前協定では、ネパールはこのダムから150^{クマシ}の水の配分を受けているようになっていたが、今回の条約では雨期には1000^{クマシ}、乾期には300^{クマシ}の水を配分されることになった。この条約はパンチェシュワル多

苦悩する民主主義

目的プロジェクトでのマハカリ川の水利権について、両国に対等な権利を保証している。つまり、この条約の締結でネパールはインドから譲歩を引き出すことに成功したといえる。

8月のロハニ外相のインド訪問後、12月に期限切れとなる相互貿易・協力条約の更新について協議するため、次官レベルでの交渉が行なわれた。12月3日、ネパール・インド商業次官が合意書に調印し、相互貿易・協力条約が更新された。これにより、これまでネパール製品がインドに輸出される時、輸入数量制限および関税の免除という優遇措置を受ける条件として、ネパールの労働あるいはネパールおよびインドの原料が50%以上含まれていなければならないというローカル・コンテンツ条項が撤廃され、ネガティブ・リストに含まれている3品目(ビールを除く工業用以外のアルコール類、香水および化粧品、タバコ)を除くすべての品目が優遇措置を受けることになった。このローカル・コンテンツ条項の撤廃については、2月にすでにFNCCIとインド工業連盟(CII)が共同で提案している。つまり、インドのネパールへの直接投資を推進し、ネパールからインドへの輸出を増加させるという点で、ネパール・インド双方の経済界の意見は一致している。今後ネパール製品は、インド製品に課税される物品税と同率の相殺関税を課せられるが、インド製品と同様の税の譲許を受けることができる。

デウバ首相はインド訪問の際、CIIやインド商工会議所連盟(FICCI)を訪問し、ネパールへの直接投資を勧誘している。ネパールの対インド貿易は毎年大幅な赤字であり、1994/95年度においては対インド貿易赤字が貿易赤字全体の37.4%を占めており、対インド貿易収支の改善はネパールの課題である。

デウバ首相とロハニ外相のインド訪問の際には、他のネパール・インド関係についての協議も行なわれている。インド政府はネパールからバングラデシュの港までの輸送路を提供すること、また不平等条約とされている1950年友好・通商条約の防衛条項の見直しに基本的に合意した。

対中国関係

デウバ首相は4月16日から22日まで中国を訪問し、江沢民国家主席、李鵬首相、李瑞環中国人民政治協商会議主席との会談を行なった。4月22日にはデウバ首相と李鵬首相による共同声明が発表され、チベット・台湾は中国の一部であるとの見解が確認された。元首相であるタパRPP党首も10月24日から中国を訪問し、チベット・台湾問題についてのネパールの立場を確認している。

デウバ首相の訪問期間内に経済・技術協力協定が締結されたほか、非政府組織で経済界・知識人によって構成されるネパール・中国民間協力フォーラムの結成が決定された。このフォーラムの結成により、両国による合弁企業の設立が期待される。10月30、31日には第1回ネパール・中国民間協力フォーラムがカトマンズで開催された。

1997年の課題

RPPの分裂により連立政権は少数派政権へと転落した。1997年1月8日にデウバ首相は内閣を改造し、建て直しを図っている。しかし、野党は総選挙を要求しており、内閣不信任案を提出することが予想される。

前UML政権はNCからの二度にわたる内閣不信任案の提出により辞職に追い込まれた。その後は、逆に野党に回ったUMLが内閣不信任案を提出している。NCとUMLの議席が均衡する中で、両党ともに選挙戦で有利な立場に立つため、与党が実績を示す前に内閣不信任案を提出するという議会戦術を採ってきた。当然この不信任案の応酬は、国会での政策論争を妨げてきた。キャスティング・ボートを握るRPP、NSP、NWPPの3党は党内での意志統一が図れず、NCとUMLに対する明確な態度を示せないまま、状況に応じて態度を変えている。連立政権は辛うじて保たれているが、状況はきわめて不安定である。この不安定な状況はNCかUMLいずれかが過半数を制するまで続くと思われる。このような国会での動きに対して国民の間では政治不信が蔓延し始めている。現在必要とされているのは政策を実施できる安定した政府である。そのためには総選挙において国民がNCかUMLのどちらを選択するかを問わなければならない。連立政権は解散、総選挙に踏み切る決断を迫られている。

今年度予算では、増収の根拠が曖昧なまま歳入増を見込んでおり、財政赤字が増大する可能性が高い。財政赤字の増大がインフレにつながるものが危惧される。

(動向分析部)

1月20日 ▶ネパール友愛党(NSP)中央執行委員会、連立政権がタライ平原の主要民族に対し、誠意ある回答を行わない場合、連立政権から脱退と示唆。

26日 ▶ムケルジー・インド外相、来訪(～29日)。

▶ポーデル下院議長、与党および統一共産党(UML)指導者を召集し、マハカリ川総合開発条約についての合意を図る。

29日 ▶ロハニ外相とムケルジー・インド外相、マハカリ川総合開発について合意、調印。

▶UML中央委員会、マハカリ川総合開発条約締結歓迎を表明。

31日 ▶M・K・ネパールUML書記長、マハカリ川総合開発条約締結を評価。

2月1日 ▶国民民主党(RPP)のタッパ委員長、マハカリ川総合開発条約締結歓迎を表明。

▶ネパール商工会議所連盟(FNCCI)、マハカリ川総合開発条約締結歓迎を表明。

2日 ▶政府、土地税の徴収を促進するため、土地税徴収ガイドラインを発表。

11日 ▶デウバ首相、マハカリ川総合開発条約に調印のため、インド訪問(～17日)。12日に調印。

12日 ▶インド工業連合会(CII)とFNCCI、ネパール輸出品の関税免税条件にあるローカル・コンテンツ50%条項の撤廃を提言。

13日 ▶デウバ首相、1950年友好・通商条約の防衛条項の改正を求める考えを表明。

14日 ▶ボストラ観光相、インドのアーザード観光相に航空サービス協定の改正を提案。

17日 ▶ネパール・インド共同声明発表。

▶デウバ首相、CIIで演説。自由化政策の推進を強調し、投資を勧誘。

21日 ▶UML、30項目の要求を政府に提出。

3月5日 ▶主要8政党、共産党毛沢東派に

よるテロ行為を非難することで合意。

11日 ▶UML所属の86人の下院議員、3党連立政権に対して不信任案を提出するため、特別会期を要求。

12日 ▶国王、憲法53条により20日に下院特別会期を召集と決定。

▶RPP中央執行委員会は連立政権の継続を決定。

15日 ▶欧州議会、ブータン難民が国連高等弁務官事務局の監視下で帰国できるよう、ブータン政府に求める決議を満場一致で可決。

16日 ▶ネパール労働組合総同盟(GFNTU)、第2回全国大会開始(～19日)。

18日 ▶河川工事および道路補修プロジェクトと国立博物館への装置の供与のため、3億6750万円の無償援助を受けることで日本政府と合意。

20日 ▶下院で特別会期開始。

▶RPP中央委員会で41人中24人の委員が政権連立の継続を支持。

22日 ▶UML、デウバ内閣は法と秩序を維持するのに失敗し、国民経済を破壊し、汚職を助長させているとして内閣不信任案を提出。

▶政府、公企業の民営化を推進するため、ネパール銀行の政府持ち株の5%を銀行員に売却することを決定。

24日 ▶内閣不信任案、下院において106対90で否決。ネパール労働者農民党(NWPP)の3議員は棄権。

26日 ▶RPPの指導者チャンド、党の中央委員会がUMLからの連立政権の提案を拒否したことを批判。

31日 ▶ロハニ外相ほか各国の外交使節団、ブータン難民キャンプを訪問。

4月1日 ▶政府、手織り物業者に対して児童労働不使用証明書を発行する政策を発表。

4日 ▶チェリング・ブータン外相，第7回二国間協議のため来訪(～8日)。

7日 ▶ネパール商業会議所(NCC)の年次総会でシュレスタ会頭，付加価値税の導入に対して反対を表明。

8日 ▶第7回ネパール・ブータン外相会談。ブータン難民について合意に達しないまま終わる。

10日 ▶NC中央執行委員会，5月8日にカトマンズでの第9回総会開催を決定。

▶UML中央執行委員会，開催。

11日 ▶援助国会議パリで開催。ネパールに対し，アジア開発銀行は2億6000万^{ドル}，日本は2億3000万^{ドル}の援助を約束。

16日 ▶デウバ首相，中国訪問(～22日)。江沢民，李瑞環と会談(19日)。

19日 ▶ネパール・中国の産業界，非政府組織「ネパール・中国協力フォーラム」結成について調印。

22日 ▶ネパール・中国共同声明発表。チベット・台湾は中国の一部であるとの見解を確認。経済・技術協力協定に調印。

23日 ▶デウバ首相，香港，タイを非公式訪問(～26日)。タイではネパールへの直接投資を勧誘。

28日 ▶マハト蔵相，アジア開発銀行年次会および中央銀行総裁会議出席のため，マニラに出発。

5月1日 ▶物品・売上税庁のシルワル長官，97年度から付加価値税を導入する方針を発表。

4日 ▶NC総裁選挙にコイララ元首相，ワグル情報通信相，ジョシの3人が立候補。

5日 ▶NC，総裁選についてのコンセンサスを得るため，3人の小委員会を設定することを決定。

8日 ▶NC第9回党大会，開催(～9日)。

9日 ▶NC党大会，コイララ元首相を総裁

に選出。

14日 ▶政府，地方分権化を検討するため，デウバ首相を議長とする24人のメンバーからなる地方分権化調整委員会を設立。

17日 ▶国務大臣1名と副大臣3名が任命される。

20日 ▶ネパール地方自治体協会の第1回総会，開催。

24日 ▶ジョティFNCCI会長，外国直接投資優遇政策の必要性を指摘。

25日 ▶コイララ総裁のもとで1回目のNC中央委員会，開催。

26日 ▶バンダリ国務大臣，政府は通信分野の開発を民間参加のもとで行なうことを決定したと演説。

30日 ▶地方分権調整委員会，第1回目の会議開催。

31日 ▶リーガル国民計画委員会副議長，経済計画期間を5年以上に伸ばす必要性を指摘。

6月3日 ▶ネパール全国教員組合(NNTO)，昇進，雇用など28条の要求を掲げてハンスト。

4日 ▶ワグル情報通信相，日野・日本郵政大臣を訪問し，2002年までに電話をすべての村に引くネパール政府の政策に協力を要請。

7日 ▶RPPの14人のメンバー，連立の継続を主張する声明を発表。4人の中央委員，これを非難。

8日 ▶RPP，中央委員会を開催，連立政権を支持することで一致。

9日 ▶信用状不正事件でグリンドレイを除くすべての商業銀行が被害にあったとの報告書が，信用状不正事件調査委員会により提出される。

10日 ▶国務大臣2名が所管大臣に，副大臣7名が国務大臣に昇格。

12日 ▶国連の子供の権利に関する委員会，ネパールが子供の権利に関する協定の実施に

ネパール

失敗していると指摘。

13日 ▶政府、外国の機関および個人に対し、ネパールの企業の株を払い込み資本の25%まで開放することを決定。

18日 ▶四つのプロジェクトについて、54億1300万円の贈与を受けることで日本政府と合意。

23日 ▶政府、信用状不正事件調査委員会の報告書を公表。

26日 ▶第10回通常国会、開始。

30日 ▶歳入捜査庁、信用状不正に関わった首謀者とされる容疑者4人を尋問。

7月4日 ▶情報通信省、通信部門への民間部門の参入を認める方針を発表。ネパール通信公社労組、反対を表明。

5日 ▶ネパール・インド間での貿易に関する次官級会談、開始(～7日)。

9日 ▶95/96年度経済白書発表。GDP成長率、前年度の2.9%から6.1%に上昇。

10日 ▶96/97年度予算案発表。

14日 ▶NCC、輸出のみを対象とする生産に含まれる原料および中間製品に対する免税措置、輸出業者に対する外貨の低利子貸し付けによる輸出促進策を歓迎。VATの導入に反対。

19日 ▶政府、マハカリ条約の批准採決案を国会事務局に登録。

21日 ▶ネパール通信公社の雇用者協会、政府が自治を保証したことを評価し、民営化に同意。

23日 ▶アジア開発銀行理事会、カリ・ガンダキ水力発電プロジェクトに1億6000万ドルの融資を認可。

26日 ▶下院でUML、マハト蔵相の非合法銀行預金の責任を追及し、辞任要求。

31日 ▶マハト蔵相辞任。下院で審議再会。

8月6日 ▶下院、通信の民間部門への開放法案を満場一致で可決。

7日 ▶職権乱用調査委員会、信用状不正事件で信用状を発行させた銀行幹部11人を起訴。

12日 ▶ロハニ外相、インド訪問(～14日)。

23日 ▶国王夫妻、中国訪問のためラサに向けて出発。ロハニ外相も同行(～29日)。

26日 ▶民主化運動家でネパール女性協会委員長のマンガラ・デヴィ・シン死去。

9月1日 ▶歳出法案が下院通過。

3日 ▶日本政府がバナパ=シンドリ間の道路計画に対し、1億1800万円を贈与することで日本政府と合意。

8日 ▶ロハニ外相、包括的核実験禁止条約(CTBT)の支持を表明。

9日 ▶UML書記長、マハカリ条約の批准を決定。

▶付加価値税庁、付加価値税導入のための納税者の登録は97年4月から、徴税は同年7月から実施と発表。

12日 ▶国連第50回総会でネパール代表団、CTBTの草案を評価しながらも、縮小目標の設定と実験室およびシミュレーションによる実験も禁止するよう主張。

15日 ▶環境保全法案、下院通過。

20日 ▶上下院合同本会議でマハカリ条約批准のための投票が行なわれ、賛成220反対8棄権31で条約批准。

21日 ▶NCとNSP、マハカリ条約の批准を歓迎。

24日 ▶下院、民間部門の通信事業への参入を認める通信公社法案(第2回改正)を満場一致で可決。

29日 ▶M・K・ネパールUML書記長、一部の共産党議員がマハカリ条約批准反対に投票したことを非難。

▶下院、土地の二重所有を廃止するための土地改革第4次改正案を可決。

10月2日 ▶上院、土地改革法案を可決。

8日 ▶ロハニ外相、国連難民高等弁務官47回幹部会で、大量の難民が人口過密地域に6年間滞在することでネパールは経済、社会、環境面で悪影響を受けていると主張。

▶ロハニ外相、ニューヨークでCTBTに署名。

9日 ▶ウォルフソン・世界銀行総裁、来訪。財政支援を約束(～12日)。

11日 ▶下院、第10回会期を閉会。デウバ首相はマハカリ川総合開発条約の批准を評価。

15日 ▶UML中央委員会、マハカリ川条約批准に反対票を投じた国会議員に反省を求めたことを決定。

16日 ▶ロハニ外相、韓国訪問(～19日)。

17日 ▶保健分野での教育と訓練の協力について、スリランカ政府と合意書に調印。

▶UML、デウバ首相にマハカリ条約批准の前に行なった公約の実施を求める14項目を要求。

▶蔵相にマハト就任。

24日 ▶RPPのタッパ委員長ほか6人、中国共産党の招きで中国訪問(～11月2日)。タッパ委員長、副総理朱鎔基と会談(25日)。

30日 ▶ネパール・中国民間協力フォーラムをカトマンズで開催(～31日)。

11月1日 ▶デウバ首相、パキスタン訪問(～5日)。

3日 ▶パキスタン政府、カルカッタ港経由のネパール製品を受け入れることに合意。

5日 ▶航空サービス協定の改訂についてバングラデシュ政府と合意書に調印。

6日 ▶デウバ首相、父系財産への女性の同権を認める法案について国民のコンセンサスが得られると演説。

9日 ▶デウバ首相、イギリス訪問(～13日)。

13日 ▶アラー郊外で飛行機事故、ネパール人犠牲者は53人。

▶デウバ首相、メジャー首相と会談し、グルカ退役兵への年金の引き上げなど待遇改善を要請。

▶デウバ首相、ローマでの世界食糧サミットに出席(～18日)。

18日 ▶ラナ水資源相、インド訪問(～20日)。

21日 ▶パンチェシュワル・プロジェクトについてインド政府と合同委員会を設置し、報告書を作成することで合意。

25日 ▶ヘルチョーグ・ドイツ大統領、来訪(～30日)。

27日 ▶イドゥリス森林土壌保全相、死去。

12月3日 ▶ネパール・インド相互貿易・協力条約を更新。ネパール製品のインドへの輸出の際に関税・数量制限の免除を受ける条件としての50%ローカル・コンテンツ条項を撤廃。

4日 ▶江沢民中国国家首席、来訪(～5日)。

8日 ▶UMLおよびRSSの一部を含む102人の下院議員、内閣不信任を決議するための特別会期の開催を請願。

▶タッパ地域開発相ほか6名の大臣・副大臣、辞表を提出。

11日 ▶アディカリUML委員長とRSSのチャンド、議会事務局に内閣不信任案を登録。

12日 ▶元利合計55億1174万円の日本に対する借款返済免除について、日本政府と合意。

16日 ▶下院特別会期開始。

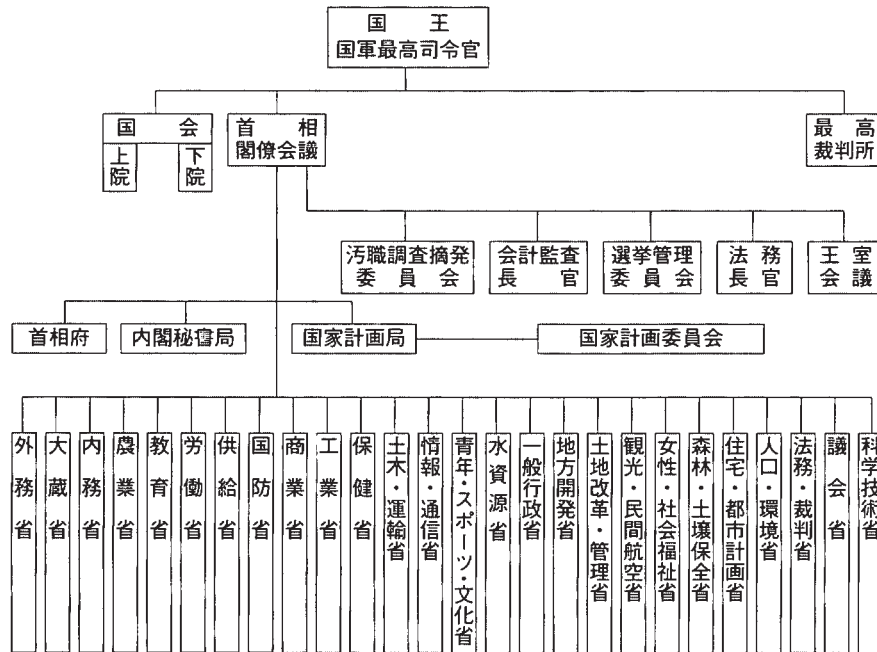
▶タッパRPP党首、連立支持を表明。

17日 ▶NC下院議員団、内閣不信任案に反対することを満場一致で決定。

23日 ▶ネパール労働者・農民党(NWPP)、内閣不信任案に賛成を決定。

24日 ▶内閣不信任案101対84であったが、下院定員の過半数103に達せず、否決。

① 国家機構図



② 閣僚名簿 (1996年12月末現在)

| | | | |
|--|--|-------------|-------------------------------------|
| 首相(兼王室担当, 国防相, 農業相, 地方開発相, 森林・土壌保全相) ¹⁾ | Sher Bahadur Deuba (NC) | 工業相 | Dhundiraj Shastri (NC) |
| 外務相 | Prakash Chandra Lohani (RPP) | 保健相 | Arjun Narsing K. C. (NC) |
| 大蔵相 | Ram Sharan Mahat (NC) | 土木・運輸相 | Bijaya Kumar Gachchhadar (NC) |
| 内務相 | Khum Bahadur Khadka (NC) | 情報・通信相 | Chiranjibi Wagle (NC) |
| 教育相 | Govind Raj Joshi (NC) | 青年・スポーツ・文化相 | Bal Bahadur K. C. (NC) |
| 労働相 | Bal Bahadur Rai (NC) | 水資源相 | Pashupati Shumsher J. B. Rana (RPP) |
| 供給相 | Gajendra Narayan Singh (NSP) | 一般行政相 | Bimalendra Nidhi (NC) ³⁾ |
| 商業相 | Fatthe Singh Tharu (RPP) ²⁾ | 土地改革・管理相 | Buddhiman Tamang (RPP) |
| | | 観光・民間航空相 | |

Chakra Prasad Bostola (NC)
 女性・社会福祉相 Lila Koirala (NC)
 住宅・都市計画相
 Balaram Gharti Magar (RPP)
 人口・環境相 Prakash Man Singh (NC)
 法務・裁判相 Bhim Bahadur Tamang (NC)
 議会相 Narhari Acharya (NC)
 閣外相 Sharad Singh Bhandari (NC)

(注) 1997年1月8日に内閣改造が行なわれ、以下のように変更。

- 1) 首相の農業相、地方開発相、森林・土壌保全相兼任は解除。農業相：Fatthe Singh Tharu (RPP) / 地方開発相：Kamal Thapa (RPP) / 森林・土壌保全相：Moti Prasad Bhandari が就任。2) Ram Krishna Acharya (RPP) が就任。3) 科学・技術相を兼任。

(出所) *The Rising Nepal*, 1997年1月9日。

③ マハカリ川総合開発条約(抄訳)

前文

ネパール王国政府およびインド政府(以下両国政府と略す)は、水資源開発に関する協力のため、友好関係と深い隣人愛を促進・強化する決意を再確認し、

マハカリ川はその大部分が両国の国境沿いに流れる川であると認識し、

マハカリ川の水とその利用に関しての義務とそれに見合った権利を決定する際、平等な関係に基づいて条約を締結するべきであると理解し、

マハカリ川にあるサラダ・ダム建設に関する合意で、ネパールが上記ダムから取水できるよう規定した1920年の交換書簡に留意し、

ジムワにある堤防とダムの貯水湖域がネパール領内にあることを考慮し、インドがマハカリ川に建設したタナカプル・ダムに関する1991年12月4、5日の合同委員会および1992年10月21日のインド首相のネパール訪問の際に出された共同声明での決定事項を思い起こし、

マハカリ川で実施する予定のパンチェシュワル多目的プロジェクトの報告書を合同で準備することを記し、

これに関して以下のことに合意する。

第1条

第1項 ネパールはサラダ・ダムから雨期(5月15日から10月15日まで)には毎秒28.35立方メートル(1000^{キュウ})、乾期(10月16日から5月14日まで)には毎秒4.25立方メートル(150^{キュウ})の水を供給される権利を有する。

第2項 インドはマハカリ川の生態系を維持・保全するために、サラダ・ダムから下流に毎秒10立方メートル(350^{キュウ})以上の流水を確保する。

第2条

1991年12月4、5日の合同会議で行なわれた決定および1992年10月21日のインド首相のネパール訪問時に発表された共同声明を踏まえて、両国政府は以下のことに合意する。

第1項 ジムワのタナカプル・ダム堤防の東端の建設と、ネパール領内の250^{ヘクタール}の台地に堤防をつないだこととともない、ネパールはマヘンドラナガル郡ジムワ村の長さ約577^{メートル}(約2.9^{キロメートル})の土地および国境中間地帯の一部の使用を承諾する。使用が承諾されたネパール領および上記の土地の西側にあり、貯水湖域の一部であるネパール・インド国境までの土地(約9^{キロメートル})は、その地域内にある天然資源も含め、引き続きネパールの主権および

ネパール

支配のもとにあり、ネパールはそれに付随する権利を行使できる。

第2項 したがって、ジムワのタナカプル・ダム堤防の建設と代替に、ネパールは以下の権利を獲得する。

(a) 雨期には毎秒28.35立方メートル(1000ガロン)、乾期には毎秒8.5立方メートル(300ガロン)の水が、この条約発効の日から供給される。この目的および第1条の目的のために、インドはタナカプル・ダムの左下側の放水路近くに調整装置を、またネパール・インド国境まで必要な水路を建設する。これらの調整装置および水路は共同で運営される。

(b) 本条約発効日から年間に7000万kWhのエネルギーが無料で供給される。この目的のため、インドはタナカプル発電所(現在、90%の信頼度で年間4億4840万kWhのエネルギーを生産できる12万kWの発電能力を有する)からネパール・インド国境まで132kVの送電線を建設する。

第3条

パンチェシュワル多目的プロジェクト(以下プロジェクトと略す)は、マハカリ川が両国の国境となっている地域に建設されるべきである。それにより、両国政府はそれぞれがマハカリ川の水の既存消費量を損なうことなく、マハカリ川の水を利用する対等な権利を有することに合意する。それゆえ、両国政府は合同で準備される詳細プロジェクト報告書にそって、マハカリ川プロジェクトを実施することに合意する。プロジェクトは以下の原則に基づいて計画され、実施される。

第1項 プロジェクトは両国政府間での合

意に従って、最大限の純利益を創出するように計画する。プロジェクトの開発によって電力、灌漑、洪水制御などの面で生じるすべての利益が両国政府によって査定される。

第2項 プロジェクトはマハカリ川両岸に同等な能力を持つ発電所を含む総合プロジェクトとして実施される必要がある。両発電所は連携しながら運営され、創出された総エネルギーは両国政府で対等に分配される。

第3項 プロジェクトの費用は、両国政府に生じる利益に応じてそれぞれが負担する。両国政府は共同でプロジェクトを実施するために必要な資金を調達する努力をする。

第4項 ネパール側へ配分されるエネルギーの一部はインドに売却される。このエネルギーの量と価格は両国政府が合意する。

第12条

第1項 本条約の結論に従い、本条約に織り込まれたサラダ・ダムおよびタナカプル・ダムからのマハカリ川の水の利用に関して、以前に両国政府で交わされた合意は、本条約に代替されたと見なす。

第2項 本条約は、批准を受け批准文書を交換した日から発効する。本条約は、条約が発効した日から75年間有効とする。

第3項 本条約は10年ごと、またはどちらかが要求したときはそれ以前に、両国政府によって見直され、必要ならば改正を行なう。

第4項 本条約を実施するために、必要に応じて両国政府によって協定が結ばれる。

(出所) *The Rising Nepal*, 1996年7月29日。

主要統計 ネパール 1996年

1 基礎統計

| 年 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 人口* (1,000人) | 18,783 | 19,308 | 19,834 | 20,362 |
| 為替レート(1ドル=ルピー) | 42.60 | 49.00 | 49.11 | 50.45 |

(注) *1991年人口調査による推定値。

(出所) ネパール中央統計局, *Statistical Pocket Book 1996*.

2 産業別国内総生産(名目価格)

(単位: 100万ルピー)

| | 1991/92 | 1992/93 | 1993/94 | 1994/95 ¹⁾ | 1995/96 ²⁾ |
|-------------------|---------|---------|---------|-----------------------|-----------------------|
| 農業・漁業・林業 | 65,156 | 70,090 | 80,589 | 85,442 | 96,300 |
| 鉱業 | 795 | 921 | 990 | 1,068 | 1,231 |
| 製造業 | 12,822 | 14,618 | 17,861 | 19,559 | 22,287 |
| 電気・ガス・水道 | 1,238 | 1,437 | 2,107 | 2,806 | 3,307 |
| 建設 | 14,769 | 17,318 | 19,621 | 22,423 | 25,855 |
| 商業・飲食業 | 16,563 | 19,260 | 22,497 | 25,165 | 29,457 |
| 運輸・通信・倉庫 | 8,558 | 10,819 | 12,625 | 14,203 | 16,760 |
| 金融・不動産 | 13,241 | 15,684 | 18,122 | 20,478 | 23,400 |
| 民生・厚生 | 11,788 | 15,115 | 17,128 | 18,994 | 20,846 |
| G D P (要素費用) | 144,931 | 165,262 | 191,540 | 210,138 | 239,443 |
| 間接税 (純) | 7,487 | 9,702 | 12,149 | 15,035 | 17,155 |
| G D P (市場価格) | 149,485 | 171,386 | 199,216 | 219,582 | 249,896 |
| G D P (84/85年度価格) | 62,531 | 64,586 | 69,686 | 71,695 | 76,095 |
| 農業 | 28,070 | 27,896 | 33,017 | 29,917 | 31,535 |
| 非農業 | 34,461 | 36,690 | 39,669 | 41,778 | 44,560 |
| G D P 成長率 (%) | 4.62 | 3.29 | 7.90 | 2.88 | 6.66 |

(注) 1) 修正推計値。2) 暫定推計値。

(出所) HMG Ministry of Finance, *Economic Survey 1995/96*, Statistical Tables. 1.2, 1.3.

3 国家財政

(単位: 100万ルピー)

| | 1991/92 | 1992/93 | 1993/94 | 1994/95 | 1995/96 ¹⁾ | 1996/97 ²⁾ |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 総支出 | 26,418.2 | 30,897.7 | 33,597.4 | 39,060.0 | 46,681.2 | 57,565.6 |
| 経常支出 | 9,905.4 | 11,484.1 | 12,409.2 | 19,265.1 | 22,108.2 | 24,984.8 |
| 開発支出 | 16,512.8 | 19,413.6 | 21,188.2 | 19,794.9 | 24,573.0 | 32,580.8 |
| 総収入 | 15,156.5 | 18,941.7 | 21,974.4 | 28,512.3 | 33,274.2 | 40,617.1 |
| 歳入 | 13,512.7 | 15,148.4 | 19,580.8 | 24,575.2 | 28,205.6 | 34,214.4 |
| 外国無償援助 | 1,643.8 | 3,793.3 | 2,393.6 | 3,937.2 | 5,068.7 | 6,402.7 |
| 財政収支 | -11,261.7 | -11,956.0 | -11,623.0 | -10,547.7 | -13,407.0 | -16,948.5 |
| 財政赤字補填 | | | | | | |
| 外国借款 | 6,816.9 | 6,920.9 | 9,163.6 | 7,312.3 | 9,807.0 | 13,948.5 |
| 国内借入 | 2,078.8 | 1,620.0 | 1,820.0 | 1,900.0 | 22,000.0 | 30,000.0 |
| 現金残高 | 2,366.0 | 3,415.1 | 639.4 | 1,335.4 | 1,400.0 | ... |

(注) 1) 修正推計値。2) 推計値。

(出所) HMG Ministry of Finance, *Budget Speech of the Fiscal Year 1996-1997*.

ネパール

4 国際収支

(単位：100万ルピー)

| | 1992/93 | 1993/94 | 1994/95 | 1994/95* | 1995/96* |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 貿易収支 | -21,973.5 | -32,312.7 | -47,647.7 | -28,188.0 | -34,882.8 |
| 輸出 (FOB) | 17,286.4 | 19,316.0 | 17,939.9 | 12,189.8 | 12,712.1 |
| 輸入 (CIF) | 39,259.9 | 51,628.7 | 65,587.6 | 40,377.8 | 47,595.0 |
| 2. サービス (純) | 5,064.4 | 17,476.5 | 23,565.2 | 14,231.7 | 13,227.7 |
| 収入 | 14,942.7 | 30,000.1 | 37,478.5 | 22,473.0 | 22,776.7 |
| 支払 | 9,878.3 | 12,523.6 | 13,913.3 | 8,241.3 | 9,549.0 |
| 3. 移転 (純) | 6,937.3 | 6,809.0 | 10,708.8 | 6,652.6 | 7,274.1 |
| 収入 | 7,075.5 | 7,003.9 | 11,227.2 | 7,048.5 | 7,627.9 |
| 支払 | 138.2 | 194.9 | 518.4 | 395.9 | 353.8 |
| 4. 経常収支 | -9,971.8 | -8,027.2 | -13,373.7 | -7,303.7 | -14,381.0 |
| 5. 公的資本収支 (純) | 5,474.2 | 8,499.7 | 8,804.7 | 6,717.7 | 3,212.6 |
| 外国借款 | 6,960.1 | 10,751.1 | 11,395.9 | 8,267.2 | 5,045.8 |
| 償還 | -1,485.9 | -2,251.4 | -2,591.2 | 1,549.5 | 1,833.2 |
| 6. その他資本収支 | 11,971.3 | 6,159.5 | 4,106.7 | 1,857.6 | 11,818.4 |
| 7. 外貨準備増減(-は増) | 7,473.7 | 6,632.0 | -462.3 | 1,271.6 | 650.0 |

(注) * 7月16日から3月15日までの暫定値。

(出所) 表2に同じ (Table 6.7)。

5 対外貿易

(単位：100万ルピー)

| | 対インド | | | 対インド以外 | | | 貿易収支 | 貿易総額 |
|----------|---------|----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|----------|
| | 輸出 | 輸入 | 収支 | 輸出 | 輸入 | 収支 | | |
| 1991/92 | 1,450.0 | 11,245.5 | -9,795.5 | 12,256.5 | 20,694.5 | -8,438.0 | -18,233.5 | 45,646.5 |
| 1992/93 | 1,621.7 | 12,542.1 | -10,920.4 | 15,644.8 | 26,663.5 | -11,018.7 | -21,939.1 | 56,472.1 |
| 1993/94 | 2,408.9 | 17,035.4 | -14,626.5 | 16,884.5 | 34,535.4 | -17,650.9 | -32,277.4 | 70,864.2 |
| 1994/95 | 3,369.1 | 20,791.2 | -17,422.1 | 14,529.7 | 44,735.5 | -30,205.8 | -47,627.9 | 83,425.5 |
| 1994/95* | 2,519.4 | 14,864.2 | -12,344.8 | 11,144.8 | 31,108.7 | -19,963.9 | -32,308.7 | 59,637.1 |
| 1995/96* | 2,990.4 | 18,927.9 | -15,937.5 | 11,590.3 | 36,024.7 | -24,434.4 | -40,371.9 | 69,533.3 |

(注) 輸出はFOB, 輸入はCIF。* 7月16日から3月15日までの暫定値。

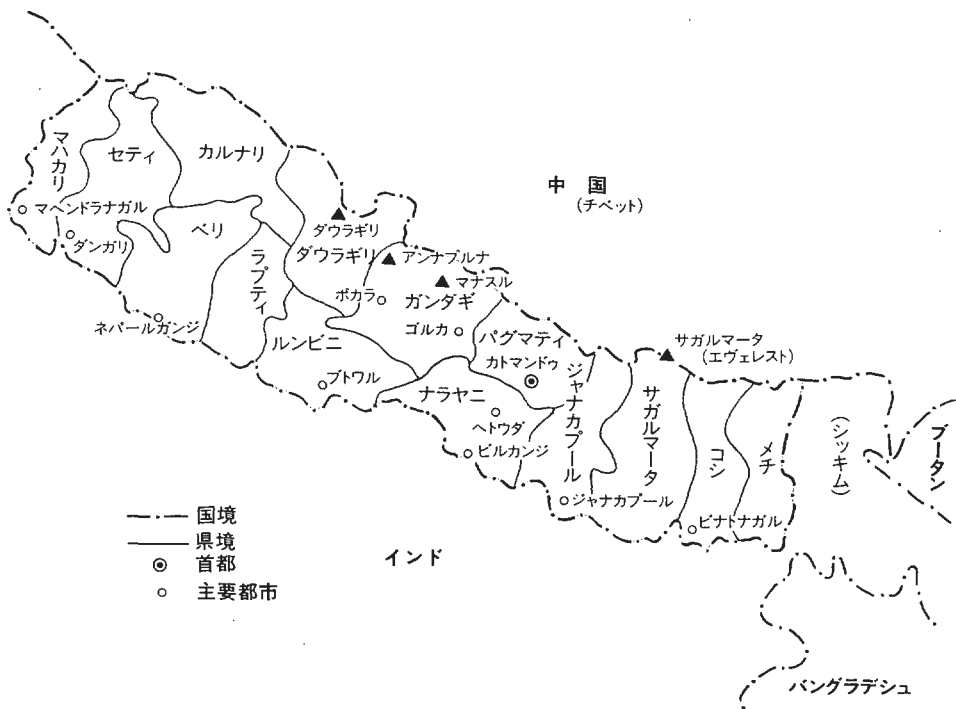
(出所) 表2に同じ (Table 6.1)。

Yearbook of Asian Affairs:
1990 - 1999
Nepal

1997

ネパール

| | | |
|---------------------------------|------|------------------------------|
| ネパール王国 | 宗教 | ヒンドゥー教, 仏教 |
| 面積 14万7181 km ² | 政体 | 立憲君主制 |
| 人口 2142万人 (1997/98年, ネパール中央統計局) | 元首 | ビレンドラ・ビール・ビクラム・シャハ・デヴァ国王 |
| 首都 カトマンドゥ | 通貨 | ルピー (1米ドル=63ルピー, 1997年12月末日) |
| 言語 ネパール語 | 会計年度 | 7月16日~7月15日 |



1997年のネパール

継続する短命政権

うち かわ しゅう じ
内 川 秀 二

概 況

ネパールでは1997年に入ってから二度政権が交代した。3月にはデウバ内閣信任案が否決され、ネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義者, CPN=UML), 国民民主党(RPP)およびネパール友愛党(NSP)連立によるチャンド政権が成立した。10月にはチャンド内閣不信任案が可決され、ネパール会議派(NC), RPP, NSP連立によるタバ政権が成立した。94年11月の第3回総選挙ではどの政党も過半数を制することはできず、18カ月以上政権を維持できた内閣はなく政権はめまぐるしく交代した。その原因は、内閣は過半数の下院議員によって信任されなければならないという90年憲法の規定にある。UMLとNCが拮抗する中で、他の政党がキャスティング・ボートを握ることになる。そのなかでもRPPが果たしてきた役割が大きい。RPPの議席数をUMLあるいはNCの議席数と合計すれば過半数の103議席を超えることができるからである。

1996/97年度当初8カ月間の実質GDP成長率は4.9%と、95/96年度の6.1%から下落した。この成長率の鈍化はモンスーンが不順であったことも影響している。ネパール・ルピー(NR)はインド・ルピー(INR)に対してペッグ制をとっているため、97年9月からINRの対ドル・レートが下落したのに応じて、NRの対ドル・レートも下落した。

対外関係ではグジュラル・インド首相が6月5日から7日までネパールを訪問し、チャンド首相との間で首脳会談が行われた。この首脳会談でマハカリ川総合開発条約批准文書が交換され、電力貿易協定が締結された。

国内政治

チャンド内閣の成立

1995年にNC, RPP, NSPによる連立政権が発足し、NCのS・B・デウバが首相に

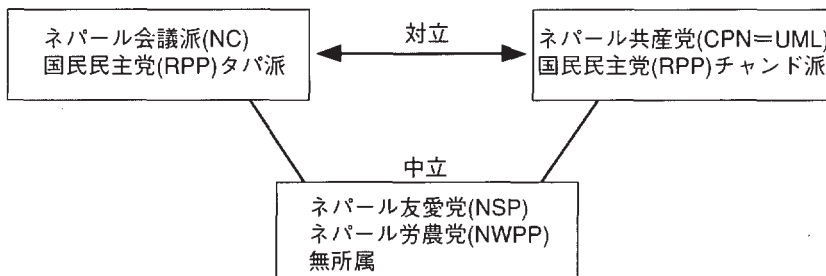
就任した。だが、RPP党内でともに民主化以前に首相を務めたS・B・タパ党首とL・B・チャンド議員団長の間で主導権が争われ、タパ派はNCを支持し、チャンド派はUMLを支持した。1996年3月、UMLは内閣不信任案を提出し、RPPに連立政権の樹立を働きかけた。これにチャンド派は呼応しようとしたが、タパ派からの支持を得ることができず、党執行委員会はNCとの連立政権の支持を決定した。

1996年12月、チャンド派はUMLとともに再度内閣不信任案を提出した。RPPは党内での意見の一致を図れなかったため、分裂したまま投票に臨んだ。内閣不信任案は賛成101、反対84であったが、否決された。これはR・C・ポウデル下院議長が、憲法の規定する下院定数205の過半数は103であると解釈し、不信任案の否決を宣言したためである。しかし、当時下院には5議席の欠員があったため、現職下院議員200人から議長を除くと、過半数は100という解釈も成り立つ。この解釈に基づくと、下院議員の過半数101人がデウバ内閣不信任案に賛成していることになり、不信任案は可決されなければならない。

1997年1月に5議席の補欠選挙が行われ、UMLが3、NCが2議席を獲得した。そこで改めて、3月に与党は内閣信任案を下院に提出した。しかし、3月6日に内閣信任案は、賛成101、反対92で過半数に達しなかったため否決され、内閣は総辞職した。投票を棄権したNCの2議員は党内から厳しい批判を受けた。

RPP内ではチャンドが主導権を握り、3月12日にUML、RPP、NSPによる連立政権が発足した。政権樹立後、チャンド首相とタパRPP党首は党内の結束を表明した。しかし、党内の亀裂は明白であった。RPPのP・C・ロハニ外相は、連立政権がUML主導で運営されていることを不満として6月12日に辞任した。寄り合い所帯のチャンド内閣は内紛が絶えず、政権に在った7カ月間に6回もの内閣人

政党間対立の構図



継続する短命政権

著作権の関係により、
この写真は掲載できません

事の変更が行われた。

UML指導者B・ガウタムはチャンド内閣で副首相兼内務相に就任したが、国会で激しい批判を浴びた。それは内務相として民主化以前に汚職疑惑により公職から追放されていたN・サングラウラを7月11日に特捜部の顧問に任命したためである。サングラウラの任命は野党から批判を浴び、サングラウラは辞任した。さらに、この任命は反汚職法に違反するものであったとの下院国政委員会の報告書が提出されるなど合法的なものであったかどうかという疑惑が生じ、その結果NCは下院の審議の中でガウタム副首相兼内務相の辞任を要求した。アディカリUML委員長は当初この任命に批判的であったが、党内で主流となったガウタム派に配慮し、ガウタムを弁護するようになった。

タバ内閣の成立

10月1日、RPPタバ派の15人の議員はNCとの協力を決定した。これを受けてNCはチャンド内閣不信任案を提出し、4日に投票が行われた結果、賛成107、反対94で可決された。RPPでは議員19人のうちタバほか13人が不信任案に賛成し、チャンドほか4人が反対した。その結果、チャンド内閣は政権樹立後7カ月で総辞職した。そして、10月7日にタバ首相のもと、NC、RPP、NSPによる連立政権が誕生した。

ここで問題になるのは、RPPが不信任案に対して賛成と反対に二分されたことである。10月2日から施行された反脱党法によると、国会議員はすべて党議に従わなければ議席を失うことになっているが、RPPは不信任案に対して相反する党議を決定した。そこで、RPPは11月12日からの第2回党大会でリーダーシップの一本化を図るため、党首選挙を行った。選挙ではタバが818対391でR・デヴコータを破り、再選された。この結果、RPPにおけるタバの指導体制が確立されたが、党内の派閥争いは依然として続いている。なお、チャンドはこの党大会を欠席している。

1998年1月8日にはRPPの反タバ派とUMLの下院議員96人がタバ内閣不信任案を審議する特別国会の開催を求める請願を国王に提出した。これに対し、タバ首相は下院の解散・総選挙を国王に進言した。

政党内の派閥抗争

NCでは民主化後にG・P・コイララとK・P・バッタライが表舞台から身を引き、若い世代のデウバ首相が登場したことで、世代交代が行われたかのように見えた。しかし、デウバは党内および連立政党との利害調整を図れず、大臣数を拡大することによって事態を收拾しようとした。しかし、不必要な大臣ポストの拡張は党内から厳しい批判にさらされた。3月の不信任案に対する投票で2議員が棄権したのは、デウバのリーダーシップの欠如を示すものであった。

政権崩壊後デウバが議員団長を辞任したことを受けて、コイララ元首相が議員団長に就任し、コイララはリーダーに返り咲いた。だが、党組織が弱体化している点に変わりはない。それは地方選挙の大敗となって表れた。たとえば、カトマンドゥの市長と副市長のポストはNCが握っていたが、現職の市長と副市長は自らが再びNCより公認されないことが決まると、即座に選挙戦から身を引いてしまった。その結果、両ポストともUMLが獲得した。

12月3日に連立政権の内閣拡張が行われた。新しく入閣したNC閣僚はほとんどがコイララ派であり、バッタライ派は含まれていなかった。また、同日NC中央執行委員会の拡張も発表されたが、ここからもバッタライ派は排除された。これを不満としたバッタライは中央執行委員の辞任を表明し、コイララが党総裁か議員団長のどちらかを辞任するよう求めた。これによって、1994年にNCの政権喪失につながったコイララとバッタライの確執が再燃した。このような危機に対し、12月13日にポウデル下院議長とB・B・カルキ上院議長は、両者の和解を求

継続する短命政権

める共同声明を発表した。12月18日に両者の会談が行われ、バッタライは辞表を撤回した。

UMLにおいても激しい派閥争いが繰り広げられた。1993年に事故死したC・M・バンダリ書記長のあとに選出されたM・K・ネパール書記長が実質上の指導者であったが、96年にインドとの間で締結されたマハカリ川総合開発条約の批准をめぐる党内で激しい論争が行われ、それ以降条約締結反対を主張するB・G・ガウタム派が抬頭した。97年2月12日の中央委員会では多数派のガウタム派がネパール書記長の辞任を求め、ネパール書記長派と激しく対立した。

その後ネパール書記長派は巻き返しを図った。11月16日から12月8日まで開催された第35回中央委員会では両派がそれぞれ別の活動方針を提案した。その結果、18対14でネパール派の活動方針が採択された。これによってネパール書記長派がUMLの主導権を握ったことが証明された。ガウタム派はこれを不満として、ネパール書記長派が主張するUML主導政権のもとで漸進的的改革を行うという方針に同意できないことと国益についての見解の相違を理由に、別の活動方針を中央委員会に登録した。したがって、1998年1月25日から31日まで行われる第6回党大会党大会には二つの活動方針が提出されることになる。

地方選挙

1992年に施行された地方自治法に基づき、地方選挙が行われた。ネパールでは行政決議・決定・執行の自治体機関として都市町には市委員会を、村には村開発委員会が設置されている。市委員会は市長、副市長、委員により構成される一方、村開発委員会は委員長、副委員長、委員によって構成され、それぞれ直接選挙によって選出される。選挙の最終結果は発表されていないが、6月6日時点において市委員会・村開発委員会合計で18万8010議席のうち、16万2189議席の結果が明らかになった。そのうち、主要政党ではUMLが52.13%、NCが29.83%、RPPが10.3%の議席を獲得した。

経

済

経済成長の鈍化

1996/97年度当初9カ月(7月16日～4月15日)の実質GDP成長率は4.9%と、95/96年度(通年)の6.1%から下落した。95/96年度はモンスーン期の降雨量が順

調であったが、96/97年度当初9カ月はモンスーン期の降雨量が不足したため、農業成長率は5.4%から3.3%に下落した。主要食用穀物の生産量は95/96年度には15.4%増大したのに対し、96/97年度当初9カ月は2.7%の増大にとどまった。人口の80%以上が生計を農業に依存するネパールでは農業生産の状況が非農業部門に直接影響を及ぼす。96/97年度当初9カ月において非農業成長率は95/96年度の6.7%から6.1%に低下した。95/96年度に工業生産指数は対前年比で9.7%の成長を示したが、96/97年度当初9カ月においては1.6%の成長にとどまると予測されている。また、96/97年度当初9カ月の全国都市消費者物価指数に基づく平均インフレ率は8.0%で、95/96年度同期の6.8%よりも上昇している。

1996/97年度当初9カ月において輸出は対前年度同期比で16.3%しか増大せず、170億^{ルピー}であったのに対し、輸入は25.6%増大し、690億^{ルピー}であった。その結果、貿易赤字は29%拡大し、520億^{ルピー}に達した。

政府は外貨獲得源として観光業振興と電力輸出を打ち出している。ネパールを訪問する外国人観光客数は95年に11.3%増、96年には7.3%増大し、39万人に達すると推定されている。これに応じて外国人観光客からの外貨収入も増え、1994/95年度には90億^{ルピー}、95/96年度には95億^{ルピー}、96/97年度当初の8カ月において54億^{ルピー}と増大してきた。この金額は95/96年度において財輸出額の47.9%、財・サービス輸出額の23.3%に相当している。政府は98年を「ネパール観光年」とし、観光業の振興を図っている。電力輸出は年々増大しているものの、インドからの輸入がインドへの輸出を上回り、依然として輸入超過の状態である（「主要統計」参照）。

1997/98年度予算

7月10日上下両院合同本会議においてシャルマ蔵相により予算案が発表された。予算案では総支出額は、1996/97年度予算の修正推定値を21.21%上回る6202億^{ルピー}となっている。そのうち経常支出は13.2%、開発支出は28.7%増大した。経常支出の増大は、債務元利返済額の増大と公務員給与の引き上げによるものである。この予算案の特徴は、投資促進と正確な所得申告を推進するために、所得減税を行ったことにある。法人所得に対する最高税率は33%から30%に引き下げられた。個人所得税についても免税の上限を個人に対しては3万^{ルピー}、家族については50万^{ルピー}に設定した。そして、所得の捕捉を強化することによって2万5000人を未納税者から納税者に加え、税収の増大を図っている。また、農業部門の商業化に力点を

継続する短命政権

ネパール・ルピー相場下落

(Rs)

| | 1993年 7月中旬 | 1994年 7月中旬 | 1995年 7月中旬 | 1996年 7月中旬 | 1997年 7月中旬 | 1997年 12月末日 |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 1ドルに対するNR | 49.24 | 49.35 | 50.52 | 56.11 | 56.75 | 63 |
| 1INRに対するNR | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 | 1.6 |
| 1ドルに対するINR | 31.37 | 31.37 | 31.38 | 35.51 | 35.72 | 39.2 |

(出所) Nepal Rastra Bank, *Economic Report 1995/96*; Government of India, *Economic Survey* (various issues).

おいた農業将来計画を実施する予定になっている。11月16日には付加価値税(VAT)が導入された。VATの導入については経済界から時期尚早との反対意見があったが、前政権の方針を引き継いだ。このようにネパールの経済政策は基本的にIMFの構造調整プログラムを踏襲している。

ルピー為替レート下落

NRはINRに対して $1\text{NR} = 1.6\text{INR}$ でペッグしている一方で、ドルなど他の通貨に対しては変動相場制をとっている。INRは変動相場制をとっているにもかかわらず、1997年9月まで中央銀行の介入によって実質的にドルにペッグしてきた。ところが、97年9月からINRの対ドル・レートが下落したのに応じて、NRの対ドル・レートも下落した(表参照)。これによってインフレ誘発と政府の対外債務負担を増大させることが懸念されている。このようにペッグ制の悪影響が顕在化してきたため、対INR相場を変動相場制に移行するよう主張する意見もある。しかし、中央銀行は現在のところINRへのペッグを維持する意向である。

対 外 関 係

ネパール・インド相互貿易・協力条約の影響

1996年12月にインド政府との間で相互貿易・協力条約が更新された。これにより、それまでネパール製品がインドに輸出される時、輸入数量制限および関税の免除という優遇措置を受ける条件として、ネパールの労働あるいはネパールおよびインドの原料が50%以上含まなければならないという従来のローカル・コンテンツ条項が削除され、ネガティブ・リストに含まれている3品目(ビールを除く工業用以外のアルコール類、ネパールかインドのブランド以外の香水および化粧品、タ

バコ)を除くすべての品目が優遇措置を受けることになった。

条約改正により1997年にはネパールのインド向け輸出の増大とインド市場向けの生産のためのインド企業によるネパールへの直接投資の増大が期待された。96/97年度当初9カ月の対インド輸出は前年度同期よりも40.8%増大しているが、同期の輸出額42億^{米ドル}に対し、輸入額は194億^{米ドル}であり、対インド貿易赤字がネパールの総貿易赤字の29.2%を占めている。このような対インド貿易の大幅な入超は依然として続いているが、ジュート製品、農産物以外にネパール製練り歯磨きの輸出や外国製ポリエステル糸の再輸出も増大している。外国直接投資においてもインドの占める位置は大きい。97年3月において外国企業との合併プロジェクトのうちインド企業との合併は40%を占めている。

ネパール・インド首脳会談

グジュラル・インド首相が6月5日から7日までネパールを訪問し、チャンド首相との間で首脳会談が行われた。この首脳会談の主要事項は次の4点である。(1)1996年に締結されたマハカリ川総合開発条約批准文書を交換し、同条約が発効した。(2)どちらかの国から他方への売電を規定した電力貿易協定が締結された。同協定においては発電国が相手国と協議のうえ、価格を決定できる。(3)1950年平和友好条約の見直しを外務次官レベルで協議する。(4)バングラデシュへの通過路にプルバリ・ルートを加える。

電力貿易協定については天然資源、領土に関する条約・協定の批准は上下両院の3分の2の賛成を必要とするという規定が1990年憲法にあるため、条約批准のためにはNCの支持が必要になる。チャンド首相兼水資源相は結局NCからの支持が得られないと判断し、10月1日に協定批准の提案を撤回した。

1950年平和友好条約の見直しはネパール政府がこれまで強く望んできたことである。同条約6条は、経済活動への参加およびそれに関連する契約については内国民待遇を与えることを、7条は相互主義により居住、財産所有、貿易・商業への参加に同一の特典を与えることを規定している。このような相互主義はネパールに対し圧倒的な経済力を持つインドに有利となる。ネパール政府はこの条約により、自国内でインド人の活動を制限することができない。また、同条約付属書簡においてネパールが武器をインド領を通過して輸入する場合、インド政府の同意が必要と規定されている。この条項によってネパールは実質的に外国からの武器調達をインドから規制されている。条約の改定について8月19日から21日まで

継続する短命政権

外務次官会談，9月10日から14日までの外相会談でも協議されたが，進展は見られなかった。

9月1日にブルバリ・ルートが開通した。ネパールは海に面していないため，カルカッタ港から船積みを行っていた。カルカッタ港は船積みに時間がかかるうえ，ダッカ港よりもコストが高い。そこで，かねてよりネパールはバングラデシュへの通過路の追加をインドに要求していた。それまでバングラデシュへの通過路は鉄道ルートのみが認められていた。ブルバリ・ルートが開通したことで，ネパールのトラックがモングラ港まで行くことが可能になった。しかし，当初はバングラデシュ入国のためのビザが発給されなかったことから，このルートは使用されなかった。そのため，11月7日にバングラデシュ政府はネパールのトラック運転手に対し国境で90日間のマルチ・ビザを発給するようにした。しかし，ネパールのトラック不足，バングラデシュ内の劣悪な道路状況といった未解決の問題があり，このルートが頻繁に利用されるまでには時間がかかりそうである。

1998年の課題

ネパールでは第3回総選挙以降，与野党が入れ替わるたびに野党が内閣不信任案を提出するという行動が繰り返され，国会での政策論争がなおざりにされてきた。また，主要3政党はいずれも党内に派閥争いを抱えている。いずれの政党が政権をとろうと，派閥争いが政権喪失につながった。一方，短期政権が続く中で，IMFの構造調整プログラムに沿った経済自由化政策がとられてきた。この点においてデウバ，チャンド，タパ政権いずれも同じである。ネパール経済はINRの下落のようにインド経済の動向に大きく左右されるので，政府の介入が必要とされる。しかし，現在の国会ではこの要請に応えることができない。総選挙により，安定した政権の出現が望まれる。タパ首相は国王に下院の解散・総選挙を進言したが，「新政権の成立の可能性が完全なくなるまで，下院は解散できない」という最高裁判例が問題になる。したがって，UMLと反タパ派が下院で過半数の信任を得られないことが明らかになるまで，解散は行われまいであろう。

対外関係では1950年平和友好条約の改定が大きな課題である。この条約では相互主義に基づきネパール人とインド人は同等に扱われることになっている。条約を改正すれば，ネパール領土内でのインド人の活動を制限できるが，同時にインドで働いているネパール人の内国民待遇が保証されなくなる。インドは改正に積極的でないので，改定に至るまで時間を要するであろう。 (動向分析部)

重要日誌 ネパール 1997年

1月 1日 ▶歳入捜査部、信用状スキャンダルの訴状を提出。

2日 ▶ネパール会議派(NC)中央執行委員会、中間選挙を行わないことを決定。

▶ネパール・インド商工会議所年次総会、カトマンドゥで開催。

▶ネパール・中国非政府フォーラム、カトマンドゥで開催。

5日 ▶辞任を表明していた国民民主党(RPP)5閣僚、党内一致を図るため、現政権を維持することを表明。

8日 ▶デウバ首相、内閣改造。

9日 ▶18人のNC下院議員、内閣改造はNCの利益にならないとの共同声明を発表。

13日 ▶S・B・タノRPP党首、連立政権は下院の過半数に支持されていることを示すべきと主張。

14日 ▶アディカリ・ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義者(UML)委員長、中間選挙に反対を表明。

24日 ▶下院5議席の補欠選挙実施。

25日 ▶下院補欠選挙でUMLがカトマンドゥ選挙区のほか5議席中3議席を制する。NCは2議席を確保。

2月 2日 ▶NC中央委員会、内閣の規模縮小を決定。

3日 ▶NC中央執行委員会、次期地方選挙は地方分権化法の導入後行われるべき、と政府に要求。

6日 ▶政府、地方選挙を6月末に延期することを決定。

8日 ▶UML、選挙委員会が憲法に基づき決定した地方選挙実施日(4月12日)を政府が延期したことを批判。

9日 ▶NC中央執行委員会、デウバ首相が内閣の規模縮小・連立政党への協力要請につ

いての報告書を次回に提出することを決定。

12日 ▶UML、中央委員会でガウタム派、ネパール書記長の辞任を要求。

27日 ▶日本皇太子夫妻、来訪(～3月3日)。

3月 2日 ▶NC議員団、内閣信任案に賛成することを決定。

3日 ▶下院第11回会期、開始。

5日 ▶UML議員団および中央委員会、デウバ内閣信任案反対を決定。

6日 ▶内閣信任案、過半数(103)に達せず、否決。これを受けて内閣総辞職。

7日 ▶NC中央執行委員会、政権樹立のため他の政党と折衝していくことを決定。

▶UML中央委員会、政権樹立に向けて他の政党と折衝していくことを決定。

9日 ▶NC議員団、デウバの辞任を受けて、G・P・コイララ元首相を議員団長に選出。

10日 ▶RPP, UML, ネパール友愛党(NSP)の指導者、連立政権樹立の合同声明発表。

▶国王、103人の下院議員から信任を受けたRPP議員団長のチャンドを首相に任命。

12日 ▶チャンド首相、就任。RPP, UML, NSPによる連立政権発足。

▶ジョティ・ネパール商工会議所連盟(FNCCI)会頭は準備が整うまで、付加価値税(VAT)は導入されるべきでないという見解を表明。

16日 ▶NC議員団、G・M・シンにNCへの復帰の要請を決定。

18日 ▶UML議員団、満場一致でチャンド内閣の信任を決定。

▶NC中央執行委員会、チャンド内閣信任案に反対を決定。

19日 ▶チャンド内閣信任案、113対85で可決。

▶チャンド首相、施政方針演説を行う。地方分権化の推進と、自由化政策の継続を表明。

ネパール

▶RPPのチャンド首相とS・B・タパ党首、共同声明を発表し、党内一致を確認。

21日 ▶UML, 32回中央委員会を開催、閣僚候補者名簿を作成。

22日 ▶ジョティFNCCI会頭、シャルマ蔵相にVATを導入しないよう要望。

24日 ▶チャンド首相、新入閣者リストを発表。25日にリストの一部を変更し、内閣拡張。

28日 ▶シャルマ蔵相、ネパール・ドイツ商工会議所年次会で公営企業の民営化を図り、経済改革を進めていくと演説。

30日 ▶アジア開発銀行副総裁、ネパールへの援助拡大の方向を示す。

31日 ▶国王、国会第11会期の閉会を宣言。

4月9日 ▶地方選挙、5月17日と26日に実施と決定。

▶チャンド首相、ネパール商業会議所(NCC)で連立政権は開放政策を継続していくと演説。

11日 ▶シンガポール外相、来訪(～14日)。

14日 ▶選挙委員会、17政治団体の選挙登録を却下。

▶チャンド首相、FNCCIにおいて経済改革の継続を表明。

21日 ▶シャルマ蔵相、VATの実施を表明。

▶ネパール石油公社(NPC)、インド石油公社と天然ガス精製プラントを合併で設立することに合意。

24日 ▶NC, 選挙委員会が17政治団体の登録を認めないことに対して抗議行動を行うことを決定。

▶チャンド首相、ネパール・アメリカ国交樹立50周年を記念し、クリントン大統領とメッセージを交換。

25日 ▶RPP, 地方選挙綱領を発表。地方分権化を強調。

29日 ▶NC, 全政党内に異なった選挙シンボ

ルが与えられるべきとコミュニケを発表。

30日 ▶RPP, UML, NSP, 連立政権協定を発表。

5月3日 ▶NC議員団とNSP議員団、地方選挙のために市町村長および副市町村長の候補者をそれぞれ選出。

8日 ▶スルティ王女、KGSJB・ラナと結婚。

▶ロハニ外相、南アジア地域協力連合(SAARC)外相会議のためモルディブを訪問(～12日)。

▶デオウフFAO総裁、来訪(～11日)。

9日 ▶UML, 地方選挙の候補者を発表。

12日 ▶チャンド首相、モルディブでのSAARC首脳会議に出席(～14日)。

17日 ▶地方選挙実施(第1回投票日)。

26日 ▶地方選挙実施(第2回投票日)。

31日 ▶UMLのシャピット候補がカトマンドゥ市長に選出される。

6月5日 ▶グジュラル・インド首相、来訪(～7日)。電力貿易協定、調印。マハカリ条約批准文書の交換により条約発効。

6日 ▶FNCCIとインド工業連盟(CII)、両国首相に対しネパール・インド貿易協定の効率的実施に関する合同提案を行う。

10日 ▶FNCCI第31回年次総会、開催(～13日)。

11日 ▶ロハニ外相、辞任。UMLによってRPPの利益が侵害されていることが理由。

13日 ▶FNCCI総会、A・R・ムルミを新会頭に選出。

▶NPC, 石油製品を値上げ。

19日 ▶県開発委員会の選挙実施。

22日 ▶国民開発会議(NDC)開催(～23日)。

24日 ▶政府、NPCに石油価格の値上げ幅を下げるよう指示。

25日 ▶シャルマ蔵相、援助国と会談し、経済改革の推進を表明。

26日 ▶第12回通常国会、開催。

28日 ▶UML、郡開発委員会の委員長、副委員長候補を選出。

▶NC、RPP、NSPは郡開発委員会委員長・副委員長選挙での共闘を決定。

7月 2日 ▶国王、上下院合同本会議で施政方針を演説。

3日 ▶FNCCIは税務行政と徴税システムの改革を要求。

▶日本人僧侶・生天目豊師、ルンビニで射殺される。

4日 ▶上下院審議、開始。

▶チャンド首相、今回の地方選挙での死者は24人、負傷者は392人と上下院に報告。

7日 ▶生天目豊師の葬儀が行われる。UML、NCほか各政党が暗殺を非難。

8日 ▶ネパール学生連盟、地方選挙での暴力などに抗議して3都市でストライキ実施。

10日 ▶シャルマ蔵相、上下院本会議で97/98年度予算案を発表。予算規模620億^{ルピー}。

▶内務省、サングラウラを特別警察局特別顧問に任命。

11日 ▶「経済白書」発行。96/97年度実質GDP成長率は95/96年度の6.1%から4.9%に低下。

13日 ▶ネパール・インド文化フォーラム設立。

16日 ▶第9次5カ年計画の実施開始。貧困線以下層の人口比の45%から32.5%への引下げが目標。

▶NCC、97/98年度予算が商工業部門に悪影響を与えるとの見解を表明。

17日 ▶国境監視に関するネパール・インド合同作業部会、開催(～19日)。

19日 ▶56郡開発委員会の議長・副議長選挙実施。

20日 ▶UML、郡開発委員会の議長・副議

長選挙で圧勝。

29日 ▶NC議員、地域開発省が農村開発委員会で働く4000人の技師の解雇に抗議して、10分間下院の審議をボイコット。

31日 ▶ボハラ地方開発相は技師の採用に関する権限を村開発委員会(VDC)に委譲する意向を表明。

8月 1日 ▶サングラウラ特別警察局特別顧問、辞任。

6日 ▶下院の審議で反テロリスト法、批判を受ける。

8日 ▶ガウタム副首相兼内相、下院でサングラウラ任命問題について追求される。

14日 ▶ダーミ下院議員が議長のマオリスト調査委員会、ガウタム内相に報告書を提出。

19日 ▶ネパール・インド外務次官会談、開催。1950年平和友好条約の改定について話し合われる(～21日)。

▶ネパールUML書記長、バルダン・インド共産党(CPI)書記長と会談。

21日 ▶下院国政委員会、サングラウラの任命は反汚職法に違反するとの報告書を下院に提出。

22日 ▶ネパール学生連盟がストライキ。

29日 ▶9左翼政党がストライキ実施。

▶チャンド内閣改造。

9月 1日 ▶バングラデシュに通じるフルバリ通過路、開通。

6日 ▶97/98年度予算修正案、下院通過。

7日 ▶UML中央委員会、反テロ法案の議会への提出を見送ることを決定。

8日 ▶NCCはVAT導入反対のために全国規模のストライキを実施。

10日 ▶K・タバ外相、インド訪問(～14日)。

▶日本外務省の派遣団、来訪(～12日)。

11日 ▶M・P・コイララ元首相、病死。

12日 ▶ダーミUML下院議員、自動車事故

ネパール

により死亡。

16日 ▶首相を議長とする環境保護審議会を設置。

17日 ▶9左翼政党がストライキ実施(～18日)。

18日 ▶NC指導者G・M・シン病死。

22日 ▶NC議員86人、内閣不信任案を下院事務局に提出。

▶B・シン法相ほか2国務相が辞任。

▶チャンド内閣改造。

23日 ▶UML中央委員会、内閣不信任案に反対を決定。

25日 ▶NC議員団、内閣不信任案に賛成することを決定。

26日 ▶NSPのG・N・シン無任所相、辞任。

▶カーナル情報通信相は「ネパールにおけるラジオの所有と聴取」報告書に基づき、毎日400万人が「ラジオ・ネパール」を聴取していると発表。

10月1日 ▶チャンド首相、電力貿易協定批准案の提案を撤回。

▶RPPタパ派下院議員15人が不信任案賛成を決定。

2日 ▶NC議員団長C・P・コイララ、内閣不信任案動議を下院に提出。

▶反脱会法施行。

4日 ▶内閣不信任案107対94で可決。チャンド内閣総辞職。

6日 ▶RPPのS・B・タパ党首は107人の下院議員の支持を受け、首相に任命される。

7日 ▶S・B・タパ内閣発足。

9日 ▶S・B・タパ内閣信任案109対2で可決。UMLは投票をボイコット。

13日 ▶S・B・タパ首相、内閣拡張。

16日 ▶ビレンドラ国王、第17回FAO世界食糧デーで演説。

18日 ▶ビレンドラ国王、ローマからの帰路

にインドを訪問。

22日 ▶NC、ネパールガンジで党大会を開催(～23日)。

28日 ▶ワルドナー・オーストリア外務次官、来訪(～31日)。

11月6日 ▶RPP党大会準備委員会はリーダーシップの一本化を図るため、党大会で党首選挙を行うことを発表。

9日 ▶コラー・スイス大統領来訪(～12日)。

12日 ▶RPP第2回党大会開催(～16日)。党首および中央委員会選挙を行い、タパを党首に再選(15日)。

16日 ▶UML中央委員会、開催(～12月8日)。

▶VAT実施。

26日 ▶NSPとネパール友愛人民党(NSPID)が合併。

29日 ▶K・タパ外相、モルディブで開催のSAARC閣僚会議に出席(～30日)。

12月3日 ▶S・B・タパ首相、内閣拡張。

▶C・P・コイララNC総裁、中央執行委員会拡張。

▶バッタライ元NC総裁、中央執行委員会メンバーから辞任の旨を表明。

7日 ▶連立政権、21項目政策協定を発表。

18日 ▶C・P・コイララNC総裁は党運営についてバッタライと会談。バッタライは辞任を撤回。

19日 ▶政府は民間部門による化学肥料輸入についての政策を発表。

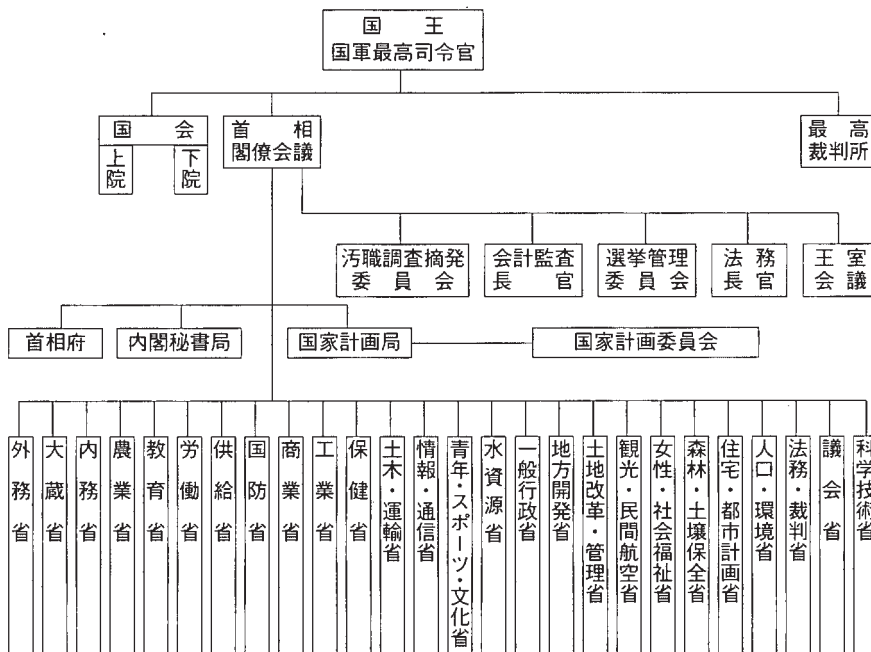
22日 ▶アザード・バングラデシュ外相、来訪(～24日)。

24日 ▶政府、1997～2000年に33億6420万ドルの援助を受けることでユニセフと合意。

30日 ▶関税局、過去5カ月間の関税収入は目標を下回っていると発表。

参考資料 **ネパール 1997年**

① 国家機構図 (1997年12月末現在)



② RPP, NC, NSP連立政権閣僚名簿

(1997年12月末現在, 10月7日発足,
10月13日, 12月3日拡張)

首相(兼王室担当)

Surya Bahadur Thapa (RPP)

総理府相

Sarbendranath Shukla (RPP)

外務相

Kamal Thapa (RPP)

大蔵相

Rabindra Nath Sharma (RPP)

内務相

Khum Bahadur Khadka (NC)

農業相

Prakash Chandra Lohani (RPP)

教育相

K. B. Gurung (NC)

労働相

Palten Gurung (NC)

供給相

Moti Prasad Pahadi (NC)

国防相

Phattesingh Tharu (RPP)

商業相

Rambilas Yadav (RPP)

保健相

Bipin Koirala (NC)

土木・運輸相

Bijaya Kumar Gachhadar (NC)

情報・通信相

Mahantha Thakur (NC)

青年・スポーツ・文化相

Sharatsingh Bhandari (NC)

水資源相

Pashupati Shamsheer JBR (RPP)

地方開発相

Gajendra Narayan Singh (NSP)

土地改革・管理相

Buddhiman Tamang (RPP)

ネパール

住宅・都市計画相
Balaram Gharti Magar (RPP)
人口・環境相 Prakash Man Singh (NC)
森林・土壌汚染相 Hridayesh Tripathy (NSP)
法務・裁判相 Siddharraj Ojha (NC)
科学技術相 Rajiv Parajuli (RPP)
無任所相 Ramkrishna Acharya (RPP)
Prem Bahadur Bhandari (RPP)
Shanti Shamsher Rana (RPP)
Mahendra Roy (RPP)

③ RPP, UML, NSP連立政権閣僚名簿
(1997年3月25日現在, 3月12日発
足, 3月25日拡張)

首相(兼王室担当, 国防, 水資源, 土地改革・
管理, 科学技術相)
Lokendra Bahadur Chand (RPP)
副首相(兼内務相) Bamdev Gautam (UML)
外務相 Prakash Chandra Lohani (RPP)
大蔵相 Rabindra Nath Sharma (RPP)
農業相 Ram Krishna Acharya (RPP)
教育相 Devi Prasad Ojha (UML)

労働相 Mukunda Neupane (UML)
供給相 Gajendra Narayan Singh (NSP)
商業相 Buddhi Man Tamang (RPP)
工業相 Keshav Prasad Badal (UML)
保健相 Radha Krishna Mainali (UML)
土木・運輸相 Bharat Mohan Adhikari (UML)
情報・通信相 Jhalanath Khanal (UML)
青年・文化・スポーツ相
Bishnu Prasad Poudyal (UML)
一般行政相 Siddhi Lal Singh (UML)
地方開発相 Amrit Kumar Bohara (UML)
観光・民間航空相 Salim Miya Ansari (UML)
女性・社会福祉相 Sahana Pradhan (UML)
森林・土地保全相

Rameshwor Raya Yadav (NSP)
住宅・都市計画相 Kamal Thapa (RPP)
人口・環境相 Bidya Devi Bhandari (UML)
法務・裁判相 Prem Bahadur Singh (UML)
議会相 Ashok Kumar Rai (UML)
無任所相 Bhim Bahadur Kadayat (UML)
Sarwendra Nath Shukla (RPP)
(注) 両政権とも大臣不在の省は, 国務大臣そ
の他が代行。

下院信任・不信任投票結果

| 案 | 総議員数* | 賛成 | 反対 | 棄権 |
|-----------------------|-------|---|-----------------------------------|--|
| デウバ内閣信任案 (3月6日) | 204 | 101 (NC, RPP タパ派ほ か, 詳細不明) | 92 (UML, RPPチャンド 派ほか, 詳細不明) | 11 (NC2, RPP5, NSP1, UML1, 無所属2) |
| チャンド内閣信任案 (3月19日) | 204 | 113 (UML90, RPP20, NSP1, NWPP1, 無所属1) | 85 (NC, 無所属ほか, 詳細不明) | 6 (NC4, NWPP1, 無所属1) |
| チャンド内閣不信任案 (10月4日) | 203 | 107 (NC86, RPP14, NSP3, 無所属4) | 94 (UML89, RPP5) | 2 (NWPP2) |
| タパ内閣信任案 (10月6日) | 203 | 109 (NC86, RPP17, NSP3, 無所属3) | 2 (無所属2) | UMLとRPP2名は 審議をボイコット |

(注) *議長を除く。
(出所) *Rising Nepal*, Nepal Press Digest.

主要統計

ネパール 1997年

1 基礎統計

| 年 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口* (1,000人) | 18,783 | 19,308 | 19,834 | 20,362 | 20,892 |
| 為替レート(1ドル=ルピー) | 42.70 | 49.24 | 49.35 | 50.52 | 56.11 |

(注) *1991年人口調査による推定値。

(出所) ネパール中央統計局, *Statistical Year Book of Nepal 1995*; Nepal Rastra Bank, *Economic Report 1995/96*.

2 産業別国内総生産(名目価格)

(単位:100万ルピー)

| | 1992/93 | 1993/94 | 1994/95 ¹⁾ | 1995/96 ²⁾ | 1996/97 ³⁾ |
|-----------------|---------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 農業・漁業・林業 | 70,090 | 80,589 | 85,440 | 96,300 | ... |
| 鉱業 | 921 | 990 | 1,070 | 1,230 | ... |
| 製造業 | 14,618 | 17,861 | 19,560 | 22,290 | ... |
| 電気・ガス・水道 | 1,437 | 2,107 | 2,810 | 3,310 | ... |
| 建設 | 17,318 | 19,621 | 22,420 | 25,860 | ... |
| 商業・飲食業 | 19,260 | 22,497 | 25,170 | 29,460 | ... |
| 運輸・通信・倉庫 | 10,819 | 12,625 | 14,200 | 16,760 | ... |
| 金融・不動産 | 15,684 | 18,122 | 20,480 | 23,400 | ... |
| 社会サービス | 15,115 | 17,128 | 18,990 | 20,850 | ... |
| GDP (要素費用) | 165,262 | 191,540 | 210,140 | 239,440 | ... |
| 間接税 (純) | 9,702 | 12,149 | 15,040 | 17,160 | ... |
| GDP (市場価格) | 171,386 | 199,216 | 219,580 | 249,900 | ... |
| GDP (84/85年度価格) | 64,586 | 69,686 | 71,696 | 76,095 | 79,855 |
| 農業 | 27,896 | 33,017 | 29,917 | 31,535 | 32,566 |
| 非農業 | 36,690 | 39,669 | 41,779 | 44,560 | 47,289 |
| GDP 成長率 (%) | 3.29 | 7.90 | 2.88 | 6.14 | 6.12 |

(注) 1)修正推計値。2)暫定推計値。3)予想値。

(出所) HMG Ministry of Finance, *Economic Survey 1996/97*, Statistical Tables. 1.2, 1.3.

3 国家財政

(単位:100万ルピー)

| | 1992/93 | 1993/94 | 1994/95 | 1995/96 | 1996/97 ¹⁾ | 1997/98 ²⁾ |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 総支出 | 30,897.7 | 33,597.4 | 39,060.0 | 46,542.4 | 51,168.1 | 62,022.3 |
| 経常支出 | 11,484.1 | 12,409.2 | 19,265.1 | 21,561.9 | 24,720.9 | 27,983.5 |
| 開発支出 | 19,413.6 | 21,188.2 | 19,794.9 | 24,980.5 | 26,447.2 | 34,038.8 |
| 総収入 | 18,941.7 | 21,974.4 | 28,512.3 | 32,718.3 | 36,284.3 | 43,082.0 |
| 歳入 | 15,148.4 | 19,580.8 | 24,575.2 | 27,893.1 | 31,214.1 | 37,052.5 |
| 外国無償援助 | 3,793.3 | 2,393.6 | 3,937.2 | 4,825.2 | 5,070.2 | 6,029.5 |
| 財政収支 | -11,956.0 | -11,623.0 | -10,547.7 | -13,824.1 | -14,883.8 | -18,940.3 |
| 財政赤字補填 | | | | | | |
| 外国借入 | 6,920.9 | 9,163.6 | 7,312.3 | 9,463.9 | 10,478.2 | 15,540.2 |
| 国内借入 | 1,620.0 | 1,820.0 | 1,900.0 | 2,200.0 | 3,000.0 | 3,400.0 |
| 現金残高 | 3,415.1 | 639.4 | 1,335.4 | -2,160.2 | -1,405.6 | - |

(注) 1)修正推計値。2)推計値。

(出所) HMG Ministry of Finance, *Budget Speech of the Fiscal Year 1997/98*.

ネパール

4 国際収支

(単位：100万ルピー)

| | 1993/94 | 1994/95 | 1995/96 | 1996/97* |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 貿易収支 | -32,312.7 | -46,060.1 | -56,940.2 | -45,950.2 |
| 輸出 (FOB) | 19,316.0 | 17,680.3 | 19,875.3 | 15,090.0 |
| 輸入 (CIF) | 51,628.7 | 63,740.4 | 76,815.5 | 61,040.2 |
| 2. サービス (純) | 17,476.5 | 23,565.2 | 20,922.7 | 25,252.6 |
| 収入 | 30,000.1 | 37,478.5 | 37,178.5 | 33,590.3 |
| 支出 | 12,523.6 | 13,913.3 | 16,255.8 | 8,337.7 |
| 3. 移転 (純) | 6,809.0 | 10,708.8 | 12,193.2 | 10,849.7 |
| 収入 | 7,003.9 | 11,227.2 | 12,766.3 | 11,762.5 |
| 支出 | 194.9 | 518.4 | 573.1 | 912.8 |
| 4. 経常収支 | -8,027.2 | -11,786.1 | -23,824.3 | -9,847.9 |
| 5. 公的資本収支 (純) | 10,723.3 | 8,804.7 | 7,401.0 | 3,387.3 |
| 外国借款 | 12,974.7 | 11,395.9 | 10,284.7 | 5,224.7 |
| 償還 | 2,251.4 | 2,591.2 | 2,883.7 | 1,837.4 |
| その他資本収支 | 3,935.9 | 2,501.0 | 15,373.2 | 7,059.1 |
| 6. 外貨準備増減 (-は増) | 6,632.0 | -480.3 | -1,050.1 | 598.5 |

(注) * 7月16日から3月15日までの暫定値。

(出所) 表2に同じ (Table 6.7)。

5 対外貿易

(単位：100万ルピー)

| | 対インド | | | 対インド以外 | | | 貿易収支 | 貿易総額 |
|----------|---------|----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|----------|
| | 輸出 | 輸入 | 収支 | 輸出 | 輸入 | 収支 | | |
| 1991/92 | 1,450.0 | 11,245.5 | -9,795.5 | 12,256.5 | 20,694.5 | -8,438.0 | -18,233.5 | 45,646.5 |
| 1992/93 | 1,621.7 | 12,542.1 | -10,920.4 | 15,644.8 | 26,663.5 | -11,018.7 | -21,939.1 | 56,472.1 |
| 1993/94 | 2,408.9 | 17,035.4 | -14,626.5 | 16,884.5 | 34,535.4 | -17,650.9 | -32,277.4 | 70,864.2 |
| 1994/95 | 3,124.3 | 19,615.9 | -16,491.6 | 14,514.9 | 44,063.6 | -29,548.7 | -46,040.3 | 81,318.7 |
| 1995/96 | 3,978.6 | 25,588.1 | -21,609.5 | 15,865.1 | 51,111.1 | -35,246.0 | -56,855.5 | 96,542.9 |
| 1996/97* | 4,209.8 | 19,399.3 | -15,189.5 | 12,740.3 | 49,635.3 | -36,895.0 | -52,084.5 | 85,984.7 |

(注) 輸出はFOB, 輸入はCIF。* 7月16日から3月15日までの暫定値。

(出所) 表2に同じ (Table 6.1)。

6 電力の生産・輸入・輸出

(単位：100万kWh)

| | 消費 | 損失電力 | 生産および輸入 | 輸入 | 輸出 |
|---------|---------|-------|---------|-------|------|
| 1991/92 | 737.3 | 243.7 | 981.0 | 54.9 | 85.4 |
| 1992/93 | 709.4 | 253.9 | 963.3 | 82.2 | 46.1 |
| 1993/94 | 765.9 | 268.3 | 1,034.2 | 101.5 | 71.1 |
| 1994/95 | 829.5 | 287.3 | 1,116.8 | 110.0 | 42.4 |
| 1995/96 | 929.6 | 309.9 | 1,239.5 | 70.9 | 66.3 |
| 1996/97 | 1,025.0 | 306.1 | 1,331.1 | 113.8 | 90.0 |

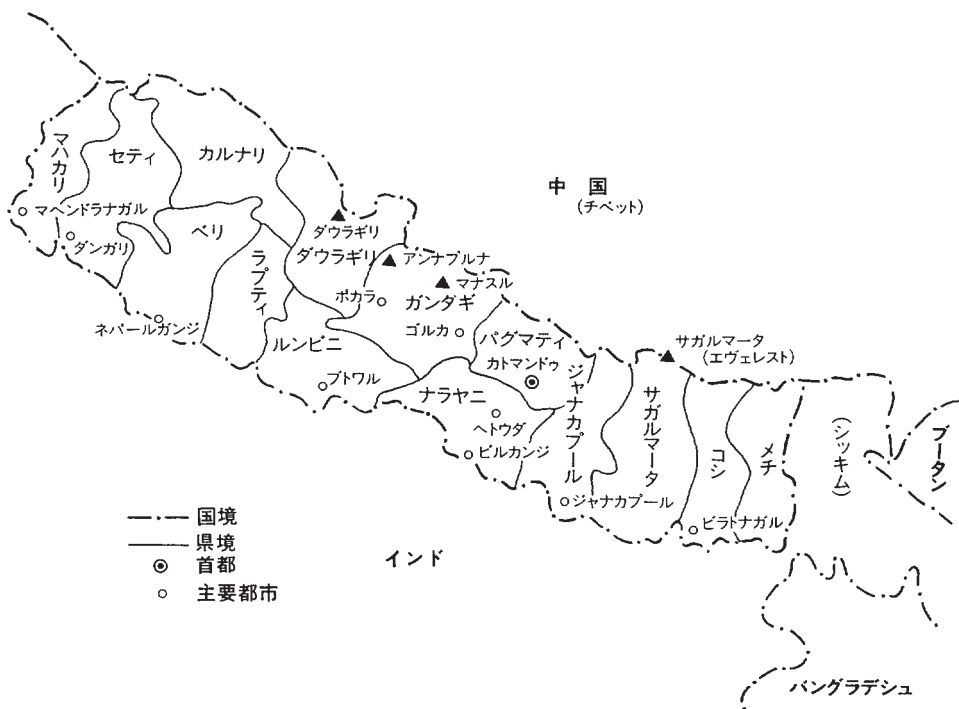
(出所) 表2に同じ (Table 4.2)。

Yearbook of Asian Affairs:
1990 - 1999
Nepal

1998

ネパール

| | | |
|----------------------------------|------|------------------------------|
| ネパール王国 | 宗 教 | ヒンドゥー教, 仏教 |
| 面 積 14万7181 km ² | 政 体 | 立憲君主制 |
| 人 口 2196万人 (1997/98年, ネパール中央統計局) | 元 首 | ビレンドラ・ビール・ビクラム・シャハ・デヴァ国王 |
| 首 都 カトマンドゥ | 通 貨 | ルピー (1米ドル=68ルピー, 1998年12月末日) |
| 言 語 ネパール語 | 会計年度 | 7月16日~7月15日 |



1998年のネパール

G・P・コイララの復権

うち かわ しゅう じ
内 川 秀 二

概 況

1991年の民主化以降、ネパールでは長期政権が出現せず、政権は安定してこなかった。1994年11月の第3回総選挙の結果、いずれの政党も下院205議席の過半数103議席には達しなかった。そのため、2大政党であるネパール会議派(NC)と統一マルクス・レーニン主義者ネパール共産党(CPN=UML, 以下, UML)とが交互に連立政権を組閣した。1998年はこの構図が変化した。以前から党内で激しい派閥抗争を繰り返してきた国民民主党(RPP)とUMLがともに分裂した。RPPに所属するS・B・タパ首相は下院で内閣不信任案を否決することには成功したが、連立相手のNCから首相ポストを要求され、辞任した。そこで首相に返り咲いたNCのG・P・コイララ総裁は、一方的にRPPおよびネパール友愛党(NSP)との連立を解消したあと、UMLからの閣外協力を取り付け、4月にNC単独政権を樹立した。NCは8月にはUMLから分裂したマルクス・レーニン主義者ネパール共産党(CPN=ML, 以下, ML)と連立して政権を安定させようとしたが、12月にMLは連立から離脱し、内閣不信任案を審議するための特別会期の開催を要求した。しかし、今度は1999年4月までに総選挙を実施することを条件に、UMLが再びコイララ首相を支持し、NC・UML・NSPの連立政権が発足した。

1997/98年度当初9カ月の実質GDP成長率は2.3%と、1996/97年度(通年)の3.9%から下落した。1997/98年度同期の農業部門成長率は4.1%から1.1%に、非農業部門は3.8%から3.1%へとともに1996/97年度実績から落ち込んだ。

対外関係ではG・P・コイララ首相が来日し、小淵首相との首脳会談を行った。

国内政治

下院解散をめぐる憲法解釈論争

1月8日にUML下院議員87人とRPPチャンド派9人がタパ内閣不信任案を審議

するための特別会期の開催を要求した。これに対してタパ首相は国王に下院の解散・総選挙の実施を進言した。そこで、国王は13日に下院解散についての判断を最高裁に求めた。憲法53条3項では下院議員が内閣不信任案を審議するために特別会期の開催を要求できると定めている。他方、同憲法53条4項では首相が下院を解散できると定めている。3項か4項かどちらを優先すべきかは憲法解釈の問題となる。最高裁は1995年8月28日に「次期政権を成立させることができない場合のみ、下院は解散されうる」という判決を下している。

国王が最高裁に判断を仰いだことに対して批判がだされた。各政党の反応は以下のとおりである。

NC——「下院で多数の支持を得ている首相が進言した下院解散の実施が遅れていることを憂慮する。立憲君主制においては首相による決定の実施は妨げられてはならない」とのコメントを発表。

UML——党常任委員会が特別会期開催の要求を繰り返す声明を発表。また、同声明は、タパ首相が最高裁の決定に影響を与えるため国家機構を悪用していると批判するコメントを発表。

タパ派RPP——K・タパ外相は「首相は国民主権の代表である。首相の権限を侵害することは国民の権利の侵害となる。主権を持つ国民によって選出された下院議員のリーダーとしての権限において首相の進言は実施されなければならない」と述べた。

チャンド派RPP——L・B・チャンドは、国王が憲法に基づいて最高裁の判断を仰いだことを非難することは間違いである。最高裁の判決に基づいて特別会期は招集されるべきである、という主旨の見解を述べた。

最終的に最高裁特別法廷で9判事が審議した結果、6人が3項の優先を支持し、特別会期が招集されることになった。タパ首相の「重要な問題は誰が首相になるかということではない。むしろ、首相の権限が制約されていることにある」という談話は、ネパールで解散・総選挙が行われない理由を端的に示している。

UMLの分裂

UMLにおけるM・K・ネパール書記長とB・ガウタムの主導権争いは、1996年のマハカリ条約批准をめぐる対立から生じた。ネパール書記長が批准に賛成したのに対し、ガウタムは条約がインドに対して水利権と一定量の電力の無料供給を保障している点について資源ナショナリズムの立場から激しく抵抗した。最終的に

はネパール書記長が強引に批准賛成の方針を決定した。その後、ガウタムは党内で急速に勢力を伸ばし、1997年2月にはガウタム派が中央委員会で過半数を制し、ネパール書記長に辞任を求めた。しかし、同年11、12月に行われた中央委員会で第6回党大会に提出される政治決議案が審議された際には、ネパール書記長派の決議案がガウタム派の決議案を退けて、採択された。

1998年1月25日から31日まで第6回党大会が開催され、29日にはネパール書記長の提出した政治決議案が採択された。しかし、中央委員選挙をめぐる対立が生じた。M・M・アディカリ委員長とネパール書記長がそれぞれ委員長と書記長に再選されたあと、中央委員の選出が行われた。ガウタム派は35議席のうち12議席が同派に割り当てられるよう要求したが、受け入れられなかったため、中央委員選出をボイコットした。最終的にネパール書記長派が27議席を確保し、8議席はガウタム派のために空席のまま留保された。

UML中央委員会はガウタム派からの協力を得られないまま、2月19日に新党綱領の実施を満場一致で決定し、同月21日には常任委員の選出を行った。これに対してガウタム派46議員は3月5日に国会事務局に対しUML議員団から分裂し、MLを結成する旨届け出た。この分裂により、下院議員49名がUMLに、40名がMLに所属することになった。そして、同月7日にMLはガウタムを議員団長に選出した。MLは同月11、12日に全国集会を開催した。そこで、S・プラダーンが委員長に、ガウタムが書記長に選出され、党綱領が採択された。NCと並ぶ勢力であったUMLの分裂はその後の議会運営に大きな影響を与えた。ガウタム書記長は3月14日にNCと提携していく方針を述べている。

タパ連立政権の崩壊

1997年10月にRPPとUMLの連立政権であるチャンド内閣に対する不信任案が可決されたあと、RPP、NC、NSPの連立でタパ内閣が成立した。内部対立を抱えるRPPが連続して首相をだすことができたのは、RPPの19議席をUMLの89議席あるいはNCの87議席と合計すると下院の過半数である103議席を超えることができたため、キャスティング・ボートを握っていたからである。ネパール憲法の規定によると、首相は下院の過半数によって信任されなければならない。しかし、RPP内のチャンド派は特別会期の開催を要求する署名を提出したあと、1998年1月11日にRPPから正式に分裂することを表明した。RPPが分裂したことによりタパ首相の立場は弱くなった。特別会期以前にコイラNC総裁は首相ポストをNCに譲

表1 下院信任・不信任投票結果および署名の政党内訳

| 案 | 総数 | 賛成・署名 | 反対 | 棄権 |
|------------------------|-----|--|--|--|
| タバ内閣不信任案 (2月20日) | 203 | 103 (NC87, タバ派 RPP11, NSP 3, NWPP 2) | 100 (UML89, NRPP 8, CPN (Masal) 2, NC 1) | |
| コイラ内閣信任案 (4月18日) | 202 | 144 (NC87, UML48, チャンド派RPP 8, 無所属 1) | 4 (NSP 2, NWPP 1, 無所属 1) | 54 (ML40, タバ派 RPP11, NWPP 1, NSP 1, UML 1) |
| 特別会期要求の署名 (12月11日) | 62 | ML40, タバ派RPP11, チャンド派RPP 8, NWPP 2 (Masal) 1 | | |
| コイラ首相支持の署名 (12月23日) | 135 | NC84, UML48, NSP 3 | | |

(出所) *Nepal Press Digest*, 該当号より。

るよう要求することを明言していた。タバ首相は内閣不信任案の否決に成功したものの、首相を辞任するのは時間の問題と見られていた。さらに、タバ首相の立場を悪化させたのは、上記UMLの分裂である。これによってUMLとMLはそれぞれNCとの連立の可能性を模索し始めた。4月10日タバ首相は、RPPとNCが交替で政権に就くという連立の際の協定に基づきNCに首相ポストを委譲するため、辞任した。しかし、翌11日コイラNC総裁はRPPおよびネパール友愛党(NSP)に対し一方的に連立の解消を通知した。

コイラ政権の発足

RPPとの連立を解消したNCはUMLおよびMLと連立の可能性について話し合ったが、合意には至らず、UMLは4月11日にNC内閣に閣外協力することを決定したにとどまった。国王は憲法42条1項に基づき下院の過半数の支持を得た議員を同月12日までに首相候補として推薦するように下院に要請したが、推薦は行われなかった。そこで、国王は次に、同憲法42条2項に基づき、下院で最大議席数を有するコイラNC議員団長を首相として指名した。これを受けてNC中央執行委員会は単独内閣を発足させることを決定した。4月18日の内閣信任投票にあたってはNC、UML、チャンド派RPPが賛成し、ML、タバ派RPPは棄権した。

コイラ政権には政権発足時から問題に直面した。4月20日に約60人のNC議員が閣僚人事に不満を持ち、下院の審議をボイコットした。事態はすぐに収拾されたが、これによってコイラ首相に党内をまとめる力量がないことが明らかに

著作権の関係により、
この写真は掲載できません

なった。一方、野党側ではMLは他の左翼小政党とともに左翼9党同盟を結成し、4月27日に反国家法改正案反対のキャンペーンを行ったのを手始めに反政府デモを繰り返した。MLはNC政権に揺さぶりをかける一方で、MLと連立政権を樹立するようNCに持ちかけた。他方、UMLは6月29日に記者会見でNC政権への不満を表明し、閣外協力撤回の可能性を示唆した。さ

らに、7月4日にはUML中央委員会が主要全国政党がすべて参加する選挙管理政権のもとでの総選挙実施を要求することを決定した。

NC、UML、MLの3党間で駆け引きが行われた結果、8月27日にNCとMLの連立政権が発足した。同月29日にはNCと左翼9党同盟が25項目の政策協定に合意・調印した。しかし、連立は長続きしなかった。11月17日にゴータムML書記長は、政府と左翼9党同盟の間での合意が12月1日までに実施されなければ、連立政権から離脱すると表明した。11月25日にコイラ首相とガウタム書記長は会談を行ったが、決裂した。結局、12月10日MLの閣僚が辞表を提出し、MLは連立政権から離脱した。翌11日にコイラ首相は国王に、下院解散と1999年3月31日に総選挙を実施することを進言したが、逆にガウタムら62人の下院議員は内閣不信任案を審議する特別会期の開催を要求した。

これに対してNCはUMLと協議し、1999年4月13日までに総選挙を実施することを前提にコイラを首相とし、主要全国政党すべてが参加する政権を発足させることで合意した。政権を安定化させるためには解散・総選挙が不可避なことで両者は一致した。コイラ首相は12月21日にいったん首相を辞任し、同月23日

下院議員135人がG・P・コイララを首相として支持する署名を提出した。そこで国王はコイララを首相に再指名し、25日にNC, UML, NSPによる連立政権が発足した。

ネパール共産党(毛沢東主義者)によるテロ

ネパール共産党(毛沢東主義者)が「人民戦争」を開始してから3年目を迎える。毛派共産党によるテロのみならず、警察による掃討作戦や不当逮捕に市民が巻き込まれるケースも多発している。これについて人権団体は厳しく批判している。政府と毛派共産党との対話は大きな政治課題である。8月29日にNCと左翼9党同盟の間で締結された25項目政策協定においても、毛派共産党に対して武装闘争を中止するよう呼びかけることが含まれている。しかし、政府と毛派共産党との隔たりは大きく、話し合いは行われていない。

経 済

GDP成長率の下落

1997/98年度当初9カ月(7月16日～4月15日)の実質GDP成長率は2.3%と、1996/97年度(通年)の3.9%から下落した。1997/98年度同期の農業部門成長率は4.1%から1.1%に、非農業部門は3.8%から3.1%へと、ともに前年度実績から落ち込んだ。農業生産のなかではコメの生産が前年度の371万トﾝから1997/98年度の364万トﾝへと減少し、食用穀物の生産も643万トﾝから636万トﾝへと落ち込んだ。他方、工業生産指数は前年度に対前年度比で3.0%の上昇であったのに対し、1997/98年度当初9カ月の同指数は6.8%上昇した。

ネパール政府は経済開放政策をとり、外国直接投資を促進している。1996/97年度(通年)には74件の合弁プロジェクトが認可されたのに対し、1997/98年度当初9カ月では55件が認可されている。前年度と同じペースである。

1998年には食料品価格が急騰した。その原因として対ドル・ルピー・レートの下落、例年になく1997年11月の降雨、長期寒波、4月の嵐といった異常気象、インドにおけるインフレおよびネパール政府の財政赤字の影響が考えられる。インフレ傾向は1998年に始まったものではなく、1991年の民主化後顕在化した現象である。インフレの原因として予算案のたびに発表される新税導入の影響も考えられる。

表2 主要食料品小売価格の全国平均
(単位：ルピー/kg, *ルピー/ℓ)

| | | 1997年 4～5月 | 1998年 4～5月 |
|---|--------|---------------|---------------|
| コ | メ | 13.86 | 15.37 |
| 小 | 麦 | 12.41 | 11.49 |
| ト | ウモロコシ | 9.78 | 11.74 |
| ギ | ー(乳性油) | 163.69* | 167.30* |
| マ | ト | 123.75 | 140.15 |
| ジ | ャ | 8.2 | 10.6 |
| タ | マ | 14.05 | 24.33 |
| シ | ョ | 20.63 | 24.63 |

(出所) Govt. of Nepal, *Economic Survey 1997-98*, p. 104.

1997/98年度当初9カ月の貿易赤字は467億2650万^{ルピー}であり、前年度同期の522億1320万^{ルピー}よりも縮小している。とくに対インド貿易で輸出が40億8110万^{ルピー}から61億6330万^{ルピー}に増大したのに対し、輸入が193億9930万^{ルピー}から194億5700万^{ルピー}の増大にとどまったために、貿易赤字は縮小した。

1998/99年度予算

7月10日上下院合同本会議においてマハト蔵相により予算案が発表された。予算案では総支出額は、前年度予算の修正推定値を20.8%上回る6969億^{ルピー}となっている。そのうち経常支出は15.4%、開発支出は25.7%増大した。この予算では歳入予定額が前年度予算推定値を70億^{ルピー}近く上回っている。このような歳入の増大は実行不可能であり、選挙向け予算と野党より批判された。また、ネパール商工会議所連盟(FNCCI)は、「予算では現在の経済成長の減速をとどめ、経済を活性化させるための明確かつより積極的な方策が示されるべきであった」という公式声明を発表した。政府は付加価値税(VAT)の完全実施により税収の増大を目論んでいるが、実業界からのVAT導入に対する強い抵抗のために、VATの導入が税収の増大につながる可能性は低い。

対 外 関 係

印バ核実験に対するネパールの対応

インドで核実験が実施された直後の5月12日に、コイララ首相兼外相は、「ネパールは核拡散防止条約(NPT)を支持し、包括的核実験禁止条約(CTBT)に調印している。したがって、いかなる国が核実験を実施しようともネパールの関心事となる。ネパールは最近インドによって実施された実験が南アジアにおける核兵器開発競争を引き起こさないことを希望する。ネパールは世界的核軍縮に必要な信頼関係を醸成するために、すべての国に対して核実験を自制するよう訴える」という声明を発表した。他方、在カトマンドゥ・インド大使館は、「核実験はインドが核兵器となりうる核プログラムの能力を十分有していることを証明した。

また、実験によってさまざまなアプリケーションや発射装置に合わせた爆発力の異なる核兵器の設計に有用な多種のデータベースを得た。データベースによってインドの科学者は未臨界実験によるコンピューター・シミュレーションが可能になった(略)」という声明を発表した。

インドの核実験に対して政界は異なった反応を示した。NCのK・P・バッタライ元首相はインドの核実験の成功を評価した。UMLは5月15日の声明で、インドの核実験は核軍縮の流れに逆行するものであり、世界の平和と南アジアにおける協力関係を脅かすものと厳しく批判した。MLもインドの核実験を厳しく批判し、左翼9党同盟はK・V・ラジャン・インド大使に対し、抗議文を提出した。

5月28日コイララ首相兼外相はパキスタンの核実験に対し、「南アジアにおいて最近核実験が実施されたあと、ネパールはこのような実験を厳しく自制するようすべての関係国に訴えた。しかし、新たに核実験が実施された。この実験は南アジアにおける安全保障を脅かすため、追加的関心事となった。ネパールは南アジアにおける核武装を憂慮してきた。パキスタンによって実施された核実験で核実験には終止符が打たれるべきである。ネパールは南アジアおよび他地域の諸国が世界的核軍縮の目標を達成するために、一層の努力をすることを切に希望する」という声明を発表した。6月4日にはNCのデウバ元首相が、インドとパキスタンによる核実験を批判する声明を発表した。

コイララ首相の来日

コイララ首相が11月3日から7日まで来日した。4日には小淵総理との首脳会談を行った。ネパールにとって日本は最大の援助供与国であり、1990年代において日本の援助はネパールへの総援助額の25～30%近くを占めた。日本側は援助が適切に使用されていないことを指摘し、現在供与している援助プロジェクトが終了するまで、次の援助を供与しない方針を表明した。同時に日本政府はチリメ水力発電プロジェクト、メラムチ水道プロジェクトに協力することに合意した。

ネパールにおける外国援助の実施において生じる問題として3点が考えられる。第1に、ネパール政府の行政手続きが遅いため、多くのプロジェクトが期限内に終了できないことである。援助プロジェクトの件数に対して大蔵省の外国援助部の担当者数があまりにも少ないこと、政治の介入により責任者が頻繁に入れ替わることがその原因として考えられる。さらに重要なことは、それぞれの援助プロジェクトの妥当性について十分な審査が行われていないため、プロジェクトが

うまく実施されないことである。1968年以降アジア開発銀行は総額160億ドルとなる92件のプロジェクトを支援しようとしたが、終了したのはそのうち68件であった。第2に、援助供与側とネパール側の開発戦略の食い違いである。ネパール政府は公共借款を国民所得の増大に貢献するインフラ整備に投資したい意向を持っているが、援助側が社会開発に支出するよう指示をしてくる。援助の支出先についてネパール政府の意向が必ずしも反映されていない。第3に、援助支出会計が不明瞭なことである。

対インド関係

5月28日から30日までナラヤナン・インド大統領がネパールを訪問した。しかし、その直後にネパールがかねてより領土の一部であると主張してきたカラパニにインド軍が駐屯している問題をめぐって摩擦が生じた。6月3日にK・V・ラジャン・インド大使がカラパニはインド領の一部であるという趣旨の発言を行ったとネパール紙が報じた。これに対して、同月7日にインド大使館は大使は二国間の国境問題は19世紀にまで遡る古くて複雑な歴史的背景がある、と強調したに過ぎないと訂正した。

経済協力に関しては8月17日から21日までネパール・インド電力交換委員会が開かれ、インドからネパールへの電力供給を増やすことを決定している。

1999年の課題

1999年には下院解散・総選挙が実施される見込みである。しかし、問題は総選挙が実施されても単一政党が過半数を確保して、安定政権が出現する可能性は低いということである。民主化後、政権が安定しなかったために、一貫した経済政策がとられず、工業化の進展は非常に遅い。反対にインフレが加速している。最高裁の判決により、内閣不信任案が提出された際の下院解散は難しい。103議席を確保するための政党間の駆け引きが議会での法案審議を妨げる可能性が高い。

南アジア特惠貿易協定(SAPTA)のもとでネパールは関税引き下げを要求されるが、その中でいかに国内産業を保護しながら、工業化を進めるかが大きな課題となる。

(地域研究第1部)

1月1日 ▶ネパール観光年開始。

8日 ▶ネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義者)(UML)の87人と国民民主党(RPP)の9人の合計96下院議員、内閣不信任案を審議するための特別会期の開催を要求。

▶S・B・タバ首相、閣議決定に基づき、国王に下院の解散・総選挙を進行。

9日 ▶RPP 5閣僚、辞表を提出。

▶アディカリUML委員長、総選挙反対を表明。

10日 ▶ネパール会議派(NC)中央執行委員会、中間選挙を支持。

11日 ▶タバ派RPP中央執行委員会、解散・総選挙を支持。

▶チャンド派RPP、タバ派RPPから分裂することを記者会見で表明。

12日 ▶ネパール労農党(NWPP)、総選挙を支持。

▶国王、総選挙の実施について主要政党のリーダーと協議。

13日 ▶国王、総選挙実施についての判断を最高裁に要請。

15日 ▶UML常任委員会は内閣不信任案を討議する特別国会の開催を要求。

16日 ▶NC、下院解散が遅れていることを憂慮する声明を発表。

▶議会事務局、チャンド派RPPが公式に成立したことを発表。

17日 ▶ネパール友愛党(NSP)全国執行委員会、中間選挙を支持。

18日 ▶タバ派RPP中央執行委員会、チャンド元首相らの除名を決定。

19日 ▶最高裁特別法廷、タバ首相が進言した総選挙実施について審議を開始(～27日)。

21日 ▶ネパール政府、カトマンドゥでインド政府とマハカリ条約の実施についての公式

会談を行う(～23日)。

25日 ▶UML、第6回党大会開催(～2月1日)。

▶G・P・コイララNC総裁、25人の評議員を中央執行委員に推薦し、7中央執行委員を議員団メンバーに任命。

29日 ▶UML党大会、ネパール書記長によって提出された政治決議案を採択。

2月1日 ▶UML党大会、アディカリを委員長にネパールを書記長に選出。

▶K・タバ外相タイ訪問(～3日)。

4日 ▶国王、11日に特別国会を召集。

6日 ▶チャールズ英皇太子来訪(～9日)。

▶RPP中央執行委員会、首相の進言を無視して、特別国会が開かれることに遺憾の意を表明。

11日 ▶特別国会開催。

13日 ▶付加価値税(VAT)全面实施。売上税、ホテル税などが廃止。

17日 ▶ディベンドラ皇太子、パキスタン訪問(～23日)。

19日 ▶UML中央委員会、新党綱領を満場一致で決定。

▶NWPP中央委員会、タバ内閣不信任案に反対を決定。

20日 ▶タバ内閣不信任案、反対103、賛成100で否決。

21日 ▶UML中央委員会、常任委員会と中央書記局のメンバーを決定。

26日 ▶ADB、ネパールに対して灌漑設備プロジェクトのため3000万ドルの低利子融資を決定。

3月5日 ▶UML分裂。B・ガウタム派46人の国会議員、ネパール共産党マルクス・レーニン主義者(ML)を結成。

▶UML、ガウタムら10人の国会議員を除名。

6日 ▶ポーダル下院議長，MLを議会政党として正式に承認。

7日 ▶ML，ガウタムを議員団長に選出。

11日 ▶ML全国集会開催（～13日）。13日にS・ブラダーンを委員長にガウタムを書記長に選出し，綱領を採択。

13日 ▶コイララNC総裁，政治安定のためUML，RPP，NWPP，MLの首脳と会談（～15日）。

16日 ▶木材・薪をネパール木材公社を通して販売する新木材政策実施。

17日 ▶シャルマ蔵相，A・M・S・キブラ・バングラデシュ蔵相と会談。

21日 ▶タバ首相，総選挙だけが現在の政治的不安定を解決できるという見解を表明。

23日 ▶NCとML，連立の可能性について会談。

24日 ▶NSP第3回党大会開催（～26日）。

26日 ▶K・P・バッタライ前NC総裁，次期総選挙に出馬する意向を表明。

30日 ▶ネパール・インド商務次官会談（～4月1日）。プルバリ・ルートの使用日数を2日から4日に増やすことで合意。

4月3日 ▶第13会期国会開催（～5月8日）。

10日 ▶タバ首相辞任。

12日 ▶G・P・コイララ首相就任。

▶NC中央執行委員会，他党と連立しないことを決定。

▶UML，コイララ内閣に対する閣外協力を決定。

13日 ▶ネパール政府，日本政府と5億8700万円の食料援助を受けることで合意。

15日 ▶G・P・コイララ内閣発足。

▶RPP，国会で野党として行動することを表明。NCが一方向的に連立を破棄したことを批判。

17日 ▶チャンド派RPP，内閣信任案に賛成

することを決定。

18日 ▶G・P・コイララ内閣信任案可決。

21日 ▶コイララ首相，内閣増員。

▶MLを含む左翼9政党が合同で反国家法改正案に反対する覚書をコイララ首相に提出。

22日 ▶約60人のNC議員，内閣人事に反対して国会をボイコット。

23日 ▶K・B・カドゥカ供給相兼森林・土壌保全相辞任。

30日 ▶アメリカ・ビジネス評議会とネパール・アメリカ商工会議所，合同会議開催。

5月3日 ▶ガイユーム・モルディヴ大統領来訪（～4日）。

6日 ▶下院，UMLのL・S・スッパを副議長に選出。

10日 ▶計画委員会の新メンバー就任。

12日 ▶コイララ首相兼外相，今回のインドによる核実験が南アジアにおける核兵器開発競争につながらないことを希望するという声明を発表。

16日 ▶在カトマンドゥ・インド大使館，核実験によってインドの核兵器開発能力があることが証明された，との声明を発表。

17日 ▶南アジア地域協力連合（SAARC）商業相会議，WTOに対する共同声明を採択。

25日 ▶NC，全国集会開催（～27日）

28日 ▶ナラヤナン・インド大統領来訪（～30日）。

▶コイララ首相兼外相，パキスタンの核実験は南アジアの安全保障を侵すものである，との声明を発表。

29日 ▶インド工業連合代表団来訪（～30日）。ネパール商工会議所（FNCCI）と会談。

6月3日 ▶K・V・ラジャン・インド大使，カラパニのネパール領はインドに所属するという見解を表明。

4日 ▶デウバ元首相，インドとパキスタン

による核実験を批判する声明を発表。

7日 ▶インド大使館、ラジャン大使のカラパニ問題についての発言はメディアによって歪められたと主張。

9日 ▶左翼9政党、政府批判のキャンペーンを開始。

11日 ▶チャンド派RPPのデヴコータ党首、同党を選挙委員会にRPP(Chand)の名称で登録。

12日 ▶アディカリUML委員長、カラパニはネパール領であると主張。

14日 ▶ブラダーンML委員長、マハカリ条約の下院通過がUMLの分裂につながったと指摘。

▶第2回ネパール・インド通商協議、デリーで開催。両国商務次官が会談。

15日 ▶マハト蔵相、自主的所得申告の最終日を6月29日まで延期。自主的所得申告の適用により8850万^米の税収増加。

▶M・R・シャルマ外務次官、ラジャン・インド大使に対し、インド政府が一方向的にカラパニを立入禁止地域としたことに抗議。

20日 ▶選挙管理委員会、ML、チャンド派RPP、社会党の政党登録を認める。

21日 ▶ネパール・インド電力貿易委員会、インドからネパールへの電力供給を拡大することを決定。

28日 ▶第14会期国会開催(～10月18日)。

29日 ▶RPPのM・D・ベグ下院議員暗殺される。

7月2日 ▶商業省、ネパールがブルバリ・ルートを毎日利用することをインドが承認したと発表。

3日 ▶国家計画委員会のコイララ議長、第9次計画(1997-2002年)の最終案を承認。

7日 ▶マハト蔵相、VAT完全実施の意向を示す。

8日 ▶下院の審議でUMLとML、政府に毛派共産党によるテロ対策を明らかにするよう要求。

10日 ▶マハト蔵相、98/99年度予算案を発表。予算規模697億^米。

16日 ▶ネパール石油公社、ガソリン、ディーゼル油の価格を1^{リットル}当たり1^米値上げ。

17日 ▶P・R・リーガル国家計画委員会副議長、第9次5カ年計画を発表。

▶VAT導入に抗議するストライキ実施(～20日)。

21日 ▶国王、M・D・ベグ暗殺捜査のため捜査委員会を設置する閣議要請を受理。委員長には最高裁判事のH・P・シャルマが就任。

23日 ▶首相を委員長として工業、商業および貿易に関する諮問委員会設置。

24日 ▶ADB、ネパール政府に援助をスケジュールどおりに使用するよう要請。

29日 ▶コイララ首相、コロンボでのSAARCサミットに出席(～31日)

8月7日 ▶アディカリUML委員長、物価急騰について議論を行う動議を提出するが、賛成53反対85で否決。

9日 ▶政府はネパール商業会議所を中心とする反VAT行動委員会と対話。

14日 ▶コイララ首相、ネパールはILO憲章を批准すべきだと演説。

16日 ▶ML中央委員会、NCと連立政権を組むことを決定。

17日 ▶NC中央執行委員会、MLと連立政権を組むことを決定。

18日 ▶UMLから下院に提出された政府の毛派共産党によるテロ対策について審議を求める動議は賛成61、反対85で否決。

19日 ▶NC中央執行委員会、MLとの連立政権樹立後も政策を変更しないことを決定。

27日 ▶NCとMLの連立政権発足。MLの国

会議員13名が入閣。

29日 ▶NCとMLは25項目の政策協定締結。

9月1日 ▶大蔵省、FNCCIとVATに関して39項目の合意を締結。

2日 ▶コイララ首相、非同盟諸国サミット出席のため南アフリカ訪問(～3日)

5日 ▶コイララ首相、カタール訪問(～7日)。

▶国王、コイララ首相に対し最近の自然災害被害の詳細を問う書簡を送付。

14日 ▶P・R・リーガル国家計画委員会副議長、貧困緩和が最重点課題と発言。

17日 ▶野党の反対のもとで地方自治政府法案下院通過。議員間で乱闘騒ぎが起きる。

20日 ▶ネパール・インド両国、輸送路条約の更新に合意。

10月10日 ▶スッパ下院副議長辞任。

14日 ▶B・R・ジョシ、下院副議長に就任。

16日 ▶R・C・ボーデル議長弾劾動議、否決。

23日 ▶国家開発行動委員会開催。

26日 ▶コイララ首相、4月中旬から5月中旬までが総選挙に適切である、との見解を発表。

27日 ▶ボーデル下院議長は現下院の任期終了後、1999年11月に総選挙が行われるべきだという見解を表明。

29日 ▶ネパールUML書記長、総選挙が早急に実施されるべきであるという見解を表明。

11月2日 ▶国会議員団、ブータン訪問(～5日)。

▶T・ダーカル農相、NCとMLは総選挙を来年4月から5月に行うことで合意と発表。

3日 ▶コイララ首相来日(～6日)。4日に小渕首相と会談。

17日 ▶ゴータムML書記長、政府と左翼9政党間の合意事項が12月1日までに実施されなければ、連立から脱退する意向を表明。

18日 ▶UML中央委員会開催(～21日)。早期総選挙実施を要求。

19日 ▶日本の衆議院議員団来訪(～21日)。

23日 ▶ML中央委員会(～25日)、政府と9左翼政党の間での合意事項が12月1日までに実施されなければ、連立から脱退することを確認。

25日 ▶NC・ML会談開始。

27日 ▶ネパールUML書記長、37項目の要求書をコイララ首相に提出。

29日 ▶R・C・アディカリ副保健相、外交官用パスポートを他人に渡したことを認め辞任。

12月4日 ▶コイララ首相、来年4～5月に総選挙を実施する方針を発表。

5日 ▶ネパール政府とインド政府、本日で期限が切れる91年通過条約の1カ月延期に合意。

9日 ▶会計検査院、過剰輸出により米不足が生じたことについて大蔵相、農業相、供給相から事情聴取を実施。

10日 ▶MLの大臣8人、国務大臣2人、副大臣2人が辞任し、MLは連立政権から離脱。

11日 ▶コイララ首相、下院解散と99年3月11日の総選挙実施を国王に進言。

▶MLを中心とする下院議員62人、内閣不信任案を審議するための特別会期開催を要求。

20日 ▶NCとUML、99年4月13日までに総選挙を実施することで合意。

21日 ▶コイララ首相辞任。

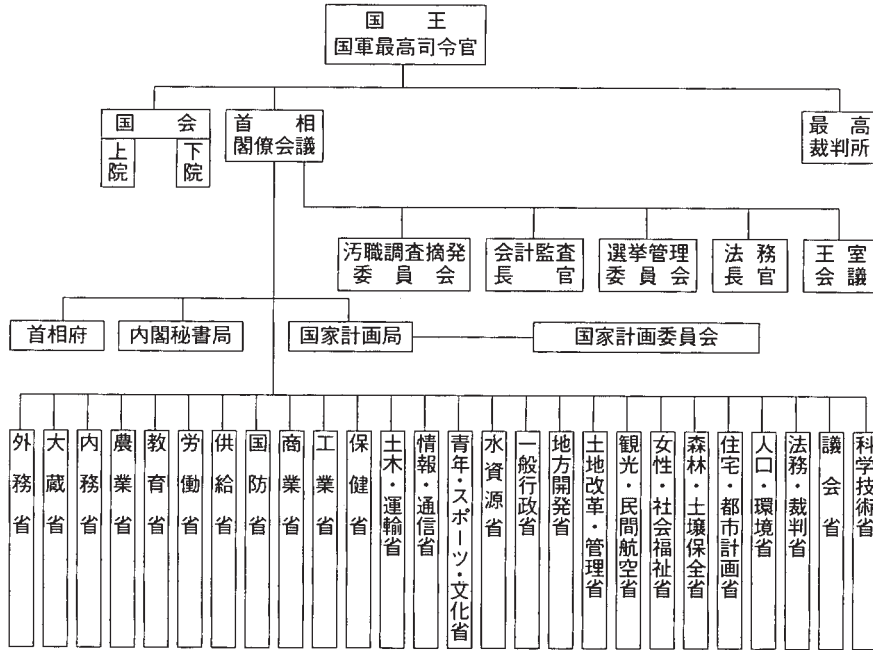
23日 ▶下院議員135人がG・P・コイララを首相として支持する署名を提出。国王、コイララを首相に再指名。

24日 ▶下院特別会期開催。しかし、首相が既に辞任しているため、同日に閉会。

25日 ▶NC, UML, NSP連立政権発足。

参考資料 ネパール 1998年

① 国家機構図 (1998年12月末現在)



② ネパール会議派(NC)政権

閣僚名簿 (4月21日時点)
(4月15日発足, 4月21日増員)

首相(兼外務相, 国防相, 王室担当相)

Girija Prasad Koirala

副首相(兼水資源相)

Shailaja Acharya

工業相(兼労働相)

Dhundiraj Shastri

商業相(兼土地改革・管理相)

Chiranjibi Wagle

供給相(森林・土壌保全相)

Khum Bahadur Khadka

内務相

Govinda Raj Joshi

農業相

Chakra Prasad Banstola

大蔵相

Ram Sharan Mahat

土木・運輸相

Bijay Kumar Gachhedar

教育相(兼住宅・都市計画)

Arjun Narsingh K. C.

一般行政相

Bimalendra Nidhi

地方開発相

Prakash Man Singh

通信・情報相

Mahantha Thakur

保健相

K. B. Gurung

法務・裁判相

Siddharaj Ojha

議会議相(兼科学・技術相)

Omkar Shrestha

1998年 参考資料

観光・民間航空相 Ananda Prasad Dhungana
青年・スポーツ・文化相(兼人口・環境相)
Purna Bahadur Khadka

NC, ネパール共産党マルクス・レーニン主義者(ML)連立政権閣僚名簿

(1998年8月27日発足時点)

首相(兼外務相, 国防相, 王室担当相)

Girija Prasad Koirala (NC)

副首相(兼水資源相) Shailaja Acharya (NC)

工業相 Hem Raj Rai (ML)

土地改革・管理相 Chiranjibi Wagle (NC)

供給相 Khum Bahadur Khadka (NC)

森林・土壌保全相

Ananda Prasad Dhungana (NC)

内務相 Govinda Raj Joshi (NC)

農業相 Trilochan Dhakal (ML)

大蔵相 Ram Sharan Mahat (NC)

土木・運輸相 Bijay Kumar Gachhedra (NC)

教育相 Arjun Narasingh K. C. (NC)

住宅・都市計画相

Rajendra Prasad Shrestha (ML)

一般行政相 Bimalendra Nidhi (NC)

地方開発相 Keshav Lal Shrestha (ML)

通信・情報相 Radha Krishna Mainali (ML)

保健相 K. B. Gurung (NC)

法務・裁判相 Sitanandan Raya (ML)

議会相 Omkar Prasad Shrestha (NC)

観光・民間航空相 Yam Lal Kandel (ML)

青年・スポーツ・文化相

Purna Bahadur Khadka (NC)

人口・環境相 Ambika Sanwa (ML)

国務大臣

労働担当 Govinda Nath Upreti (ML)

商業担当 Jagat Bahadur Bogati (ML)

科学・技術担当 Raj Dev Goit (NC)

女性・福祉担当 Mina Randey (NC)

NC, ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義者(UML), ネパール友愛党(NSP)連立政権閣僚名簿

(1998年12月25日発足時点)

首相(兼外務相, 国防相, 王室担当相, 農業相, 土地改革・管理相, 供給相, 土木・運輸相, 住宅・都市計画相, 森林・土壌保全相, 労働相)

Girija Prasad Koirala (NC)

大蔵相(兼法務・裁判相)

Bharat Mohan Adhikari (UML)

内務相(兼一般行政相)

Govinda Raj Joshi (NC)

工業相 Gajendra Narayan Singh (NSP)

教育相(兼女性・福祉相)

Kul Bahadur Gurung (NC)

地方開発相 Kmrit Kumar Bohara (UML)

水資源相(兼保健相) Pradip Nepal (UML)

商業相(兼青年・スポーツ・文化相)

Purna Bahadur Khadka (NC)

観光・民間航空相(兼科学技術相)

Bhim Bahadur Rawal (UML)

情報通信相(兼議会相)

Jaya Prakash Prasad Gupta (NC)

人口・環境相 Ramesh Nath Pande (無所属)

主要統計

ネパール 1998年

1 基礎統計

| 年 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口* (1,000人) | 19,308 | 19,834 | 20,362 | 20,892 | 21,959 |
| 為替レート(1ドル=ルピー) | 45.65 | 49.25 | 49.94 | 55.22 | 57.03 |

(注) *1991年人口調査による推定値。

(出所) ネパール中央統計局, *Statistical Year Book of Nepal 1995*; Nepal Rastra Bank, *Economic Report 1996/97*.

2 産業別国内総生産(名目価格)

(単位:100万ルピー)

| | 1993/94 | 1994/95 | 1995/96 ¹⁾ | 1996/97 ²⁾ | 1997/98 ³⁾ |
|-----------------|---------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 農業・漁業・林業 | 80,589 | 85,569 | 96,896 | 108,785 | 110,823 |
| 鉱業 | 990 | 1,117 | 1,342 | 1,525 | 1,618 |
| 製造業 | 17,861 | 19,555 | 22,466 | 24,508 | 26,442 |
| 電気・ガス・水道 | 2,107 | 2,862 | 3,598 | 4,516 | 4,424 |
| 建設 | 19,621 | 23,093 | 26,093 | 27,807 | 27,382 |
| 商業・飲食業 | 22,497 | 24,326 | 28,317 | 31,609 | 34,309 |
| 運輸・通信・倉庫 | 12,625 | 13,995 | 15,898 | 19,761 | 22,497 |
| 金融・不動産 | 18,122 | 20,533 | 23,521 | 26,890 | 29,632 |
| 社会サービス | 17,128 | 18,924 | 21,257 | 23,991 | 26,074 |
| GDP (要素費用) | 187,123 | 204,914 | 233,456 | 262,630 | 275,491 |
| 間接税 (純) | 12,149 | 14,261 | 15,457 | 17,952 | 17,970 |
| GDP (市場価格) | 199,272 | 219,175 | 248,913 | 280,582 | 293,461 |
| GDP (84/85年度価格) | 69,686 | 71,685 | 75,773 | 78,762 | 80,562 |
| 農業 | 33,017 | 29,917 | 31,239 | 32,529 | 32,887 |
| 非農業 | 39,669 | 41,768 | 44,534 | 46,233 | 47,675 |
| GDP成長率(%) | 7.90 | 2.87 | 5.70 | 3.94 | 2.29 |

(注) 1)修正推計値。2)暫定推計値。3)予想値。

(出所) HMG Ministry of Finance, *Economic Survey 1997/98*, Statistical Tables. 1.2, 1.3.

3 国家財政

(単位:100万ルピー)

| | 1993/94 | 1994/95 | 1995/96 | 1996/97 | 1997/98 ¹⁾ | 1998/99 ²⁾ |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 総支出 | 33,597.4 | 39,060.0 | 46,542.4 | 50,723.7 | 57,707.2 | 69,693.3 |
| 経常支出 | 12,409.2 | 19,265.1 | 21,561.9 | 24,181.1 | 27,693.9 | 31,952.2 |
| 開発支出 | 21,188.2 | 19,794.9 | 24,980.5 | 26,542.6 | 30,013.3 | 37,741.1 |
| 総収入 | 21,974.4 | 28,512.3 | 32,718.3 | 36,361.7 | 38,792.3 | 47,251.2 |
| 歳入 | 19,580.8 | 24,575.2 | 27,893.1 | 30,373.5 | 32,799.1 | 39,479.5 |
| 外国無償援助 | 2,393.6 | 3,937.2 | 4,825.2 | 5,988.2 | 5,993.2 | 7,771.7 |
| 財政収支 | -11,623.0 | -10,547.7 | -13,824.1 | -14,362.0 | -18,914.9 | -22,442.1 |
| 財政赤字補填 | | | | | | |
| 外国借款 | 9,163.6 | 7,312.3 | 9,463.9 | 19,043.6 | 12,682.8 | 17,732.1 |
| 国内借入 | 1,820.0 | 1,900.0 | 2,200.0 | 3,000.0 | 3,400.0 | 4,710.0 |
| 現金残高 | 639.4 | 1,335.4 | -2,160.2 | -2,318.4 | 2,832.1 | 0 |

(注) 1)修正推計値。2)推計値。

(出所) HMG Ministry of Finance, *Budget Speech of the Fiscal Year 1998/99*.

1998年 主要統計

4 国際収支

(単位：100万ルーピー)

| | 1994/95 | 1995/96 | 1996/97 | 1997/98* |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 貿易収支 | -46,060.1 | -54,658.1 | -73,606.9 | -41,652.2 |
| 輸出 (FOB) | 17,680.3 | 19,912.7 | 22,507.2 | 16,923.6 |
| 輸入 (CIF) | 63,740.4 | 74,570.8 | 96,114.1 | 58,575.8 |
| 2. サービス (純) | 23,565.2 | 20,922.7 | 39,360.7 | 19,242.6 |
| 収入 | 37,478.5 | 37,178.5 | 53,180.5 | 28,460.8 |
| 支出 払 | 13,913.3 | 16,255.8 | 13,819.8 | 9,218.2 |
| 3. 移転 (純) | 10,708.8 | 12,193.2 | 15,130.1 | 10,474.0 |
| 収入 | 11,227.2 | 12,766.3 | 16,347.3 | 11,561.4 |
| 支出 払 | 518.4 | 573.1 | 1,217.2 | 1,087.4 |
| 4. 経常収支 | -11,786.1 | -21,542.2 | -19,116.1 | -11,935.6 |
| 5. 公的資本収支 (純) | 8,804.7 | 7,401.0 | 8,390.2 | 5,520.4 |
| 外国借款 | 11,395.9 | 10,284.7 | 11,232.9 | 7,202.0 |
| 償還 | 2,591.2 | 2,883.7 | 2,842.7 | 1,681.6 |
| その他資本収支 | 2,501.0 | 12,703.3 | 12,319.5 | 10,715.6 |
| 6. 外貨準備増減 (-は増) | -480.3 | -1,050.1 | 3,214.3 | 4,702.8 |

(注) * 7月16日から3月15日までの暫定値。

(出所) 表2に同じ (Table 6.7)。

5 対外貿易

(単位：100万ルーピー)

| | 対インド | | | 対インド以外 | | | 貿易収支 | 貿易総額 |
|-----------------------|---------|----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| | 輸出 | 輸入 | 収支 | 輸出 | 輸入 | 収支 | | |
| 1992/93 | 1,621.7 | 12,542.1 | -10,920.4 | 15,644.8 | 26,663.5 | -11,018.7 | -21,939.1 | 56,472.1 |
| 1993/94 | 2,408.9 | 17,035.4 | -14,626.5 | 16,884.5 | 34,535.4 | -17,650.9 | -32,277.4 | 70,864.2 |
| 1994/95 | 3,124.3 | 19,615.9 | -16,491.6 | 14,514.9 | 44,063.6 | -29,548.7 | -46,040.3 | 81,318.7 |
| 1995/96 | 3,682.6 | 24,398.6 | -20,716.0 | 16,198.5 | 50,055.9 | -33,857.4 | -54,573.4 | 94,335.6 |
| 1996/97 ¹⁾ | 5,448.3 | 25,843.9 | -20,395.6 | 17,032.3 | 70,161.7 | -53,129.4 | -73,525.0 | 118,486.2 |
| 1997/98 ²⁾ | 6,163.3 | 19,457.0 | -13,293.7 | 13,292.4 | 46,725.2 | -33,432.8 | -46,726.5 | 85,637.9 |

(注) 輸出はFOB, 輸入はCIF。1) 暫定値。2) 7月16日から4月15日までの暫定値。

(出所) 表2に同じ (Table 6.1)。

6 電力の生産・輸入・輸出

(単位：100万kWh)

| | 消費 | 損失電力 | 生産および輸入 | 輸入 | 輸出 |
|-----------------------|---------|-------|---------|-------|-------|
| 1992/93 | 709.4 | 253.9 | 963.3 | 82.2 | 46.1 |
| 1993/94 | 765.9 | 268.3 | 1,034.2 | 101.5 | 71.1 |
| 1994/95 | 829.5 | 287.3 | 1,116.8 | 110.0 | 42.4 |
| 1995/96 | 929.6 | 309.9 | 1,239.5 | 70.9 | 66.3 |
| 1996/97 | 1,007.7 | 335.1 | 1,335.8 | 129.4 | 100.0 |
| 1997/98 ¹⁾ | 1,031.8 | 348.5 | 1,380.3 | 196.0 | 72.3 |

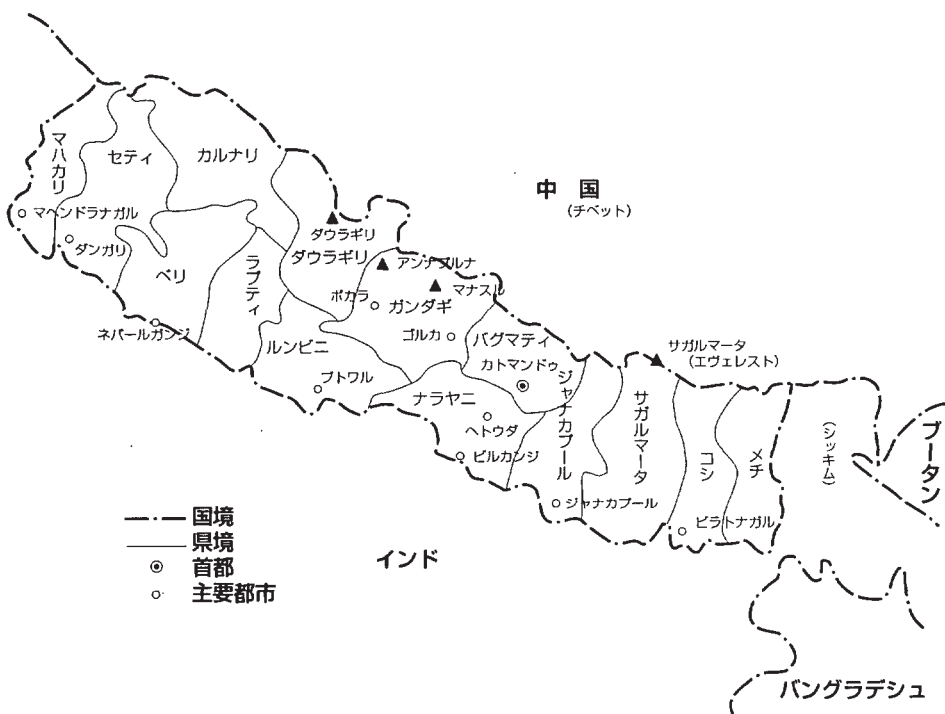
(注) 1) 推定値。(出所) 表2に同じ (Table 4.2)。

Yearbook of Asian Affairs:
1990 - 1999
Nepal

1999

ネパール

| | | |
|------------------------------|------|--------------------------------|
| ネパール王国 | 宗教 | ヒンドゥー教, 仏教 |
| 面積 14万7181 km ² | 政体 | 立憲君主制 |
| 人口 2304万人(1999/2000年, 中央統計局) | 元首 | ビレンドラ・ビール・ビクラム・シャハ・デヴァ国王 |
| 首都 カトマンドゥ | 通貨 | ルピー (1米ドル=68.15ルピー, 1999年8月2日) |
| 言語 ネパール語 | 会計年度 | 7月16日~7月15日 |



1999年のネパール

安定政権の誕生

うち かわ しゅう じ
内 川 秀 二

概 況

1994年11月の第3回総選挙の結果、いずれの政党も下院205議席の過半数103議席には達しなかった。ネパール憲法では内閣は下院の過半数によって信任されなければならない。そのため、2大政党であるネパール会議派(NC)と統一マルクス・レーニン主義ネパール共産党(CPN-UML：以下UML)とが交互に連立政権を組閣したが、政権はいずれも短命に終わった。1999年5月の総選挙では内閣信任に必要な過半数をとれる政党が現れるかどうか焦点となった。総選挙の結果、NCが205議席中112議席を獲得し、単独政権を樹立した。G・P・コイララ首相はNC総裁の任務に専念することになり、首相にはK・P・バッタライが返り咲いた。UMLから分裂したマルクス・レーニン主義ネパール共産党(CPN-ML：以下ML)および国民民主党タパ派から分裂した国民民主党(チャンド派)は1議席も獲得できないままに終わった。NCは12月9日の補欠選挙で2議席を追加し、下院で114まで議席を伸ばした。しかし、閣僚に自派閥の議員を重用したバッタライ首相は党内からの反発を買い、バッタライ首相辞任要求が出された。その結果、バッタライ首相は冬期国会終了後に辞任することが決まった。

1998/1999年度当初9カ月の実質GDP成長率は3.4%と、1997/1998年度の2.7%から上昇した。その一方で、1998/1999年度当初9カ月のインフレ率は、12.2%となった。1999年10月27日に政府は燃料価格の値上げを発表した。これはさらにバス、肥料、電気料金の値上げにつながった。UMLは値上げ撤回を要求し、下院で特別国会が開催されたが、UMLの動議に対してNCが提出した修正案が採択され、値上げの撤回にはつながらなかった。

11月26～28日までカトマンドゥで開催される予定であった第11回南アジア地域協力連合(SAARC)サミットは、インドがパキスタン軍事政権との対話を嫌ったため、無期限延期された。

国内政治

1999年総選挙

1998年12月にNCとUMLの協議の結果、下院任期の終了を待たず、1999年4月13日までに総選挙を実施することを前提に、コイララを首相とし、主要全国政党すべてが参加する政権を発足させることで合意が成立した。コイララ首相は12月21日にいったん首相を辞任し、同月23日下院議員135名がG・P・コイララを首相として支持する署名を提出した。そこで国王はコイララを首相に再指名し、25日にNC、UML、ネパール友愛党(NSP)による連立政権が発足した。

1999年1月13日から第15会期国会が開催されると、14日に同連立政権信任案が国会に提出され、賛成136反対40で可決された。NC、UML、NSP議員は賛成票を、ML、ネパール労農党(NWPP)は反対票を投じた。国民民主党はタパ派もチャンド派もともに棄権した。翌15日に国王は、コイララ首相の進言に基づき、下院を解散し、総選挙を5月3日と決定した。その後、内務省と選挙管理委員会との間で同一投票日に選挙を実施する場合、治安維持のための警察官を全国に配置できないことから、投票日を2日に分けることが議論された。これに対してUML、RPPタパ派、RPPチャンド派、NSPとネパール共産党マサルの代表は、選挙を段階的に行うのは民主的でないという理由で選挙管理委員会に総選挙投票日を全国同一日に行うよう要請した。しかし、2月28日に選挙管理委員会は投票日を2日に分けることを決定した。最高裁も投票日を2日に分けることは違憲であるという令状訴訟を退けた。最終的に投票日は5月3日と17日に決定され、3日には597万1095人、17日には735万5165人の選挙権保持者が投票を行うことになった。

総選挙には2427人が立候補届を提出したが、そのうち203人は立候補を取り下げた。その結果、144人の女性候補者を含む2224人が選挙に臨み、1605人の候補者が41政党から、619人が無所属で出馬した。ネパールの総選挙は小選挙区制に基づいている。NCは205選挙区すべてに候補者を立てたが、UMLは194人、MLは198人、RPPタパ派は197人、RPPチャンド派は184人、NSPは68人しか立候補しなかった。ほとんどの選挙区で主要政党すべてが独自の候補者を立てているため、1998年に分裂したUMLとML、RPPタパ派とチャンド派は不利になり、NCの優勢が予想されていた。さらに、選挙直前の4月26日にはM・M・アディカリ

安定政権の誕生

UML委員長が死去したため、UMLは一層不利な立場に立たされた。

NCの選挙綱領

NCの選挙綱領は3月20日にコイララ首相とK・P・バッタライ元首相によって発表された。選挙綱領は、ネパール人とネパールの経済的向上は、バランスのとれた民主社会主義的経済政策に依拠することで可能になり、このような政策によってのみ経済的繁栄が達成でき、平等と社会正義に基づく公平な分配が可能となる、と訴えている。さらに、国民は連立政権ではなく、単一政党が過半数を制する安定政権を望んでいる、とも主張している。農村開発については、教育、保健、灌漑、水道、道路、電話、電気といった基本インフラ整備のための基金を創設するほか、各村に毎年5万^{ルピー}の農村開発資金を支給することを公約している。経済政策については、今後5年に平均6%の国民所得成長を達成し、1人当たり所得水準を20年以内に700^{ドル}まで引き上げることを目標として掲げている。また、現在進行中の水力発電プロジェクトをできるだけ早期に完成させ、西セティ、パンチェスワール、コーシ、カルナリ水力発電プロジェクトの実施を公約している。

UMLの選挙綱領

UMLの選挙綱領は3月15日に発表された。選挙綱領は民主主義の擁護と基本的人権の保証といった原則論以外に、5年以内に識字率を100%にする、20年以内に1人当たり所得を3倍にするといった公約も掲げている。税制については間接税を削減し、累進課税制度の実施といった方向を示している。また、農業については土地改革の実施によって土地なし農民に土地を分与する、土地開発銀行の設立、農業保険制度の実施、長期的農業計画の作成を公約している。外交政策については、ネパール・インド平和友好条約の見直し、カラパニからのインド軍の撤退、海上までの無条件通行権の確保、南アジア諸国との協力関係の強化、ブータン難民問題の解決を公約として掲げている。

総選挙結果

5月3日と17日に投票が行われた。第1投票日の3日には90選挙区で投票が行われたが、選挙妨害および不正により70投票所で再投票が行われることになった。また、アディカリUML委員長の死去に伴い、同委員長が立候補していたカトマンドゥ1区および3区の投票日は延期されたほか、その他2選挙区でも候補者の

著作権の関係により、
この写真は掲載できません

死去により投票が延期された。選挙管理委員会は投票率を64.3%と発表した。第2投票日の17日には109選挙区で投票が行われ、投票率は60%と発表された。

選挙は予想どおりNCが過半数を制する大勝に終わった（「参考資料」参照）。NCでは1994年の選挙で落選していたバッタライ元首相が当選した。MLはS・ブラダーン委員長、B・D・ガウタム書記長以下49現職議員すべてが議席を失った。同様にRPPチャンド派もR・デヴコータ党首以下8人の現職議員すべてが議席を失った。

バッタライ内閣の誕生

NCの大勝が判明したあと、5月20日にコイララ首相は、コイララが党総裁を継続し、バッタライが首相につくことでバッタライとの間で合意が成立していることを発表した。5月27日にNC国会議員団がバッタライを団長に満場一致で選出したのを受けて、国王はバッタライを首相に指名した。そして、同31日にバッタライ内閣が組閣された。しかし、バッタライ首相は閣僚ポストを自派閥の議員に割り当てたため、党内の若手議員から反感を買った。そのため、7月21日に行

安定政権の誕生

われたNC国会議員団の会議において政府に対する不満が噴出した。そこで、コイララ総裁は7月26日に中央執行委員会のメンバーを一部入れ替えると同時に、党と政府の調整を行う委員会の5委員を任命した。

このような調整にもかかわらず、バッタライ首相に対する反発は、12月になってNC国会議員がバッタライ首相の辞任を求めた請願書に署名するという形で表面化した。12月23日にコイララ総裁とバッタライ首相の話し合いがもたれ、2000年5月まで行われる予定の冬期国会終了後、コイララ総裁が首相に返り咲くことが決められた。この背景にはコイララが党内の職務に専念する中で着実に党内での基盤を固めていったと推測される。NCが安定多数を占めているにもかかわらず、首相職を暫定的なものにするという決定に対してはマスコミから批判がでた。

ネパール共産党(毛沢東主義者)に対するNCの対応

1999年に入ってもネパール最西部地域を中心に毛沢東主義者によるテロが続発した。8月17日に行われたNC中央執行委員会では、政府に対して、続発するテロを抑えるために、行政的、政治的、法的措置をとるようにという要求が出された。同委員会は、これまで政府がとってきた手段は有効ではなく、毛沢東主義者は多政党制議会制民主主義を破壊することを目的とするテロリストの集団であると結論づけた。

9月9日、B・カードウカ内相は、内政に関するネパール諸法改正案(新反テロリスト法案)を国会事務局に提出した。この改正案に対してUMLとMLは反対を表明し、冬期国会で継続審議になる見込みである。

また、11月30日政府は、対応策を協議するために、デウバ元首相を議長とする6委員から成るハイ・レベル委員会を設置した。しかし、現実には毛沢東主義者との交渉は進んでいない。

経 済

GDP成長率の上昇

1998/1999年度当初9カ月(7月16日～4月15日)の実質GDP成長率は3.4%と、1997/1998年度(通年)の2.7%から上昇した。1998/1999年度同期の農業部門成長率は1.0%から2.4%に、非農業部門は3.9%から4.1%へと、ともに前年度実績から上向いている。1998/1999年度の消費は名目で11.6%増大し、2994億^{ルピー}に達し

表1 全国都市消費者物価指数(1983/84=100)

| | 1997年7月～ 1998年3月 | 1998年7月～ 1999年3月 | 変化率 (%) |
|-----|---------------------|---------------------|------------|
| 穀物 | 569.2 | 634.0 | 29.2 |
| 豆類 | 305.1 | 394.1 | 8.5 |
| 野菜 | 440.2 | 477.5 | -4.6 |
| 衣類 | 338.5 | 351.8 | 3.9 |
| 住宅 | 407.9 | 420.6 | 3.1 |
| 全品目 | 370.9 | 412.1 | 11.1 |

(出所) Ministry of Finance, *Economic Survey*
1998/99, p.99.

た。しかし、1998/1999年度の粗投資は名目で1997/1998年度よりも13.7%減少している。GDPに対する粗投資の対GDP比は1996/1997年度の25.3%、1997/1998年度の20.7%、1998/1999年度の17.3%と減少傾向を示しており、将来GDP成長率が鈍化することが予想される。他方、1998/1999年度の粗国内貯蓄は1997/1998年度より

25.3%増大し、354億^{ルピー}となった。その結果、粗国内貯蓄の対GDP比は1997/1998年度の9.5%から10.6%に上昇した。

農業生産はコメが1.9%、小麦が8.6%増大したため、食用穀物合計は633万^{トン}から647万^{トン}に2.1%増大した。1998/1999年度当初9カ月の工業生産指数の上昇率は4.4%で、1997/1998年度通年の6.8%から低下している。ネパールの重要産業である観光業について見ると、1998/1999年度に来訪した外国人観光客は1997/1998年度から9.9%増大し、46万4000人に達した。1998/1999年度当初9カ月のインフレ率(全国都市消費者物価指数)は、1998年10～11月に食料品価格が急騰したために、11.1%となった。

1998/1999年度当初9カ月の貿易赤字は354億9000万^{ルピー}であり、前年度同期の467億2650万^{ルピー}よりも縮小している。とくにインド以外の国との貿易で輸出が132億9240万^{ルピー}から170億3090万^{ルピー}に増大したのに対し、輸入が467億2520万^{ルピー}から397億5570万^{ルピー}に減少したために、貿易赤字が縮小した。

貧困撲滅

第8次計画(1992～1997年度)では、貧困線以下の人口比率を49%から42%に引き下げるのが目標とされていた。1996年に行われた生活水準調査によると、貧困線以下の人口比率は42%であった。ネパールは地域格差が大きいため、この比率も地域によって異なる(表2参照)。都市部では23%であったが、農村部では44%となっており、依然として農村貧困が重大な問題である。第9次計画(1997～2002年度)は貧困線以下の人口比率を42%から32%に引き下げることを目標にしている。

表2 貧困線以下層の人口比率 (%)

| 地 域 | 貧困層 | 最貧困層 | 合 計 |
|------|------|------|------|
| ヒマラヤ | 23.3 | 26.7 | 50.0 |
| 丘陵部 | 21.3 | 19.7 | 41.0 |
| 平野部 | 28.7 | 13.3 | 42.0 |
| 都市部 | 13.2 | 9.8 | 23.0 |
| 農村部 | 26.4 | 17.6 | 44.0 |
| 全国平均 | 24.9 | 17.1 | 42.0 |

(出所) Ministry of Finance, *Economic Survey*
1998/99, p.40.

『1998/1999年度経済白書』は、この目標を達成するために、雇用創出と農村開発を促進する方針を提示している。また、非政府金融機関によるマイクロ・クレジットを整備していく必要性も指摘している。

1999/2000年度予算

7月11日上下院合同本会議においてM・アチャルヤ蔵相により予算案が発表された。予算案では総支出額は、前年度予算の修正推定値を22.5%上回る772億ルピーとなっている。そのうち経常支出は12.1%、開発支出は32.9%増大した。1998/1999年度の歳入は369億ルピーで1997/1998年度と比べて11.9%しか増大しておらず、目標の395億ルピーには遠く及ばなかった。1999/2000年度予算も20.8%の増大を見込んでいるが、1998/99年度の実績を考えると、これは達成困難と思われる。他方、1998/1999年度の歳出は630億ルピーで1997/1998年度と比べて12.3%増大した。1999/2000年度予算は22.5%の増大を見込んでいるが、歳入が予定通りに増大しない可能性を考えると、103億ルピーの増大を予定している開発支出は大幅に削減されると考えられる。

1999/2000年度予算の特徴は、貧困撲滅に力点を置いていることである。「貧困撲滅基金」に1億ルピーを割り当てている。また、各選挙区から最貧困の100家族を選び、所得引き上げのための資金として年利5%で3万ルピーまでの貸し付けを行う計画も導入された。しかし、その実施細目については明らかにされていない。

燃料価格引き上げ

政府は、国際価格の上昇に合わせて10月27日ディーゼル油価格を15.5ルピーから23ルピーに、灯油価格を10.5ルピーから13ルピーに同日から引き上げを公表した。その後、バス、肥料、電気料金の値上げも発表された。これに対して、UMLなどの野党、労働組合、消費者団体などが一斉に反発した。12月7日UMLは、燃料価格引き上げについて議論するために、国王に特別国会の開催を要請した。その結果、12月14日より特別会期が開催された。UMLの動議に対して、NCは「石

油製品、肥料、電気料金の値上げによる国民への影響を軽減するよう、下院議会は必要な政策を作成・実施し、運用面で必要な改善を行うよう政府に指示する」という修正案を提出し、採択された。しかし、最終的に値上げは撤回されなかった。

対 外 関 係

ネパール・インド外相会談

9月9日から11日までJ・シン・インド外相が来訪し、11日にはR・S・マハト外相と共同声明を発表した。両国はこれ以前に、両国関係全般および相互の利益になるその他の問題について派遣団レベルでの会談を持っていた。今回両外相は、両国関係全般を監視し、両国の関係強化に提言を行う外相レベルの傘下組織としてネパール・インド合同委員会を活性化すること、パンチェスワール多目的プロジェクトについての合同細目プロジェクト報告書の早期完成、1997年6月に締結された電力貿易協定の実施を促進することでも合意した。ネパール側はインド・ルピーによるネパールへの投資をインドが自由化したことを評価した。そして、両者は早期に相互投資保護協定を交渉・締結すること、ネパールで輸出加工区を設置することに協力することでも合意した。

SAARCサミット

11月26～28日にカトマンドゥで開催される予定であった第11回SAARCサミットに備えて、8月後半から9月にマハト外相はSAARC諸国を訪問し、準備を進めていた。しかし、11月4日インド外務省は「インド政府は、SAARC議長と次期サミットの開催国であるネパールに対して、パキスタンで起きたクーデター後に南アジア地域内外で生じた疑念と動揺のために、SAARCの利益と会議の成果を挙げるためにはサミットを当分延期するのが適切であるという見解を通知した」と発表した。その後、議長予定者であったクラマトウンガ・スリランカ大統領は、パキスタンでのクーデターにもかかわらずサミットを開催するという当初の方針を変更した。11月6日にN・ロドゥリゴSAARC事務局長は、クラマトウンガ大統領が議長の権限でSAARC加盟国に対してサミットの無期限延期を通知する書簡を送付していたことを発表した。

安定政権の誕生

インド航空機ハイジャック

12月24日にトリヴバン空港から飛び立ったデリー行きインド航空機がハイジャックされる事件がおきた。同機には8人のネパール人が乗っていた。当初、インド側のマスコミによりネパール人乗客のG・M・タムラカールが乗っ取り犯の1人として報道された。最終的にこれは誤報であることが明らかになったが、この報道はインドに対する印象を悪化させた。

また、当日の午前パキスタン航空機で到着した4人のパキスタン人がそのままインド航空機に乗り込んで乗っ取りを行ったと報道された。マハト外相はこの報道は事実無根と反論したものの、この事件によってネパール側の空港警備体制が問われることになった。

2000年の課題

2000年5月に冬期国会が終了すると、バッタライ首相が辞任し、コイララNC総裁が首相に返り咲くことになったが、NC党内でのバッタライ派とコイララ派による派閥争いは依然として続いている。若手議員の不満は募っており、どのような形で世代交代が進められるのか注目される場所である。現在のところ、若手議員は世代交代を実施するだけの力をまだつけていない。NCが下院の過半数を占めている現状を考えると、NC党内での調整がうまく行われている限り、政権交代はないであろう。2000年においては5月以降のコイララ政権も安定すると予想される。他方、最大野党のUMLは分裂後に勢力を失っており、党の再生をどのように図っていくかが問われている。

1999/2000年度予算は貧困撲滅を強調した点で注目に値する。しかし、実施面については明らかにされておらず、実績が現れるまでには時間がかかりそうである。

(地域研究第1部)

重要日誌

ネパール 1999年

1月5日 ▶P・B・カードウカ(Khadka)商業相とヘグデ・インド商業相, ネパール・インド通過条約を2006年1月5日まで更新。以後7年ごとに自動更新。

13日 ▶下院15会期開催。

▶情報通信省, 2月19日よりテレビ・ラジオによるアルコール, タバコの宣伝禁止。

14日 ▶G・P・コイララ(Koirala)首相, 内閣信任案を下院に提出。賛成136, 反対40で信任案可決。

15日 ▶国王, コイララ首相の進言に基づいて下院を解散し, 5月3日に総選挙実施と決定。

18日 ▶コイララ首相とK・P・バッタライ(Bhattarai)元首相, とともに2選挙区から出馬することを表明。

24日 ▶国王夫妻インド訪問(～29日)。

2月1日 ▶選挙管理委員会, 総選挙の有権者見込みを1320万人と発表。

2日 ▶カードウカ商業相, ダッカで行われた第3回南アジア地域協力連合(SAARC)商業相会議に出席。

8日 ▶B・P・サーハ(Shaha)選挙管理委員会委員長, 全政党の代表を招集し, 総選挙実施について話し合う。

10日 ▶ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義者(UML), 165選挙区の公認候補を発表。

13日 ▶カトマンドゥで南アジア諸国の選挙管理委員会委員長会議開催。

15日 ▶ネパール共産党マルクス・レーニン主義者(ML), 106人の総選挙公認候補を発表。

16日 ▶ネパール労働党(NWPP)選挙綱領発表。

20日 ▶ネパール商工会議所連盟(FNCCI)の主催で社会経済サミット開催。

21日 ▶旅券スキャンダル調査委員会から内務大臣に提出された報告書によると, 13人の国会議員が公用パスポートを悪用していた。

▶ネパール会議派(NC)議員団, 旅券スキャンダルの容疑者および上院議員を総選挙の候補者として公認しない方針を決定。

▶ネパール政府, 農村マイクロ金融プロジェクトに対して2000万^{ドル}, メラムチ水道プロジェクトに対して500万^{ドル}の借款を受けることでアジア開発銀行(ADB)と合意。

25日 ▶ネパール友愛党(NSP), UML, タパ派国民民主党(RPP), チャンド派RPPとネパール共産党マサル(Masal)の代表が選挙管理委員会に総選挙投票日を全国同一日に行うよう要請。

27日 ▶NC, 205選挙区の公認候補を発表。

28日 ▶選挙管理委員会, 総選挙の投票日を2日に分けることを発表。

3月1日 ▶UML, 33総選挙候補者を追加発表。

2日 ▶最高裁, 総選挙の投票日を2日に分けるのは違法との訴えを却下。

3日 ▶政府, 総選挙の実施について19項目の誓約を発表。

▶公認から漏れた元NC下院議員は候補者の選定が不公平と批判。

▶ML, 51総選挙候補者を追加発表。

4日 ▶RPPチャンド派, 107選挙区の公認候補を発表。

5日 ▶UML候補者が毛派共産党に暗殺される。

8日 ▶NSP, 51総選挙公認候補を発表。

9日 ▶サーハ選挙管理委員会委員長, 総選挙投票日を5月3日と16日と発表。

10日 ▶RPPタパ派, 選挙綱領発表。

13日 ▶NC, 選挙キャンペーン開始。

15日 ▶UML, 選挙綱領発表。

1999年 重要日誌

- ▷RPPタパ派, 127総選挙公認候補を発表。
- 16日 ▷ネパール政府, 河岸工事に対して5億3700万円の贈与を受けることで日本政府と合意。
- 18日 ▷NSP, 選挙綱領発表。
- 20日 ▷NC, 選挙綱領発表。
- ▷NC, 19選挙区の候補者を変更。
- 24日 ▷ML, 選挙綱領発表。
- 25日 ▷橋本前首相来訪(～28日)。
- 26日 ▷外務省スポークスマン, NATOによるユーゴ空爆を批判。
- 28日 ▷FNCCI, インド商工会議所連盟と経済協力について会談。
- 29日 ▷選挙管理委員会, 42政党および無所属の2427候補者が総選挙に立候補したと発表。
- 4月18日 ▷NC労働組合委員長, ビルグンジで操業している500以上の工場で, 5万人の労働者が雇用されているが, その30%はインド人と指摘。
- 22日 ▷毛派共産党によるゼネスト実施。
- 26日 ▷M・M・アディカリ(Adhikari)UML委員長死去。
- 5月3日 ▷総選挙第1回投票実施。51投票所で投票延期。カトマンドゥ1区および3区ではアディカリUML委員長が立候補していたため, 6月8日に投票を延期。
- 17日 ▷総選挙第2回投票実施。
- 19日 ▷コイララ首相, K・P・バッタライ元首相が首相に就くことで合意が成立していることを表明。
- 20日 ▷R・デブコータ(Devkota)チャンド派RPP党首, 総選挙における自身の落選および党敗北の責任をとり, 辞任。
- 21日 ▷日本の選挙監視団, 総選挙が公平で平和的に行われたという見解を発表。
- 26日 ▷選挙管理委員会, 総選挙結果を王室および国会事務局に提出。4議席は未定。
- ▷選挙管理委員会, 3%以上の得票率を獲得したNC, UML, RPPタパ派, ML, RPPチャンド派, NSPを全国政党と認定。
- 27日 ▷国王, バッタライ元首相を首相に指名。
- ▷UML中央委員会は, M・K・ネパール(Nepal)書記長を議員団長に選出。
- 31日 ▷バッタライ内閣発足。
- 6月8日 ▷アディカリUML委員長死去のため延期されていたカトマンドゥ1区および3区の選挙実施。
- 20日 ▷第16会期国会開催(～9月25日)。
- 21日 ▷中央統計局, 1998/1999年度のGDP成長率を3.3%と発表。
- 23日 ▷下院, NCのT・N・ラナバット(Ranabhat)を議長に選出。
- ▷候補者の死去により延期されていたシラハ5区で総選挙実施。
- 26日 ▷候補者の死去により延期されていたスンサリ3区で総選挙実施。
- 30日 ▷内閣増員。
- 7月1日 ▷ビレンドラ国王, 上下両院合同国会で施政方針演説を行う。
- 5日 ▷クラマトウンガ・スリランカ大統領来訪(～9日)。
- 7日 ▷FNCCI年次総会開催。
- 9日 ▷1998/1999年度経済白書発表。
- 10日 ▷上院補欠選挙実施。NC 6, UML 4, NSP 1議席を獲得。
- 11日 ▷M・アチャルヤ(Acharya)蔵相, 1999/2000年度予算案発表。予算総額7723兆8200億^{ルピー}。
- 13日 ▷最高裁, 政府に対して国家人権委員会設置を命令。
- 14日 ▷上院議長選挙。3候補者がいずれも過半数の支持を得られず, 再選挙となる。
- 15日 ▷1997/1998年度収支決算書(Account

Bill)国会通過。

▶最高裁はカトマンドゥ市自治体およびラリトプール自治体に対し環境保全法、水資源法および自治体法に従ってベグマティ川およびビシュニューマティ川の水質保全のための方策を実施するよう指示。

21日 ▶最高裁、第4次改正土地法が憲法違反であるという訴えを却下。

22日 ▶RPPタパ派、タバ委員長を議長とする中央執行委員会を設立。

24日 ▶NC国会議員団、議員団執行委員10人を選出。

26日 ▶NC中央執行委員再選出。

▶コイララ総裁、党と政府間の調整を行う委員会の5委員を指名。

8月7日 ▶歳出法案の統計の食い違いをめぐって下院審議空転(～8日)。

12日 ▶上院、RPPのM・モーシン(Mohsin)を議長に選出。

13日 ▶閣議、週休2日制を8月22日から実施することを決定。

▶NC中央執行委員会開催。

16日 ▶閣僚とNC議員の懇談会開催。

17日 ▶付加価値税完全実施。

▶NC中央執行委員会、2000年6月14～17日に第10回党大会を開催することを決定。

▶R・S・マハト(Mahat)外相インド訪問(～19日)。

22日 ▶主要野党の委員長、総選挙の不正を究明する両院合同委員会の設置を要求。その後、下院の審議は空転(～9月1日)。

24日 ▶RPP中央執行委員会開催。

▶政府、債務救済のために5億5233万ドルを受けると日本政府と合意。

25日 ▶RPPチャンド派のL・B・チャンド(Chand)、両院合同委員会設置要求に支持を表明。

▶マハト外相、パキスタン、モルジブ、スリランカ訪問(～3日)。

29日 ▶政府、歳入諮問委員会を設置。

9月1日 ▶与野党、選挙実施方法についての全党議員委員会を設置することで合意。

▶下院議長、9常設委員会のメンバーを発表。

▶ML党中央委員会、第9回総会開催(～2日)。

5日 ▶デウバ元首相中国訪問(～16日)。9日に李鵬全国人民代表大会常務委員会委員長と会談。

7日 ▶バクタイ首相、政権発足後100日間の成果を不満足と表明。

▶下院、歳出法案可決。

▶カードウカ内相、権力乱用審査委員会の年報を提出。

8日 ▶32人の人権活動家、人権委員会の即時発足を求めてハンスト実施。

▶ML第2回党大会をポカラで開催。

▶J・シン(Singh)・インド外相来訪(～11日)。11日にマハト外相と共同声明発表。

9日 ▶ネパール、スリランカと定期航空便協定締結。

▶カードウカ内相、新反テロリスト法案を国会事務局に提出。

11日 ▶ネパールUML書記長中国訪問(～22日)。

13日 ▶J・Y・ティンリー(Thinley)ブータン外相、来訪(～16日)。

▶権力乱用審査委員会、元ロイヤル・ネパール航空社長らを汚職で告訴。

▶政府、1964年ネパール市民権法改正案を提出。

▶ネパール政府、観光・ビジネス・ビザの料金改定。

16日 ▶UML指導者のB・M・アディカリ、

1999年 重要日誌

新反テロリスト法案反対を表明。

17日 ▷9左翼政党、新反テロリスト法案反対を表明。

21日 ▷『カトマンドゥ・ポスト』紙、20万人以上の労働者が湾岸諸国に出稼ぎに行っていると報道。

▷政府、新通信政策を承認。

22日 ▷UNFPA、ネパールの人口は2180万人、平均寿命は57.5歳と発表。

▷電力開発センター、11水力発電プロジェクトを公募。

26日 ▷バクタライ首相とマハト外相、国連総会出席のためアメリカ訪問(～10月10日)。途中でベルギー、イギリスも訪問。

27日 ▷UNCTADの1999年世界投資報告書によると、1998年のネパールへの外国直接投資は900万ドルで、1997年の2300万ドルを大幅に下回った。

10月4日 ▷選挙管理委員会、3選挙区で下院補欠選挙を12月9日に実施すると発表。

5日 ▷D・セドドン(Seddon)らの研究は、1996/1997年度にGDPの25%に相当する690億²が海外送金によって流入したと指摘。

7日 ▷毛派共産党、全国ストライキ実施。

8日 ▷ADB、ネパールについての新戦略発表。

▷政府、日本政府と実行中のODAの一部として13億3070万²の贈与を受けることで合意。

12日 ▷コイララNC総裁、自らを含む国会委員会メンバー9人を決定。

23日 ▷国民戦線(RJM)中央委員会、第1回全国大会を11月14～16日に開催することを決定。

27日 ▷政府、軽油・灯油価格値上げ。

▷UML中央委員会第14回総会開催。

30日 ▷政府、公共バス運賃値上げ。

11月6日 ▷N・ロドリゴ(Rodrigo) SAARC事務局長、11月26～28日にカトマンドゥで開催予定であったSAARCサミットの無期限延期を発表。

16日 ▷ML、軽油・灯油料金値上げ反対のスト実施。

17日 ▷ネパール電力局、工業・商業用電気料金を25%、一般電気料金を30%値上げ。

▷RJM第1回全国大会、C・バハドゥール(Bahadur) KCを議長に選出。

19日 ▷M・M・ジョシー(Joshi)・インド人的資源開発相来訪(～20日)。

30日 ▷政府、毛派共産党問題について野党と討論するために、S・B・デウバ(Deuba)を議長とする特別委員会を設置。

12月1日 ▷UML議員団、石油製品・電気料金値上げに反対するために、下院特別会期開催を要求する中央委員会の決定を支持。

▷R・K・タムラカール(Tamrakar) 商業相、WTO閣僚会議において、ネパールがWTOの義務を実施するには時間を要すると主張。

3日 ▷I・K・グジュラール(Gujral) ・インド元首相、来訪。

9日 ▷下院補欠選挙実施。

14日 ▷下院特別国会開催(～22日)。

22日 ▷政府、道路整備のために4010万SDRの借款を受けることで国際開発協会と合意。

23日 ▷バクタライ首相、下院冬期国会の終了とともにコイララ総裁が首相に就くことで同氏と合意。

24日 ▷政府、行政サービスの実施状況を視察するため、閣僚を14県に派遣することを決定。

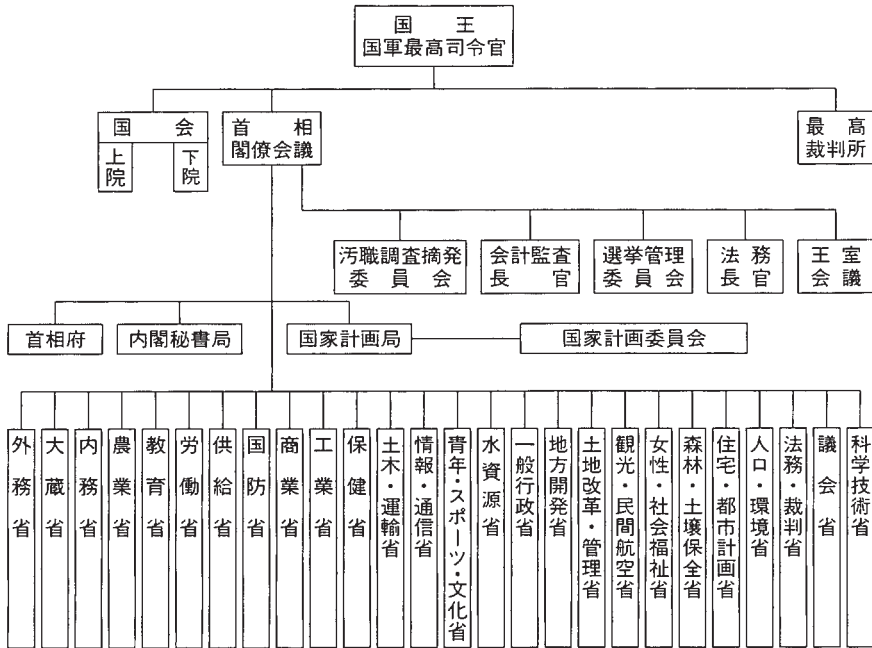
27日 ▷第3回ネパール・中国非政府協力フォーラム開催(～29日)。

30日 ▷RPPタパ派、チャンド派統合。

参考資料

ネパール 1999年

① 国家機構図



② ネパール会議派(NC)政権

閣僚名簿(12月末日時点)

(5月31日発足, 6月30日増員)

大臣

首相(兼国防相, 王室担当) K.P.Bhattarai
 外務相 Ram Sharan Mahat
 大蔵相 Mahesh Acharya
 内務相(兼情報・通信相) Purna Bahadur Khadka
 農業相 Chakra Prasad Bastola

教育相 Yog Prasad Upadhyay
 労働相(兼住宅・都市計画相) Bal Bahadur KC
 供給相 Prakash Man Singh
 商業相 Ram Krishna Tamrakar
 工業相 Omkar Prasad Shrestha
 保健相 Ram Baran Yadav
 土木・運輸相 Khum Bahadur Khadka
 青年・スポーツ・文化相 Sharad Singh Bhandari
 水資源相 Gobinda Raj Joshi
 一般行政相 Siddharaj Ojha

1999年 参考資料

地方開発相(兼女性・社会福祉相)

Chiranjibi Wagle

観光・民間航空相 Bijaya Kumar Gachhedar

森林・土壌保全相 Mahantha Thakur

法務・裁判相(兼議会相)

Tarini Dutta Chatau

人口・環境担当 Bhakta Bahadur Balayar

地方開発担当 Mohammed Aftab Alam

女性・社会福祉担当 Kamala Pant

教育担当 Rajendra Kharel

土地改革・管理担当 Gangadhar Lamsal

情報・通信担当 Govinda Bahadur Shah

国務大臣

科学技術担当 Surendra Prasad Chaudhary

労働担当 Ram Bahadur Gurung

(注) 国務大臣は大臣の補佐を務めるが、大臣が不在の場合、省の最高責任者となる。

③ 総選挙の党派別当選者数

(人)

| | 1991年5月 | 1994年11月 | 1999年5月 |
|------------------------------|---------|----------|---------|
| ネパール会議派(NC) | 110 | 83 | 112 |
| ネパール共産党(統一マルクス・レーニン主義者)(UML) | 69 | 88 | 70 |
| 国民民主党(タパ派)(RPP-T) | 1 | 20 | 11 |
| 国民民主党(チャンド派)(RPP-C) | 3 | | |
| ネパール友愛党(NSP) | 6 | 3 | 5 |
| 国民戦線(RJM) | | | 5 |
| ネパール労農党(NWPP) | 2 | 4 | 1 |
| 統一人民戦線(SJ) | 9 | | 1 |
| ネパール共産党(民主派)(NCP-D) | 2 | | |
| 無所属 | 3 | 7 | |
| 合計 | 205 | 205 | 205 |

(注) K・P・S・オリ－(UML), M・K・ネパール(UML), G・P・コイララ(NC)は2選挙区で選出されていたため、そのうち1議席を放棄した。12月9日に補欠選挙が行われ、NCが3議席を獲得した。その結果、12月末日現在の議席数はNC114、UML68となっている。

(出所) *Nepal Press Digest* (各号)。

主要統計

ネパール 1999年

1 基礎統計

| 年 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------------------|
| 人口 ¹⁾ (1,000人) | 19,834 | 20,362 | 20,892 | 21,959 | 22,499 |
| 為替レート ²⁾ (1ドル=ルピー) | 49.25 | 49.94 | 55.22 | 57.03 | 68.0 ³⁾ |

(注) 1)1991年人口調査による推定値。2)レートは1年平均。3)1998年のみ12月末日のレート。
 (出所) 人口についてはネパール中央統計局, *Statistical Year Book of Nepal 1995*; 為替レートは
 1997年まで Nepal Rastra Bank, *Economic Report 1996/97*, 1998年については *Rising Nepal*,
 1999年1月1日。

2 産業別国内総生産 (名目価格)

(単位: 100万ルピー)

| | 1993/94 | 1994/95 | 1995/96 | 1996/97 | 1997/98* |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 農業・漁業・林業 | 80,589 | 85,569 | 96,896 | 108,785 | 112,495 |
| 鉱業 | 990 | 1,117 | 1,342 | 1,495 | 1,477 |
| 製造業 | 17,861 | 19,555 | 22,466 | 24,816 | 26,605 |
| 電気・ガス・水道 | 2,163 | 2,862 | 3,598 | 4,457 | 4,481 |
| 建設 | 19,621 | 23,093 | 26,093 | 29,263 | 29,003 |
| 商業・飲食業 | 22,497 | 24,326 | 28,317 | 30,551 | 33,624 |
| 運輸・通信・倉庫 | 12,625 | 13,995 | 15,898 | 19,315 | 22,370 |
| 金融・不動産 | 18,122 | 20,533 | 23,521 | 27,157 | 29,725 |
| 社会サービス | 17,128 | 18,924 | 21,257 | 23,731 | 25,922 |
| G D P (要素費用) | 187,123 | 204,914 | 233,456 | 262,561 | 277,823 |
| 間接税 (純) | 12,149 | 14,261 | 15,457 | 17,952 | 18,724 |
| G D P (市場価格) | 199,272 | 219,175 | 248,913 | 280,513 | 296,547 |
| G D P (1984/85年度価格) | 69,686 | 71,685 | 75,773 | 79,388 | 81,551 |
| 農業 | 33,017 | 29,917 | 31,239 | 32,529 | 32,867 |
| 非農業 | 39,669 | 41,768 | 44,534 | 46,859 | 48,684 |
| G D P 成長率 (%) | 7.90 | 2.87 | 5.70 | 4.77 | 2.72 |

(注) *修正推計値。

(出所) HMG, Ministry of Finance, *Economic Survey 1998/99*, Statistical Tables 1.2, 1.3.

3 国家財政

(単位: 100万ルピー)

| | 1994/95 | 1995/96 | 1996/97 | 1997/98 | 1998/99 ¹⁾ | 1999/2000 ²⁾ |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|-------------------------|
| 総支出 | 39,060.0 | 46,542.4 | 50,723.7 | 56,118.3 | 63,043.1 | 77,238.2 |
| 経常支出 | 19,265.1 | 21,561.9 | 24,181.1 | 27,174.4 | 31,559.1 | 35,386.3 |
| 開発支出 | 19,794.9 | 24,980.5 | 26,542.6 | 28,943.9 | 31,484.0 | 41,851.9 |
| 総収入 | 28,512.3 | 32,718.3 | 36,361.7 | 38,340.5 | 42,736.2 | 53,174.1 |
| 歳入 | 24,575.2 | 27,893.1 | 30,373.5 | 32,937.9 | 36,850.0 | 44,518.7 |
| 外国無償援助 | 3,937.2 | 4,825.2 | 5,988.2 | 5,402.6 | 5,886.2 | 8,655.4 |
| 財政収支 | -10,547.7 | -13,824.1 | -14,362.0 | -17,777.8 | -20,306.9 | -24,064.1 |
| 財政赤字補填 | | | | | | |
| 外国借入 | 7,312.3 | 9,463.9 | 19,043.6 | 11,054.5 | 14,606.3 | 18,564.1 |
| 国内借入 | 1,900.0 | 2,200.0 | 3,000.0 | 3,400.0 | 4,710.0 | 5,500.0 |
| 現金残高 | 1,335.4 | -2,160.2 | -2,318.4 | 3,323.3 | 990.7 | 0 |

(注) 1)修正推計値。2)推計値。

(出所) HMG, Ministry of Finance, *Budget Speech of the Fiscal Year 1999/2000*.

1999年 主要統計

4 国際収支

(単位：100万ルピー)

| | 1995/96 | 1996/97 | 1997/98 | 1998/99* |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 貿易収支 | -54,658.1 | -70,998.8 | -61,453.9 | -30,553.6 |
| 輸出(FOB) | 19,912.7 | 22,663.1 | 27,494.4 | 23,243.1 |
| 輸入(CIF) | 74,570.8 | 93,661.9 | 88,948.3 | 53,796.7 |
| 2. サービス(純) | 20,922.7 | 39,360.7 | 29,127.5 | 17,262.5 |
| 収入 | 37,178.5 | 53,180.5 | 43,495.8 | 27,394.4 |
| 支払 | 16,255.8 | 13,819.8 | 14,368.3 | 10,131.9 |
| 3. 移転(純) | 12,193.2 | 15,130.1 | 17,297.9 | 13,621.7 |
| 収入 | 12,766.3 | 4,377.8 | 19,065.3 | 14,355.4 |
| 支払 | 573.1 | 1,217.2 | 1,767.4 | 733.7 |
| 4. 経常収支 | -21,542.2 | -16,508.0 | -15,028.5 | 330.6 |
| 5. 公的資本収支(純) | 7,401.0 | 8,390.2 | 10,369.6 | 5,468.7 |
| 外国借入 | 10,284.7 | 11,232.9 | 14,236.1 | 7,697.2 |
| 償還 | 2,883.7 | 2,842.2 | 3,866.5 | 2,228.5 |
| その他資本収支 | 12,672.9 | 9,699.2 | 14,940.2 | 2,739.5 |
| 6. 外貨準備増減(-は増) | -1,080.5 | 3,202.1 | 10,945.9 | 9,087.8 |

(注) * 7月16日から3月15日までの暫定値。
(出所) 表2に同じ (Table 6.7)。

5 対外貿易

(単位：100万ルピー)

| | 対インド | | | 対インド以外 | | | 貿易収支 | 貿易総額 |
|-----------------------|---------|----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| | 輸出 | 輸入 | 収支 | 輸出 | 輸入 | 収支 | | |
| 1993/94 | 2,408.9 | 17,035.4 | -14,626.5 | 16,884.5 | 34,535.4 | -17,650.9 | -32,277.4 | 70,864.2 |
| 1994/95 | 3,124.3 | 19,615.9 | -16,491.6 | 14,514.9 | 44,063.6 | -29,548.7 | -46,040.3 | 81,318.7 |
| 1995/96 | 3,682.6 | 24,398.6 | -20,716.0 | 16,198.5 | 50,055.9 | -33,857.4 | -54,573.4 | 94,335.6 |
| 1996/97 | 5,226.2 | 24,853.3 | -19,627.1 | 17,410.3 | 68,700.1 | -51,289.8 | -70,916.9 | 116,189.9 |
| 1997/98 ¹⁾ | 9,012.4 | 27,237.1 | -18,224.7 | 18,455.3 | 61,559.4 | -43,104.1 | -61,328.8 | 116,264.2 |
| 1998/99 ²⁾ | 9,314.2 | 22,079.4 | -12,765.2 | 17,030.9 | 39,755.7 | -22,724.8 | -35,490.0 | 88,180.2 |

(注) 輸出はFOB, 輸入はCIF。 1) 暫定値。 2) 7月16日から4月15日までの推定値。
(出所) 表2に同じ。(Table 6.1)。

6 電力の生産・輸入・輸出

(単位：100万kWh)

| | 消費 | 損失電力 | 生産および輸入 | 輸入 | 輸出 |
|-----------------------|---------|-------|---------|-------|-------|
| 1993/94 | 783.9 | 247.0 | 1,030.9 | 102.8 | 50.5 |
| 1994/95 | 839.3 | 278.2 | 1,117.5 | 113.8 | 39.5 |
| 1995/96 | 936.7 | 325.2 | 1,261.9 | 73.0 | 87.0 |
| 1996/97 | 1,027.8 | 340.8 | 1,368.6 | 154.0 | 100.2 |
| 1997/98 ¹⁾ | 1,051.2 | 322.0 | 1,373.2 | 210.3 | 63.3 |
| 1998/99 ²⁾ | 1,107.9 | 373.6 | 1,481.5 | 220.1 | 67.8 |

(注) 1) 修正値。 2) 推定値。
(出所) 表2に同じ (Table 4.2)。

編集統括

山田紀彦

青木まき

編集委員

清水達也（委員長）

藤田麻衣

中村正志

石塚二葉

濱田美紀

長田紀之

谷口友季子

南波聖太郎

渡辺綾

新谷春乃

編集制作

井出敦子（事務局）

池上健慈

平原友輔

林小夜子

土田ゆかり

アジア動向年報 1990-1999 ネパール編

2024年2月29日発行

編者・発行 アジア経済研究所

独立行政法人日本貿易振興機構

学術情報センター

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉3-2-2

（電話）043-299-9735

© 独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所 2024
無断転載を禁ず

ISBN 978-4-258-02065-2



9 784258 020652

IDE-JETRO

1990 ▶ 1999

ネパール編